

令和元年

小樽市議会会議録(4)

第3回定例会

小樽市議会

令和元年

小樽市議会第3回定例会

令和元年 9月 3日開会

令和元年 9月 24日閉会

令和元年第3回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 9月3日～9月24日（22日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 3日（火）	提案説明	建設常任委員会（選挙）
4日（水）	休 会	
5日（木）	〃	
6日（金）	〃	
7日（土）	〃	
8日（日）	〃	
9日（月）	会派代表質問 〔山田・酒井 両議員〕	議会運営委員会
10日（火）	会派代表質問 〔松田・面野 両議員〕 質疑及び一般質問 〔中村（岩雄）・小池 両議員〕	議会運営委員会
11日（水）	一般質問 〔高橋（龍）・小貫・松岩・ 高橋（克幸）・高野 各議員〕	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙） 決算特別委員会（選挙等）
12日（木）	休 会	予算特別委員会
13日（金）	〃	予算特別委員会
14日（土）	〃	
15日（日）	〃	
16日（月）	〃	
17日（火）	〃	予算特別委員会
18日（水）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
19日（木）	〃	
20日（金）	〃	
21日（土）	〃	
22日（日）	〃	
23日（月）	〃	
24日（火）	討論・採決等	議会運営委員会

令和元年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

○ 9月3日（火曜日） 第1日目

1 出席議員	1
1 欠席議員	1
1 出席説明員	1
1 議事参与事務局職員	2
1 開 会	3
1 開 議	3
1 会議録署名議員の指名	3
1 日程第1 議席の一部変更	3
1 日程第2 会期の決定	3
1 日程第3 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	3
○提案説明 市長（議1～議33、報1）	3
○提案説明 丸山議員（議34）	8
1 日程第4 休会の決定	9
1 散 会	9

○ 9月9日（月曜日） 第2日目

1 出席議員	11
1 欠席議員	11
1 出席説明員	11
1 議事参与事務局職員	12
1 開 議	13
1 会議録署名議員の指名	13
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	13
○会派代表質問 山田議員	13
○会派代表質問 酒井議員	24
1 散 会	49

○ 9月10日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	51
1 欠席議員	51
1 出席説明員	51
1 議事参与事務局職員	52
1 開 議	53
1 会議録署名議員の指名	53
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	53
○会派代表質問 松田議員	53
○会派代表質問 面野議員	68
○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	88
○質疑及び一般質問 小池議員	90
1 散 会	94

○ 9月11日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	97
1 欠席議員	97
1 出席説明員	97
1 議事参与事務局職員	98
1 開 議	99
1 会議録署名議員の指名	99
1 日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号	99
○一般質問 高橋（龍）議員	99
○一般質問 小貫議員	109
○一般質問 松岩議員	116
○一般質問 高橋（克幸）議員	126
○一般質問 高野議員	137
予算特別委員会設置・付託	144
決算特別委員会設置・付託	144
常任委員会付託	144
1 日程第2 陳情	144
1 日程第3 休会の決定	144
1 散 会	144

○ 9月24日（火曜日） 第5日目

1	出席議員	147
1	欠席議員	147
1	出席説明員	147
1	議事参与事務局職員	148
1	開 議	149
1	会議録署名議員の指名	149
1	日程第1 議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号並びに陳情並びに調査 予算特別委員長報告	149
	○討 論 酒井議員	152
	採 決	153
	決算特別委員長報告	154
	採 決	154
	総務常任委員長報告	154
	○討 論 酒井議員	155
	採 決	155
	経済常任委員長報告	156
	○討 論 高野議員	157
	採 決	157
	厚生常任委員長報告	158
	○討 論 丸山議員	159
	採 決	160
	建設常任委員長報告	160
	○討 論 小貫議員	161
	○討 論 千葉議員	162
	○討 論 林下議員	163
	採 決	163
1	日程第2 議案第35号	164
	○提案説明 市長（議35）	164
	採 決	164
1	日程第3 小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	164
1	日程第4 意見書案第1号ないし意見書案第7号	165
	○提案説明 酒井議員（意1、意2）	165
	○討 論 小貫議員	165
	採 決	166
1	閉 会	166

第3回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算
2	令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
3	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
4	令和元年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
5	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
6	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
7	平成30年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
8	平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	平成30年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
10	平成30年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	平成30年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	平成30年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	平成30年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
15	平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
16	平成30年度小樽市病院事業決算認定について
17	平成30年度小樽市水道事業決算認定について
18	平成30年度小樽市下水道事業決算認定について
19	平成30年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
20	平成30年度小樽市簡易水道事業決算認定について
21	小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案
22	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
23	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
24	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
25	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
26	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
27	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
28	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
29	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案
30	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案
31	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
32	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
33	損害賠償額の決定について
34	小樽市非核港湾条例案
35	小樽市教育委員会委員の任命について
報告1	専決処分報告〔令和元年度小樽市一般会計補正予算（全国高等学校野球選手権大会出場補助金、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業費及び施設維持補修費に係る予算）〕

○意見書案

1	マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）
2	令和２年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と、幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書（案）
3	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
4	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）
5	水産業の体質強化を求める意見書（案）
6	太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書（案）
7	筋痛性脳脊髄炎患者の救済を求める意見書（案）

○陳 情

4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

山田議員（自由民主党）（９月９日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 市長の政治姿勢について
- ２ 財政健全化と人口減少問題について
- ３ 道の駅などについて
- ４ 町会支援員制度について
- ５ 北運河の観光導線などについて
- ６ 除排雪体制について
- ７ その他

酒井議員（日本共産党）（９月９日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 補正予算関連について
 - （１）幼児教育・保育の「無償化」関連予算について
 - （２）損害賠償について
- ２ 市長の政治姿勢について
 - （１）子どもの医療費助成について
 - （２）「観光税」について
 - （３）北海道新幹線札幌延伸、並行在来線について
 - （４）札幌自動車道小樽ＪＣＴについて
 - （５）旧湯鹿里荘について
- ３ ２０１８年度決算について
- ４ 公共施設再編素案について
 - （１）基本的な考え方について
 - （２）新・市営室内水泳プールについて
 - （３）商業高校跡の複合施設整備について
- ５ わかりやすい住居表示を
 - （１）住居表示地域における同一の住居番号解消を
 - （２）土地の地番で住所を表示している地域の住居表示について
- ６ その他

○会派代表質問

松田議員（公明党）（９月１０日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長公約の検証について
 - （１）公約の進捗状況について
 - （２）今後の公約実現への取組について
- 2 人口減対策について
- 3 公共施設再編計画について
 - （１）商業高校の跡利用について
 - （２）安全性の確保について
- 4 地域公共交通網形成計画について
 - （１）計画期間について
 - （２）バス減便の影響について
- 5 財政問題について
- 6 その他

面野議員（立憲・市民連合）（９月１０日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 除排雪について
- 2 総合体育館について
- 3 会計年度任用職員制度について
- 4 港湾について
- 5 観光について
- 6 その他

○質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（９月１０日３番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽市の災害医療について
 - （１）災害拠点病院である小樽市立病院について
 - （２）胆振東部地震における本市の災害医療に関する主な課題と対応について
 - （３）本市の医療機関を含めた今後の災害医療対応について
- 2 その他

小池議員（無所属）（９月１０日４番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 公園について
- 2 総合体育館と駐車場について
- 3 その他

○一般質問

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（９月１１日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 公共施設再編素案について
- 2 プログラミング教育について
- 3 その他

小貫議員（日本共産党）（９月１１日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市営住宅の充実について
- 2 市税の滞納について
- 3 洋上風力発電について
- 4 その他

松岩議員（自由民主党）（９月１１日３番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 人口減少対策について
 - （１）２０～２９歳の社会減対策について
 - （２）住環境について
 - （３）就業支援について
 - （４）移住・創業支援事業について
 - （５）小樽商科大学の学生の小樽定着について
 - （６）新たな住宅地域の創出について
 - （７）小児医療について
 - （８）今後の取組について
- 2 観光振興について
 - （１）小樽運河の商業利用について
 - （２）小樽港第３号ふ頭及び周辺の再開発について
- 3 北照高等学校のワイン作りについて
- 4 市職員の人事交流について
- 5 国土強靱化地域計画について
- 6 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（９月１１日４番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 人口減少問題について
- 2 人材育成について
- 3 ワンストップサービスについて
- 4 公用車の安全管理について
- 5 旧ごみ焼却場の解体について
- 6 小樽市総合博物館について
- 7 その他

高野議員（日本共産党）（９月１１日５番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 海水浴場に関連して
- 2 海洋プラスチックごみについて
- 3 路線バスについて
- 4 その他

議事参与事務局職員

事務局 長	中 田 克 浩
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	柴 田 真 紀
書 記	北 岡 尚
書 記	河 崎 仁 美

事務局 次長	佐 藤 典 孝
議事係 長	深 田 友 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和元年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議席の一部変更」を議題といたします。

お諮りいたします。

前田清貴議員の議席をただいま御着席のとおり25番とし、私の議席を24番に変更いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月24日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第33号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 提案理由を説明させていただく前に、一言御挨拶申し上げます。

昨年、8月26日施行の市長選挙で当選し、市長に就任をさせていただいてから1年が経過いたしました。この間、日々職員とともに課題の解決に当たってまいりましたが、人口問題など、解決しなければならない課題は山積していると実感しております。本市の抱える課題を解決するためには、オール小樽で臨む必要があり、また、この1年間、まちづくりに対する市民の皆様の熱い思いや意欲を感じているところでもあり、市長としてそのためのリーダーシップをしっかりと発揮することが私の役割だと感じているところでもあります。

二元代表制の下で、市議会には真摯に、そして誠実に向き合っていきたいと考えており、引き続き市政進展のため、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの令和元年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算の主なものといたしましては、平成30年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金や、10月から開始される幼児教育、保育の無償化を実施するため所要の補正を計上したほか、本年5月の炭鉄港の日本遺産認定に伴い、協議会構成自治体とともに情報発信や環境整備などを進めるための炭鉄港推進協議会負担金、昨年度に引き続き、地球温暖化防止のため二酸化炭素の排出抑制に向けた普及啓発事業を実施するクール・チョイス推進事業費を計上するとともに、地域公共交通網形成計画に基づき、市内の外国人観光客のバス利用促進を図ることを目的として、英語と中国語に対応した公共交通マップを作成するため、地域公共交通活性化事業費を増額いたしました。

また、除雪費につきましては、第1回定例会において、貸出ダンプ経費について、制度の見直しを含めた検討が必要であったため当初予算計上を見送っていましたが、利用者の皆様へのアンケート調査の結果や課題等を踏まえ、転回場の利用箇所数などを見直した上で除排雪車両借上料を計上したほか、銭函地区の雪堆積場変更による排雪運搬距離の増加などに伴い、除排雪業務委託料を増額いたしました。

そのほか、平成30年度一般会計の決算剰余金の2分の1を財政調整基金へ積み立てるとともに、将来の市庁舎建て替えに備えて庁舎建設資金基金を積み立てるほか、今年度より市町村に配分される森林環境譲与税につきまして、新設する基金に積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、平成30年度決算剰余金を繰越金として計上したほか、地方特例交付金、負担金、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに8億3,725万6,000円の増となり、財政規模は592億5,129万7,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第6号までの特別会計の補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業につきましては、昨年7月に発生した多目的荷役機械の故障に伴う損害賠償金を計上したことから、一般会計への繰出金を減額いたしました。

国民健康保険事業及び住宅事業につきましては、平成30年度決算剰余金を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

介護保険事業につきましては、平成30年度に超過交付となった国庫支出金等の返還などを計上いたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、平成30年度出納整理期間中に収納した保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための所要額を予算措置いたしました。

次に、議案第7号から議案第20号までの平成30年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額544億3,266万9,722円に対し、歳出総額は542億734万4,729円で、歳入から歳出を差し引いた額は2億2,532万4,993円となりました。この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源950万1,840円を差し引いた実質収支は2億1,582万3,153円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は482万1,170円の赤字、さらに財政調整基金の積み立てや取り崩しを考慮した実質単年度収支は、1億9,416万9,346円の赤字となりました。

歳入では固定資産税、都市計画税などの市税収入や地方消費税交付金が当初予算額を上回り、歳出では職員給与費、生活保護費、他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことから実質収支は黒字となりましたが、単年度収支、実質単年度収支は3年連続の赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率等につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、平成29年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、実質公債費比率は7.9%、将来負担比率は43.1%となり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、実質公債費比率は同率、将来負担比率は5.4ポイント改善いたしました。

一方、公営企業会計の資金不足比率につきましては、病院事業で材料費等の費用が増加したため0.7%となりましたが、そのほかの企業会計では前年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成30年度に実施した主な施策について、小樽市総合戦略の4つの施策プロジェクトに沿って説明申し上げます。

1点目のあずまい暮らしプロジェクトの取り組みでは、新たにナトリウム灯や無電極灯の既存街路防

犯灯をLED灯に改良する場合に9割の助成を行ったほか、交通に関する取り組みとしまして、JR南小樽駅のバリアフリー化のため、多目的トイレを整備する費用の一部を助成いたしました。また、空き家対策につきましては、周辺に被害を与える恐れがあり、危険度・緊急度が高い空き家に対して除却費用の一部を助成する特定空家等住宅除却費助成事業を開始いたしました。

2点目の樽っ子ブライド育成プロジェクトの取り組みでは、子育て世帯の負担軽減策として、こども医療費助成事業において、平成30年8月から課税世帯の3歳以上小学6年生までの入院の自己負担を軽減するとともに、平成30年9月から第3子以降の保育料の完全無料化を実施いたしました。また、スクールカウンセラーの派遣や学校司書の配置拡大、令和2年度より始まる小学3年生からの英語教育導入を見据えた外部講師の派遣拡大など、教育環境の向上を図りました。そのほか、幸小学校の耐震補強等工事に向けた実施設計や、ガバメントクラウドファンディングによる寄附金を活用し、総合博物館所蔵の蒸気機関車アイアンホース号のボイラー整備を行いました。

3点目のにぎわい再生プロジェクトの取り組みでは、平成29年度からの繰越事業として、外国人などの多様な観光客に対応した多言語表記やユニバーサルデザインを取り入れた歩行者案内標識を整備したほか、映画撮影などの誘致を目指し、ロケとご当地グルメの祭典「全国ふるさと甲子園」に北海道より初出展いたしました。また、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響による観光客の減少に対応するため、SNSやインターネットを通じて、本市が観光客の受け入れに支障がないことを国内外へ情報発信する事業などに支援いたしました。そのほか、北前船寄港地として日本遺産に追加認定されたことに伴う地域活性化事業の実施や、地域の企業活動の活性化により雇用創出を目指す地域雇用創造協議会の運営を支援いたしました。

4点目のあんしん絆再生プロジェクトの取り組みでは、胃がん検診における内視鏡検査や子宮頸がんへの自己検査キットによる検査の導入など、がんの早期発見に向けた取り組みを進めました。また、消防署銭函支署に配置している普通救急自動車を高規格救急自動車へ更新配備するとともに、手宮出張所と高島支所を統合した（仮称）消防署手宮支署の建設のため、基本設計を行いました。

次に、そのほかの主な施策について、説明申し上げます。

まず、令和2年度の個別施設計画策定に向けて、公共施設の集約化や複合化による再編を示す公共施設再編計画の策定に着手いたしました。また、色内ふ頭護岸の延命化を図るため、老朽化対策工事に向けた地質調査や実施設計などを行いました。そのほか、港湾整備事業において、平成15年に設置した多目的荷役機械の延命化対策のため、健全度調査の実施と維持管理計画の作成を行うとともに、老朽化が著しい引き船の用船契約期間満了により後継船を導入するため、新造船の建造工事に着手いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税で約2,623万円、地方消費税交付金で約4,008万円、地方交付税で約1億2,445万円の増収となりましたが、国庫支出金で約3億1,191万円、繰入金で約14億567万円、諸収入で約3億1,264万円、市債で4億4,774万円の減収となったことから、歳入総額では約22億2,021万円の減収となりましたが、このうち約8,743万円については、繰越事業の財源として令和元年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約23億4,860万円の不用額を生じましたが、この主なものとしては、民生費で扶助費や特別会計繰出金の減などにより約7億8,727万円、商工費で金融機関への預託金の減などにより約2億8,701万円、土木費で道路橋りょう費の国の交付金事業や港湾費の国直轄工事費負担金の減などにより約7億3,024万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康保険事業につきましては、

歳入総額 144 億 8,128 万 1,081 円に対し、歳出総額 144 億 152 万 4,559 円となり、差し引き 7,975 万 6,522 円の剰余金を生じました。

住宅事業特別会計につきましては、歳入総額 12 億 9,598 万 936 円、歳出総額 12 億 8,919 万 6,611 円となり、差し引き 678 万 4,325 円の剰余金を生じました。主な事業といたしましては、市営若竹住宅 3 号棟の建てかえ工事が昨年 12 月で完了し、本年 4 月から供用を開始したほか、市営住宅改善事業として、祝津住宅 7 号棟・8 号棟及び潮見台 A 住宅の外壁等改修工事を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額 150 億 6,077 万 276 円に対し、歳出総額 143 億 7,311 万 3,365 円となり、差し引き 6 億 8,765 万 6,911 円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち超過交付となった 3 億 8,121 万 1,203 円については、令和元年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額 21 億 4,257 万 4,168 円に対し、歳出総額 20 億 8,512 万 1,398 円となり、差し引き 5,745 万 2,770 円の剰余金を生じました。この剰余金は、平成 30 年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和元年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は入院収益及び外来収益の減などによる医業収益の減により 1 億 7,193 万 904 円の減収となり、支出では給与費及び材料費などの減による医業費用の減などで 2 億 3,368 万 1,377 円の不用額を生じました。資本的収支では、収入は長期貸付金償還金の増などにより 446 万 9,000 円の増収となり、支出では長期貸付金の減などにより、不用額は 85 万 6,841 円となりました。なお、当年度純損失 5 億 9,406 万 8,062 円につきましては、繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は給水収益の増などにより 917 万 3,018 円の増収となり、支出では営業費用などで 1 億 8,900 万 8,094 円の不用額を生じました。資本的収支では、収入は企業債借入れの減などにより 2 億 7,220 万 4,004 円の減収となり、支出では建設改良費などで 2 億 5,538 万 949 円の不用額を生じました。なお、当年度末処分利益剰余金 9 億 5,084 万 5,152 円のうち、4 億 9,963 万 572 円につきましては自己資本金として処分し、4 億 5,121 万 4,580 円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は下水道使用料は増加したものの、営業外収益などで減少となったことにより、2,116 万 2,903 円の減収、支出では営業費用などで 2 億 496 万 2,759 円の不用額を生じました。資本的収支では、収入は企業債借入れの減などにより 2 億 9,894 万 2,926 円の減収となり、支出では建設改良費などで 1 億 7,899 万 4,585 円の不用額を生じました。なお、当年度末処分利益剰余金 10 億 601 万 1,578 円のうち 4 億 9,595 万 8,875 円につきましては自己資本金として処分し、5 億 1,005 万 2,703 円につきましては減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は産業廃棄物等処分手数料などの増から 4,943 万 6,674 円の増収となり、支出では維持管理費などで 845 万 4,522 円の不用額を生じました。資本的収支では、一般会計長期貸付金の償還により 1 億 1,000 万円の収入が生じました。なお、当年度末処分利益剰余金 1 億 6,870 万 7,196 円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は他会計補助金の減などにより 387 万 6,099 円の減収となり、支出では営業費用などで 353 万 9,701 円の不用額を生じました。資本的収支では、収入は企業債借入れの減などにより 550 万 5,545 円の減収となり、支出では建設改良費などで 609

万9,178円の不用額を生じました。なお、当年度純損失134万2,240円につきましては繰越欠損金として処理する予定です。

続きまして、議案第21号から議案第33号までについて説明申し上げます。

議案第21号職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る規定の改正を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を財源とした森林整備等を行うための事業の資金とする目的で森林環境整備事業資金基金を設置するものであります。

議案第23号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物に対する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第24号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る償還免除の対象範囲の拡大等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更等に関する規定を基準内閣府令のとおり適用するものであります。

議案第26号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の延長等に関する規定を基準省令のとおり適用するものであります。

議案第27号児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い保育料が一部無償化されることから、保育料に含まれていた副食費を新たに徴収するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正等に伴い新設された興行場等について、客席部の構造などの制限を緩和する規定を新設するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に準じ、申請者が成年被後見人等である場合に指定工事店の指定をしてはならないとする規定を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に準じ、成年被後見人等を消防団員として任用することができないとする規定を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令等の一部改正により消火器を設置すべき範囲が拡大されたことに伴い、従前からの条例による義務付けの範囲を維持しつつ、政令等との整合性を図るとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第32号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に

関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料を改定するものであります。

議案第33号損害賠償額の決定につきましては、平成30年7月7日に発生した小樽港における多目的荷役機械の故障に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきまして、北照高等学校野球部の全国高等学校野球選手権大会への出場決定に伴い遠征経費等の一部を助成するほか、10月から低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券の販売を開始するに当たり、商品券換金業務に係る契約を早急に締結する必要があります。また、年度内に事業が完了しない見込みとなったことから、予算の一部について繰越明許費を計上するとともに、総合体育館の煙突内部においてアスベストを含有する断熱材の一部劣化が見られたことから、アスベストの除去等の対策工事を早急を実施するため、一般会計の補正予算について令和元年8月1日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第34号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、議案第34号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

本条例案は、世界に開かれた港を持つ小樽市として、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的としています。1982年6月28日に小樽市議会が行った核兵器廃絶平和都市宣言では「核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。」とうたっています。しかし、37年たった現在も、世界には1万4,000発もの核兵器が存在しています。この状況に一石を投じ、核兵器廃絶の世論を広めるためにも、この非核港湾条例案を可決することは大きな意味を持つと考えております。

この夏、私は原水爆禁止世界大会に参加してまいりました。長崎で被爆者から直接、その体験を聞く機会を得ました。10歳のとき、爆心地から3キロメートルの地点で原爆投下にあったその男性は、次のように話しています。

「瓦れきの下敷きになり、足に大けがを負いながらも、何とか自力ではいできました。まるで踏み潰されたようになった自宅の前で母に会うことができました。その晩は、山あいの墓地に逃げましたが、長崎のまちはまるでかまどのように燃えていました。中心地から3キロメートルの学校が臨時の診療所になりました。被爆者が「水をくれー、水をくれー。」と訴える。これは、原爆投下直後、3,000度、あるいは4,000度ともなった高温の空気を吸い込むことで、気管や肺、あるいは内臓までもが焼けた状態からです。水を飲んだら死ぬと言われ、水さえもらえません。この方たちは苦しみのうちに亡くなっていきました。生きながら傷口にウジ虫が湧く、ウジ虫にかまれる痛みがわかりますか。縫い針を10本ほど束ねてつつかれるような痛みです。それでも、塩水を沸かして傷口にかけることくらいしか処置のようがありませんでした。臨時の診療所には、爆心地から離れた佐世保市から医師が来ていました。その医師たちも発熱や下痢の症状で倒れていきました。彼らも被曝していました。市内は腐る肉と脂のにおい、学校のグラウンドは臨時の火葬場になりました。誰ともわからない遺体を次々と焼く毎日が続きました。

核兵器は人として生きることを奪い、人として命を閉じることさえもかなわない。人の尊厳を否定する悪魔の兵器です。弟は原爆投下から25年後に亡くなりました。壊疽性鼻炎と診断されましたが、発症してから10日後、手の施しようもなく死亡しました。弟の妻は膵臓がん、兄の子は被爆2世として初めての死亡例でした。自身も白血球減少症、肺閉塞、さらに心臓発作の危険があり、常時ニトスプレーを持ち歩いています。今も被爆の被害は続いています。今も被爆者は殺されています。核兵器と人間は共存できません。核兵器が使われないようにするには、核兵器をなくすしか方法はありません。」

84歳になるこの男性は、まさに命をかけて被爆体験を語り、核兵器をなくすことを訴えていました。私たちは世界で唯一原爆を投下され、その被害を受け、今もその被害に苦しんでいる国に住む者です。私たちには、人類だけでなく、この地球に住むあらゆる命を核兵器の被害から守るために、この被爆のむごたらしさを世界に知らせ、核兵器をなくす先頭に立つ責任があると感じてまいりました。

今年、原水爆禁止世界大会が開催中の8月6日には、ボリビアが核兵器禁止条約を批准しました。条約発効に必要な50カ国の半分、25カ国が条約を批准したことになります。また、ロシアと並んで大量の核兵器を持つアメリカでも、昨年8月のカリフォルニア州に次いで、今年5月にニュージャージー州が核兵器禁止条約を支持し、連邦政府に批准を求める決議を採択しました。アメリカで2州目となりました。核兵器廃絶を求める声は世界中の市民の間で広がっています。

核兵器廃絶平和都市宣言の内容をさらに進めるためにも、小樽市非核港湾条例の制定を求めます。各党派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から9月8日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時40分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 面 野 大 輔

議 員 高 野 さくら

令和元年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和元年9月9日

出席議員（25名）

1 番	横	尾	英	司	2 番	松	田	優	子
3 番	小	池	二	郎	4 番	中	村	岩	雄
5 番	面	野	大	輔	6 番	高	橋		龍
7 番	丸	山	晴	美	8 番	酒	井	隆	裕
9 番	秋	元	智	憲	10 番	千	葉	美	幸
11 番	高	橋	克	幸	12 番	松	岩	一	輝
13 番	高	木	紀	和	14 番	須	貝	修	行
15 番	中	村	吉	宏	16 番	中	村	誠	吾
17 番	佐々	木		秩	18 番	林	下	孤	芳
19 番	高	野	さ	くら	20 番	小	貫		元
21 番	川	畑	正	美	22 番	濱	本		進
23 番	山	田	雅	敏	24 番	鈴	木	喜	明
25 番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副	市	長	小	山	秀	昭		並	木	昭
水	道	局	加	賀	英	幸	総	務	部	長
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港
産	業	港	湾	部	長	佐	藤	文	俊	
港	湾	担	当	部	長	相	庭	孝	昭	
医	療	保	険	部	長	貞	本	晃	一	
保	健	所	長	土	田	和	豊	建	設	部
消	防	長	森	貴	仁			病	院	局
教	育	部	長	津	田	義	久	小	樽	市
総	務	部	総	務	課	長		立	病	院
								事	務	部
								長		
								総	務	部
								企	画	政
								策	室	長
								財	政	部
								財	政	課
								長		
								笹	田	泰
								生		

議事参与事務局職員

事務局 長	中 田 克 浩
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	柴 田 真 紀
書 記	北 岡 尚
書 記	河 崎 仁 美

事務局 次長	佐 藤 典 孝
議事係 長	深 田 友 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） きょうは9月9日、救急の日及び救急医療週間が始まると聞きます。この救急の日及び救急医療週間は、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、9月9日を救急の日とし、この日を含む1週間を救急医療週間としています。昨今、全国各地では自然災害や地震による被害が多く、救急医療に携わる関係者の皆様には御苦勞をおかけしますが、このような事態には迅速な対応をよろしく願います。

では、自由民主党を代表して質問を行います。

最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

9月3日、本会議、提案説明の冒頭に市長から御発言がありました。市長就任1年を経過して、迫市長が考える以上に問題が山積していると私は考え、感じました。オール小樽で取り組む体制は、管理職や職員を含めた大胆な行政改革を行うと私は感じました。オール小樽としてリーダーシップを発揮して、市政運営をお願いいたします。

初めに、市長は報道機関から問われ、子育て、教育、市民生活関連など30項目の公約を4年間で達成するために、この1年間で実際にできたことは5項目であり、それを勘案して、昨年1年間の自己評価は70点とお答えしたとお聞きます。この実際にできたと思う公約の5項目について、簡単に御説明をお願いいたします。

また、1年を経過した中で、迫市長の独自色が聞こえてこない、見えないとも聞きます。これは、前市長がつくった負の遺産の処理に時間がかかり、バス事業者や商工会議所とのあつれき、除雪体制が改善され、あとは高島漁港区の観光船事業の問題が残っていますが、このような改善のために時間がかかったと私は考えています。まだまだいろいろな問題が山積する中、前市長が残した負債処理のめどはつかないと思いますが、粛々と行政を推し進め、市長の手腕を発揮していただきたいと思います。

次に、今年、第1回定例会で迫市長は、行政執行方針の中で、まちづくりの基本方針として、市民との対話の重視、経済と生活の好循環、そして、市民生活の安全や安心、時代の変化などへの備えの三つのキーワードを掲げ、項目ごとに関連する政策を進めるとお聞きいたしました。

この項の最後に、この三つのキーワードがどのように変化、改善、充実するよう1年間取り組んできたのか、それぞれ三つのキーワードについてお聞かせください。

第1項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、この1 年間で実現した5 項目の公約につきましては、生活困窮世帯などの子供に対する学習支援、中学校に部活動指導員を配置した学校教育における外部人材の登用、市内の小・中学校における学校規模・学校配置適正化基本計画の見直しの議論、除雪対策本部の設置時期の前倒しとバス路線などを優先した除排雪、そして、非常時停電対策などの防災力の強化であります。

次に、まちづくりの三つのキーワードにかかわる取り組みにつきましては、一つ目の対話の重視に関しては、市民とともにまちづくりを進めるため、市長と語る会の再開や、経済界の皆様との議論の場である小樽スクラムミーティングの設置、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会などの設置のほか、FM おたるの番組の中で、番組を聞かれている方からの質問に答えるなど、対話の促進に努めてまいりました。

二つ目の経済と生活の好循環に関しては、交流人口の拡大や旅行消費を地域経済活性化につなげ、税収の増加を図り、市民ニーズに応える施策を展開する好循環を確立するため、日本遺産を活用した観光振興など、滞在型観光の推進につながる取り組みを進めているところであります。

また、みなと観光の推進に向け、第3 号ふ頭及び周辺の再開発を進めていくとともに、小樽市中小企業振興会議を設置し、新たな施策の具体化に向けた検討を始めたところであります。

三つ目の備えに関しましては、除排雪の改善のほか、昨年の北海道胆振東部地震を教訓に、指定避難所へポータブル発電機や投光器などの配備を行うとともに、情報伝達手段の重層化を図るため、防災行政無線の整備を進めながら、FM おたるの難聴地域解消に向けた調査に着手するなど、防災力の強化に取り組んできたところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2 項目めの質問に入ります。

（「議長、23 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23 番、山田雅敏議員。

（2 3 番 山田雅敏議員登壇）

○2 3 番（山田雅敏議員） 次に、財政健全化、人口減少問題についてお伺いいたします。

迫市長就任後初めての予算編成の今年度は、財政調整基金から約15 億7,000 万円の取り崩しにより収支均衡予算としており、当初予算編成時の財政調整基金の残高は約7,400 万円となっています。昨年11 月に策定した収支改善プランの策定趣旨を掲載した1 ページ目には、「何らかの対策を講じなければ、今後、財政調整基金が枯渇し、将来的には財政健全化団体に陥る可能性があります。」と記載されています。この収支改善プランは、今年度から7 年間で36 億円の効果を見込んでおり、この計画を確実に実行するためにも、中間の進捗状況や効果の確認をするべきと考えます。

この計画を実行して、次の実績や進捗状況が出る1 年後には、細かな修正や力の入れぐあい、達成できないや、マイナスが出た分こちらをプラスにするなど、めり張りを考えるべきです。日々の積み重ねを経済では四半期ごとの指標で示しています。もっとわかりやすい改善プランの見える化はできないものかお伺いいたします。

また、今後取り組んでいかなければならない観光税などの取り組みでは、効果額の欄は空白であり、遊休資産売却やクラウドファンディングの活用などの歳入増の取り組みや、人件費の抑制、経費削減、業務委託拡大などの取り組みが着実に進んでいるのか。

また、新たな税収として、洋上風力発電などを今後計画されていることから、これらの要素も考えながら収支改善プランを進めていただきたいと思います。これらについても考え方を教えてください。

次に、令和元年8月30日、総務省で令和2年度の地方財政の課題について報道がありました。「1. 人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応」や、「2. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等」、「3. スマート自治体等の推進と財政マネジメントの強化」が示され、それぞれの項目で概算要求されましたが、これはあくまでも仮置きに係数と聞きます。

そこで、令和2年度総務省所管予算概算要求の概要から、新しい日本のための優先課題推進枠の要望が出ていますが、この取り組みについてどのように対応していくのか、しないのか、お聞かせください。

次に、この最初に東京一極集中の是正と地域の活性化が挙げられています。若者の意識の変化を捉え、地方ならではの豊かなライフスタイルを都市部の移住関心層に提示することで、地方への新しい人の流れを創出するため、移住に至るまでのフェーズごとに成果を取り上げ、着眼点を明示した効果的な広報を通じて、地方への人の流れの創出につなげると聞きます。

具体的には、都市部の人たちが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得るなど、地域住民との交流や学びの場を通じて地域での暮らしを体感する、ふるさとワーキングホリデーを推進するための説明会や広報を実施するというものです。

このような関わりとして、関係人口が挙げられています。移住した定住人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々で、本市も同様に人口減少、高齢化により、地域づくりの担い手不足という問題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めていて、この関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手になることが期待されていると聞きます。

この地域や地域の人々と多様に関わるものである関係人口に着目した施策に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

第2項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政健全化と人口減少問題について御質問がありました。

初めに、収支改善プランの見える化につきましては、中間の進捗状況や効果の確認については、地方自治体は年間予算をもとに業務を遂行することから、決算を一つの区切りとして、収支改善プランにおける進捗状況や効果について、毎年度検証していきたいと考えております。また、検証結果については、市民の皆さんにもよりわかりやすい形でお示しできるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、収支改善プランの進行管理と見直しにつきましては、毎年度、収支改善プランに掲げた項目の取り組み状況を、当初予算策定時とはもとより、年度途中の執行段階においても各部に確認しながら着実に実行していきたいと考えております。また、新たな税収の増加や財政需要、制度改正など、計画策定時には想定していなかった要素もありますので、毎年度、収支改善プランにおける収支見通しの見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、総務省の概算要求における新しい日本のための優先課題推進枠につきましては、東京一極集中の是正と地域の活性化や防災・減災など、本市の重要課題の解決につながるような項目があることから、必要に応じて対応できるよう、情報収集など、早目の準備に努めるように庁内に指示してまいりたいと考えております。

次に、関係人口の取り組みにつきましては、既に関係人口として本市を応援いただいている小樽ふれあい観光大使や、東京小樽会、関西小樽会の皆さんとの関係を深めていくとともに、より多くの方に本

市のまちづくりに関わっていただけるよう、ふるさと納税制度のさらなる推進に努めるほか、新たな関係人口の創出に向けた施策を検討する考えであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、道の駅などについて伺います。

道の駅は平成5年に創設された制度で、市町村などからの申請に基づき国土交通省道路局で登録を行っており、ことしの道の駅の第51回登録では6駅が登録され、全国で1,160駅となりました。

話は変わりますが、8月初め、道の駅石狩「あいろ一ど厚田」を見学してまいりました。休日のためか子供を連れた家族連れが多く、200台の駐車場は満杯。レストランも席があくのを次か次かと待っている状態でした。この道の駅から眼下には厚田海浜プールがあり、安心して泳げるためか、多くの子供たちが押し寄せていました。

さて、国土交通省では令和元年度、重点「道の駅」の企画提案の募集が開始されました。道の駅は地方創生を具体的に実現していくための極めて有効な手段であり、平成26年度より関係機関と連携して、地方創生の核となる特にすぐれた企画を選定して、重点「道の駅」として、直轄道路事業及び社会資本整備総合交付金の重点配分等により、国土交通省が支援すると聞きます。

ちなみに、道の駅石狩「あいろ一ど厚田」は、地域住民の積み重ねから導き出された近説遠来の思想による地方創生の拠点となるものとして、平成27年1月に国土交通省より重点「道の駅」に選定されています。最近の道の駅では、長距離ドライブがふえ、女性や高齢者のドライバーが増加する中で、道路交通の円滑な流れを支えるため、一般道路からも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のためのたまり場空間が求められています。また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休息施設では、沿道地域の文化・歴史、特産物を活用し、多様で個性豊かなサービスが提供されています。

本市では、道の駅の要件や市内での適地など、道の駅にふさわしい場所や品ぞろえ、地域住民のための情報発信基地について、今まで検討されたことはあるでしょうか、お答えください。

次に、本年3月に申請準備を進めると公表した、みなとオアシスについて伺います。

令和2年度にみなとオアシスの申請を目指すとのことですが、進捗状況をお答えください。

みなとオアシスができると、市民のイベント参加により、継続的にぎわいづくりができると考えていますが、現在、港を利用したイベントはどのようなものがありますか、お答えください。

この項の最後に、道内にはみなとオアシスが11箇所あります。参考となる施設、目指す施設はありますか、お聞かせください。

第3項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、道の駅などについて御質問がありました。

初めに、市における道の駅に関する検討につきましては、平成23年度に道の駅検討会議を3回開催し、道の駅の設置要件を踏まえて、開設する場所、施設の規模や機能、運営方法などについて庁内で議論し

た経過があります。

次に、みなとオアシスにつきましては、本年6月に立ち上げた第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議において、運営者や構成施設、活動計画などについて意見交換を行い、市として課題を整理した上で、令和2年度中の申請を目指してまいりたいと考えております。

次に、港を利用したイベントにつきましては、主なものとして、第3号ふ頭周辺ではおたる潮まつりを初め、おたるマリン広場を利用した小樽しゃこ祭や音楽イベントなど、若竹地区ではマリンフェスタ in 小樽や水面貯木場を利用したボート天国など、北運河地区では運河公園を利用した北運河ルネサンスや音楽イベントのほか、本年新たに運河散策路を利用したおたる運河マツリが開催されたところでもあります。

次に、道内のみなとオアシスで参考となる施設などにつきましては、クルーズ船が多く寄港している函館港や釧路港の事例が参考になると思いますが、道内に限らず幅広く研究する必要があると考えており、私もこれまで愛媛県の八幡浜港や広島県の尾道糸崎港などを視察してまいりました。

今後もしできる限り多くの事例を調査し、これらを参考にした上で小樽港ならではの特色を生かしたみなとオアシスを目指してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、町会支援員制度についてお伺いいたします。

最初に、町会役員のなり手不足や困り事の処理、アドバイザーなど、市職員の町会への支援が始まって10年以上経過いたしました。我が町会でも町会支援員をお願いしたことがありますが、当時は市職員は忙しく、総会への出席など、数年で要請をやめたことを覚えております。

最初に、この制度の概要と参加人数、役職、わかれば実例を示して参加状況をお聞かせください。

町会役員としては、この取り組みは市職員が同じ町内に住んでいることが前提で、自分が住む町会で生活し、子供を育て、さまざまな障害に直面し、悩みながら住んでいる人たちとともに問題の解消に当たる。深刻な問題ではなく、参加していただくだけで心強いことと思います。

今後、小樽市雪対策基本計画策定分科会でも、この小樽市町会支援員の活用についての案が検討されてくると思います。そこで、任命権者である市はどのように職員に説明しているのか、マニュアルはあるのかお聞かせください。

小樽市自治基本条例でも、職員も市民の1人であり、機会があれば町会活動に参加することが基本と考えます。また、当町会の活動例では、消防、自主防災組織、防犯、交通、子供たちの育成、女性部、街灯部、資源回収などの環境衛生部など多岐にわたっていますが、担当する部長や副会長は他の部を二つ兼ねているのが実情です。地域コミュニティの形が崩れてきています。対策を考える必要があります。本市はどのように受けとめているのか、見解をお聞かせください。

第4項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、町会支援員制度について御質問がありました。

初めに、町会支援員制度の概要等につきましては、本市の支援員制度は町会が役員の高齢化やなり手不足などの問題を抱えていたことから、市の管理職を配置して、個別の町会における活動支援や課題等の相談窓口になることを目的として平成19年度に創設したものであり、令和元年9月現在、18町会に各1名の支援員を配置しております。

平成30年度の活動実績ですが、3町会から8件の支援要請があり、3名の支援員が担当いたしました。支援内容といたしましては、総会や役員会への参加が4件、市への要望の取り次ぎが4件ございました。

次に、職員向けのマニュアルにつきましては、小樽市町会活動支援員要綱を定め、支援員の業務や支援内容の報告などについて示しております。

職員への周知につきましては、平成30年度から新たに昇任した管理職を対象に、新任管理者研修の中で、町会支援員制度の趣旨などのほか、町会の現状や課題について説明しております。

また、本制度は発足してから10年以上経過しており、当時からの支援員の多くが退職し、その後、後任の要請がない町会もあることから、職員及び町会それぞれに対して改めて周知してまいりたいと考えております。

次に、町会役員のなり手不足により地域コミュニティの形が崩れてきていることへの受けとめにつきましては、私も町会と市との会議や各町会の会合に出席の際に、役員の高齢化やなり手不足などの問題についての御意見や御提言等をお聞きしております。市といたしましても、地域コミュニティの活性化や安全で安心なまちづくりを進めるためには、町会組織を維持していくことが必要と考えておりますので、支援員制度のほか、地域住民の皆さんにも町会活動について理解をし、広く活動に参加していただけるよう、総連合町会と連携し加入促進に努めていきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、北運河の観光導線などについてお聞きいたします。

旧国鉄手宮線沿線の遊歩道が整備され、ボランティアによる草木の植樹があり、手宮一小樽駅間の人の流れが活発になってきていると私は感じています。さて、ことし6月、第2回定例会で、北運河地区の観光振興として、旧国鉄手宮線跡地の遊歩道が整備され、周辺の市総合博物館などを含めて回遊が可能になった。このことから、市長は日本遺産を絡めた北運河地区の観光モデルコースを作成するとお聞きいたしました。

では、市長の考える日本遺産を絡めた北運河観光モデルコースの考え方をお示してください。

次に、平成27年、青年会議所が創立60周年の記念事業の一つとして、北運河ルネサンスと題し、小樽市ふるさとづくり協働事業の助成を受けてイベントが実施されました。このときの目玉は、イルミネーションバルーン300個を北運河の護岸や船、運河公園の噴水スペースに設置、17時から21時まで点灯。市民からは、今までにない幻想的な試みとして高い評価を受けたとお聞きいたします。

次に、ことし、友人の縁でお手伝いをするようになった、8月24日、25日に行われたおたる運河マツリについてお聞きいたします。

運河中央橋から竜宮橋、さらに北浜橋から運河公園の広い広場をメイン会場に北運河ルネサンスが開催されましたが、何回と表示がなく、後でわかりましたが、第4回目とお聞きいたしました。

内容は、小樽駅を港方面に下り、中央橋から竜宮橋までガラス工芸店が13ブース、竜宮橋広場の飲食・物販が15ブース、北浜橋までのキッチンカー7台が軒を連ね、多くの観光客が行き合いました。この間

の距離は、私の歩幅の歩数で大体 800 歩、時間にして 20 分かかりましたが、ブースの店舗数は少なく、閑散としていました。飲食店のブースは運河が見えず、竜宮橋広場では飲食・物販をしているにもかかわらず、テーブルや椅子がなく、休息する場所の提供が必要と感じました。点を結ぶ線の役割、人だまりの確保の面で、こうすればよいのにと、いろいろ考えさせられるイベントでした。

イベント終了後、青年会議所では、出展者にアンケート調査を行うと聞いています。北運河周辺の今後の観光振興に資するため、生の参考資料として活用していただきたいと思いますがいかがですか、お答えください。

この項の最後に、駅下の運河から北運河散策路の市民や観光客への周知や活動をお願いし、第5項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、北運河の観光導線などについて御質問がありました。

初めに、北運河観光モデルコースの考え方につきましては、北運河周辺は市民の憩いの場である運河公園や重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店があるほか、日本遺産に認定された北前船と炭鉄港を構成する文化財の集積や、新たな一万円札に描かれる渋沢栄一氏ゆかりの建物が飲食店やライブハウスとして利用されているなど、回遊性の高まりが期待できる地区であります。

このことから、今後さらに北運河周辺の魅力を発信するため、おたる案内人などの御協力をいただきながら、日本遺産の構成文化財やお勧めスポットなどをめぐるモデルコースを検討してまいりたいと考えております。

次に、おたる運河まつりに関する出展者からのアンケート調査につきましては、市といたしましても、観光客の回遊性の観点から、北運河周辺のにぎわいづくりは重要であると考えておりますので、調査結果について、小樽青年会議所の皆さんとの情報共有に努め、あわせて新たな観光施策に生かしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、23 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23 番、山田雅敏議員。

（23 番 山田雅敏議員登壇）

○23 番（山田雅敏議員） 次に、除排雪体制についてお伺いいたします。

例年では除雪対策本部の立ち上げは12月1日でしたが、昨年は11月15日に設置。昨年度の排雪量は事業実績値で40万立方メートルから50万立方メートルに拡大。見通しを確保する市内の主要交差点を50カ所から90カ所にふやし、観光地の道路の除雪路線を1カ所ふやし、5路線としました。各ステーションの除排雪、砂まき体制を整備したと聞きます。

では、今年度の除排雪体制の取り組みや除雪ステーション体制はどのように考えているのかお聞かせください。

8月24日、除排雪の中長期的な計画を話し合う小樽市雪対策基本計画策定懇話会の2回目の会合が開催されたと聞きます。道路の除雪後に一般の住宅の前に残される置き雪は住民の生活に支障を来し、苦情の内容の件数も多いと聞きます。

そこで、地域住民のために、ことしも雪を搬入してもよい公園や空き地などを雪置き場として一定の

ルールのもとで認めており、ことしはどのように将来に向けて確保するのかお聞きいたします。

次に、この場合のルールとは何か、話し合う当事者は町会、市民なのか聞いた上で、どのような場所があるのかお聞きいたします。また、シーズンが終わった後の雪の処理、公園や広場に残るごみの問題などについてどのように取り組むのかお聞かせください。

次に、地域で置き雪処理をする場合、小型除雪機購入や借り上げ費の一部を支援するなどの提案があったと聞きます。検討している制度について、どのようなお考えなのかお聞かせください。また、過去の議論の中でも上がっていましたが、住民が独自に排雪を行っている地域など、事情に応じて助成ができないものかや、民有地を雪捨て場に使う場合、固定資産税の税制優遇の検討などの意見が上がったと聞きます。どのように検討しているのかお答えください。

次に、貸出ダンプ制度事業費 6,800 万円についてお聞きいたします。

小樽市雪対策基本計画では、制度の方向性を抜本的に見直すこととして、4 月の市民アンケートの結果を参考に、現在策定中の除排雪の中長期的な話し合いを行い、本年度は転回場の増設など、一部の変更にとどめたと聞きます。

この事業の過去 3 年間の決算の推移や今年度の見直し点はありますか、お答えください。

次に、7 月 23 日、第 1 回除雪懇談会が開かれ、生活道路の速やかな除排雪の要望が出されたと聞きます。また、市民の通勤、買い物のために歩道の除雪にも力を入れてほしいという要望があり、学校、病院、地域のスーパーや各町会館の周辺は特に必要と思いますが、歩道の除雪を行う場所は何キロメートルあるのか、今年度の作業はどのように考えているのかお答えください。

次に、先駆的な除排雪の取り組みに関連してお聞きいたします。

平成 30 年 3 月、国土交通省国土政策局地方振興課による共助除雪・安全対策取組事例集からお聞きいたします。

最初に、北海道上富良野町では、屋根雪おろしボランティア向けに行っていた除雪安全講習の内容を地域の一般住民にも広く伝える伝え方を工夫した取り組みで、雪おろしの危険を地域住民に伝える工夫として、紙芝居、チラシ、ミニ研修会、新聞、町広報紙、防災無線、雪おろし安全セットの貸し出しなどを行ったと聞きます。

次に、北海道苫前町では、「使われない流雪溝を活かした地域の繋がり再生」と題し、高齢、過疎化で利用率の低下した流雪溝をきっかけとした地域住民連携の取り組み、ボランティアという外の力を使った地域受援力の向上と流雪溝を考える会や流雪溝管理運営協議会の継続開催による内の力の強化につながったと聞きます。

次に、青森県弘前市の「除雪ボランティアコーディネーターの養成講座」では、大学生等による市内除雪ボランティア活動を一層拡大するための除雪指導者の養成講座を開催し、100 名受講したほかに、歩道除雪ボランティアも展開していると聞いています。

次に、青森県南部町では、「すべての自治会への除雪組織づくりの挑戦」と題して、一部地区にとどまっていた自治会除雪組織を他の自治会にも拡大し、将来的には全地区への普及を目指す 1 年目の取り組みと聞き、研修会開催やジャンパー、帽子、のぼり旗の視覚効果を利用した P R 等で地区を拡大。また、この事業をきっかけとして、地区同士の新たな交流も発生していると聞きます。

次に、岩手県滝沢市では、「行政・業者・自治会「三者協働の除雪体制」の普及」と題し、平成 26 年度から 3 か年当調査事業を活用。平成 28 年から除雪事業の充実のため、1 戸 1,000 円の除雪協力費の徴収を決め、業者と共用で除雪車を地域に配置するとともに、軽ダンプの貸し出しを行い、どちらも燃料費は市負担で行っていると聞きます。

次に、山形県鶴岡市では、「除雪ボランティアの「労力」交換を通じた地域交流」としての取り組みです。平成25年度に自治会の活動として除雪作業を有償で行うボランティアチーム、さんぜスノースーパーを設立。自力で除雪作業ができない高齢者世帯の除雪作業、集落内の冬期危険箇所の巡視・対応を交換に、他地域のコミュニティガーデンの整備を行ったと聞きます。

このような先進的な取り組みの最後に、島根県飯南町では、「地域住民による道路除雪の社会実験」と題し、平成21年にスノーレンジャーを結成。小型除雪機を2台購入して、高齢者等から依頼を受けた際に家屋周辺から主要道路まで除雪している。現在、ホイールローダをリースして、固まったかたい雪の除排雪を行っている。さらにこのような機械を利用して、雪まつり、雪合戦、かまくらづくりにも参加、実施していると聞きます。

このような全国的な地域の取り組み、ボランティア活動について、本市でも、理念や方法、今ある資源など、ボランティアの集め方などの参考になると考えます。見解をお聞かせください。

この項の最後に、令和元年7月、国土交通省国土政策局地方振興課によれば、地域コミュニティや除雪ボランティアによる除雪活動といった共助による除排雪体制に向けた取り組みや除雪作業の安全対策に関する取り組みなど、各地域で行われている雪処理の担い手を確保、育成する取り組みを調査し、全国へ展開するため各地の取り組みを募集と掲示がありました。この募集する取り組みの内容は、「①共助除排雪体制づくりに向けた先導的な取り組み」に、「②除雪作業の安全に関する先導的な取組」、「③①、②以外で地域の課題を解決するための先導的な取組」です。この取り組みの熟度に応じた支援メニューもあり、採択されれば調査費なども用意していると聞きます。本市でも行っている先駆的な取り組みを応募してはいかがでしょうか、見解を伺います。

以上、第6項目目を終わり、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、除排雪体制について御質問がありました。

初めに、今年度の除排雪作業の取り組みにつきましては、除雪対策本部を昨年度よりも半月早めて11月1日から設置することとし、計画排雪量は、昨年度と同様の50万立方メートル。主要交差点等の見通し確保の箇所は、昨年度よりも6カ所増の96カ所。観光に配慮した除排雪は、小樽駅前広場の雪山処理や南小樽駅からの歩行者動線確保を追加し、路線延長は昨年度より約1.7キロメートル増の約4.4キロメートルとして作業を実施してまいりたいと考えております。

また、除雪ステーションの体制につきましては、昨年度に引き続き市内を七つの地域に分けて、歩車道の除排雪、凍結路面管理などを一括して委託することで考えております。

次に、雪置き場につきましては、市民が除排雪作業で使用する小規模な空き地のことであり、河川用地、公園用地等の市有地も利用されているものと考えられますが、実態については把握いたしておりません。公園用地や河川用地を使用する場合のルールは定めておりませんが、一般的な注意事項としては、主に遊具等の施設などを損傷させないこと、河川の閉塞に配慮する必要があります。雪対策基本計画の策定において、地域住民の雪置き場の確保を協働の取り組み案として提示しておりますので、今後、市有地を利用する場合のルール、話し合う当事者、シーズン終了後の雪やごみの処理についても検討する必要があるものと考えております。

次に、小型除雪機購入等の支援につきましては、現在、雪対策基本計画の策定に関わる懇話会、分科

会の中で、町会等の団体が高齢者宅等の置き雪処理を含む除雪作業を行う場合などにおいて使用する小型除雪機の購入、または借り上げの費用の一部を支援することについて、市民との協働の取り組み案の一つとして提示しております。今後、本計画の中に協働の取り組みとして位置づけられた場合は、具体的な制度の内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、地域が独自に行っている排雪への助成等につきましては、現在、雪対策基本計画の策定に関わる懇話会等で、市民との協働の取り組み案として、地域への排雪に関わる助成や民有地に雪を堆積する場合の固定資産税の減免の措置などを提示しております。

今後は、市民の皆さんからの御意見等を伺いながら、本計画への位置づけについて検討してまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の決算額の推移等につきましては、平成28年度の決算額が6,984万円、29年度7,080万円、30年度5,143万円となっております。

また、今年度の貸出ダンプ制度の見直しにつきましては、1点目は、作業に必要な除雪機械等の転回場の箇所について、ことし4月に実施したアンケート調査の結果を踏まえて、複数箇所の要望が多数あったことから、作業性を考慮し、申請延長がおおむね200メートルを超える場合については最大2カ所まで認めることといたしました。

2点目は、道路幅員が8メートルを超える場所については道路敷地内での作業が可能であるものと判断し、転回場の利用を対象外とするものであります。

3点目は、過大な面積と思われる転回場の利用が見受けられたことから、積み込み作業機械、運搬用ダンプの転回に必要な広さとして、転回場の面積は1カ所当たり100平方メートル程度までとすることです。

なお、現地の条件等により、これらの見直し点によりがたい場合は個別の相談に応じたいと考えております。

次に、今年度の歩道除雪につきましては、計画延長は昨年度より1キロメートル増の113キロメートルを予定しております。また、実施に当たっては、昨年と同様、降雪状況に応じて歩道の除雪作業を行いながら、小・中学校や主要な施設の周辺において予防保全的な排雪を実施することで、冬期間の安全で円滑な歩行者動線の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域における共助除雪等の取り組み事例につきましては、本市においても今後人口が減少し、高齢化がさらに進むことを想定すると、議員からお示しがありました雪対策に関わる取り組みの事例は参考になるものと考えております。地域の実情等の違いはありますが、北海道内では、紙芝居等による情報の伝え方の工夫や、高齢過疎化の進んだまちでの地域のつながりを再生する取り組みなどが行われており、地域住民の連携を図るためのヒントになるものと考えております。

青森県内では、大学生のボランティアとの連携、社会福祉協議会が中心となった町会単位での除雪ボランティアの組織づくりの取り組みなどが行われており、除雪作業に関する組織的なボランティア活動の参考になるものと考えております。

岩手県内では、行政と除雪事業者が除雪機械等を自治会と共用し、除雪体制を構築する取り組みなどが行われており、除雪作業の担い手を確保するために、住民と協働で行う除雪体制の可能性を感じさせるものと考えております。

山形県内では、自治会が中心となり、住んでいる場所以外の地域での除雪作業のボランティアを行う取り組みなどが行われており、広域での地域の支え合いが可能であることについて、本市においても参考になるものと考えております。

島根県内では、地域住民が小型除雪機のほかにホイールローダを使用して除雪作業を行う取り組みなどが行われており、社会実験とはいえ、先進的な取り組みと考えております。

いずれにいたしましても、行政だけの取り組みには限界がありますので、既成概念にとらわれずに、地域における支え合いについて、市民の皆さんと協働の取り組みを行っていく必要があるものと考えております。

次に、国土交通省が行っている、共助による除排雪体制づくり等に向けた取り組みの募集につきましては、地方公共団体やNPO法人などの団体が除排雪に関わる地域の課題を解決するための先導的な取り組みを行う場合、国からの調査費等の支援を受けることができます。本市がこの支援を受けるためには、地域の方々の御協力が不可欠でありますので、まずは雪対策基本計画を策定する中で、新たな協働の取り組みの可能性について、市民の皆さんと意見交換等を行った上で、応募対象となる先駆的な事業があれば応募してまいりたいと考えております。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

○23番（山田雅敏議員） それでは、2点ほど再質問して、あとは予算特別委員会で質問させていただきたいと思います。

先ほど市長の答弁で、滞在型観光の充実ということで、北運河関係についてお聞かせいただきました。具体的な内容がないので、もしこの北運河周辺での滞在型観光の充実、具体的な例を考えていましたら、その点を御説明願います。

それと、もう1点、確認事項なのですが、道の駅に関して、平成23年度ですか、そのときには3回ほど検討されたと聞きますが、その後は検討されていないということによろしいですね。その2点だけお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 山田議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、1点目でございますが、これは今後の北運河の活用ということになろうかと思っておりますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、北運河周辺には、今回日本遺産の選定をいただきました北前船、それから炭鉄港にかかわる構成文化財ですとか、それから答弁申し上げましたが、新しい一万円札に描かれる渋沢栄一氏ゆかりの建築物等が軒を連ねているわけなのですけれども、この北運河の周辺の回遊性を高めていきたいという思いはありますが、こういった日本遺産の構成文化財を活用した回遊性を高める施策については、これから少し議論を深めていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、道の駅についてお尋ねがございましたが、平成23年度に3回ほど庁内でも検討会議を開催したということでございますけれども、現在に至りましては、庁内において道の駅の設置に関する議論は行われておりません。

○議長（鈴木喜明） 山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

第1に、補正予算関連について質疑をいたします。

幼児教育・保育の無償化についてです。

10月から、3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの市民税非課税世帯の子供の幼稚園、保育所、認定こども園の保育料等が無償化されます。この中で3歳以上児の保育園給食費の負担の取り扱いが焦点になっています。おかず代である副食材料費は、国基準では月額4,500円ですが、公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。国は無償化に伴い、年収360万円未満相当の世帯を副食費の免除対象としましたが、年収360万円以上相当の世帯は新たな負担となります。自治体独自の負担軽減の対応が広がっていますが、市独自に副食費等の助成を求める観点で質疑をいたします。

保護者の負担についてです。

小樽市では、国の考え方に準じ、これまで保護者に負担を求めてきたとされる副食相当額として、対象児童当たり月4,500円を徴収するとしています。民間保育園では、この国の考え方を目安として、施設が定める額を徴収するとしています。保育所では、ほかにおやつも提供しています。こうした保護者の新たな負担はどのようになるのかお示してください。

副食費の実費徴収によって、市町村が保育所などに払う3歳から5歳の子供1人当たりの運営費が実質的に590円引き下げられることが明らかになっています。

内閣府が各自治体に送付した10月からの特定教育・保育の費用告示案で、保育所の3歳から5歳児の公定価格を5,090円引き下げると通知しました。内閣府は、公定価格に含めてきた副食費の費用を5,090円削減するのに、副食費の実費徴収の目安は4,500円にとどまるため、保育所などが副食費や教材に充てる一般生活費は、実質的に590円のマイナスとなります。標準的な定員90人の保育園で、年間60万円以上の減収です。運営費引き下げは保育所の運営に打撃を与え、保育の質を低下させかねない大問題です。内閣府の通知を小樽市としてどのように捉えられているのかお答えください。

実費徴収の実務を行うのは各保育施設です。保育所は一人一人に新たに副食費の請求書を出す必要が出てきます。免除対象者には請求しないなど、複雑な対応が求められます。説明、請求、徴収管理などの負担が新たに保育所や保育士にかかってきます。長時間・過密労働につながりかねない問題です。給食費の各園での実費徴収が、人手不足で苦しむ保育園現場の中でさらなる職員の負担増になるのではありませんか。こうした保育所や保育士の負担はどのようになるのか、また、どのように考えるのか伺います。

副食費の徴収対象者数と徴収額についてです。

民間保育園でも月額4,500円を徴収するとした場合、全体では延べ3,480人、年間1,566万円ということですが、市立、民間それぞれの人数、額を示してください。

世帯収入360万円以上相当の世帯といっても、月4,500円は決して低い負担とは言えません。小樽市教育委員会のホームページで、就学援助の対象となる世帯の収入額の目安では、父35歳、母32歳、小学校4年生、幼児4歳、おおむね370万円以下の例が示されています。まさに就学援助の対象となる収入に近い世帯にも負担を求めることになります。また、市長は子育て支援を公約に掲げていますが、こうした経済的な理由で、学用品費や給食費などの負担が困難な世帯に対して支払いが発生する可能性があることをどのように考えるか伺います。

滞納の問題です。

これまで保育料を滞納した場合でも、それを理由に退所させることはできないとされていました。しかし、内閣府は幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQにおいて、利用者が副食費を滞納する場合には、「利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。」としています。副食費の滞納を理由に保育の利用の中断を示唆しているのは問題です。利用調整の実施者である小樽市において、副食費の滞納を理由に保育の利用の中断はあり得ないことを確認します。いかがですか。

保護者や関係者から、全ての子供の給食費を無償化してほしいと求める声が上がっています。秋田県横手市は、8 月 20 日、10 月に始まる幼保無償化に合わせ、県が新たにつくった助成制度に独自の上乗せを行い、全ての世帯の副食費を無料にする方針を示しました。また、明石市、板橋区などで副食費の助成をすることを決めています。

小樽市の保育料は、国基準と比較して低く設定されています。今回の無償化に伴い、これまで保育料軽減に使っていた財源が浮くこととなりますが、保育料の国基準と市の保育料との差額はどれだけ生じることになるのですか。また、こうした浮いた財源も活用して、市独自に副食費等の助成を行い、保護者負担の軽減を図るべきではありませんか。市長の考えを伺います。

本市でも入所待ち児童は深刻な問題です。今回の無償化によって新たな保育需要が発生することは明らかであり、保育士不足がさらに進みかねません。ことしの3 月 1 日では、102 人の入所待ち児童がいました。ここがピークとなり、4 月に一旦減少、5 月から徐々に増加しております。

そこで、8 月 1 日現在の入所待ち児童数をお示しください。また、入所待ち児童数は昨年と比べてどのようになっているのかもあわせて伺います。

政府は、今回の無償化によって、いわゆる待機児童問題は深刻化しないという立場ですが、小樽市としてどう捉えられていますか。入所待ち児童の解消には保育士の待遇改善と経済的な負担軽減こそ必要です。以前に、奨学金の肩がわり返済を提案いたしました。今回の無償化を契機に、保育士の待遇改善と負担の軽減を真剣に検討していただきたいと思います。市長のお考えを伺います。

次に、損害賠償について伺います。

2018 年 7 月 7 日、市所有の多目的荷役機械、タイヤマウント式ガントリークレーンが故障しました。復旧がおくれ、代替のクレーンでの作業もできず、石狩湾新港での荷役作業をやむなくされました。今回の事案は、小樽市が船社に損害を与えたため起こったことであり、賠償自体はやむを得ないと考えます。しかし、故障がなぜ起きたのかが問題です。市は故障の原因をどのように分析しているのですか。

損害賠償額として 4,623 万円は余りにも巨額です。これまで小樽市の判決によらない損害賠償額は、一番高い額で幾らですか。同様に、判決による賠償額はどうか。今回は何番目に高い損害賠償額なのですか、お答えください。

これまでも 2011 年に発電機の故障、2014 年に通信ケーブルの劣化による停止、2016 年に発電機の制御基板などの故障がありました。余りにも故障が連発しているのではないですか。このように故障が連発したことからも老朽化が進んでいることは誰の目にも明らかであったのではありませんか。ほかにも劣化があり、さらに故障することは容易に推測できたのではないですか。

なぜバックアップ体制が機能しなかったのかということです。故障時のバックアップ体制について甘い考えだったのではありませんか。責任の所在がどこにあるかということです。

仮に容易に推定できたとすれば責任は免れられません。結果として市民が 4,623 万円も損害をこうむることになるのは重大です。同様のケースではどういった責任が課せられたのですか。今回は検討され

たのですか。これから検討するのですか。

2016年第3回定例会での中村岩雄議員の質問に、「今回の事態を改めて検証し、荷役作業に支障を来さないような方策についてメーカーなどと検討してまいりたい」と答弁されています。改めて検証とは具体的にどのようなことが行われたのですか。メーカーなどと検討とはどのような検討ですか。結果として、きちんとした検証や検討はしなかったことになるのではないですか。いかがですか。

今回のケースとは直接関係ないですが、北防波堤が崩壊するおそれがあることは問題です。小樽港の北防波堤は建設から100年余りが経過していますが、捨塊と呼ばれる根固め用の石材が崩れ、防波堤が崩壊するおそれがあります。このまま放置され、防波堤が崩壊することにより、フェリーの航路存続が困難となるといった損害があった場合、どこに責任の所在があるのですか。

改修工事が中断しているのは小樽市の意向であることが報道されています。報道では、観光振興のため大型クルーズ船誘致を目指し、新たな発着場所として第3号ふ頭の早期整備を求めている。市産業港湾部は第3号ふ頭を先にと要望している。国の限られた予算でやりくりしてもらうしかないと説明、と記されています。小樽市の意向により損害があった場合、責任は免れられないではありませんか。

日本遺産、炭鉄港の関連です。

貴重な歴史遺産であり、日本遺産の構成文化財でもある北防波堤の改修は急務ではありませんか。

石狩湾新港との関連です。

石狩湾新港の北防波堤延伸工事では、9月に始まるサケ定置網漁に配慮するならば、予算要求されている工事は実施不可能となります。石狩湾新港の北防波堤は、実施不可能であるのに32億5,000万円という巨額な予算要求がされ、一方で小樽港の北防波堤は予算措置されないというのはおかしいことではありませんか、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、補正予算関連について御質問がありました。

初めに、幼児教育・保育の無償化関連予算についてですが、まず保護者の新たな負担につきましては、これまで保育料の一部として支払っていた副食費について、保育料の無償化に伴い、3歳以上の児童においては、別途、施設へ支払うこととなります。

次に、内閣府の通知に対する見解につきましては、今回の通知では、公定価格の単価の案のみが示され、当該単価を構成する一般生活費や事務費などの金額の内訳については何も示されておりません。

また、一方で、1、2歳児や乳児に係る単価が若干引き上げられているほか、副食費の徴収免除に係る加算措置が拡大されていることなどもあり、一施設全体として運営費が引き下げられるということは現時点で明言できないものと考えております。

次に、副食費の実費徴収に伴う施設や職員への負担につきましては、これまでの行事費や通園送迎費などに加え、副食費の請求や徴収などの事務も行うこととなりますので、担当職員の業務量はふえるものと考えられます。市といたしましては、各施設での徴収事務が円滑に進められるよう、相談・助言などの対応を随時行ってまいりたいと考えております。

次に、副食費の徴収対象者数と徴収額につきましては、市立保育所では年間延べ952人、428万4,000円、民間保育所では年間延べ2,528人、1,137万6,000円と試算しております。

次に、就学援助の対象となり得る所得の低い世帯からの徴収の可能性につきましては、副食費の徴収対象世帯は年収が 360 万円以上相当の世帯かどうかについて、市町村民税の所得割額に基づき判断いたします。一方、就学援助の対象は、年収額そのものに基づいて判断しており、それぞれの基準が異なるため、就学援助の対象となる収入に近い世帯に対して副食費の負担を求める可能性があるとは一概には申し上げられません。

このたびの副食費の実費徴収に当たりましては、従来の生活保護世帯やひとり親世帯などに加え、年収 360 万円未満相当の世帯についても徴収免除となる範囲が拡大されたことから、比較的所得の低い世帯に対して一層の配慮がなされたものと考えております。

次に、利用者が副食費を滞納する場合の対応につきましては、まずは施設から利用者へ支払いを促すこととなりますが、たび重なる督促を経てもなお滞納が解消できない場合には、市が保育の利用調整の実施者として仲介し、施設と利用者から事情などを確認しながら支払いを促していくこととなります。この場合、保育料と同様、滞納のみを理由として保育の利用を中断することはありません。

次に、国基準と市との保育料の差額につきましては、本年 9 月時点での認可保育所、認定こども園及び新制度幼稚園の入所児童をもとに申し上げますと約 1,700 万円。一方、無償化が始まる 10 月の差額は約 670 万円になる見込みであり、保育料軽減により市が負担している差額は一月当たり約 1,000 万円軽減される見込みです。

また、こうした財源を活用して、副食費等の助成を行い、保護者負担の軽減を図るべきとの御意見につきましては、給食に係る食材料費については、これまでも保育料の一部としての徴収又は施設による徴収により保護者の負担となっております。食材料費は、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることや、既に授業料が無償化されている義務教育においても実費相当の負担がなされていることなどから、比較的所得の低い世帯などの免除対象を除き、引き続き保護者に負担をいただくべきものと考えております。

次に、8 月 1 日現在の入所待ち児童数につきましては、認可保育所と認定こども園の保育所部分との合計で 44 名となります。昨年同期が 26 名でありましたので、18 名増加しております。

次に、無償化による待機児童問題に対する見解につきましては、本市においては、全ての児童が無償化の対象となる 3 歳から 5 歳までの児童については、既にほとんどの児童が幼稚園や保育所などを利用しております。また、ゼロ歳から 2 歳までの児童については、無償化の対象が市町村民税非課税世帯に限られるため、入所待ち児童が急激にふえることは想定しづらいことから、今回の無償化によって、いわゆる待機児童問題は深刻化しないものと考えております。

次に、保育士の待遇改善と経済的な負担の軽減につきましては、これまでも無償化に伴う保育事業への影響を見据え、国が公定価格において定めている保育士等の職員給与のさらなる処遇改善や、研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保などの支援措置が講じられるよう、全国市長会を通じ国へ要請しているところですが、保育士の処遇改善が進み、経済的負担の軽減が図られるよう、引き続き国へ要請していくとともに、御提案をいただいた制度も含め、他都市での事例も参考にしながら、効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、損害賠償についてですが、まず、多目的荷役機械の故障の原因につきましては、駆動モーターの回転数を制御しているインバーターのふぐあいによるものであり、設置後 15 年を経過していることから、老朽化によるものと考えております。

次に、損害賠償額につきましては、平成 11 年以降、これまでに確定した賠償額で最も高額なのは、判決によらないものでは約 1,685 万円、判決によるものでは約 3,093 万円であります。また、このたび提

案した損害賠償額は、これらを含めた中で最も高額となるものであります。

次に、故障の予測につきましては、月例点検や年次点検において状態の確認に努めているところではありますが、平成26年度、28年度と電気部品の故障により荷役作業に大きな影響が続いたことから、市としても、できるだけ早急に延命化対策を実施する必要があると判断したところであります。

このため、保守・点検業者やメーカーと検討した上で、29年度から予算要求の準備を始め、30年度から延命化対策事業として健全度調査を実施することとしておりましたが、今回の故障を事前に予測することは難しかったものと考えております。

次に、故障時のバックアップ体制につきましては、従前は機械が故障し早期に復旧できない場合、大型の移動式クレーンとコンテナのつり金具であるスプレッドを手配し、バックアップ体制を確保しておりましたが、今回の故障時では、スプレッドの需要の減少に伴い、機械メーカー等において使用可能なものがなく、手配できなかったことから、バックアップ体制が確保できなかったものであります。

次に、損害賠償に関わる責任につきましては、先ほど申し上げた判決によらない損害賠償は施設の管理瑕疵によるものであります。本件と同様のケースとは言いがたい面もありますが、この事案では関係職員4名対し、訓告及び文書厳重注意の処分を行っております。

今後、本件について、産業港湾部から提出された事故報告書をもとに職員分限懲戒審査委員会に諮問し、関係職員の処分について判断してまいりたいと考えております。

次に、平成28年度の事態に対し、改めて行った検証や検討につきましては、検証では故障した発電機の電気部品である制御基板をメーカーに送って故障原因の調査を依頼し、その結果、接点不良などの経年劣化が明らかになったものであり、また、故障した基板の型式が古く、今後入手困難になることが判明したところであります。この検証結果を踏まえ、今後の安定的な稼働を確保するための対策について、保守・点検業者やメーカーと検討した結果、できるだけ早急に延命化対策を実施する必要があると判断したものであります。

次に、北防波堤が崩壊し、フェリーに損害を与えた場合の責任につきましては、仮に危険な状態を放置するなど、管理上の瑕疵によりフェリーなど第三者に損害を与えた場合は市が責任を負うこととなりますが、国からの説明では、既に老朽化の著しい区間は改良済みとなっていること、また、毎年堤体の定期点検や荒天後の緊急点検、さらには水中部の基礎捨石や根固めブロック等の状況を音波探査で調査しており、異常が見られないことから、堤体は安定していると聞いております。

次に、北防波堤の工事につきましては、先ほど申しましたとおり、北防波堤の堤体は安定しておりますが、仮に定期点検等の結果から防波堤に何らかの予兆が確認された場合は、速やかに国と協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

次に、日本遺産となった北防波堤につきましては、港や市街地を波浪から守るだけでなく、歴史的、また工学的にも貴重価値が高い港湾施設であると認識をいたしております。

次に、小樽港の北防波堤の予算措置につきましては、近年港湾整備事業における国の内示額が要求額を下回る状況が続いており、北防波堤改良事業の内示額が要求額を下回った結果については残念なことで受けとめております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 第2に市長の政治姿勢について質問します。

子どもの医療費助成について伺います。

小樽市のこども医療費助成では、この間、2018 年 8 月から小学生までの入院医療費が実質無料化。2019 年 4 月から中学生までの入院医療費助成拡大を行いました。一方で、札幌市では、これまで通院は小学校 2 年生までだった医療費助成を来年 4 月から小学校 3 年生に、2021 年度から小学校 6 年生まで拡大していくことを決めています。これにより小樽市の優位性が少なくなります。近隣地域と比べて同じ、もしくは以下になっていくことへの市長の見解をお示してください。

日本共産党は、中学校卒業までの医療費無料化を求めています。道内の 7 割の自治体が中学校 3 年生までの医療費助成を行っている現状や、子育て支援の市長公約からも、さらなる助成拡大を求めます。市長の見解を伺います。また、小学生までの医療費の実質無料化、完全無料化に必要な額は幾らになる見込みかお答えください。

高まる批判の世論、地方団体や与党の一部からの要求を受け、政府は 2018 年度から未就学児に対する自治体の医療費助成については、ペナルティーをやめることを決めました。就学前までの医療費の実質無料化に必要な額をお示してください。せめて未就学児については拡大すべきと思いますが、市長の見解をお示してください。

次に観光税について伺います。

市長は 6 月 27 日の記者会見で、観光税の導入について、これまでよりもピッチを上げて議論を進めていかなければいけないと述べ、検討を加速していく方針を示しました。しかし、法定外目的税であり、課税対象、金額、使い道すら決まっていないのに、前のめりに検討を進めることはあり得ないことです。導入ありきで進めていくことはやめるべきです。市長の見解を伺います。

市長は、目的として除雪についても述べられています。函館市財政再建推進会議議事録を拝見いたしました。そこでは、委員から出された観光地の除雪を検討してほしいといった趣旨の発言に、財務部長は、「除雪はおそらく宿泊税の使途にはならないと思う。」「除雪は道路維持であり、整備ではないので、厳しいと思う。」と発言しています。本市における観光税も使途として除雪が対象になり得ないと考えますが、市長の考えを伺います。

観光客のための案内についても述べられています。税を徴収しなければならないほど観光客のための案内表示が不足しているという認識でしょうか。また、現在でも官公庁は、町なかを散策する訪日外国人旅行者等への観光情報の提供を目的とする多言語観光案内標識の整備等に要する経費の一部について支援するとして、国が 2 分の 1 補助する制度があります。こうした制度との関連はいかがですか。

宿泊税を導入している京都市の場合には、オーバーツーリズムの問題があり特殊ですが、東京都の場合は素泊まり 1 万円未満は非課税としています。大阪府では 7,000 円です。小樽市において素泊まり 1 万円を超える宿泊施設がどれだけあるのですか。金沢市では 2 万円以下は 200 円、2 万円以上は 500 円一律徴収しています。簡易宿所や民泊、ラブホテルにも、全ての宿泊施設を対象としたことにも大きな批判があります。また、特別徴収のための費用もかかるとされています。こうしたデメリットの部分も調査しているのですか。特別徴収のための費用はどれだけかかると見込んでいるのですか。

旅館業法では宿泊者名簿の設置が義務づけられています。しかし、ラブホテルでは現金での支払いが多い上に、領収書の発行がないことがほとんどです。一般のホテルに義務づけられている宿泊者名簿の記載もほとんど行われていないため、容易に脱税ができてしまうことが懸念されます。仮に全ての宿泊施設を対象とした場合、どうやって徴収するおつもりなのですか。

導入している例では、納税義務は特別徴収者である旅館、ホテル業者などとなっています。転嫁できない事業者は自腹です。事業者の理解が得られると考えているのですか。

小樽市中小企業振興基本条例との関係です。

中小企業である事業者から意見は聞いているのですか。北海道と小樽市となれば、一つの課税原因に対して、同種の租税を2回以上課すことになる二重課税となる違法性が高いものです。さらに類似の入湯税との関連も含めれば三重課税です。こうした問題をクリアしているとお考えでしょうか。

税の公平性の観点からもあり得ない話です。集めた税金を観光振興に投入しても、市民には何の恩恵也没有ありません。結局、観光税で集めたお金が観光振興を名目として、クルーズ船のための第3号ふ頭整備などの巨大開発事業に注ぎ込まれるということではありませんか。

北海道新幹線札幌延伸です。

塩谷地区でのトンネル掘削土受け入れは、従来示された以外に市有地でも受け入れる意向を市長は示しています。市長は記者会見で、反対の声が上がっているとは受けとめていませんと述べていますが、地域は喜んで受け入れるというわけではありません。結果として塩谷地域に要対策土を集中することは問題だと思いませんか。

朝里川温泉地域では、トンネル掘削土の受け入れは、朝里が丘町会も朝里川温泉町会も断固受け入れは認められないと猛反対しています。しかし、鉄道・運輸機構は、今後も丁寧に説明し、関係者にも協力を得て理解を得られるよう努めてまいりたいと述べるばかりです。地域の理解が得られないのに説明会を繰り返すやり方というのは、住民をばかにした話ではありませんか、いかがですか。

札幌市でも、手稲区金山や厚別区山本で、要対策土の受け入れについて住民説明会が行われています。しかし、ここでも反対の声ばかりです。結局、きれいな土は札幌市や石狩市に、汚い土は小樽市というのは全く変わっていないではありませんか、どうですか。

並行在来線についてです。

北海道新幹線並行在来線対策協議会では2030年度に予定される新幹線札幌延伸に伴って、J R北海道から経営分離されるとされる区間について、延伸の5年前から前倒しして存廃の判断を行うと報道されています。小樽市でも塩谷駅、蘭島駅が存在し、地域住民だけでなく観光客も利用しています。迫市長はJ R北海道から経営分離されるとされることを了承している立場ですか。また、経営分離されたとしても鉄路を残すという立場ですか。

余市町では、小樽市に高校生の8割がJ Rで通学しているという報道があります。余市町長も仁木町長も鉄路を残す立場だと述べています。一方で、俱知安町では並行在来線の存続については含みを持たせています。後志各町と小樽市が連携し、小樽市がリーダーシップを取り、鉄路を残す検討をすることが必要です。市長の考えを伺います。

並行在来線をバス転換するという話があります。しかし、札幌への都市間高速バスは増便している一方で、市内路線は減便に次ぐ減便です。この理由の一つに、バスの運転手が不足していることがあります。バス転換しても便が少ない、便が少ないから利用できないとなれば、塩谷、蘭島地域をますます衰退させることにつながりかねません。バス転換は現実的とは思えません、いかがですか。

札幌自動車道小樽ジャンクションについて伺います。

後志道につながる札幌自動車道小樽ジャンクションが開通しました。しかし、国道5号沿いの工事用車両出入り口道路付近にお住まいの方で、ジャンクション完成後、雨水や土砂が敷地内に流入し、床下浸水するといった事例が発生しました。原因をつくったのはNEXCO東日本です。実際に被害を受けている住民がいるのですから、もし本市に相談があった場合には、関係機関であるNEXCO東日本に情報提供を行い、対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

旧湯鹿里荘跡地について伺います。

市営朝里川温泉センターの廃止に伴い、その代替施設として湯鹿里荘がつくられて運営されてきた湯鹿里荘は、2001 年 3 月に閉館、その後 2009 年秋に解体されました。この旧湯鹿里荘跡地に保養所をつくりたいとする業者があると聞いています。こうした意向は存在するのですか。売却することに問題はないのですか。こういった形で進められるにしても、市民や議会に進捗について説明していただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、子どもの医療費助成についてですが、まず、近隣地域と比べて本市の優位性が低下することについての私の見解につきましては、医療費助成は本市の人口対策においてターゲットとする、子育て世帯に対する主要な施策の一つでありますので、優位性が低下することで若い世代が市外へ転出し、さらなる社会減につながるという危機感を持っているところであります。

次に、こども医療費助成のさらなる拡大につきましては、本市の財政状況を勘案いたしますと、直ちに助成を拡大することは厳しいものと考えておりますが、市民の皆さんが安心して子供を産み育てることができる環境づくりは重要であると認識しておりますので、関連する施策との優先順位などを判断しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、小学生までの医療費の実質無料化及び完全無料化に必要な額につきましては、令和元年度予算ベースの試算で、初診時に一部負担金のみを支払う実質無料化の場合は約 3,200 万円、初診時に一部負担金を負担しない完全無料化の場合は約 4,900 万円と見込んでおります。

次に、未就学児の医療費の実質無料化に必要な額につきましては、同じく令和元年度予算ベースの試算で約 1,400 万円と見込んでおります。また、未就学児についての拡大につきましては、繰り返しになりますが、関連する施策との優先順位などを判断しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、観光税についてですが、まず観光税導入ありきではないかということにつきましては、国の成長戦略の中で、訪日外国人旅行者数の増加が掲げられており、本市においても外国人宿泊客数が年々増加しております。このことから、観光地周辺の除排雪の拡充や多言語表記の案内板などの受け入れ体制の整備、新たな観光資源の掘り起こしなど、今後、観光施策を充実するためにも財源の確保は必要であると考えますので、観光税の導入には前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光税の使途としての除雪につきましては、私といたしましては、観光客が多く訪れる場所の除排雪を拡充することは受け入れ体制の整備につながることから、観光税の使途として適切であると考えております。

次に、案内表示につきましては、平成 29 年 3 月にまとめた小樽市まちなか観光にぎわいづくり調査におきましても、英語の表記がないところが多く、場所を探すのが大変だったという意見が寄せられるなど、多言語表記についての要望は多く、その内容も含め、多言語の案内表示の充実は必要であると認識しております。また、国の補助事業との関連につきましては、国の補助メニューを活用いたしましても、一定割合の市としての負担が生じるため、財源確保が必要であると考えております。

次に、素泊まり 1 万円を超える宿泊施設につきましては、表示されている宿泊料金には食事代が含まれているものもあり、宿泊施設の素泊まり料金については正確に把握しておりませんが、今後議論する中で調査してまいりたいと考えております。

次に、デメリットの調査や特別徴収の費用につきましては、現時点では観光税の種別について決定しておりませんので調査等は行っておりませんが、今後議論する中で調査してまいりたいと考えております。

次に、全ての宿泊施設を対象とした場合の徴収方法につきましては、既に宿泊税を導入している他都市の例を見ますと、旅館業法及び住宅宿泊事業法の宿泊事業者による特別徴収となっております。徴収における課題につきましても、先行他都市の事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、特別徴収義務者となる事業者の理解は得られるのかにつきましては、特別徴収義務者に対しては税の必要性やその用途を丁寧に説明し、御理解と御協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業である事業者からの意見につきましては、現時点では観光税の種別について決定しておりませんので、聞き取りは行っておりませんが、今後事業者からの御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、二重課税等の問題につきましては、宿泊税となった場合には、北海道との協議や調整を行い、総務省の同意を得なければならないものと考えております。また、入湯税との関係につきましては、他都市の状況について調査し、検討してまいりたいと考えております。

次に、観光税の用途につきましては、先ほど申しましたとおり、受け入れ体制の整備や新たな観光資源の掘り起こしなど、今後観光施策を充実するためにも財源の確保は必要であると考えますので、観光事業者や有識者の御意見も伺いながら、今後市内で十分に議論してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線札幌延伸、並行在来線についてですが、まず、塩谷地域での要対策土の受け入れにつきましては、現在塩谷地域には稼働している受け入れ地と候補地がそれぞれ1カ所、そのほかでは朝里川温泉地域に候補地が1カ所あります。しかし、これら3カ所では受け入れ量が不足しているため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からは、市内全域を対象として、公有地、民有地を問わず、受け入れ地の確保を目指していると聞いております。

次に、朝里川温泉地域での発生土の受け入れにつきましては、鉄道・運輸機構からは、説明会において一定の理解を得た上で当該候補地が受け入れ可能かどうかの事前調査を実施しており、今後は調査結果などについて、地域の皆さんの理解が得られるよう、丁寧に説明を続けていくものと聞いております。

次に、トンネル掘削土の受け入れ先につきましては、先ほど申しましたとおり、小樽市内の受け入れ地やその候補地がまだ不足していることから、発生土を市外へ搬出しております。近隣自治体では、現時点において、他の行政区域で発生する要対策土を受け入れていないことから、結果として無対策土が搬出されている状況にあります。今後、市内において十分な受け入れ地が確保された場合には、無対策土も市内で受け入れていくことになるものと聞いております。

次に、並行在来線の経営分離につきましては、本市は整備新幹線着工に当たっての基本的な条件の一つである経営分離については、既に沿線自治体とともに同意しており、新幹線建設促進の必要性の観点から了承している立場にあります。また、鉄路を残すかどうかにつきましては、北海道が設置する並行在来線対策協議会の中で、検討や議論を深め、沿線自治体と連携を図りながら判断してまいりたいと考えております。

次に、鉄路存続の検討につきましては、北海道が設置する並行在来線対策協議会の中で、今後鉄路の存続を含めた経営分離後の地域交通の確保について検討されるものと考えております。

次に、並行在来線のバス転換につきましては、並行在来線対策協議会において検討されますが、その際には沿線地域における住民の足の確保、沿線自治体の財政負担、さらには御指摘のありました運転手不足などの社会情勢を含め、さまざまな観点から持続可能な方策について議論されるものと考えております。

次に、札幌自動車道小樽ジャンクションについてですが、工事にかかわる住民からの相談対応につきましては、これまでも市に相談が寄せられた場合には、随時関係機関へ相談内容の情報提供を行い、対応をお願いしているところであります。なお、御指摘のあった事例につきましては、既に東日本高速道路株式会社において対応することになっております。

次に、旧湯鹿里荘についてですが、まず旧湯鹿里荘跡地での保養所開設の意向につきましては、現在具体的に保養所を開設したいとの意向を示している業者については把握いたしておりません。今後売却を希望する方があらわれた場合は、朝里川温泉地域の振興を考慮し、検討したいと考えております。

次に、市民や議会への説明につきましては、旧湯鹿里荘跡地を売却する場合には、議会や市民の皆さんにも説明してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3 項目めの質問に入ります。

（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8 番、酒井隆裕議員。

（8 番 酒井隆裕議員登壇）

○8 番（酒井隆裕議員） 2018 年度一般会計決算は、実質収支で2 億1,582 万3,000 円の黒字となり、9 年連続の黒字となりました。不用額は2017 年度約17 億8,000 万円から約23 億5,000 万円と、約5 億7,000 万円増加しています。主な不用額の項目と額及び予算現額に対する割合、不用額を生じた主な事業も説明してください。また、なぜ不用額が拡大し続けるのか見解をお示してください。

予算現額に対し不用額は2014 年度3.9%、2015 年度3.6%、2016 年度3.6%、2017 年度3.1%、2018 年度4.1%と、ほぼ4%程度で推移しています。市民生活や経済の活性化に予算を適切に使っていないことのあらわれではありませんか。不用額を発生させるために予算執行を抑制しているのではありませんか、お答えください。

歳入では、固定資産税が当初予算額を上回りました。収入未済額の推移では、現年度分が2 億1,656 万2,000 円減少しています。一方で、滞納繰越分については2 億4,206 万8,000 円増加しています。このような要因を市としてどのように分析しているのかお答えください。

歳入では、固定資産税、都市計画税などの市税収入が当初予算額を上回りました。こうした要因を市としてどのように捉えられているのかお示してください。

予算では固定資産税、都市計画税は土地・家屋の評価がえなどにより合計約8,000 万円の収入減を見込んでいましたが、OBCの新会社の固定資産税等が納付されたことで、収入増になったのではありませんか、お答えください。

病院事業会計についてです。

決算では、昨年に引き続き資金不足が生じました。私は、自治体病院は高度医療、不採算部門を担うとともに、地域としっかりと結びつき、地域医療に貢献することが本来の役割と考えます。収支改善に向けた取り組みは一朝一夕に進むものではないと思いますが、計画2 年目となった新小樽市立病院改革プランの主な取り組みの状況について伺います。

水道事業会計についてです。

昨年度に引き続き、本年度の損益収支は4 億5,121 万5,000 円の純利益を生じました。第2 回定例会での高野議員の代表質問に、市長は現在の基本料金体系に不満をお持ちの方がいらっしゃるの承知、基本水量に満たない世帯がふえている、そのお気持ちは理解。2020 年度から基本水量、基本料金の見直しの検討に着手する予定と答弁しています。引き下げに向けた現在の取り組み状況と今後の見直しをお示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、平成30年度決算について御質問がありました。

初めに、主な不用額の項目などにつきましては、主な科目、金額、予算現額に対する割合及び主な事業の順でお答えをさせていただきます。

民生費では、約7億8,700万円、3.2%。生活保護の扶助費や介護保険事業会計繰出金であります。

土木費では、約7億3,000万円、13.1%。橋りょう長寿命化事業費や除排雪関係経費であります。

商工費では、約2億8,700万円、10.7%。中小企業への制度融資貸付金であります。

また、不用額が生じた要因としては、予算編成時の見積もりに比べて各制度の利用が少なかったこと、建設事業では国の交付金の内示に伴い事業費が減少したこと、さらに、扶助費では年度末まで予算執行の見込みを把握することが難しく、補正予算による減額も困難であることなどから生じたものであり、年度によってその額は増減するものと考えております。

次に、不用額を発生させるために、予算執行を抑制しているのかにつきましては、予算計上に当たっては、前々年度決算や前年度の決算見込みをもとに、当該年度における特殊な増減要因などを考慮し、過剰に見込むことなく精緻な予算計上に努めておりますが、扶助費や貸付金などの執行段階でなければ把握が難しい経費もありますので、予算執行を制限したものではなく、一定程度の不用額の発生はやむを得ないものであると考えております。なお、各部に対しては、事業ごとの毎年度の不用額の内容についてもよく分析した上で予算要求するように指示しており、引き続き適正な予算編成に努めてまいりますと考えております。

次に、固定資産税の収入未済額の現年度分と滞納繰越分のそれぞれの増減の要因につきましては、現年度分は自主納付が増加したことにより収入未済額が減少したものであります。また、滞納繰越分は、平成29年度に発生した収入未済額が30年度に繰り越されたことにより調定額が増加いたしました、それに比して収入額が少なかったことから収入未済額が増加したものと認識しております。

次に、市税収入が当初予算を上回った要因につきましては、平成30年度当初予算は、これまでの各税目の収入率の状況を勘案し予算を計上したところですが、最終的に決算において収入率が上回ったことによるものであります。なお、納税者の納付状況については、地方税法上の守秘義務がありますので、個別の案件についてお答えすることはできません。

次に、水道料金等の基本水量、基本料金の引き下げに向けた取り組み状況と今後の見通しにつきましては、第2回定例会の段階では一定程度の資金余裕が見込まれることから基本水量、基本料金見直しの検討に着手する考えを示しておりました。その後、今後30年先までの財政収支見通しを試算するなど、ビジョンの策定作業を進め、このたび御提示した素案では、取り組み項目として基本水量、基本料金の見直しを位置づけたところであります。

今後は、議会や上下水道事業経営懇話会からの御意見及びパブリックコメントの結果を踏まえて、ビジョンを完成させた後、基本水量等の見直し作業に着手し、令和2年度から具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、平成30年度決算について御質問がありました。

初めに、計画2年目になった新小樽病院改革プランの主な取り組み状況についてですが、まず収入増加・確保の取り組みといたしましては、救急患者や他院からの紹介患者の積極的な受け入れにより、新規入院患者の確保に努めるとともに、手術患者の増加などにより収益向上を図りました。

また、経費削減・抑制の取り組みといたしましては、医薬品については採用数の削減や後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用割合を高める取り組みを進めました。医療材料については、新たな院内流通体制の構築や、余剰在庫などの無駄を減らすため、新SPDシステムの導入に向けた取り組みを行いました。

今後も経営の健全化に向けて、新改革プランを確実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 公共施設再編素案について、まず基本的な考え方について伺います。

示された素案を拝見しました。私は率直に言って夢があふれるというよりも、このままでは余り市民が関心を持たない計画になりかねないと感じました。なぜならば、施設量の削減ありきという観点が随所に見られるからです。市長は、胸を張って市民にお示しできる案だと言えますか。素案に至った基本的な考え方を示してください。

再編素案は3パターン示されました。説明では、どれかのパターンでなければならないということではない、組み合わせるのも可能であり、これから議論していただくと述べられています。改めて確認しますが、議会や市民の意見によって減る事業や、逆にふえる事業もあり得るということや、3パターンにこだわるものではないという認識でよろしいですか。

各パターンの表現の仕方です。素案1では、実現可能で施設量の削減効果が最も高い案、素案2では、素案1の次に施設量の削減効果が高い案、素案3では、市民の要望を可能な限り実現するようにした案との表現です。このような表現では、素案1以外は実現が難しいような印象を受けます。こうした表現にした理由をお示してください。

素案で共通しているのは、小樽商業高校に教育委員会やこども発達支援センター、高等看護学院などを持ってくるものです。市庁舎については、本庁舎を改修し議会機能を集約、別館や保健所庁舎、水道局本庁舎、生活サポートセンターを統合し、新市庁舎とするものです。どちらの事業も、市民から優先的に取り組んでほしいという方がどれだけいらっしゃるでしょうか。

市役所は耐震性の問題や老朽化があり、建てかえや改修が必要なことは理解しますが、これら二つについては、ほとんど選択肢がないパターンとなった経緯を示してください。

これら二つについては、市民のニーズからすると順位は相当低いではありませんか。今必要なのは、人口対策として市民のニーズが高い事業を優先して行うことではありませんか。教育委員会移転や市役所新庁舎建設を行うことで、人口がふえたり減少を押しとどめたりできるとは思いません。いかがですか。

今後のスケジュールについてです。

10月に市内7カ所で8回市民意見交換会を行うことや、パブリックコメント、庁内検討委員会などを行い、第4回定例会総務常任委員会に計画案を報告。来年3月、第1回定例会にパブコメ結果、再編計画を報告するというものです。余りにも拙速過ぎるのではありませんか。このスケジュールで十分議論ができ

るとお考えですか。

財源対策についてです。

過疎対策事業債の行方がどうなるのか不明です。有利な起債といっても限られます。こうした財源の見通しを持った中での素案策定だったのですか。

これだけ大規模な再編計画であれば、市民意見交換会だけでなく、有識者や公募市民などを含めた総合計画審議会クラスの諮問機関を設置する考えはなかったのですか。市民意見交換会で十分だというお考えですか。これからもし必要ないとの考えですか。仮に市民意見交換会やパブリックコメントで、例えば庁舎プロジェクトは今回の案に示さず、先送りすべきといった意見が出された場合、尊重されるのですか。単に意見の一つとして受けとめますといったアリバイづくりの会のような会になるおそれはありませんか。来年度に策定される長寿寿命化計画の計画期間は2058年度までと聞いていますが、20年後、30年後先までの事業計画を策定するのは現実的ではないと考えますが、いかがですか。

総合計画との関係です。

今後10年間の小樽市を見据えて小樽市最上位の計画として、総合計画基本計画が諮問され答申を受けています。今定例会の後に最終調整を行い、10月には策定を完了する見通しです。20年後、30年後の計画となれば、次回以降の総合計画に絡む問題です。こうした整合性をどう捉えるのか伺います。

新・市営室内水泳プールについて伺います。

再編素案では素案3として、市民の要望を可能な限り実現するようにした案として示されています。一方で、素案1の実現可能で施設量の削減効果が最も高い案と、素案2の素案1の次に施設量の削減効果が高い案では示されていません。これまで歴代市長はつくるとは言っていました。今回の案で、迫市長はプールをつくらないという案を示したということではありませんか、お答えください。

素案1と素案2ではプールは民間施設を活用としています。しかし、民間施設は老朽化が課題となり、今後にも使用するには大規模改修が必要と聞きます。民間施設を活用というのは現実的ではないのではありませんか。

問題は、つくるとなってもいつなのかということです。基本的な考え方でも伺いましたが、20年後の事業に回されてはかないません。これまでもつくるとは言っていたものの先送りされてきました。市民ニーズの高い事業は優先して行うべきです。プールを建設する最短スケジュールはいつなのですか。

商業高校跡の複合施設整備についてです。

教育委員会を移転することや老朽化している高等看護学院を移転することを市民からも利用者からも、余り異論はないかもしれませんが、しかし、勤労女性センターや勤労青少年ホーム、生涯学習プラザ、市民会館集会室、総合福祉センター料理講習室というのは無理があります。駐車場の整備はどうするのかなど課題も多数です。施設潰しありきの大変夢のない案だと思いますが、いかがですか。

そもそも勤労女性センターや勤労青少年ホーム、生涯学習プラザなどの利用者から、商業高校に移転してほしいという意見が出されたのでしょうか、お答えください。

新施設を建設して集約ならまだしも、商業高校へというのは利用者の理解は得られないと考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設再編素案について御質問がありました。

初めに、基本的な考え方についてですが、まず素案の基本的な考え方につきましては、本素案では老朽化が進んだ施設を中心に39施設を選定した上で、行政サービスの実施に支障を来さない範囲で施設総量の削減、本市の特性や市民ニーズの変化に対応、安全性の確保の三つの再編方針のもとに策定したものです。

次に、再編素案の三つの案につきましては、今回は再編素案として三つの案を示しておりますが、その中の個々の施設や再編案を組み合わせることや、新たな再編案を盛り込むことなどの可能性もあります。

今後は、今定例会の議論も踏まえるとともに、10月に実施する市民意見交換会での市民の皆さんの御意見や、将来の本市財政において負担可能なケースを組み合わせることに重点を置きながら、最適なものとなるように再編計画案を策定していきたいと考えております。

次に、素案の各案の表現につきましては、公共施設における再編は、財政上、将来投資できる経費に見合う施設量を適正化することを目指して検討しているため、素案1については3案の中で費用が一番小さく、施設量の削減が一番大きいものとなりましたので、実現可能という表現としたところでありますが、素案1に誘導する意図ではありません。

次に、商業高校への移転施設や、新市庁舎につきましては、商業高校は小樽商科大学が近く、海上技術短期大学校が開校する予定であります。残りのスペースを有効活用する上では、新たな文教地区となることを視野に、可能な施設を移転する素案といたしました。また、新市庁舎については、現市庁舎周辺に点在している行政機能を1カ所に集約することにより、市民の利便性が高まるものと考え、現市役所敷地内で統合する素案といたしました。

次に、教育委員会の移転や新庁舎の建設などにつきましては、この再編素案では事業着手の優先順位を示してはならず、また、人口減少対策と直接関係しているものではありません。

次に、再編計画のスケジュールにつきましては、限られた期間ではありますが、議会や市民意見交換会を通じて、十分議論を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、財源の見通しにつきましては、来年度に策定予定の長寿命化計画の検討の中で、国庫補助制度や有利な起債を積極的に活用することや、PPP、PFIなど民間資金の活用についても検討を行い、本市の財政負担が少なくなるよう努めてまいります。

次に、諮問機関の設置につきましては、各施設の利用状況や市民ニーズ、市としての今後の施設運営の方針など、市内部で把握しているデータ等に基づき、検討・判断ができるものと考えておりますので、先ほども申しましたとおり、限られた期間ではありますが、議会や市民意見交換会で議論してまいりたいと考えております。

次に、市民意見交換会やパブリックコメントにおける意見につきましては、庁内の検討委員会において再編計画を策定するに当たり、十分にその意見内容について検討いたします。

次に、長寿命化計画の計画期間につきましては、公共施設等総合管理計画の計画期間である令和40年度までとしております。長寿命化計画における具体的な再編スケジュールは、直近の10年間で整備する内容をお示しすることになり、その後の30年間は中長期間単位での整備内容を示す考えでありますが、随時計画を見直ししながら再編を実施していくものであります。

次に、長寿命化計画と総合計画の整合性につきましては、その時々々の社会経済情勢を反映した次回以降の総合計画を踏まえ、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行うことで整合を図っていくものと捉えております。

次に、新・市営室内水泳プールについてですが、まず、プールの整備につきましては、民間施設を活用した市民プールのあり方については、現在の利用状況や今後の財政状況に対する市民の皆さんの御意見を

伺う必要もあると考え、素案の中にお示しをいたしました、新体育館にプールを併設する案もお示ししておりますので、新・市民プールを整備しないということではありません。

次に、民間プールの活用につきましては、市内には短水路のある民間プールが3カ所ありますが、市民プールとして活用する場合には、各施設の状況や規模等に応じて、個別具体的に課題を整理しながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、プール建設のスケジュールにつきましては、今年度末までに策定予定の公共施設再編計画の中で新・市民プールの建設が盛り込まれた際には、来年度に策定を予定しております長寿命化計画の中で、別途策定される市営住宅や学校施設の長寿命化計画を踏まえながら、費用の平準化など財政負担を勘案して検討することになります。

次に、商業高校跡の複合施設整備についてですが、まず、商業高校への勤労女性センター等の移転につきましては、学習・交流機能を持つ同様な施設を集約することにより、生涯学習の新たな拠点として充実が図られるとともに、効率的な施設運営が可能となるものとして素案にお示しをしたものであります。

次に、勤労女性センター利用者などの意見につきましては、各施設の将来のあり方検討方針をまとめるために施設利用者を対象に開催した市民意見交換会では、本市の財政状況が厳しい中では施設の再編や集約についてやむを得ないと一定程度の理解は得られましたが、商業高校への移転についてはお示ししておりませんので、10月に開催する市民意見交換会において、市民の皆さんから率直な御意見を伺いたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 最後にわかりやすい住居表示を求めて質問します。

1962年、住居表示に関する法律が施行され、以来、全国の自治体で住居表示が行われています。小樽市でも多くの地域で住居表示が行われていますが、こういった基準で住居表示が行われているのですか。

問題は、同じ住居番号が存在している点です。同じ住居番号だと、郵便物や宅配便等が誤配達されてしまう、訪問者が困惑するなど、日常生活において不便が生じる場合があります。表札を出せばいいのですが、最近ではプライバシー保護の観点からか、戸建てでも表札を掲げない家が少なくありません。新光地域でも新築戸建て住宅がふえてきていますが、当初から同じ住居番号となる住居が存在しています。しかし、現状の基準のままでは解消することは困難です。もちろん行政の側から一方的に住居番号を変えることはできません。なぜなら土地・建物登記簿の所有者等の住所変更登記や、自動車の運転免許証、車検証、金融機関、電気、ガス、NHKなど、個人的な契約等に係る住所変更、勤務先、学校等への届け出など、手続を行わなければならない不利益が生じるからです。

他の自治体では、同じ住居番号で困っている方を対象に枝番号を付与できる制度があります。イメージでは、私の住所で新光2丁目10番4号が仮に3軒あると考えると、そのうち、もともとある1軒は新光2丁目10番4号のまま、後にふえた2軒が枝番号を希望し、新光2丁目10番4-2号、新光2丁目10番4-3号となるケースが想定されます。あくまでも建物所有者や建物所有者の同意を得た住民からの申請が必要ですが、こうした他自治体の制度をぜひ調査・研究していただきたいと思います。

制度を実現する前提ですが、新築時に同番号発生可能性がある場合には、できるだけ枝番号を御使用いただくようお願いする、こうしたことをあわせて調査・研究していただきたいと思います。市長の所感はいかがでしょうか。

先ほどは住居表示を実施している地域でしたが、今度は実施していない地域についてです。ポツンと家のあるところとはともかく、ニュータウンでも住居表示が実施されていない地域があります。そこで、直近の住居表示の実施はいつどこが最後となっているのか伺います。

住居表示の実施は住民にとってメリットの一方、先ほど述べたデメリットがあるため、行政が一方的に行うことは難しいものと考えます。しかし住民の総意でみずからのまちの名前をかえたい。わかりやすい住所にしたいとなれば、行政として応援できるのではないのでしょうか。

例えばバイビュー1丁目1番1号とか、おおむね5丁目までの原則を越えて、新光6丁目とか、夢のある話です。あくまでも住民や町会から要望があって初めて検討できることですが、土地の地番で住所を表示している地域の住居表示は実施は可能かどうか伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、わかりやすい住居表示について御質問がありました。

初めに、住居表示地域における同一の住居番号解消についてですが、まず、本市における住居表示の基準につきましては、昭和40年8月11日に小樽市住居表示整備事業実施基準を定め、これに基づき住居表示を実施してきました。その主な基準は、町の名称はできる限り従来の公称町名を生かすこと、丁目を採用する場合は、おおむね5丁目以内とすること、町の区域を道路や河川などによって区画し、一定の間隔で住居番号を付番する街区方式で実施すること、住居表示の方法は何丁目何番何号とすることなどであります。

次に、枝番号のついた住居番号につきましては、同じ住居番号による不便さについては、市民の皆さんや事業者から多くはありませんが相談も寄せられており、枝番号を付与することも有効な解決策の一つとして考えられますが、枝番号のついた住居番号と、枝番号がつかない住居番号が混在することによるさまざまな影響も懸念されることから、先行自治体の制度などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、土地の地番で住所を表示している地域の住居表示についてですが、まず直近で地番表示から住居表示へ実施した地域につきましては、実際に住んでいる方がいる地域では、平成8年11月25日に星野町の一部で実施したのが最後となっております。

次に、住居表示への変更の可否につきましては、地域の自治会や町会等から要望があり、皆さんと意見交換し、地域住民の総意が得られた場合には住居表示の実施は可能であります。ただし、さきに述べた基準がありますので、原則に沿った形で要望に応じて検討することとなります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 再質問を行います。

まず、幼児教育・保育の無償化関連についてであります。公定価格の引き下げの問題です。これについて先ほどの市長の御答弁の中では、全体として引き下げになるのかどうか明言はできないのだというふうな形で明言を避けましたが、実際問題として、こうした副食費相当額の金額というものが引き下げとなって、実質的な引き下げとなることは、これははっきりしているのです。それ以外にも上がる部分があるとか、そういった面はともかくとして、私が聞いていたのは、こういった運営費の引き

下げというものがそのまま行われれば、その保育園内の運営に大きな影響あるのではないですかというふうに聞いているのです。実際にどうなるかという話を聞いているのではないのです。影響があるのかないのか、その点について小樽市としてどのように捉えられているのか改めて伺いをいたします。

それから、就学援助の対象となる世帯でも、こうした副食費徴収対象となり得る可能性があるということについて伺いました。先ほどの御答弁の中では、それぞれ基準が異なるので一概には言えないと、一概には言えないでしょう。ですけれども、実際にこの場合も、発生する可能性がある、なり得るということなのです。就学援助となるような方でも、こうした負担が発生する可能性がある。このことをどう考えているのか。しっかりこのことについてもお答えいただきたいと思います。

それから、今回の副食費無償化に要する金額、これは民間も4,500 円だと仮定した場合の金額でありますけれども、1,566 万円であります。この1,566 万円は大きな金額であります。しかし、先ほど驚くべき答弁があったのです。これまでの国基準と、それから市の基準と、その差額は一体どれだけになるのか。1 億2,469 万円です。市長、この1 億2,469 万円、私は全て来るとは思っていない。確かに国の制度ですから、いろいろと変えてくる可能性もあるかもしれない。だけれども、これを財源にしてこの副食費の無償化、今回は間に合わないにしても、新年度からぜひとも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、入所待ち児童の問題、これについて市長は、急激にふえるとは想定していないと言っているのです。急激にふえるとは想定していないと言っても、現在、前年と比べても多いのです。このままのペースで加えていくと、明らかに100 人を超えてしまうようなペースになっているのです。待ったなしの問題なのです。ですから、こうした問題についてしっかりと対応していく必要があるのではないかなど。この保育所の待遇改善問題について、これまでと同じ答弁でありました。国に要請していく、それから他の自治体のできる例がないか検討してまいると。そんな時代はもう過ぎているのです。他の自治体でも同じようなことになっているのです。やはり争奪戦となっている。だからこそ小樽市としての優位性を持つために小樽市として何ができるのか、国に要請している場合ではないのです。国への要請は当然必要なのですけれども、小樽市として独自に何ができるのかということを考えていただきたい。今回のをきっかけにして、これを早急に行っていただきたいと思うのですけれども、改めて市長の考えをお伺いしたいと思います。

それから、損害賠償についてであります。

結局、今回の件についてできるだけ早急にやっていくことが必要だというふうに言っていたのですが、結果としてやれなかったということは、やはり私は、故障することは推定できた状況だと思うのですけれども、そうではないというふうなお考えでしょうか。もう1 回伺います。

それから、北防波堤の関連です。

これについて、小樽市としては安定しているというような判断だということです。ということになりますと、報道で出されていたようなことというのは事実無根であると、補修の必要は全くないと。全くないというのは語弊があるかもしれませんが、少なくとも捨塊などが崩れる、そんなおそれはないのだと。はっきりこれは答えていただきたいと思います。

それから、報道で出されていた、改修工事が中断しているのは小樽市の意向だということについて何も答えられていないのです。第3 号ふ頭を先にという要望をしたからこそ、北防波堤が後回しにされているのではないのですか。そのようなことはないのでよね。安定しているからこそ、やられていないのですよね。しっかりそのことについても明言していただきたいと思います。

それから、子どもの医療費助成についてであります。

市長は危機感を持っていると、私も危機感を持っています。これを機会に、優位性があった、これまでよく言っていたのが、入院医療費については札幌市のほうが進んでいるのだと言っていましたけれども、これも小樽市が追いつきましたから、小樽市のほうが優位な状況でありました。だけれども 2021 年度には並んでしまうのです。私はこれが期限だというふうに思っています。それまでに、やはりあらゆる、いろいろな市民のニーズ、それから子育て世代のニーズなども踏まえながら、こういった形になるかはともかくとして、拡大していくということは、やはりどうしても必要だというふうに思っています。

先ほど未就学児について、必要な額について出されました。1,400 万円ということであります。本当にこの未就学児というのは、子供は大きくなればなるほど病院にかかるというのは少なくなるのですけれども、本当に小さいうちというのは大変なのです。それを考えれば、小学生までの医療費の実質無料化、完全無料化、そしてせめて未就学児についての実質無料化、こういったことを考えていただきたいと思うのです。

先ほど保育の無償化に伴って出てきた財源があります。私は、小樽市全体の子育て世代応援のためにトータルで考えていく必要があるというふうに思っています。新年度予算に向けてこうした新しく得ることとなった財源も含めて、市長としてトータルで考えていく、そういったお考えがあるかどうか改めて伺いをいたします。

それから、観光税についてです。

私は、これは函館市の例を出して、除雪は道路維持であり、整備ではないではないので厳しいと思う、そうやって言っているのにもかかわらず、市長は整備だと言ったのです。これは総務省に確認して、除雪は整備だというふうな確認をしたのですか。整備になり得ると言ったのですね、市長の答弁では。私はなり得ないと思うのです。どこに確認をしてなったのですか、それとも市長の感覚でなり得るのではないかという思い込みでしょうか。

それから、案内標示の問題です。

これは法定目的税という形で宿泊税になるのか観光税になるのか、名称はともかくとして取る形になってしまったら、こういった国の補助制度、実際にもう税として取っているのだから、そちらのほうで整備してくれればいいですよということになって補助されなくなる。かえって逆にそんなおそれはないのですか、大丈夫なのですか。

それから、素泊まり 1 万円を超える宿泊施設、これは調査してまいるという話なのですが、実際ほとんどないですよ。そうすると、ほとんど税として上がってこないことになってしまう。そうすると、金沢市のように全てから取ってしまう。やはり私は問題であるというふうに思っています。ほとんどこうした調査については行ってはいないと。これからだという話なのですが、いずれにしても、いろいろな問題が山積みでもあるにもかかわらず、やはり前のめりになってやっていくというのは、私は問題ではないのかなと。例えば、北海道がもし仮にやるとする形になったとしても、小樽市はやらないということで優位性を持つことができるのではないのですか。札幌市がやると言っても小樽市はやらない。これだけでも優位性はとれるのではないですか。それでもやはり前のめりになっていくということは、私は理解できない。そのことについては、改めて伺いをいたします。

北海道新幹線、並行在来線について伺います。

これについて私が聞いたのは、経営分離されたとしても鉄路を残すという立場ですかというふうに聞いたのです。市長は、対策協議会の中で話し合われていくと、人ごとのようなのです。人ごとではダメなのです。市長として鉄路を残していくという立場なのか、それともほかの自治体の考え方にお任せす

るという考えなのですか。はっきりと、仮に経営分離されたとしても、鉄路を残していきたいという考えですということなのか、それとも、ほかの自治体のようにこだわらないという立場なのか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

それから、病院事業会計について一つだけ伺いをしたいと思うのですが、私もこの病院事業会計について、やはり応援したいのです、すごく。やはり自治体病院としての役割というものはどうしても大きい。でもその一方で、そうした資金不足が生じてしまうという、私はやむを得ないと思っているのです。ただ、そうは言っても、入院ですとか外来の収支が上がっているにもかかわらず、例えば材料費とか、そういったものの影響によってなかなか好転していかないという、やはりこういったところというのは、一生懸命こうやって病院が努力していてもなかなか難しいのかなというのがあるのです。今回の消費税などのこともあってどうなるのかという問題もありますし、そういったものも含めて、やはりこれ以上に頑張っていかなければならないということでもあると思うのですが、改めてこうしたプランを着実に進めていって、安定的な病院経営を行っていく、そのために何が必要なのかについて伺いをしたいというふうに思います。

それから、公共施設再編素案について伺います。各パターンの表現の仕方ですが、これが意図ではありませんというふうに言っているのですね。意図ではありませんと言っても、市民の観点から言えば、市民の要望を可能な限り実現するのが当たり前ですよ。これが一番にこななければならないです、普通でいけば。市民の要望を可能な限り実現するのです。その上で、財政的なものから考慮して減らしていったらこうなる、減らしていったらこうなる。最初の、イの一番に書いてくるのが、この実現可能でという、その言い方が私は気に入らないと言っているのです。

(発言する者あり)

そういう意図ではないと。だからまず、そうした市民の要望を第一にしていくということを大事にしていくことは、やはり必要ではないかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

それから、財源対策についてですが、話を聞いてなかなかよくわからなかったです。例えば、市の庁舎、近年いろいろなところで建てていますよね。そういったところでは、例えばいろいろな 2020 年度までの事業債を使ったりとか、合併特例債を使っているところもあるでしょう。そういうところもあったりしますが、その場合になると、2020 年度までということですから、現実的ではないですね。そういったことを踏まえてのものだったのか。過疎対策事業債についても、一応額面どおりにいけば終わってしまうのですよね。終わってしまったら大変なことになるから、そんなことはないと思うのだけれども。だから、そういったさまざまな財源なども、ある程度こうしたものが活用できるのではないかとかという見通しが立った上でのものだったのかということを改めて伺いたいと思います。

新・市営室内水泳プールについて伺います。

私が聞いたのは、プールを建設する最短のスケジュールはいつなのかと聞いたのです。仮につくるとなった場合、いつが最短なのですか、お答えください。

それから最後に、わかりやすい住居表示をということです。

枝番号の問題、これについては混在する場合、確かにそうだと思います。質問の中で言いました。私の住所、新光 2 丁目 10 番 4 号、これが三つあるとすれば、そのまま新光 2 丁目 10 番 4 号のままの家と、それから枝番号二つを希望したとすれば、2 丁目 10 番 4－2 号、2 丁目 10 番 4－3 号と、4－1 号とにならないのがまたみそなのでしょうけれども。そういった場合もあり得る、だからこそ混在の影響なども調査されていくことだと思うのです。ぜひ他の自治体を調査されて、検討・研究してまいらという話なので、ぜひ改めてこういった研究をしていただければなというふうに思っております。

それから、地番で住所を表示している地域の住居表示についてであります。

一応、あくまでも原則として、町の名称はできる限り従来の公称、町名を生かすということですが、やはり住民からいろいろな話があるということであれば、原則を超えてやるということもあり得る話だと思うのです。もしこういった枝番号表示などということも将来やられる可能性があれば、こうした住居表示整備事業実施基準なども見直していく必要もあると思うのです。そのときにあわせて改めて考えていくということもあり得る話なのかと思えますけれども、その点について再質問をいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

数が多かったものですから、私が答えられるものと答えられないものがありますけれども、まず私が答えられる範囲でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まずはガントリークレーンの損害賠償の御質問でございますが、設置後15年を経過しているということですか、それからこの間、部品の故障などもあったりということで、できるだけ早急に延命対策を講じていかなければならないというふうに考えてはいたところでございますけれども、今回の故障がこのタイミングで起きるかどうかということについての、事前に予測することが困難ではなかったのかということでお答えをさせていただいたものでございます。

それから、北防波堤の件でございますけれども、報道が事実無根だったのではないかというようなことをお尋ねになりましたが、そのことについては、私は承知はしておりませんけれども、私どもといたしまして、この北防波堤に関しては先ほども御答弁申し上げましたが、国からの説明を伺った範囲では、既に老朽化が著しい区間の、その部分については改良済みとなっているということと、それからさまざまな調査を通じて異常が見られない。このことで堤体は安定しているということで、あくまでも国から伺ったということでお答えをさせていただいたところでございます。そういった、北防波堤の状況も踏まえまして、小樽市では第3号ふ頭の整備を優先させて行わせていただいているというところでございます。

それから、子どもの医療費のお尋ねがございましたが、一つ一つについてお答えはいたしませんけれども、私もこれは議員のお考えと同じでございます。人口対策上、やはりほかの自治体と差がつくということについては大変な危機感を持っているところでございます。それからやはり人口対策上、私も同じですが、子育て世代を大切にしていかなければならないということで、今回、保育所の無料化の問題ですか、医療費の助成の問題をお尋ねになりましたが、これはやはりトータルで考えていきたいなというふうに思っております。その中で、子育てに関する施策というのがさまざまありますけれども、優先順位をしっかりと分析なり、検証しながら、トータルで子育て世帯を支えるような施策は実施していきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、除雪が観光税の対象になり得るかどうかというお尋ねがございましたけれども、まだ観光税の種別、そういったものが決まってない中で、まだ調査はしておりません。あくまでも市長の考えはというお尋ねでございましたので、私といたしましては、函館市とは見解が異なりますけれども、観光地の除排雪を拡充する、このことについては受け入れ体制の整備につながるのではないかとということで、これは私の見解でございますので、調査についてはこの後の議論の中で行っていきたい、このように思っているところでございます。

それから、観光税について、前のめりでやっていくのが問題ではないかという御質問でございますけれども、私どもといたしましては、国の成長戦略の中でこれからも多くの外国人観光客が日本、そしてこの小樽にも訪れるだろうということが想定される中で、訪日外国人客だけではなく、こういった多くの訪れる観光客の皆様の環境整備、先ほども御答弁申し上げましたけれども、観光地周辺の除排雪の拡充ですとか、それから多言語表記、それからもっと言いますと観光客に対する防災対応、こういったことも考えますと、新たな財源を確保しなければならない、その必要性というのは痛感しているわけでありまして、その一環として観光税について前向きに考えていきたいということで御答弁をさせていただきましたが、決して観光税ありきで前のめりになっている、そういう認識にはございません。

それから、並行在来線の問題でございますけれども、鉄路を残すのか、市長の見解を問われたわけですが、私としては、他の自治体に任せるつもりもありませんけれども、やはり並行在来線を鉄路で残す、特に函館本線につきましては、道南いさりび鉄道などと違いまして、貨物線の賃料収入というのが入ってまいりません。道南いさりび鉄道でいいますと、収入の90%が貨物量の賃料収入になっているわけですから、そういった部分。それから、先般、新聞報道にもありましたけれども、大変老朽化した橋、トンネルを抱えて、その維持、補修費に数十億円もかかるという中で、沿線自治体が財政負担をできるのかどうか、こういったことの議論もまだ十分ではありませんので、こういったこともしっかりと議論をさせていただきながら、鉄路なのか、バスなのか、どちらが我々にとって持続可能な地域公共交通の確保につながるのかどうか、これからしっかりと検討をさせていただきたい、このように思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育所の無償化の関係で4点ほど質問があったかと思います。

まず、公定価格の引き下げの部分ですけれども、先ほど酒井議員の質問の中で、たしか運営費の引き下げ、実質的になるのではないかということでございましたが、先ほどの市長の答弁でもございましたけれども、今回国から示されたのは、あくまでも公定価格の変更の単価の額しか示されておりません。中がどうなっているかは、詳細に示されておりませんので、詳細については判断ができないところではございますけれども、3歳以上の部分につきましては、基本単価部分は確かに引き下げられている部分は多くございます。また、逆に1歳児、2歳児、乳幼児、ここの部分については若干になりますけれども、引き上げとなっている部分がございます。

それから、この部分では確かに施設によってはマイナス、またはプラスの影響があると思っておりますけれども、運営費自体がどうなるかということにつきましては加算部分が出てきますので、個々の施設によってどうなるかということもありますので、一概には全ての施設の運営費が引き下げられるということは明言できないだろうというふうに思っているところでございます。

また、就学援助の関係ですけれども、就学援助の基準と副食費の部分の基準は少し異なっているということがございます。ですから、ボーダーラインにいる方、世帯については確かに対象になることが出てくるかもしれませんが、その世帯の収入がどのような収入になっているのか、収入構成なのかによっても違ってきますので、就学援助を受けられる方、この方からも副食費を負担してもらうということになるのかどうかということは、一概には申し上げられないということでございます。

それから、無償化に関連して、市の独自で財源があるのでできないかということでございますが、確かに独自軽減の部分で、今回、約1億2,000万円軽減されるということにはなりますけれども、このほかに

無償化に伴いまして、いろいろな各種の給付分の増加分とかが出てきます。ですから、この部分だけをもって財源に余裕があるということではございませんので、先ほどもありましたけれども、食材料費については在宅で子育てする場合でも生じる費用であるということ。授業料が無償化されている義務教育においても実費相当の負担がなされているということですから、比較的所得の低い世帯などの免除対象を除いて保護者に御負担いただくべきものと考えておりますので、現時点においては軽減などについては考えてはおりません。

それから、入所待ち児童の関係でございますけれども、入所待ち児童は確かに今のところ昨年度よりはふえております。これが無償化の影響かどうかというのはまだわかりませんが、実際に無償化になる方、3歳から5歳の方については、ほとんど幼稚園ですとか保育園を利用しているということですので、この部分については、無償化の影響はそれほどないのだろうと考えておりますが、保育所全体として、やはり保育士不足というのが出てきますので、先ほどの質問にもございましたように、保育所の運営に当たって保育士の確保ですとか、そのためにはどのようなことができるのか、これについては答弁の繰り返しになってしまいますけれども、他都市の取り組みなどを参考にして、小樽としてどういう取り組みがいいのかについては今後考えていきたいと思っておりますのでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは観光税について、観光案内標識の補助金が今回この観光税を使うことによって使えなくなるのではないかなという御質問でしたけれども、あくまでも私どもで考えておりますのは、現在、補助のメニューを使っていましても、一定の一般財源の部分で負担しておりますので、我々としましては、その部分について新たな税ができるのであれば、そういった一般財源で負担しているところに充当していこうというような考えを持っておりますので、その補助自体が使えなくなるかということに関しては、そういうことはないというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局小樽市立病院事務部長。

○（病院）事務部長（金子文夫） 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、病院事業会計についてですけれども、確かに病院事業会計は大変厳しい状況にあります。先ほど局長からも答弁申し上げましたけれども、まずやはり収入を確保していかないとならないと思っております。ですから救急患者、紹介患者を積極的に受け入れまして、新規入院患者を確保する病床稼働率を上げて、まず収入をふやしてくと。あわせて経費も材料等の調達方法なども検討していく中で何とか経費を減らしていきたいと。そういう中で経営の効率化を図りまして、持続可能な病院経営を目指していきたいと考えておりますので、新改革プランを着実に推進しまして、今後とも経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私からは、プールも含めまして公共施設再編素案について、3点ほど再質問がございましたので、私から答弁させていただきます。

まず一つ目の、三つのパターンの表現の仕方ということでございますが、これは先ほど市長の答弁にもございましたが、今回の再編素案につきましては、行政サービスの実施に支障を来さない範囲で、施設総量の削減、本市の特性や市民ニーズの変化に対応、安全性の確保、この三つの再編方針をもとに策

定したものでございます。

そういった中で、一番に来てございます施設の総量の削減ということもございましたので、三つのパターンの中では最初は素案1というふうにしましたが、決してこの素案1、2、3に優先度をつけて1、2、3にしたものではないということで御理解いただきたいと思います。

それから、財源対策につきましてですが、これにつきましては、実際には令和2年度に策定いたします長寿命化計画の中で検討することになってございます。確かに本市にとって現在一番有利な起債と言われております過疎対策事業債については、存続についてようやく総務省でも検討が始まった状況でございますので、まだ先行きというのは見えていないところはございますが、起債につきましては、そのときそのときのさまざまな状況のもとで、いろいろな交付税措置がつく場合もございますので、そういったことを十分に見きわめた中で長寿命化計画を策定していきたいかと思います。

それから、プールについてでございます。最短スケジュールということでございますが、先ほど申しましたとおり、一つは民間施設を活用と、もう一つについては新体育館との併用という案でお示ししてございます。そういったことからいきますと、新しい施設の建設というふうな点もございますので、これについても長寿命化計画の中でお示しできればというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 申しわけございませんでした。先ほどの観光税について1件漏れていましたので、御答弁いたします。

先ほど非課税の金額1万円以上だと、小樽にはそんなにないので、影響というか効果がないのではないかと御質問だったのですけれども、今いわゆる非課税、免税点という金額の設定につきましては、まだ設定をするかどうか決めておりませんので、これから議論の中でそういう設定をするのか、設定する場合は金額を幾らにするのかというのはこれから決めていく形になりますので、その中で影響額等が見えてくるかというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（阿部一博） 酒井議員の再質問にお答えします。

私からは、住居表示の関係で2点ほど御質問があったかと思っておりますので、お答えしたいと思います。

まず、同じ地番の解消についてなのですが、これにつきましては議員からも御質問がありましたように、一律の導入というのは住所変更ですとか個人の負担がありますので、少し難しい部分はあるのかなと思います。

あと、希望を聞いて、つけたい人だけつけるということについても、いわゆる希望をする人としない人がある場合、同じ地区で枝番号がついたりつかなかったりということも出てくる可能性があるのですが、そういったことで枝番号がつく、つかないが混在する問題というのいろいろなあろうかと思います。

また、議員から御提案がありましたように、新築時に枝番号をつけていくという方法もあるのではないかと。そういうのは一定程度可能なのかなとは思っています。ただ、いろいろな懸念、混在することになりますので、そういった懸念ですとか、また、住居表示をシステム管理というのですか、そういったことに使っている、例えば不動産事業者ですとか、電気、ガス、水道のライフライン系の事業者もいろいろな住居表示を使っていると思っておりますので、そういった事業者への影響も検証しながら、他都市の例を調べながら研究させていただきたいと思っています。

それと地番の表示について、町名とかいろいろな住民の御要望があれば対応していただきたいという

ことで、例としまして、新光町バイビュータウンとか、そういった形でどうかという御提案だったと思うのですが、それにつきましては、住民の総意が得られれば、私どもとしては原則にのっとった形にはなりますが、その部分も含めて検討していきたいというふうに思っております。

（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8 番、酒井隆裕議員。

○8 番（酒井隆裕議員） 再々質問を行います。

この保育の無償化関連の運営費の話です。

私はどうなるかという話を聞いているわけではないのです。運営費が引き下げになったら、保育所の運営に打撃を与えませんかと聞いているのです。そうですね、上がるものがある、下がるものがある、そんなことを聞いているわけではないのです。下がったら影響ありますよねということを聞いているのです。どうですかということを聞いているのです。改めて伺います。

それから同様に、就学援助の対象となる方でもこの副食費の対象となる可能性があるということ、問題ではないですかと聞いているのです。それぞれ基準が異なりますと、そんなことを聞いているわけではないのです。可能性があることは問題ではないですかと聞いているのです。だから取らなければいいよという話なのです、おわかりですか。

それから、給食の無償化について、福祉部長はやるつもりないと、すごい冷たいですよね。市長、これで本当にいいのですか、これ。今回は初めということで仕方ないにしても、10 月からにしたら間に合わないから仕方ないにしても、これからのことを考えて、先ほどトータルでというお話をされてきたのですから、こういったことも踏まえて、他都市の例なども踏まえて、この財源となる1 億2,069 万円、実はこれだけではないのですよ、ほかに財源となり得るものがあるのです。例えば第3 子以降の子供の保育の無料化、これで850 万円分がまた財源に来るのですね。このようなものも使えるのですよ。そういったことをトータルで考えて、こうした給食費の実質無償化に使っていくのですとか、また、子供の医療費の負担軽減に使っていくとか、これを今すぐ考えていく必要があるのではないか、新年度予算に向けて。その考え方というのを含めてないのですか。先ほど子供の医療費の関係については、市長はトータルで考えてという話をされた。トータルで考えてほしい。だけれども、こちらの保育の給食の無償化の問題については、福祉部長はやらないと言ったのです。違いますよね、トータルでこれも考えてくれますよね、今のところはやれないにしても。改めて伺いたいと思います。

それから、保育士の待遇改善の問題です。

これも人ごとなのですね。もう本当に今すぐ考えなければならない、それぐらい重要な問題だ。本当にそれだけの認識があるのかどうか伺います。

それから、北防波堤の関連です。

国からは安定していると、その部分は改良済みであると。ということは、今回の一部報道は全くの誤解であるということで改めて確認してよろしいですね、伺います。

それから、並行在来線の問題です。

私は鉄路を残す立場ですかと聞いたのですけれども、費用の部分とかがあるから、鉄路なのかバスなのか、これから検討してまいりたいと。順序が逆なのですよ。これでいってしまうと、鉄路を残していくという立場に立つのであれば、そのままいくとさまざまな財源が必要になる、支援などいろいろな形で必要となる。そういったことになるではないですか。少なくとも鉄路を残すという、そういったところをスタート地点にしていくべきだと思います。鉄路なのかバスなのか、これから検討していくという、そういった段階ではないと思います。私は、しっかりと小樽市として鉄路を残すという、そうい

った立場に立つべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、公共施設再編素案の話です。

先ほど来ずっと答弁に出てくるのは、長寿命化計画、長寿命化計画と言っているのですね。これは長寿命化計画が出なかったら、そうした施設がいつできるのかという見通しが立たないと。そういった理解でよろしいか。今までもずっと言われていたのですよ。この公共施設の再編云々のときに、いつになったらできるのだと、いや、それについては素案ができるまで、個別施設計画ができるまでだと。個別施設計画の素案が出てきました。では、今度は長寿命化計画ができるまでだ。いつまで延ばされるのですか。大体そういったことについて、結局いつまでも延ばされて、つくるとは言ったけれどもいつまでもつくらない、全然変わらなかったなという理解でよろしいのかどうか伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

副食費の無償化のことで、若干答弁が食い違っているような御指摘でございますが、私が先ほど御答弁申し上げましたのは、やはり人口対策上、子育て世代に対するさまざまな支援といいますか、取り組みというのは大変重要だというふうに考えておりますので、医療費の助成の問題とあわせて、この副食費の問題についても、財政は厳しいですから、その中でこういったものを優先的に取りかかっていくのかということについては、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、トータルで考えさせていただければというふうに思っております。

それから、北防波堤の問題、その報道については、私はどういう形で取材されたのかわかりませんが、ですからそのことについては触れませんが、私としては国の見解として、十分にこれまでも調査をしてきている。それから、少し危険なところについてはもう整備が済んでいるということで、この北防波堤の提体は安定しているというふうに判断をさせていただいているというところでございます。

それから、並行在来線の問題なのですけれども、やはり鉄路なのか、バスなのかということではなくて、どういった方法が持続可能に地域住民の足を確保できるのかどうかということが一番大事なことだというふうに思っております。先ほども言いましたように、残すとなると、沿線自治体の負担が相当大きくなるという問題があります。また、バスにしても、これは酒井議員の御質問の中にもありますけれども、ドライバーを確保するのが難しい中で、市内路線を見ても減便ではないのか、そういった中で、バスで大丈夫なのかという御指摘もいただきまして、それはそのとおりだというふうに私どもも思っております。この在来線対策協議会、私も先日出席いたしましたけれども、事務局を担っている道としても、これまで以上に加速化して議論を進めていきたいというような御意向もありますので、そういった中で、私も沿線自治体の1人として、しっかりと議論に臨んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

まず、運営費の部分ですけれども、引き下げになったら打撃を与えるかということです。確かに引き下げになるということは、打撃になっていくのだらうということでございます。

あと、就学援助の部分ですけれども、可能性があることは問題ではないのかということでございますが、少し答弁の繰り返しになりますけれども、対象となるかどうかというのはわからないということも

ございますし、これが問題かどうかということはなかなか明言できないというところでございますので、少しこの部分についてはお答えがなかなかできないというところでございますが、確かにそういうボーダーの方がいらっしゃいますので、他都市にも同じような方がいると思いますので、今後、他都市についてどうなっていくのかということについては調べていきたいと思っております。

あと、保育士の待遇改善の部分ですが、今すぐにでもということもございますけれども、確かに保育士の待遇改善、確保については、やはり全国的に問題になっているということがございます。小樽市でも早急な取り組みをしていきたいということはありますけれども、なかなか今すぐいい方法がというのはなかなか見つからないという状況ではございますが、できるだけ早く対応ができるように、答弁の繰り返しになってしまいますけれども、他都市の取り組みも参考にしながら、小樽市としてどういう形のものがいいのかということを検討していきたいというところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から公共施設の再編計画の関係での再々質問に答弁いたします。

今回、再編素案についてという冊子をお配りした際に、5ページに一連のこの公共施設等総合管理計画の流れを説明してございます。今回策定いたしておりますのは、大きくくりでは個別施設計画の策定でございます。その中の公共施設再編計画を今年度中に策定し、令和2年度で長寿命化計画を策定するというのが、これが個別施設計画の大きな流れでございます。

そういった中で、今回お示ししてございますのは、老朽化等を勘案いたしまして選定いたしました、39施設の再編についてをメインに計画を立てるというふうなことでございますので、あくまでも実際の長寿命化計画そのものについては、来年度に市営住宅ですとか学校施設、こういったことも今、同時に長寿命化計画の策定を進めてございますので、そういったものを踏まえながら、今後スケジュール等についてもあわせまして検討していくということで御理解いただきたいかと思います。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木 喜 明

議員 丸 山 晴 美

議員 松 岩 一 輝

令和元年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和元年9月10日

出席議員（25名）

1 番	横	尾	英	司	2 番	松	田	優	子
3 番	小	池	二	郎	4 番	中	村	岩	雄
5 番	面	野	大	輔	6 番	高	橋		龍
7 番	丸	山	晴	美	8 番	酒	井	隆	裕
9 番	秋	元	智	憲	10 番	千	葉	美	幸
11 番	高	橋	克	幸	12 番	松	岩	一	輝
13 番	高	木	紀	和	14 番	須	貝	修	行
15 番	中	村	吉	宏	16 番	中	村	誠	吾
17 番	佐々	木		秩	18 番	林	下	孤	芳
19 番	高	野	さ	くら	20 番	小	貫		元
21 番	川	畑	正	美	22 番	濱	本		進
23 番	山	田	雅	敏	24 番	鈴	木	喜	明
25 番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副	市	長	小	山	秀	昭		並	木	昭
水	道	局	加	賀	英	幸	総	務	部	長
財	政	部	前	田	孝	一	産	業	港	湾
産	業	港	湾	部	佐	藤	文	俊		
港	湾	担	当	部	相	庭	孝	昭		
医	療	保	険	部	貞	本	晃	一		
保	健	所	長	土	田	和	豊			
消	防	長	森	貴	仁					
教	育	部	津	田	義	久	教	育	長	林
総	務	部	総	務	課	長	病	院	局	長
							総	務	部	長
							企	画	政	策
							室	長		
							財	政	部	財
							政	課	長	笹
										田
										泰
										生

議事参与事務局職員

事務局 長	中 田 克 浩
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	柴 田 真 紀
書 記	北 岡 尚
書 記	河 崎 仁 美

事務局 次長	佐 藤 典 孝
議事係 長	深 田 友 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 令和元年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。よろしくお願いたします。

迫市長が就任してからちょうど1年がたちました。先日来、定例記者会見や雑誌のインタビュー、報道機関を通して、さまざまな形でこの1年間における迫市政の検証が行われています。その中には、前市長時代の混乱からの市政立て直しに労力を割き、特に人口減問題や産業振興に目立った成果はなく、迫カラーが見えないという指摘もありました。

それに対し市長は、市民生活の安定が一番大切で、あえてカラーを出す必要はなく、着実に市政を進めていけばいいと答え、1年を通しての自己採点は70点だと評価しました。この70点が高いか低いかの判断は人によってさまざまだと思いますが、私たち議員も公の場であるこの本会議場で、市長みずからの言葉でこの1年間を総括していただくことで評価させていただきたいと思いますので、最初に伺います。

市長は、市長就任に対し、この4年間で重点的に推進したい四つの政策の柱を述べていますので、まずはそれに沿って主な公約の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

最初の「次世代をつくる」についてです。

安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもたちが能力や可能性を発揮できるまちづくりを目指すとして、不登校問題や障害を抱える子供がいる家庭に寄り添い、支える体制を整えるとともに、経済的困窮を抱える家庭などの子供への学習支援体制を整え、学力や家庭学習の向上を支えますと示されています。これには、経済格差が教育格差になってはいけない、生活が苦しい大変な家庭の子供たち、将来を担う子供たちへ学習機会を提供していきたいという市長の思いが込められており、我が党も高く評価している施策です。

その具体的な施策として、ひとり親や生活保護世帯、生活困窮世帯の中学生を対象としての学習・生活支援事業おたる子ども未来塾を実施していますが、この事業の内容と実績、そして現状の課題をお示してください。

なお、この事業は現在中学生が対象となっていますが、いずれ対象を小学生まで、もしくは小学生高学年まで広げることは考えていないのかお伺いいたします。

同じく、この事業は学習塾に委託して実施していますが、同様の事業を実施している室蘭市では、社会福祉協議会に委託し、教員経験者や大学生などのボランティアが個別学習の支援を行っています。小樽市としても小樽商科大学との連携などは考えられないのか、今後の方向性についてお聞かせください。

次に、「安全をつくり、安心を生む」についてですが、全ての方々が健康で生きがいと夢を抱きながら、安心・安全に暮らすことができるまちを目指すとして、中でも市民の皆さんの要望が多い除排雪問題については、近年降雪期が早まっていることから、市長は、これまで12月1日に設置していた除雪対

策本部を例年よりも半月早めて11月15日に前倒しで設置し、計画排雪量を1.5倍に拡大しました。その結果、平成30年に寄せられた除排雪に対する市民の声の総数は1,532件で、前年より1,000件以上も減少し、過去5年で最も少ないものとなったとお聞きしています。

この総数が過去5年平均を下回った理由については、気象状況が毎年異なることがあるものの、適切なタイミングで排雪作業に取り組めたためであり、それが除雪依頼で約5割減、除雪後の苦情で2割減につながり、特に排雪依頼が6割以上も少なくなったものと考えているとのことですが、今後もさらに持続的な除排雪体制の構築のため、雪対策基本計画の策定をすると伺っていますが、改めてその目的、内容、進捗状況をお聞かせください。

また、市長に就任して11日後に起きたあの忌まわしい北海道胆振東部地震では、今まで誰もが経験したことがない長時間にわたるブラックアウトに全市が見舞われました。現在市が進めている災害対策の主なものとして、指定避難所へのポータブル発電機や投光器などを配備する非常時停電対策、地域住民に対する情報伝達が不十分だったという批判を受け、FMおたるの難聴地域を解消するための送信局増設に係る調査及び実施計画を行う防災情報通信設備整備、沿岸の住民や観光客等への避難情報を迅速、確実に伝達するための防災行政無線設備整備などが挙げられますが、これらの進捗状況についてお示しください。

三つ目の「にぎわいをつくる」についてですが、豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民に根ざした観光のまちづくり、地域経済を支える中小企業が元気に事業を続けることができるまちを目指すとしております。歴史的な町並みを生かし、旧国鉄手宮線、北運河と第3号ふ頭を一体的に整備し、日本遺産に認定された北前船寄港地としての魅力を発信し、小樽の新しい観光拠点づくりを進めると示されていますが、新しい観光拠点としてどのようなことを考えているのか具体的にお示しください。また、外国人向けの多言語表示やホスピタリティ意識の向上、観光地周辺の除排雪の強化などにより、安心で安全な国際観光都市を目指しますとありますが、その具体的な取り組みについてお聞かせください。

今、小樽駅前を歩いていると列車からおりてくる外国人の方をたくさん見受けます。昨年度の観光入込客数の概要を見ても、延べ人数で約30万人の海外の方が訪れてくださっています。その中で、韓国の方が6万人以上で、中国に次いで2番目に多い人数ですので、韓国の日本旅行自粛による影響が今後出てくるのではないかと懸念しますが、御見解をお聞かせください。

最後に、四つ目の「未来をつくる」について伺います。

これについては、公共施設や小樽駅前、小樽港の整備、新幹線の活用など、人や物が活発に交流するまちを目指しますと示され、このため市役所本庁舎を初めとした、老朽化し耐震強度が不足している公共施設を市民の皆様の御意見を聞きながら、計画的に再編整備を進めるとともに、廃校や用途が廃止された施設、土地などの市有財産を地域の発展のため有効活用を図りますとしておりますが、具体的な内容は別枠でお聞かいたしますので、この項では公共施設再編計画の考え方のみお聞かせください。

また、北海道新幹線が札幌に延伸するのは2030年の予定で、あと11年となっていますが、まちづくりの観点で言えば非常に短い期間です。新駅周辺のまちづくりをどうするのか、中心市街地との連携、現在の小樽駅とのアクセスの問題もあり、課題は山積しており、時間をかけて議論する必要があります。今後の新幹線新駅周辺のまちづくりの計画の進め方についてのお考えをお聞かせください。

記者会見では、自身の公約として掲げた30項目のうち、就任1年間で実現できたのは公約1と2の中の5項目で、新聞の取材に対しては、30項目を4年で割り返せば年間7.5項目で、そのうち5項目が実現したと言われ、それを1年間の点数に換算すれば3分の2プラスアルファで70点と評価の根拠を示されました。まずは、実現した5項目とは何かお聞かせください。また、2年目はどのような項目の実現

を目指すのか伺います。市長として、現時点で一番困難な項目として挙げられるのは何かを示し、今後その目標に向かってどのように取り組むおつもりかお聞かせください。

ある会合で市長は、1年目は前市長との比較で評価されたが、市長就任2年目、3年目となると、今度は市長として何をしてきたか、自身が問われるとして決意を述べられていました。公約は単年で実現できるもの、複数年かかるもの、他の機関との連携、民間企業の協力を要するものなど、さまざま課題も山積しています。ともあれ自身が掲げた公約実現に向けて、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、再度その決意をお聞かせください。

以上で1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長公約の検証について御質問がありました。

初めに、公約の進捗状況についてですが、まず、おたる子ども未来塾の事業内容などにつきましては、事業内容は、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や経済的に困りの世帯の中学生を対象に、民間事業者へ委託し、毎週土曜日、午後の2時間、勤労青少年ホームを会場として参加費無料で学習支援を行っているものです。

実績は、本年5月の事業開始当初は11名の申し込みでしたが、8月末時点では17名となっております。6月に簡易アンケートを実施したところ、参加生徒からは、教え方がわかりやすい、勉強が少しずつわかるようになった。保護者からは、子供が未来塾で勉強したことなどを話してくれるようになり、意欲を感じるようになったとの感想をいただいております。

課題としては、30名程度の参加を想定していることから、参加者をふやすため、さらに周知に取り組む必要があると考えております。

次に、対象者を広げることにつきましては、今年度から開始した事業でありますので、当面は現状のまま継続していきますが、今後、参加生徒数の推移や保護者の意見などを踏まえ、対象者の拡大などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、この事業の今後の方向性につきましては、本事業は学習支援と生活相談をあわせて行うことを目的としていることから、今後においてもその両方に対応できる事業者へ委託することが望ましいと考えております。

次に、小樽市雪対策基本計画につきましては、近年、人口減少、高齢化の進行など社会環境の変化に加え、除排雪作業を担う建設業の人材不足など、このままでは将来的に除雪体制の維持が困難になる可能性があることから、将来を見据えた中で、今後も継続して冬の安全で安心な市民生活や経済活動を支えるため、将来における雪対策の方向性を示すことを目的に策定するものであります。内容につきましては、効率的な雪対策、協働による雪対策及び雪堆積場などの確保を重点施策として、それぞれの取り組みを位置づけするものであります。

現在の進捗状況は、学識経験者、交通事業者などの委員で構成する懇話会を2回、連合町会などの地域の代表者で構成する分科会を2回開催しております。

今後のスケジュールにつきましては、年度内に懇話会と分科会をそれぞれ3回程度開催し、令和2年2月に雪対策基本計画の素案を取りまとめ、第1回定例会でお示しをし、4月にパブリックコメントの

実施後、6月に本計画の策定を予定しております。

次に、現在本市が進めている主な災害対策の進捗状況につきましては、指定避難所における非常時停電対策については、10月中をめどに35カ所の指定避難所に対してポータブル発電機や投光器、赤外線ヒーターなどの配備を予定しております。防災情報通信設備の整備については、FMおたるの難聴地域解消に向けた電波伝搬調査を9月末までに行い、その後実施設計に着手する予定です。防災行政無線については、今年度から2カ年で工事を行い、蘭島から銭函までの津波浸水想定区域内に拡声子局を38カ所設置することとしておりますが、今年度につきましては、12月までに蘭島から手宮まで13カ所に設置をし、緊急放送を行うための親局を災害対策室に、副局を消防本部高機能消防司令センターに、来年2月までに設置する予定としております。

次に、新しい観光拠点づくりにつきましては、歴史・文化、海・港は、ほかのまちにはない小樽ならではの強みであり、それらを一体的に活用していくことが必要であると考えております。このため、散策路として整備された旧国鉄手宮線、日本遺産の構成文化財などが集積している北運河周辺地区及び陸と海との結節点として新たなにぎわい空間づくりを目指す港観光の拠点となる第3号ふ頭及び周辺地区など、豊かな自然や歴史、文化などの資源と本市の強みを関連づけながら、観光を基軸とし歴史的な町並みを生かした観光拠点づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、安心で安全な国際観光都市につきましては、多言語表示については、近年外国人観光客が増加しているメルヘン交差点から南小樽駅への案内看板を3カ所設置するなどの整備を行ってまいりました。また、ホスピタリティの向上については、おたる案内人ジュニア育成プログラムの継続実施による郷土愛を醸成する人材育成などに努めております。さらに、観光地周辺の除排雪の取り組みについては、昨年度までの小樽駅周辺に加え、今年度は南小樽駅周辺の観光に配慮した除排雪作業の強化を図ること、観光客の安心・安全な歩行者動線を確保してまいりたいと考えております。

次に、韓国の日本旅行自粛による影響につきましては、団体客を受け入れている宿泊施設など一部の施設に影響があり、観光案内所の案内件数の減少も見られると聞いておりますが、現時点では、聞き取りをしたそれ以外の観光事業者からは、それほど営業に影響はないものと伺っております。

また、9月6日には、小樽商工会議所が設置したインバウンド対策会議に、小樽観光協会、小樽銀行協会、北海道信用保証協会とともに出席し、1回目の情報交換を行ったところであります。今後も新千歳空港への直行便の運休の影響を見定めるとともに、運休が長引いた場合には、少なからず韓国人観光客の本市への入り込み客数に影響を及ぼす可能性がありますので、市内観光事業者はもとより関係機関からの情報収集に努め、その動向について注視してまいりたいと考えております。

次に、公共施設再編計画の考え方につきましては、全国的に人口減少と少子高齢化が進展している中、地方自治体の財政も厳しい状況が続き、現在保有する多くの公共施設等の老朽化対策が課題となっております。本市も同様の課題を抱えていることから、将来の市民に過度な負担を残さず、持続可能な市民サービスの提供が図られるよう公共施設の再編を行い、施設総量の削減、市民ニーズの変化への対応、安全性の確保を図ることを方針として、公共施設再編計画を策定するものであります。

次に、今後の新幹線新駅周辺のまちづくり計画の進め方につきましては、昨年12月に立ち上げた官民連携組織である北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会において、新駅により多く停車させるための戦略を検討するとともに、新駅と中心市街地などを結ぶ2次交通対策や、国内外からの観光客誘致促進を図るためのソフト対策等について議論を進め、具体的にいつまでに何をするかを明確にした行動計画、いわゆるアクションプランを策定し、実践してまいりたいと考えております。

次に、今後の公約実現への取り組みについてですが、まず、実現した項目などにつきましては、この

1年で実現した5項目といたしましては、生活困窮世帯などの子供に対する学習支援、中学校に部活動指導員を配置した学校教育における外部人材の登用、市内の小・中学校における学校規模・学校配置適正化基本計画の見直しの議論、除雪対策本部の設置時期の前倒しとバス路線などを優先した除排雪、非常時停電対策などの防災力の強化であります。また、2年目で実現を目指す項目といたしましては、市民の足を守るためのふれあいパスの継続と公共交通ネットワークの維持、日本遺産を生かしたまちづくり、廃校などの有効利用について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、現時点で一番困難な項目につきましては、喫緊の課題でありながら多額の事業費が見込まれる公共施設の再編整備であると考えております。この推進に当たっては、市民の皆さんの御意見を伺いながら、市民ニーズと財政負担のバランスを考慮した最適な再編手法を判断し前に進めていく考えであります。

次に、公約実現に向けた決意につきましては、私が掲げた公約は30項目ありますが、その中では本市の最大の課題である人口減少対策について直接は触れておりません。しかし、各分野にわたるこの30項目の公約を一つ一つ実現することが人口減少の拡大に歯どめをかけ、まちの活力を維持することになり、ひいては持続性のあるまちづくりにつながると考えております。ただいま困難を伴う項目について申し上げましたが、公約の実現に当たっては困難を伴うものもありますが、できる限り困難を排除し、持続性のあるまちづくりに道筋をつけたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 2項目め、人口減対策について伺います。

1項目めで、迫市長の就任1年目における公約の進捗状況などの質問をさせていただきましたが、小樽市にとって人口問題は最重要課題であると市長も認識されており、また、7月31日の定例記者会見で、人口問題が前に進んでいないと率直に認めていらっしゃいました。同じくこの記者会見で市長は、社会減対策や子育て対策、少子化対策も含め、何かこれをやってうまくいくというのではなく、いろいろな政策を重層的にやっていかなければ人口対策はうまくいかないとも述べています。

この記者会見が行われる少し前の本年7月25日に、各分野の識者から成る令和元年第1回人口対策会議が開催されましたが、この会議録を読ませていただくと、市長は冒頭の挨拶で、今まではざっくりと年間で自然減1,000人、社会減1,000人の合計2,000人という認識でいたが、昨年は減少幅が大きくなり2,400人減少しました。札幌市に近いこともあり、社会減が著しくふえていると述べていますが、なぜ著しくふえたと感じたのでしょうか。また、札幌市との社会増減の数について、平成29年と30年を比較し示してください。

小樽は札幌に近いのが課題であるということですが、今さら札幌との地理的距離を離すことは不可能ですし、まして札幌市に隣接しているのは小樽市だけではありません。だからこそ、今後どのようなまちにしていくのか問われているのですから、小樽が札幌に近いということを社会減の言いわけにしてほしくはありません。今後、社会減を抑制するためにいろいろな施策を検討することになると思いますが、どのような取り組みが必要と考えているのかお示してください。

また、市長は、子育て支援をしっかりとやり、若い世代の方々に安心して小樽に住んでもらうことが重要な視点であり、何とかこの小樽が将来に向けて元気であり続ける持続性のあるまちづくりという視点で議論してほしいと述べていますが、この視点についても、私は非常に大切だと思っています。これを

受けて座長は、人口減はそのまちに対する市民の感覚、どのように暮らしやすいかという面が反映されるとし、だからこそ小樽をどのように暮らしやすく、住みやすく、そして生活にどのように活気をもたらすかに論点を集約すると言われ、この会議で議論が交わされ、そのキーワードの一つは仕事ということでした。ある委員から、人口をふやすということは、仕事をふやさないとうとうしようもないと述べ、廃業するのは後継者がいないということだけではなく、企業として、生業として成り立たないからやめしてしまうのであるから、市が手厚く小規模の商店などを施策で助成してほしいとの意見がありました。

小樽市では、市内経済の活力を維持するため、新規開業を支援する創業に関する補助制度がありますが、平成30年度までの過去3年間の補助件数及び補助額をお示してください。また、支援体制として特徴的なものがあれば、あわせてお示してください。

また、創業に関する相談件数と相談はしたもののさまざまな事情があり創業に至らなかった場合もあると思いますが、実際に創業に至った件数をお聞かせいたします。そして、創業後のアフターフォローも必要と思いますので、どのように取り組んでいるのかお聞かせください。

また、そのほかに、中小企業等を対象とした市で行っている助成制度があれば、どのようなものがあるかお示ください。

また、逆に、小樽は廃業が異常に多いという御意見も複数の委員からありました。また、別の委員の御意見でも、この前ここに何の建物があったのだらうと思うくらい空き地がふえ、そこが駐車場になっているというものです。

そこで伺いますが、小樽市における業種別廃業数並びに廃業要因についてお聞かせください。そして、事業承継についての相談体制についてもお聞かせください。

我が党が昨年春に行った全国100万人訪問調査の中で、中小企業経営者にもアンケート調査をさせていただき、もちろん小樽でも行いましたが、その中で、国の制度も含めて中小企業に対する支援策について利用したことがあるかの問いに対し、利用したことがある人は6割いましたが、利用していない人にその理由を尋ねると、そもそもそういう制度があることを知らないが6割近くおり、制度の周知不足が課題として挙げられました。この点について、小樽市ではどのように認識し、市として中小企業支援策についてどのように制度の周知を図っているのかお聞かせください。

小樽市総合計画では、社会減を現状から535人に減らす目標としていますが、まさしく決意のあらわれだと思います。この数字の根拠をお示ください。

1回目の人口対策会議で、ある委員がこうに言っていました。その方は、学校統廃合により通学路が変わったため、朝子供たちの声が聞こえるようになったそうで、子供の声が聞こえるまちっていいな、もっとまちのあちこちで子供の声が聞こえるようになってほしいと思っていると述べていました。私も小樽がそのようなまちになってほしいと願っている1人です。どうぞ子供の声があふれる元気な小樽にするべく、さらなる努力と期待をして、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減対策について御質問がありました。

初めに、昨年の社会減が著しくふえたと感じた理由などにつきましては、平成29年の社会減は488人でしたが、30年は前年と比べ転入者の減少と転出者の増加により990人と倍増したためであります。また、札幌市との関係では、29年は831人、30年は965人の転出超過となっております。

次に、社会減を抑制するために必要な取り組みにつきましては、社会減の大きな要因が 20 歳から 39 歳の転出超過となっておりますので、子育て世代包括支援センターの開設などによる安心して子育てできる環境づくりや、創業支援、販路拡大などによる地域産業の活性化による安定した働く場の確保などの取り組みが必要と考えております。また、本市への移住を促すため、ターゲットに合わせた効果的な移住情報の提供などを検討しなければならないと考えております。

次に、創業に関する補助制度につきましては、内外装工事費などを補助する創業支援補助金では、平成 28 年度は新規補助件数が 12 件、補助額は約 872 万円、29 年度は 11 件で約 1,260 万円、30 年度は 21 件で約 1,807 万となっております。また、商店街や市場において創業する方の家賃を対象とする商業起業家定住促進事業助成金では、28 年度は新規助成件数が 5 件、助成額は約 229 万円、29 年度は 3 件で 115 万円、30 年度は 2 件で 35 万円となっております。

支援体制の特徴としましては、市や関係機関が連携のもと、小樽商工会議所がワンストップ相談窓口を設置するなど、それぞれが役割を分担し、創業全般に関するサポートを実施していることが挙げられます。

次に、創業に関する相談件数と創業数につきましては、ただいま申し上げました小樽商工会議所、市、関係機関が連携した支援体制の実績としましては、平成 28 年度は延べ相談件数が 164 件、創業数が 24 件、同じく 29 年度は 142 件、20 件、30 年度は 197 件、27 件となっております。また、アフターフォローといたしましては、創業後の状況の聞き取りを行うほか、問題点の解決や創業者同士の交流を図るため、関係機関と連携しながら創業フォローアップセミナーを開催しているところであります。

次に、中小企業等を対象としたそのほかの本市の助成制度につきましては、商店街等において既存の中小企業者が空き店舗で事業を行う場合に、家賃の一部を助成する空き店舗対策支援事業助成金や積極的な技術開発を促進し、ものづくり産業の高度化を図ることを目的とした新技術及び新製品開発助成、活力ある商店街の形成を図るため、イベント事業などを行う商店街団体を支援する商店街活性化支援事業などがあります。

次に、業種別廃業数につきましては、廃業だけの数字は把握できませんが、国の統計調査である経済センサスの平成 26 年と 28 年との比較では、市内、市外への移転などを含めた廃業事業所数は 757 事業所となっております。業種別の主な内訳といたしましては、卸売業、小売業が 234 事業所、宿泊業、飲食サービス業が 187 事業所、生活関連サービス業、娯楽業が 57 事業所となっております。また、廃業要因につきましては、2017 年版中小企業白書において、後継者不足、事業の将来性、業績の低迷、経営者の高齢化などが挙げられており、本市においても同様の状況にあるとお聞きしております。

次に、事業承継の相談体制につきましては、事業承継ニーズの掘り起こしや創業希望者と事業承継希望者のマッチングなどを目的に、昨年 6 月に小樽商工会議所がワンストップ相談窓口を設置したところであり、本市や金融機関、北海道事業引継ぎ支援センター、税理士等、専門員などが連携を図りながら取り組んでいるところであります。

次に、中小企業支援策の周知につきましては、中小企業支援策を多くの皆さんに知ってもらうことは重要であると考えておりますので、制度の活用を促進するため広報おたるや市のホームページへの掲載はもとより、パンフレットの作成や説明会の開催、関係団体への周知依頼などを行っているところであり、今後も一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の社会減の目標値につきましては、第 6 次総合計画期間の平均年間転出超過数である 825 人を令和 10 年に半減の 412 人とすることを目指しております。そのためには、国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりも 27%の改善が必要となることから、毎年 2.7%ずつ改善幅が拡大するとして

計算すると、10年間で5,349人の転出超過となることから、535人と設定したものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 3項目めの質問を行います。

公共施設再編計画の考え方について先ほど伺いましたが、それに関連して何点かお聞きします。

今までも議論されていますが、最初に商業高校の跡利用について伺います。

小樽商業高校は令和2年3月で閉校が決まり、その校舎は小樽市が北海道から譲り受け、その一部を海上技術学校が利用することになりますが、本年4月19日の記者会見の折、このことは大筋理解をしてもらっているが、正式な譲渡の申請はこれからだと述べていましたが、もう申請は出されたのでしょうか。

海上技術学校以外の残りの部分は、可能な限り小樽市の施設を配置したいと市長は答えていますので、正式な小樽の施設にならなければ、今後の公共施設再編計画にも影響が出てくると思われますので伺います。また、譲り受ける際の対価はいつわかり、どういった形でお支払いするのでしょうか。海上技術学校については、今度は小樽市が持ち主として貸与し、賃貸料が発生するということですが、譲渡金額が決まらなければその賃貸料金も決まらないと思いますので、お考えをお聞かせください。

公共施設再編方針の一つに安全性の確保があり、耐震基準を満たしていない施設は優先的に再編を進めるとありますが、学校及び市営住宅以外の本市における公共施設で耐震基準を満たしていない施設はどこかお示してください。

それら耐震基準を満たしていないものについては、公共施設再編素案に示されていると思いますが、どのように事業着手の優先順位を決めるのか、建てかえるのか、耐震化されたところに施設を移転させるのか、それぞれの施設についての整備内容をお聞かせください。

これに関連し、小・中学校施設の耐震化について伺います。

昨年10月31日に北海道から本市の小・中学校施設の耐震化が他市町村と比較しおくれており、早期完了に向けて取り組みをするようにとの要請があったことから、私はこの問題につきまして、昨年12月の第4回定例会でこの点について質問を行い、教育長は、児童・生徒の安全・安心の確保から早急な対策が必要と答弁され、今後の耐震化の進め方については市長部局と協議するということでしたが、その後どのような協議がされたのか、協議内容をお示してください。

そして、文部科学省が本年8月に発表した小樽市内の小・中学校施設の耐震化率は前年と同じ81.3%で、全道平均の96.2%を大きく下回っております。協議する以前は耐震の基準に満たない市内の小・中学校は7校でしたが、そのうち幸小学校は現在耐震化工事を行っており、松ヶ枝中学校は耐震基準を満たしている旧最上小学校に当面移転することになりましたので、今後耐震化が必要なのは5校になる予定です。

小・中学校施設の耐震化は学校の再編に合わせて行ってきたため、それで進んでいないのかもしれませんが、小樽市総合計画では、小・中学校施設の耐震化率についての目標値として、令和10年度には耐震化率は100%としていますので、それまでに全小・中学校施設が耐震化されているという考えでよいのか伺います。

どちらにしても、未来ある子供の安全を確保するためにも、100%の耐震化に向け早急に計画の推進をお願いし、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設再編計画について御質問がありました。

初めに、小樽商業高校の跡利用についてですが、まず、同校の譲渡にかかわる北海道への申請につきましては、本年4月22日付で北海道教育委員会教育長宛てに財産の譲渡を希望する旨の書類を提出し、今月3日付で北海道教育財産規則施行規程に基づく所定の売払申請書を道教育長宛てに提出したところであります。

次に、譲り受ける対価や支払い方法につきましては、北海道からは不動産鑑定評価を受けて、年内には譲渡額について掲示していただけると伺っております。また、支払い方法につきましては現時点では北海道からは示されておきませんが、市としましては財政負担の平準化を図りたいことから、所定の売払申請書に10年賦払いとさせていただきたい旨を付して提出をさせていただいております。

次に、安全性の確保についてですが、まず、学校及び市営住宅以外の公共施設で耐震基準を満たしていない施設につきましては、耐震診断済みで耐震基準を満たしていない公共施設は、本庁舎本館と別館、市民会館、総合体育館、保健所庁舎、総合福祉センターの6施設です。

次に、これらの施設における事業着手の優先順位につきましては、来年度策定を予定している長寿寿命化計画の中で対象施設の状況を勘案するとともに、別途策定される市営住宅や学校施設の長寿寿命化計画を踏まえながら、費用の平準化も考慮して検討していく予定であります。また、それぞれの施設についての整備内容ですが、本庁舎本館は必要な改修をして活用。本庁舎別館、保健所庁舎、総合体育館は建てかえ。市民会館は新体育館に大ホール機能を移転して廃止、またはリース方式によりホールのみの建てかえ。総合福祉センターは民間施設を借り上げて移転する案を公共施設再編素案の中でそれぞれお示ししております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、公共施設再編計画について御質問がございました。

初めに、安全性の確保についてですが、まず、学校施設の耐震化についての市長部局との協議につきましては、これまで学校施設の耐震化は適正化基本計画に基づき、学校再編の決まった施設から耐震化を行ってまいりましたが、適正化基本計画の見直しに伴い、学校再編と耐震化を切り離して検討することといたしましたので、耐震化につきましては、耐震診断を実施するなど早期の実現に向けて協議をさせていただきました。

次に、小・中学校施設の耐震化につきましては、小樽市総合計画では、令和10年度の耐震化率を100%に設定しており、今年度は未耐震の小・中学校施設のうち、幸小学校の耐震化の工事を行うとともに松ヶ枝中学校の旧最上小学校への移転、工事、さらには塩谷小学校と桂岡小学校の耐震診断を実施しております。

学校施設の耐震化につきましては、児童・生徒の安全・安心の確保から大変重要なことと考えておりますので、今後、未耐震小・中学校施設の耐震補強工事等を実施し、令和10年度までに耐震化率100%の達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 4項目めの質問を行います。

今、小樽市ではようやく地域公共交通網形成の実現に向け動き出しておりますが、このことについてお伺いいたします。

第7次小樽市総合計画の基本構想を拝見すると、交通ネットワークという言葉が随所に出てくることから、これがまちづくりを行う上で重要なキーワードになるのではないかと昨年12月の第4回定例会での代表質問でさせていただいたところ、市長からも同様の認識との答弁をいただきました。今でもこの認識で間違いはないのか伺います。

この計画は、地域公共交通のあるべき姿として、その将来像を暮らしを支え、訪れる人にも利用しやすい持続可能な地域公共交通の構築と定め、この計画期間は平成31年（2019年）度から令和7年（2025年）度となっており、その理由として2030年開通予定である北海道新幹線の札幌延伸による新たな需要への対応や並行在来線の取り扱いにより、小樽市の地域公共交通網の見直しをさらに行う必要があるため、並行在来線の取り扱いが決まる予定である北海道新幹線開業の5年前までを目標年次とするとありました。

しかし、7月22日に開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会第6回後志ブロック会議で、従来の延伸5年前から前倒しを目指すことに決定しました。このことが地域公共交通網形成計画の計画期間に影響しないのでしょうか。また、この計画の変更があった場合に、上位計画である第7次小樽市総合計画の期間が、令和10（2028）年度になっていることから考えると、見直しにより総合計画への影響が出ないのでしょうか。なぜなら、先ほども述べたとおり、この交通ネットワークがまちづくりを行う上で重要なキーワードとなっているからです。この点の見解についてお示してください。

また、この地域公共交通網形成計画は、この総合計画以外にも多くの関連する計画に反映されていますが、この地域公共交通網形成計画が途中で変更されると、他の計画の変更もあり得るのではないかと懸念しますが、この点についての認識をお伺いいたします。

多くの御高齢の方にとって、今後小樽に住み続けていく中で特に心配されているのが除排雪問題であり、移動手段の確保です。広報おたる4月号の特集記事で本の路線バスの現況について記載があり、バス利用の推移を見ると、年間の利用者は10年前に比べ約200万人減っており、その大きな要因として、人口減少と自動車の普及が考えられるとありました。路線バスの利用者が減るとバス事業者の運賃収入が減少し、経営の悪化につながり、バス事業者は路線を維持するために運行便数の縮小を実施せざるを得ませんが、その結果バスの利便性が低下し、利用者が減少するという悪循環に陥ることになります。

先日、ある御高齢の方と懇談した折、こういう話をされていました。その方の御主人は、現在施設に入所しており、面会に行くためには自宅から施設まではバスで、それも乗りかえが必要ですが、それでも今までは週に数回行くことは可能でした。しかし、バスが減便になったことにより乗り継ぎが悪くなり、タクシーの利用となると金銭的負担が大きく、また、体力的なこともあり、最近はせいぜい週に1回行けるかどうかで、少しゆっくりしたいときはレンタカーを借りて娘の運転で会いに行くといいます。この方の場合は運転できる娘がいるから何とかありますが、御高齢の、特に女性の場合、運転免許を持っていない方がたくさんいます。ただ、これは御高齢の方だけの問題ではないことがわかりました。高校生の移動手段の調査で、週3日以上自家用車で送迎されている生徒が27.9%もいますが、その表記が27.9%もい

ると、「も」がついていることから、恐らく調査する側も予想外の結果だったのだと思います。これら高校生を送迎するのは恐らく父母であり、年代も40代前後であることから、日常的に自家用車を運転している世代だと思います。このように、世代で運転免許の取得状況にも違いがあり、男女比の違いもあり、自家用車の保有にも違いがあります。まず、市内における自動車運転免許証の保有状況をお示してください。また、そのことに関しての市長の見解をお聞かせください。

学生からの運行便数が少なく利用しづらいとの意見について、パブリックコメントを寄せた方の意見として、それは混雑して座れないを言いかえたにすぎず、ある程度混雑しないと事業者の収益は確保できないので、多少の我慢は必要であるとコメントしていましたが、それはそれとして学生であっても適正なバスの便数が少ないことも利用しない原因になっているのではないかと思います。これについての御意見をお聞かせください。

同じ小樽市であっても、地域によってさまざまな違いがあります。例えば、手宮・高島地区と塩谷・長橋・オタモイ地区は、人口及び世帯減少率も他の地域よりも大きく、高齢化率も40%を超えています。しかしながら、バス路線で言えば、手宮・高島地区は、各種公共施設がある中心街に出る場合は一本のバスでつながっていますが、塩谷・長橋・オタモイ地区は乗りかえが必要です。乗りかえは仕方ないとしても、乗り継ぎ料金の設定をするなど、利用者の負担感を軽減するような対策を考えるなど個々の状況を言えば切りがありませんが、地域差も考慮して計画を立てていただきたいと思います。

また、同じく広報おたる8月号における地域公共交通網形成の特集記事で、バス路線維持のもう一つの課題として、乗務員確保の問題を取り上げております。理由としては、乗務員の高齢化や若い乗務員の不足によるものです。この乗務員不足はバスに限らず、タクシー運転手、宅配業者にも通ずるものです。ともあれ、この地域公共交通については課題が山積しており、交通事業者だけで取り組めるものではなく、市民、交通事業者、行政が連携・協力し、仕組みをつくっていかねばなりませんので、小手先にとらわれることなく、まさしく持続的な地域公共交通の構築を目指して努力していただきたいと思いますが、この点についての御意見をお聞かせ願って、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域公共交通網形成計画について御質問がありました。

初めに、計画期間についてですが、まず、交通ネットワークに対する認識につきましては、交通ネットワークは市民の生活や人・物の交流における重要な要素であり、私といたしましては、人口減少が進行している中において、まちづくりを進めていく上での重要なキーワードの一つであるとの認識を持っております。

次に、並行在来線の判断との関係につきましては、並行在来線の判断の時期が前倒しされた場合には、その内容を見きわめた上で、本計画の計画期間の変更のほか、内容の見直しについても検討する必要があるものと考えております。

次に、本計画の変更があった場合の総合計画への影響につきましては、両計画の整合が図られるよう、本計画の変更の内容によっては、総合計画の中間見直しなどにおいて見直しを検討する必要があると考えております。

次に、地域公共交通網形成計画の変更に伴う関連計画への影響につきましては、それぞれの計画において整合を図る必要があることから、本計画を変更する場合、その内容によっては関連計画を見直すことも

必要であると考えております。

次に、バス減便の影響についてですが、まず、市内の自動車運転免許証の保有状況等につきましては、小樽交通安全協会などが発行する平成30年版交通白書によると、平成29年末における市内運転免許保有者数と各属性での保有率は、65歳未満男性、約2万5,000人で約84%。同じく65歳未満女性、約2万2,000人で約68%。65歳以上男性では約1万2,000人、約67%。65歳以上女性、約4,000人、約14%となっております。この状況から、65歳以上の女性の免許保有率が他の属性に比べて低いことが明らかであり、この世代の女性の方にとって公共交通が大きな役割を果たしているものと考えております。

次に、学生がバスを利用しない理由につきましては、アンケート結果では運行便数が少ないとの回答もありますが、バス事業者によりますと、各学校の要請に応じて通学に利用される時間帯のダイヤを増便しているとのことであり、市としましても一定程度の配慮がなされているものと考えております。

次に、持続可能な地域公共交通の構築につきましては、バス利用者の減少により収支が悪化することで減便が進み、さらに利用者が減っていくという悪循環に陥ることが懸念されます。このため、小樽市地域公共交通活性化協議会では、適正な運賃の設定や公的支援など、地域公共交通網形成計画に基づくさまざまな施策について協議を行っており、こうした施策を一つ一つ着実に実行していくことにより、将来に向けた持続可能な地域公共交通網の構築を目指してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（松田優子議員登壇）

○2番（松田優子議員） 5項目め、財政問題について伺います。

決算説明書によれば、一般会計の平成30年度の実質収支は約2億1,600万円の黒字を確保したとあり、その要因は、歳入では固定資産税、都市計画税、地方消費税交付金などが当初予算を上回り、歳出では職員給与費、生活保護費、他会計への繰出金に不用額が生じたことと説明していますが、歳入については上回った理由、歳出についてはそれぞれの不用額が生じた理由についてお聞かせください。

しかし、実質収支は黒字になったとはいっても、小樽の財政は相変わらず厳しい財政状況に陥っています。財源不足から毎年のように財政調整基金を取り崩し、平成30年度末における財政調整基金残高は30億3,300万円でしたが、その後、当初予算で15億7,200万円取り崩し、そして定例会ごとに取り崩していることから、今定例会での先ほどの決算剰余金1億800万円を積み立てても財政調整基金残高は11億8,500万円と、3分の1になってしまいました。そして、もし令和2年度一般会計当初予算を本年と同様の編成をすれば、令和元年度と同程度の財政調整基金が必要となり、財政調整基金は枯渇する見込みとなります。このことについてどのように認識しているのか御見解をお聞かせください。

小樽市収支改善プランにより収支改善が見込まれるものの、何らかの対策を講じなければ、今後小樽市は毎年約10億円の財源不足を生じる見込みとなっていることから、それを補うためには歳出の抑制と新たな歳入増に取り組まなければなりませんので、代表質問の最後の項として伺います。

まず、歳出の削減における改善プランの中にある職員定数の適正化による人件費の抑制について伺います。

この取り組み内容として、将来人口及び行政需要の動向を踏まえ、組織機構の見直しに努め、（仮称）職員定数適正化計画などを策定し、その方針に基づき職員の適正配置を進め、人件費の抑制を図るとありますが、適正化計画の概要と進捗状況をお聞かせください。

同じく、歳出の抑制として指定管理制度のさらなる導入について伺います。

市民ニーズに対応したサービスの提供や、民間の能力やノウハウの活用など、効果的・効率的な管理運営になるよう未導入施設についての導入を検討とありますが、現在の検討状況をお聞かせください。

次に、歳入増ですが、収支改善プランでも収支改善の取り組みの一つに観光税の導入がありましたが、報道によれば、市長は8月30日にこの観光税を導入する方針を固めたとあります。法定外目的税として、道内にも導入を進める動きがある中で、観光振興施策への充当を目的として、諸課題の整理・検討を進めるとあった中で導入する方向に動き出したようですが、課題は解決したのでしょうか。報道によれば、観光税の種別は未定とありますが、例えば、小樽の年間日帰り観光客は700万人を超え、宿泊客延数は約100万人ですので、課税対象者をどこに設定するかで税収額も全然違ってきます。観光税の種別を決定するに当たりどのような課題があるのかお聞かせください。

そして、さらなる大きな課題として二重課税の問題も出てきます。既に宿泊税を導入している福岡市では、県と福岡市での二重課税となっていることから、総務省では調整を求めたとありますが、北海道でもこの宿泊税の導入を検討しているということですので、仮に小樽市も観光税の種別を宿泊税とした場合、どのように北海道と調整を図っていくのかお聞かせください。

そして、収支改善プランにおける観光税の効果額が未記載なのもそういう要因があったからだと考えますが、このことについても理由をお聞かせください。

これに関連して伺いますが、観光税以外にも小樽市で導入している法定外目的税にどのようなものがあるかお示してください。

ともあれ、小樽市では財政難を乗り切るためにさらなる財源確保を考えなければなりません、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、平成30年度決算における歳入増の理由と、歳出に不用額が生じた理由につきましては、歳入増の理由については、当初予算計上に当たっては、過去の実績や国が地方団体の財政運営の指針として示す地方財政計画の伸び率などを踏まえながら算出をいたしております。市税は収入率が上がったこと、地方消費税交付金は、本市への交付の原資となる北海道に配分された地方消費税の総額そのものがふえたことなどにより、それぞれ当初予算計上額を上回ったものであります。また、歳出に不用額が生じた主な理由については、それぞれの予算に対して、職員給与費は退職手当などの職員手当の減。生活保護費は、医療扶助の伸びが鈍化したことによる医療扶助費の減。他会計への繰出金は、介護保険事業の給付費の減少などにより繰出金が減となったものであります。

次に、令和2年度予算編成における財政調整基金の認識につきましては、議員が御指摘のとおり2年度当初予算において、元年度当初予算と同額程度の収支不足が生じた場合、当初予算編成に支障が生じることが懸念されます。そのため、2年度予算編成を行うまでに今年度予算の歳入歳出の状況を精査し、当初予算編成に必要な財政調整基金を確保するとともに、収支改善プランに掲げる取り組みを着実に推進し、収支均衡予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員定数適正化計画につきましては、現在他都市の計画について情報収集をしている段階ですが、一般的に適正化計画には、職員数と人口の推移、職員の年齢構成、類似団体との比較、数値目標などが盛

り込まれております。業務量に見合った適正な職員数とするためには、事務事業の見直しや業務の効率化を図り、それを前提とした上で数値目標を定める必要がありますので、令和3年度に向けた組織改革のための検討経過を踏まえながら計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度のさらなる導入につきましては、本市では指定管理者制度の導入による大きな効果が見込まれる施設については既に導入済みであります。未導入の施設についても、今年度に入ってから改めて各部に対し導入の可能性を検討させているところであります。今後も、公共施設の再編も視野に入れながら、導入に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、観光税の種別決定における課題につきましては、課税客体や受益と負担の関係、市民への配慮、税の公平性などの課題があるものと考えております。

次に、宿泊税の場合の北海道との調整につきましては、現時点では北海道も本市も制度設計が未定のため詳細にお答えすることはできませんが、一般論として税額や徴収方法、課税対象などについて調整が必要になるものと考えております。

次に、収支改善プランにおける観光税の効果額に記載がない理由につきましては、収支改善プラン策定時においては、税額を初め課税対象などが決まっておらず、検討すべき課題があることから、効果額は未定とし、記載をしなかったものであります。

次に、観光税以外の法定外目的税につきましては、現在本市で導入している法定外目的税はありません。

次に、さらなる財源確保につきましては、財政の健全化に向けて収支改善プランに掲げた取り組みを進めておりますが、さらなる財源の確保も重要な要素と考えておりますので、他自治体の先進的な財源確保に向けた取り組み等について、本市における導入の可能性の研究等を行い、今後も財源確保を図ってまいりたいと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

○2番（松田優子議員） それでは、御答弁いただいた中から何点が再質問させていただきます。

まず、おたる子ども未来塾のことで先ほど質問させていただきましたが、その事業内容に学習支援と相談という業務もあるという話があったのですけれども、その相談というのはどのような形で相談があるのか、どのように解決しているのか、その相談の内容、そしてその解決に向けて誰が担当しているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。また、小樽商科大学との連携は考えられないのかということも、これから今やっていることをもう一度精査しながらやっていくということなののですけれども、その点についてももう1回お聞かせ願いたいと思います。

小学生まで今後拡大できないかということについては、現在のことをやっていくということなので、今のところまだということなのですが、もう1回その方向性について考えていくことができるのかどうかお答え願いたいと思います。

それから、年々創業支援制度を利用している方がふえているということは理解したのですけれども、アフターフォローの取り組みについてもお聞きしましたが、一旦創業はしたけれども、結局やめてしまったという人はいないのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、商業高校の譲渡について申請はされたということなのですが、先ほど10年計画で平準化して支払っていくという御答弁でしたが、金額的なもの、その金額にもよると思うのですが、どのような形で支払っていくのか。それについてももう1回お聞かせ願いたいと思います。

あと、小・中学校の耐震化率、今、松ヶ枝中学校は、当面旧最上小学校に移転することですので、松ヶ枝中学校の耐震化についてはどのように考えているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思いま

す。詳しいことは予算特別委員会でやらせていただきたいと思うのですが、この点についてお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、おたる子ども未来塾について何点かお話がございましたけれども、詳細については担当からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、商大との連携についてのお尋ねがありましたけれども、基本的には御答弁申し上げましたとおり、この未来塾というのは勉強だけを教えるわけではありませんので、答弁の中にあるとおり、学習支援と生活相談をあわせて行うということで、それに対応できる事業者に委託したいというふうに考えておりますが、小樽商科大学とは包括連携協定を結んでいる関係にありますので、この学習支援事業についてどのような連携ができるかどうかということについては改めて考えてはみたいというふうに思いますけれども、基本的にはやはり学習支援と生活相談をあわせて行う、この視点でまず考えてみたいなというふうに思っているところでございます。

それから、小学生への拡大について、私は十分検討に値するなというふうに思っておりますけれども、今は中学生を対象に行っているこの学習支援事業を少し検証した上で、拡大については検討してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

それから、商業高校の譲渡の価格についてでありますけれども、私どもとしては、金額はまだ定かではありません。これは、年内にはお示しいただけるというふうに聞いておりますが、私どもの財政状況を考えますと、いわゆるローンといいますか、年賦払いにさせていただけるのが財政の平準化の観点からは好ましいといいますか、望ましいという考えの中で、申請書の中には10年賦払いにさせていただきたい旨の表記をして、提出をさせていただいているところでございまして、まだ道からは、これについて見解は示されておりませんけれども、そういった形で申請書を提出しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 松田議員の再質問にお答えいたします。

創業支援に関連いたしまして、倒産した、やめた事業者数についてですけれども、現在押さえている件数としましては2件が事業をやめたというふうに確認をしているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、子ども未来塾の相談支援の部分についてお答えさせていただきたいと思います。

生活相談は何かといいますと、生活習慣ですとか、育成環境の改善に向けた相談というものがござります。学校や家庭以外での居場所づくりの関係で、家庭での生活習慣、学習習慣をつけるですとか、あといろいろな学習に関して、家庭での悩みについて相談に乗るということでございます。基本的には、進路相談とかの関係は学校での相談が中心になってくるとは思うのですが、学校だけではなかなかお答えしづらいとかありますので、そういうものについては事業者を通じて生活相談をしていただいて、その後、福祉部ですとか教育委員会とも当然連携をしながら、そういうふうな相談を受けていくということでございます。事業者の中には、心理カウンセラーの資格を持っているという者もいるというふうに伺っていますので、そういう方を通じていろいろな相談を受けるということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 松田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

松ヶ枝中学校の耐震化に絡んで、現在旧最上小学校に仮に移転をするということで、今後、松ヶ枝中学校の耐震化をどうするのかという御質問だというふうに思いますけれども、先ほども御答弁させていただいたとおり、学校再編のあり方については、現在検討しているところでございます。

そういう中で、松ヶ枝中学校の校舎につきましては、耐震化というよりも建てかえないと実際にはどうしようもないという、そういう状況でございますので、非常に多額の経費がかかるということもございます。実際には、適正化基本計画の見直しによって方向性を固めることになっていきますけれども、現実的に建てかえを行うということについては、先ほど申したように多額の経費がかかりますので、現実的には耐震化を図っていく、建てかえるということは小樽の財政事情も含めまして、なかなか難しいことなのかというふうに考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

○2番（松田優子議員） 創業支援の件で、一つだけ再々質問させていただきます。

先ほど、創業支援を受けたけれども2件やめてしまったという、2件あるということなのですから、やめた理由などというのはわかるのでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 松田議員の再々質問にお答えいたします。

やめた理由なのでございますけれども、申しわけございません、今押さえておりませんので、改めて御報告したいと思います。

○議長（鈴木喜明） 松田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時55分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して、質問いたします。

除排雪についてです。

小樽市の冬に行われる除雪については、日本海側の独特な気象条件や小樽市の急な道路や幅が狭い生活路線が多いなど、厳しい条件で行われております。一方、市民にとってはその厳しい条件で生活する中、除雪が特別な関心事であることは、市の説明員も議会の皆様においても十分承知しているところです。では、現状に目を移すと、小樽市のホームページに掲載されている「雪対策について」というページの中に、「平成30年度の除排雪計画」と題され、内容は主に除雪予算の総額と内訳、除排雪作業を実施する路線延長程度しか示されていません。本計画はどのような目的で掲載し、どの部署が携わって策定されているものなのか具体的にお示しください。また、行政が策定する計画については、PDCAサイクルを用いて、

より一層計画を洗練する手法をとられるケースが多いと認識しています。本計画について、シーズン終了後、次年度の除排雪計画の策定をどのような手順で進めているのかお示してください。

次に、除雪業務の発注についてです。

入札のスケジュールを勘案すると、この時期に方針が決まっていなければならないと考えます。昨年度は、就任早々のスケジュールで迫市長の思いや具体的な対策が反映できなかった部分があったかもしれませんが、今年度の除排雪方針として、迫市長ならではの方針があればお示してください。

次に、現在策定途中である小樽市雪対策基本計画についてお聞きします。

現在の策定にかかわる会議の進捗状況と会議の内容について御説明ください。また、策定予定時期についてもお示してください。

次に、本計画の目的について御説明いただき、迫市長が特段の配慮をして取り組みを進めていることがあればお示してください。

次に、雪対策に関する計画を策定した際、国や道、関係機関から補助対象事業として採択されるような事業は用意されているのでしょうか、御説明ください。

次に、視点を変え、計画策定に関する進め方、考え方について伺います。

現代のほかの分野などを参考にしますと、テクノロジーが発達し、コンピューターやＡＩが普及している社会ですが、除雪に関して言えば、工程表やスケジュール管理などには一部導入され、そのほかデータの分析にはシステム管理など、発達の余地があると考えます。しかし、実際の現場での作業は以前と変わらない業務が続けられているところです。多くの路線では、ある一定の降雪の際にタイヤドーザーで雪を押し、それがいっぱいになるとロータリー車で積み上げ、さらに雪山が限界の高さまでなると排雪するということです。

まず、ハード面についてお聞きします。こういった、今までどおりの作業を踏まえて、市民要望に耳を傾ける方針で計画を策定するのであれば、作業量や排雪量の増加が見込まれ、財政に大きな影響を与えることと予想されます。それとは違った観点で、作業自体の抜本的な変更、例えばＩＣＴ化や流雪溝の設置など新たな事業を取り入れ、これからの除排雪の体制を考えていく方針で進めるのかお示してください。

次に、ソフト面について、市民要望の綿密な洗い出しや分析を行い、それらの解決のために真っ向から作業や除雪のあり方を考えていくのですか。また、小樽市の財政面には限界があるので、市民の皆様とともに雪対策について取り組む方向性で策定を進めていくのか。つまり、作業を充実させることで要望をかなえるのか。または、市の取り組みに対する理解を深めていただくことで納得をしていただき、要望を減らしていくのかお示してください。

降雪地域における冬の生活は、行政、住民、事業者など多くの皆さんが協力することで極力ストレスを解消し、暮らしていくことが何よりであると考えます。限りある行政の財源の中で、できることをより多くの方に理解してもらうことも効果的な協働を進めるための重要な対策につながるのだと思います。

札幌市では、除排雪事業や市民の皆様と一緒に取り組んでいる雪対策について、質問形式で紹介しているさっぽろ雪の絵本を無料配布しているそうです。その絵本の初めには、雪国で暮らす皆さんにとって除雪は大きな関心で、さまざまな声が寄せられます。もちろんできる限りお答えしたいと考えていますが、市が全てを担うことはできません。皆さんの声にお答えできないこともあるのです。どうしてもできないのか、どこまでが市の役割なのか、しっかりと理解していただくことが大切です。もし、わからないまま、納得できないままだとしたら、皆さんにとっても、市にとっても、作業を担う事業者にとっても残念なことだと思いませんか。この絵本を通して、雪対策について一緒に考えてみませんかと冒頭に思いをつづっています。札幌市では、行政の役割や財政面においても限界があり、それらの事柄を住民の皆様にも広くお

伝えるためにこういった対策をとっていると考えますが、まずこの絵本で市民への投げかけの方法についてどう思いますか。

次に、現在小樽市では市民要望の多い内容で、行政の役割について理解してもらうための対策として、今までどのようなことを実施していますか。

次に、今定例会で補正予算として計上されている経費について伺います。

除排雪業務委託料として300万円が計上され、内訳としては前シーズンまで使用していた銭函3丁目雪堆積場が使用できなくなり、新たに銭函4丁目、銭函浄水場敷地内に設置するということで伺っていますが、銭函3丁目雪堆積場が使用できなくなった経緯について御説明ください。

次に、銭函3丁目雪堆積場における過去3カ年の受け入れ量と、受け入れ量の最大値はどのくらいだったのか量をお示しください。また、市民の皆様も利用できる雪堆積場として稼働していたのかお示しください。

次に、新設予定の銭函4丁目、銭函浄水場敷地内について、詳細な位置と選定理由、利用地域の住民意見聴取の有無、また、想定する受け入れ量はどの程度で考えていますか、お示しください。

次に、銭函浄水場敷地内に新設する雪堆積場について質問いたします。

当該施設の周辺には公園がありますが、夏期におけるこの公園の主な利用者に関して把握していますか。また、冬期はどういった状況になっていますか。

次に、浄水場のすぐ近くに銭函川が流れています。上流部の水は浄水場に引かれ、上水道として使われていると伺っていますが、近年の水質調査の結果をお示しください。

次に、浄水場という機能を持っている施設の敷地内にさまざまな物質を含む雪が堆積されることに対して、市長はどのような見解をお持ちかお示しください。私としましては直感的に気分のいいものではないと考えますが、浄水場で処理された水の供給先や供給量についてお示しください。また、雪堆積場として利用する際の水質確認は、今後どのように考えているのでしょうか。

次に、銭函川の河口は銭函駅近くの日本海に位置しています。近隣の海では漁業が営まれていると思いますが、その影響についてはどのように考えていますか。

次に、除排雪車両借上料、貸出ダンプ制度について質問いたします。

これまでの経緯としては、前市長における抜本的な改悪によって利用者から不満の声が相次いできました。これまで、何度か貸出ダンプ制度の公平性と財政面を考慮して制度を見直すべきと提言をさせていたしましたが、今回の制度変更はどの点がどのような理由で変更されたか御説明ください。

以上、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、除排雪について御質問がありました。

まず、除排雪計画の市ホームページへの掲載につきましては、当該年度の除雪体制や除雪予算、道路管理者や市内地域ごとの担当窓口など、除排雪に関する情報を市民の皆さんに周知するため、その概要をお知らせしているものであります。また、本計画は建設部が主体となって、国や北海道、中央バスといった関係機関のほか、雪対策庁内連絡会議の構成員である総務部、産業港湾部、教育部、福祉部、生活環境部、消防本部、さらには財政部から情報を得た上で策定をいたしております。

次に、次年度の除排雪計画の策定手順につきましては、まず、6月下旬までに前年度の除雪出動回数や排雪量、雪堆積場受け入れ量等の実績を整理、検証し、7月に開催する第1回除雪懇談会において、市民の皆さんから寄せられる要望等を踏まえ、改善すべき点などを計画に反映できるかどうか検討した上で、8月下旬までに除排雪に係る基本的な作業方針を取りまとめ、除排雪計画案を作成し、第3回定例会へ報告を行った後に、市としての除排雪計画を定めることとなります。

次に、私の除排雪方針につきましては、既に昨年度から除雪業務を担う庁内組織の強化を図るとともに、除雪対策本部の設置を例年よりも半月早め、また、除排雪作業の取り組みにおいては、予防保全的な早期の排雪作業を進めることで、バス路線や主要な通学路等の安全確保に努めてきたところであります。加えて今年度は、除雪対策本部の設置をさらに半月早めて11月1日からとし、主要交差点等の見通し確保の箇所は昨年度より6カ所増の96カ所とし、さらに観光に配慮した除排雪として、新たに南小樽駅からの歩行者動線の確保を追加し、路線延長を昨年度より約1.7キロメートル増の約4.4キロメートルとするなど、除排雪作業の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市雪対策基本計画の策定にかかわる会議の進捗状況につきましては、現在、学識経験者、交通事業者等の委員で構成する懇話会を2回、連合町会等の地域の代表者で構成する分科会を2回開催しております。これまでの会議では、雪対策の現状と課題、その課題に対する取り組み案を提示して、委員の皆さんから御意見等を伺ったところであります。

今後のスケジュールにつきましては、年度内に懇話会と分科会をそれぞれ3回程度開催し、令和2年2月に雪対策基本計画の素案を取りまとめ、第1回定例会でお示しし、4月にパブリックコメントの実施後、6月に本計画の策定を予定しております。

次に、雪対策基本計画につきましては、近年人口減少、高齢化の進行など社会環境の変化に加え、除排雪作業を担う建設業の人材不足など、このままでは将来的に除雪体制の維持が困難となる可能性があることから、将来を見据えた中で、今後も継続して冬の安全で安心な市民生活や経済活動を支えていくため、将来における雪対策のあるべき姿と方向性を示すことを目的に策定するものであります。私といたしましては、特に市民の皆さんとの信頼関係を築き、町会等との連携と強化を図るなど雪対策における協働の取り組みを重点的に進めたいと考えております。

次に、雪対策基本計画に基づく補助対象事業の有無につきましては、この計画の策定を採択要件としているものではありませんが、今後、本計画に位置づけられる個別の事業について国や北海道などからの財政的な支援が受けられるかどうか情報収集してまいりたいと考えております。

次に、計画策定に関するハード面の進め方、考え方につきましては、限られた財源の中で効率的な作業を行う工夫が必要であると考えております。例えば、雪押し場の確保のほか、インターネットと除雪機械等をつなぐことにより、作業性の向上や事務処理の省力化等が図られ、コスト縮減につながるような技術の導入なども視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、計画策定に関するソフト面の進め方、考え方につきましては、懇話会等で御意見を伺いながら市民の皆さんに納得していただける除排雪作業を目指したいと考えております。そのため、除排雪作業の改善に努めますが、一方で財源にも限りがありますので、本市の雪対策の現状と課題等について市民の皆さんに御理解と御協力をいただくことも必要であると考えております。

次に、さっぽろ雪の絵本による雪対策の住民周知につきましては、この絵本で取り上げられている雪対策の内容は、本市とは地域性や除排雪体制の違いはありますが、本質的には共通の課題等が多いものと認識しております。本市においても協働のまちづくりを進めるためには、雪対策の内容を市民の皆さんに知ってもらう必要があることから、周知方法については工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政の役割について理解してもらうための対策につきましては、これまでは前年の作業実績や当該年度の除排雪計画について、年2回の除雪懇談会の開催や広報おたる等で市民の皆さんに周知を図ってきたところであります。今年度は、さらに除排雪計画をお知らせするホームページの内容を充実させるとともに、雪対策基本計画の策定に関わる懇話会、分科会での議論内容もホームページで発信し、本市の雪対策の現状と課題や、行政の役割などを市民の皆さんに周知してまいりたいと考えております。

次に、銭函3丁目雪堆積場が使用できなくなった経緯につきましては、当該雪堆積場の敷地は民間事業者の御協力により平成27年度から借用しておりましたが、事業者より昨年8月に公共工事の資材置き場として31年度から使用する予定であることが示されました。このため、昨年度から当該地付近で雪堆積場の代替地の確保に向けて他の民間事業者と交渉を進めてまいりましたが、合意に至らなかったため、今冬は銭函浄水場の水道用地と銭函4丁目の公園用地を銭函地区の雪堆積場として開設することにしたものであります。

次に、銭函3丁目雪堆積場の受け入れ量につきましては、実績量は平成28年度は10万立方メートル、29年度は10万1,000立方メートル、30年度は8万6,000立方メートルであり、最大受け入れ量は過去における同等の借地面積での受け入れ実績から、おおむね15万立方メートルと想定していたところであります。また、当該雪堆積場は本市のほか市民の皆さんも利用する場所として開設をしていました。

次に、今年度の銭函地区雪堆積場の位置や選定理由等につきましては、銭函4丁目公園用地の位置は、石狩湾新港地域の小樽側で地番は銭函4丁目158番2。選定理由は、市有地であり銭函3丁目民有地2ヘクタールと同等の広い面積を確保できることであります。また、銭函浄水場の敷地の位置は、桂岡十字街から約1キロメートル山側で、住所は桂岡町31番の水道用地。選定理由は、市有地であり、これまでも道路管理者の雪を搬入している実績から適地と判断したものであります。この2カ所はともに受け入れ量は約10万立方メートルを想定しており、利用地域の住民からの意見聴取は特に行っておりませんが、今後広報おたるやホームページでの周知を図るとともに、銭函地区の除雪懇談会等でも利用時期や利用方法などについて説明を行う予定であります。

次に、銭函浄水場に隣接するかつら公園につきましては、夏期は町会が管理している公園として、近隣の児童を中心に地域の皆さんの憩い場となっております。また、冬期は積雪により閉鎖しており、利用できない状況となっております。

次に、銭函川上流部における近年の水質につきましては、浄水場から約300メートル上流で取水し、自動水質計器により、濁度と水素イオン濃度を常時測定しております。また、水の基本的な性状及び維持管理に関する20項目については、毎月1回検査をしており、さらに水道水の水質基準項目に準じた19項目については、年4回検査をしています。その結果、水質に大きな変化はなく、水道原水として良好な水質が確保されていることを確認しております。

次に、銭函浄水場の敷地に市民の雪を入れることの見解につきましては、銭函3丁目雪堆積場が今年度から利用できないことにより、銭函地域の市民の雪堆積場が確保できなくなるため、銭函浄水場の代替対応はやむを得ないものと考えております。銭函浄水場の敷地においては、これまでも市道の雪を受け入れておりましたが、市民が運搬する雪を受け入れることにより交通量が増加することから、交通誘導員を配置し、交通の安全を確保するとともに、ごみなどが混入する可能性もあることから、雪堆積場管理員を常駐させ、場内の監視体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

銭函川の水質調査につきましては、これまで雪堆積場の下流側では実施していませんでしたが、今後は受け入れの前後の時期において実施してまいりたいと考えております。また、浄水場でつくられた水の供給先や供給量につきましては、張碓町から星野町までの銭函地域一帯に対し、平成30年度は年間約10

万6,000立方メートルを供給しております。なお、水道水につきましては、浄水場から約300メートル上流にて取水した原水でつくっているため、浄水場の敷地に雪を堆積することにより水質に影響を与えることはありません。

次に、銭函浄水場の敷地へ市民の雪を入れることによる影響につきましては、これまで市道の雪を搬入していましたが、漁業関係者からは近隣の海の水質が悪化したという情報がなかったことから、影響はないものと認識しておりました。今年度は、市民の雪を新たに入れることにより、雪の搬入量の増加が想定されますので、その雪にごみなどが混入していないかの監視や、雪解け後の場内清掃を強化することで、近隣の海への影響が生じないように水質の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の変更点につきましては、1点目は、作業に必要な除雪機械等の転回場の箇所数について、ことし4月に実施したアンケート調査の結果を踏まえて、複数カ所の要望が多数あったことから作業性を考慮し、申請延長がおおむね200メートルを超える場合については、最大2カ所まで認めることといたしました。

2点目は、道路幅員が8メートルを超える場所については、道路敷地内での作業が可能であるものと判断し、転回場の利用を対象外とするものであります。3点目は、過大な面積と思われる転回場の利用が見受けられたことから、積込作業機械、運搬用ダンプの転回に必要な広さとして、転回場の面積は1カ所当たり100平方メートル程度までとすることとあります。なお、現地条件等により、これらの変更によりがたい場合は、個別の相談に応じたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 次に、総合体育館について伺います。

小樽市総合体育館は昭和49年8月10日に落成、開館の式典が行われて以来、およそ45年間スポーツレクリエーションを通して市民の健康増進や教育振興などの役割を果たし、多くの市民の皆さんに親しまれてきました。また、各種競技団体の全道大会や全国大会、国際試合などさまざまな競技大会を開催し、多くの市外の方が小樽へと足を運ぶきっかけとなる施設です。施設の大きな工事としては、昭和61年には、はまなす国体の体操・新体操競技の会場として、現在の第四体育室が増築され、また、平成17年から18年度にかけてアスベストの除去工事が行われました。

そんな中、現在アスベストの影響によって施設のボイラーの使用を中止しています。平成17年に行われたアスベスト除去工事以降、これから工事を予定している対象箇所の経緯について御説明ください。

次に、アスベストによる人体への影響は潜伏期間が長く、その上、発症すると非常に重い病気になる可能性があるとされていますが、今回のケースで当該箇所からのアスベストの飛散、または関係者が吸い込んでしまうなどのおそれはあり得ませんか。

次に、アスベストの管理には基準が設けられ、各施設において点検されていると思います。昨年も、市有施設内でアスベストを含む建材の不適切処理が行われるなど、問題になっていました。管理や点検をしているから心配ない、問題ないという観点ではなく、いまだアスベストが残存する施設においては、財政面や人の出入りの多さなどを考慮し優先度を決め、計画的に除去工事を行っていただきたいと考えますが、いかがですか。

次に、総合体育館の利用状況について質問いたします。

現在、小樽市では人口減少、少子高齢化など人口問題に直面しており、総合体育館の利用状況や使用料

の低下を懸念しておりますが、直近5年の個人と団体の利用者数、また、使用料についてお示しください。

次に、現在は指定管理者制度のもとで総合体育館は運営されているところですが、近年の指定管理者における委託料を含めた収支について御説明ください。

次に、現在指定管理者による管理を行っている公の施設一覧で示されているとおり、総合体育館は平成27年4月から来年3月までの5年間となっています。これまで、ほかの施設でも老朽化が進み、市の公共施設の管理計画に位置づけられている施設で、管理期間が基本の5年から3年に短縮されるケースもありますが、総合体育館についてはどのような扱いになるのでしょうか。加えて、今後の指定管理者を決定するスケジュールについても御説明ください。

次に、総合体育館の老朽化について質問いたします。

私自身も年に数回総合体育館へ行く機会があり、時間があれば施設内を歩き回り、実際に老朽化を肌で感じています。約45年もの間使用されている施設なので、現在の設備と比べると古いものもありますし、壊れている設備もあります。ある利用団体の方からは、市外から参加者を募る大きな大会を誘致したいが、現状の総合体育館ではなかなか声を上げにくいとの御指摘もありました。具体的なところでは、アリーナ海側の男子便所のほとんどが使用禁止になっていたり、電球が切れて薄暗い廊下になっていたり、メインの通路の壁にビニールシートが張られていたり、時計がずれていたりなど、私が短時間で気づいただけでも数カ所確認できるほどでした。現在、指定管理者から施設や設備の修理について要望が寄せられていたり、教育委員会として改修が必要と認識している点をお示しください。

次に、老朽化した設備等の補修の考え方として、新設の時期が明確に示されれば、補修の方法や度合いも変わってくるものと考えます。新設するという方針があるのであれば、その時期がおおよそ何年度になるか目安を示すべきだと考えます。ある程度の年度を示すことで、改修工事をするのかしないのか、手をつけずに、いわゆる我慢して最低限の改修、補修にとどめて施設を維持していく、このような選択肢もあり得るのではないかと考えます。今後、公共施設の個別施設計画として、今回素案として示された再編計画とあわせて、長寿命化計画も策定していくこととなります。この計画の中で、新築する場合のスケジュールについてどのように示していくおつもりなのか見解を伺います。

次に、総合体育館の耐震性についてです。

平成26年度に実施した耐震診断の結果では、必要とするI s値0.675に対し、最も低いI s値が0.055となり、必要な値の10分の1以下であり、耐震補強が必要な施設です。学校を除くほかの市有施設で総合体育館と同様に耐震診断によるI s値が必要とするI s値未達であった施設はありますか。施設名とI s値をお示しください。

次に、総合体育館は災害時に指定避難所として開設することとなっていますが、総合体育館が指定避難所として指定されている基準について御説明ください。

次に、総合体育館は地震発生時の指定避難所であり、耐震化がなされていませんが、例えば、伊達市では老朽化した体育館の整備を図るため、総合公園だて歴史の杜を防災拠点として地域防災計画の中で位置づけ、防災公園として整備することで国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用したと聞いております。平成24年度にオープンした伊達市総合体育館は、有珠山噴火災害の教訓を踏まえ、地震等大規模災害時における住民避難、救護活動の拠点となる施設として整備され、平常時は市民の憩い、文化、スポーツ活動の交流の場となっています。毛布2,100枚、畳900枚を常備し、避難所として想定しているため、トイレを通常の2倍、シャワー設備も完備されています。

また、停電を想定し、採光のためアリーナ窓などを広げる非常用電源設備があり、生活用水確保のため併設された温水プールの水を体育館に排水できるような設備もあると伺っています。防災拠点整備の観

点から、小樽市においても小樽公園を防災公園として地域防災計画の中で位置づけ、体育館を整備していくことを検討できませんか。

次に、駐車場について質問いたします。

参加者が多く集まる大会、特に市外からお越しになる方が多いと駐車場はすぐに満車状態です。さらに、花園グラウンドで朝野球を開催している日は沿線が路上駐車であふれ、警察が注意を促すほどの状況になることが多々見受けられます。しかし、パトカーの注意喚起では、体育館の中で運動をしているとアナウンスも聞こえませんか、主催者側も駐車禁止に配慮し、館内放送にて市役所駐車場への移動を喚起しますが、市外から来られている方は土地勘もないことから、移動にも苦戦をしているようです。駐車場の増設、または正式な周知が必要と考えます。

そこで、現在正式に総合体育館の駐車場として用意されているキャパシティは何台ですか。また、大きな大会などで駐車場が満車になると見込まれた際には、どのような対策がとられていますか。

次に、駐車場の増設に当たって伺います。

迫市長就任直後の議会において、新・市民プールの建設地として前市長が予定地として挙げた花園グラウンド案は見送り、旧緑小学校跡地を含めて検討する旨の答弁をいただきました。現在、公共施設再編素案が示され、体育館においては統合、複合を含めて各素案の中で旧緑小学校跡地に新設する方向性でありました。どのタイミングかで旧緑小学校は解体を行うものと予想しますが、公共施設の再編の中で協議をすると相当遅くなってしまい、総合体育館の駐車場満車問題は先送りになってしまうので、早目の解体を行い、駐車場として活用すべきと考えますがいかがでしょうか。また、どれほどの需要があるか定かではありませんが、一部を市営駐車場として開設し、使用料を徴収するという仕組みに関しては、手続上可能なものなのかを含めて見解を伺います。

以上、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、総合体育館について御質問がありました。

初めに、アスベストが残存する施設において計画的な除去工事を行うことにつきましては、現在、除去や囲い込み等が未実施の施設は、今回除去工事を行う総合体育館を除いて6施設ありますが、定期的な劣化状況の確認によりアスベストの飛散のおそれがないと判断していることから、経年劣化調査を継続しております。庁内アスベスト対策委員会では、アスベスト含有材の劣化状況などのほか、利用形態、利用者数などを総合的に判断し、優先順位の高いものから順次除去や囲い込み等の対策工事を行ってきたところであり、これら6施設についても財政状況を見きわめながら、今後の劣化状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、総合体育館の建設スケジュールにつきましては、公共施設等総合管理計画は令和40年度までの計画期間となっており、長寿命化計画もこれに合わせた計画期間となっておりますが、具体的なスケジュールは、直近の10年間で整備する内容をお示しすることとしております。なお、総合体育館を含めた個々の再編施設の事業着手時期は、別途策定される市営住宅や学校施設の長寿命化計画を踏まえながら、費用の平準化も考慮して調整していく予定であります。

次に、総合体育館及び学校を除く市有施設で耐震診断の結果、必要とするI s値0.675未満であった施設につきましては、本庁舎本館がI s値0.28、同じく本庁舎別館が0.158、市民会館が0.08、保健所が0.237、総合福祉センターが0.266、また、稲穂改良住宅を含む小樽駅前第一ビルは必要とするI s値0.54

に対して0.14となっております。

次に、指定避難所の基準につきましては、指定避難所の基準は、総合体育館に限らず、災害対策基本法第49条の7、同法施行令第20条の6に基づき、小樽市地域防災計画に定めております。その主な内容として、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であることや、速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造、または設備を有するものであることのほか、災害による影響が比較的少ない場所であることなどと規定しております。

次に、小樽公園を防災公園として地域防災計画に位置づけ、体育館を整備していくことにつきましては、新たに体育館を整備する際には、避難所機能の向上など防災の視点も必要になるものと認識しておりますので、それらを踏まえて隣接する小樽公園を防災公園として地域防災計画へ位置づけることも検討してまいりたいと考えております。

次に、旧緑小学校の早期解体による駐車場の確保につきましては、総合体育館の建築とあわせて旧緑小学校を解体することで仮設工事や基礎工事等の経費を削減できることなどから、公共施設再編計画の中で協議することが望ましいと考えておりますが、一方で、駐車場不足の問題は十分認識しておりますので、解体工事に係る財源も含め駐車場の確保についてできるだけ早期に検討する必要があると考えております。

次に、旧緑小学校跡地の一部を市営駐車場とすることにつきましては、他の市営駐車場の開設状況を踏まえると、周辺にお住まいの方を対象とした月極などの有料駐車場として開設することは制度上可能であると考えます。また、市営駐車場としての整備については、イベント開催時などで総合体育館周辺の混雑状況を踏まえ、当該地における市営駐車場の必要性を十分に検討した上で判断していく必要があると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、総合体育館について御質問がございました。

初めに、総合体育館のアスベスト除去工事の経緯につきましては、総合体育館は平成17年8月から平成18年4月までの9カ月間臨時休館し、アスベスト対策工事を実施しております。その際に、アリーナ、機械室などのアスベストを含んだ吹きつけ材は全て除去しておりますが、煙突の断熱材は、その当時規制対象ではなかったため除去されておりました。その後、平成26年に国の石綿障害予防規則が改正され、煙突断熱材が規制の対象となりましたことから、教育委員会では定期的に空気中の石綿粉じん濃度測定を実施し、基準値内であることを確認してきたところでございます。

今年度に入り、5月24日に開催されました庁内アスベスト対策委員会において、目視検査を行うことが決定され、6月28日に検査を実施したところ、煙突の横管の一部に劣化が見られましたことから、小樽市アスベスト対策マニュアルに従い、同日直ちに煙突の使用を中止し、囲い込みを実施いたしました。暖房を使用する冬期を控え、早急な対応が必要となることから、当該断熱材を除去するための対策工事を専決処分により進めることとしたものでございます。

次に、当該箇所からのアスベストの飛散のおそれにつきましては、これまでも空気中の石綿粉じん濃度測定を煙突の周囲とボイラー室の2カ所で毎年実施しており、近年では本年6月20日の測定調査におきましても、異常のないことを確認しております。また、現状では煙突は既に囲い込みを行っておりますことから、当該箇所からアスベストが飛散することや関係者が吸い込んでしまうおそれはございません。

また、これから進める工事につきましては、アスベストを飛散させないようにクリーンルームを設置する

など、万全な安全対策を講じてまいります。

次に、近年の個人・団体の延べ利用者数につきましては、平成26年度が個人利用4万2,954人、団体利用7万3,528人、計11万6,482人。27年度が個人4万5,297人、団体6万4,699人、計10万9,996人。28年度が個人4万6,856人、団体7万5,812人、計12万2,668人。29年度が個人4万9,760人、団体7万2,194人、計12万1,954人。30年度が個人4万5,814人、団体6万4,250人、計11万6,064人となっております。また、使用料につきましては、26年度が1,360万5,045円、27年度が1,374万5,355円、28年度が1,368万8,690円、29年度が1,448万3,910円、30年度が1,345万1,520円となっております。

次に、近年の指定管理者における委託料を含めた収支につきましては、過去3年間の指定管理業務収支でお示いたしますと、平成28年度が収入として市からの指定管理委託料5,841万円、自主事業収入371万4,700円、収入合計6,212万4,700円、人件費、管理費などの支出合計5,926万8,736円、差し引き285万5,964円。29年度が、収入として指定管理委託料6,019万7,000円、自主事業収入314万700円、収入合計6,333万7,700円、支出合計6,128万5,833円、差し引き205万1,867円。30年度が、収入として指定管理委託料6,082万円、自主事業収入349万6,000円、収入合計6,431万6,000円、支出合計6,205万7,286円、差し引き225万8,714円となっております。

次に、指定管理者の指定期間とスケジュールにつきましては、総合体育館は現在の指定期間が令和2年3月31日で満了となりますことから、令和2年4月1日以降の指定管理者を決定するため、小樽市公の施設指定管理者選考委員会において、公募により選考することといたしております。指定期間につきましては、運用に関する指針では原則5年としておりますが、現在、公共施設の個別施設計画を策定中であり、総合体育館については、今後建てかえの可能性もございますことから3年といたしております。

また、決定のスケジュールにつきましては、本年7月31日に募集の告示及び募集要項の配布をし、その後8月9日に公募説明会を実施。現在、9月2日から17日までの期間で申請書の受け付けをしております。10月に入り、選考委員会により事業者からのヒアリングを実施した上で候補者を選定し、11月の教育委員会による選定の後、12月の市議会第4回定例会に議案として提出する予定でございます。市議会におきまして議決をいただいた後、指定管理者指定の告示を行う予定といたしております。

次に、指定管理者及び教育委員会における改修の必要性の認識につきましては、主なものといたしまして、災害時における避難所としての役割から耐震性が求められていることを初めといたしまして、施設の老朽化により外壁の剥離や雨漏りが発生しているほか、電気設備の経年劣化や地下トイレが使用できなくなっているなど、多くの改修が必要な状況となっております。

次に、駐車場の収容台数と大きな大会時の対策につきましては、総合体育館の利用者駐車場は51台分となっております。また、大きな大会開催時には、市役所や教育委員会庁舎の駐車場のほか、旧緑小学校敷地を駐車場として開放し、使用していただくよう大会の主権者に対して御案内をしているところでございまして、これによりおおむね300台程度の収容が可能となっております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 次に、会計年度任用職員制度について伺います。

来年4月1日から導入予定の本制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に沿って、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであり、

あわせて会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものです。本市においても、来年度初めから導入するという認識でよろしいでしょうか。

次に、厚生労働省で雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保ということで、この会計年度任用職員制度に正規職員と非正規職員の間の不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金という考え方は盛り込まれていますか。

総務省では、制度導入に向けて会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを作成しており、今般の改正により臨時・非常勤職員を任用する全ての地方公共団体において実施すべき事項を示しています。

次の三つの事項について、本市の状況をお示してください。

一つ目に、臨時・非常勤職員の実態の把握と正規職員数を含め、臨時・非常勤職員数。二つ目に、臨時・非常勤職員全体の任用根拠と任用根拠の明確化・適正化。三つ目に、会計年度任用職員制度の整備についてです。

次に、今の社会環境はさまざまな雇用形態や家族の構成が存在し、働き方や就業時間についてもおのこの理想が違う世の中です。そんな中で、本制度導入に当たり、当事者である臨時・嘱託職員の皆さんとの協議や交渉について、現在どのように進められていますか。また、その意見や要望について把握している点があればお示してください。

次に、本制度のもとで、いわゆる空白期間や勤続上限については廃止されるという認識でよいでしょうか。

次に、制度導入に向けたスケジュールですが、現状把握や制度の整備を進めるほかに、条例、規則等の制定、改正について、遅くとも平成31年の2月から3月議会において提案し、その成立を図ることが必要となるとマニュアルに記載がありますが、私の知る限りでは、道内の地方議会では9月に行われる定例会において条例案が提案され、議論されるケースが多いと伺っています。本市においては、条例案の提案を含め、どのようなスケジュールで進めていく予定なのか御説明ください。

次に、改正法において新設された地方公務員法第22条第3項、臨時的任用職員とは、現行の制度と比べどのような変更になるのか。また、本市で導入の際に想定している職種をお示してください。

次に、現在の賃金・処遇と本制度が導入されたもとの賃金・処遇について御説明ください。

次に、世間一般では官公庁で働く非正規職員のことを官製ワーキングプアとやゆされていますが、小樽市においてはこのことについてどのように認識しているか御説明ください。

次に、財源について伺います。

全国の地方公共団体においても、潤沢な財政状況である団体はほとんどありません。本市においても財政状況の課題は深刻であり、本制度の運用による来年度以降に増額が見込まれる人件費の確保は喫緊の課題となるものです。来年度以降に本制度の導入に当たり、増加する人件費の推計をお示してください。また、財源の面で総務省はどのような見解を示しているのか御説明ください。加えて、制度導入に関する人事給与システムの改修にかかる費用と期間をお示してください。

次に、小樽市収支改善プランの中で収支改善に向けた取り組みとして、会計年度任用職員の適正配置の検討を挙げています。内容は、「現状の勤務内容や事務事業における見直し、民間活力の活用などにより、会計年度任用職員の適正な配置に努める。」とあります。

また、本市では現在組織改革の取り組みを進めているところです。まずは情報や意見を集約する組織改革担当と職員課が横断的に機能しなければ、組織の課題解決に至らないと考えます。その上で、より効果的で市民の利便性の高い組織づくりを行うとともに、正規職員のみならず、会計年度任用職員の適正配置

も必要だと考えます。そのためには、現状の臨時職員、嘱託員の業務量の把握と問題点、課題点を整理しながら実態に見合った配置にする必要があると考えますが、現場の職員などからの意見集約を含め、今後どのような対応をとるのか見解を伺います。

この項の最後に、2017年度の北海道と道内市町村で働く臨時・非常勤職員は延べ6万3,000人に上り、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。また、正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金、労働条件の格差は拡大する一方です。こうした中、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は、非常勤職員を法的に位置づけられますので、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めますが、見解を伺います。

以上、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、会計年度任用職員制度について御質問がありました。

まず、本市における会計年度任用職員制度の導入につきましては、改正法の施行期日である令和2年4月1日から導入する予定で準備を進めているところであります。

次に、同一労働同一賃金の考え方につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の成立に当たっての附帯決議として、「本法施行後、施行の状況について調査・検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。その際、民間部門における同一労働同一賃金の議論の動向を注視しつつ、短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方や臨時的任用職員及び非常勤職員に係る公務における同一労働同一賃金の在り方に重点を置いた対応に努めること。」が盛り込まれました。そのため、本市においては制度導入後、国の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、マニュアルに示された実施すべき事項につきましては、臨時・非常勤職員の実態把握については、本年8月1日現在で正規職員1,798人に対し、臨時職員100人、嘱託員726人の非正規職員がおりますが、これらの実態把握として、昨年4月下旬に業務内容や当該職の必要性、会計年度任用職員への移行の考え方などについて全庁的に調査するとともに、今年度の人事ヒアリングにおいても、改めて職の必要性や勤務時間の確認などを行っております。臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化等については、本市の嘱託員は全て地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職として任用しておりますので、会計年度任用職員へ移行する職と、引き続き特別職非常勤職員となる職を整理するとともに、今後の臨時的任用職員のあり方について検討してまいりました。会計年度任用職員制度の整備については、会計年度任用職員の制度設計案を作成して、今月の初めから職員組合と交渉を始めたところであり、現時点で妥結には至っていませんが、並行して条例案や規則改正等の準備を進めているところであります。

次に、臨時職員、嘱託員との協議等につきましては、現時点では行っておりませんので意見や要望は把握しておりませんが、今後行う予定の嘱託職員労働組合との協議のほか、職員組合や所属長を通じて意見等の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、勤続上限等につきましては、会計年度任用職員制度においては国では想定しておらず、本市としても設けるつもりはありません。

次に、制度導入に向けたスケジュールにつきましては、制度導入に当たって必要となる条例案を第4回

定例会に提案し、会計年度任用職員への移行やハローワークを通じた公募に支障を来さぬよう規則改正等の準備を行ってまいりたいと考えております。

次に、臨時的任用職員につきましては、来年度から常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されるため、今後はあくまでも正規職員のかわりに任用され、正規職員をつけるべき業務に従事することとなりますので、これまでのような事務補助として任用することはできず、給与についても正規職員と同様にする必要があります。しかしながら、現実問題としては正規職員と同等の人材を臨時的任用職員として確保することは困難であり、担わせる業務も事務補助的な業務とならざるを得ないことや、会計年度任用職員とのバランスを鑑み、現時点では臨時的任用ができる場合であっても臨時的任用は行わず、その職を会計年度任用職員に置きかえて採用することを考えております。

次に、賃金・処遇につきましては、原則として現行の嘱託員等の報酬水準を維持し、フルタイムの再任用職員と同様に年1.45カ月分の期末手当を支給するとともに、フルタイム勤務の場合には任用ごとに0.5カ月分の退職手当を支給するほか、休暇制度については基本的には国の非常勤職員と同様の取り扱いとするなど、待遇を向上させる制度設計案を作成し、現在職員組合と協議しているところであります。

次に、官製ワーキングプアにつきましては、本市においては現行の嘱託員はパートタイムであり、市内民間企業の賃金水準と比較しても一定程度高い水準にありますので、官製ワーキングプアには該当しないものと考えております。そのような中で、このたびの会計年度任用制度の導入により、期末手当やフルタイムの場合には退職手当が支給されますので、待遇の向上は図られるものと考えております。

次に、人件費の推計等につきましては、一般会計における人件費の増加額はあくまでも現時点での制度設計案に基づく試算ではありますが、期末手当の割り落としがある令和2年度では約5,000万円。期末手当が満額支給となる令和3年度では約8,800万円になるものと見込んでおります。このような人件費の増加に伴う財源措置についての総務省の見解は、現時点で予算編成段階で検討とのことであります。また、制度導入に関する人事給与システムの改修にかかる費用については、およそ600万円と見込んでおり、今月中にシステム会社と契約をし、1月末までに必要な改修を終える予定であります。

次に、会計年度任用職員の適正配置につきましては、人事ヒアリングなどで各課の現状を把握するのにあわせ、非正規職員の職の必要性や業務内容を確認しておりますが、会計年度任用の職は、毎年度職の必要性を精査しますので、必要に応じて民間委託なども検討しながら、会計年度任用職員の適正配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、正規職員との均等待遇につきましては、正規職員は常勤の職、会計年度任用職員は非常勤の職という違いがあり、基本的に担う業務が異なるとともに責任の度合いも異なりますので、職務給の原則に基づく待遇には差が生じることになります。このたびの制度導入により待遇の向上が図られますので、その運用は適切に行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 次に、港湾について質問をいたします。

一つ目に、全体的な港湾のあり方、進むべき具体的方向性が見えないという点で質問させていただきます。

市長は、選挙期間中から就任後のこれまでも、港湾計画の改訂を進めると明言をしてきました。我が会派としても賛同し、応援するところであります。しかし、その具体的な動きや考えがはっきり見えないと

考えます。一部報道されているところではありますが、港湾計画の改訂について、今後のスケジュールや長期構想検討委員会の状況、また、第1回委員会での内容の取り扱いについてお答えください。

次に、前市長時代には、港湾計画改訂の一時中断という港湾行政にとって痛恨の空白期間を置くこととなり、国や関係機関、団体、市民の皆さんに不信感や不安感を持たせてしまったのではないかと危惧していました。現在、その整理や処理として、以前要望書を届けられた小樽港湾振興会や小樽商工会議所との情報共有や意思の疎通は回復されていると思いますが、港湾計画改訂について、具体的な内容や進め方について説明しているのかお答えください。

二つ目に、クルーズ船について伺います。

これまで私たちの会派では、港の機能、それに後背地に所在する企業の営みがまちの活力やにぎわいに繋がると考え議論させていただきました。近年では、クルーズ船の誘致に力を入れ、2015年ごろまでは函館港を凌ぎ、道内のクルーズ船寄港数はトップを独走していましたが、2016年を境に函館港が寄港数トップとなり、確定値の記録がある2018年まで直近の3年間では2位にとどまっています。また、近年寄港数が増加している釧路港も僅差にまで迫ってきていますし、釧路港に関しては近年の増加率を特に伸ばしている状況です。1位、2位ということで一喜一憂するわけではありませんが、何か原因があるのではないかと考えます。小樽港と函館港の寄港数の推移を比較したとき、近年の状況についてどのように分析されていますか、お答えください。

私が聞き及んでいるところでは、この間、工藤函館市長が上京されるときには、必ずクルーズ船社にトップセールスをされていると聞いています。この3年間の小樽市のトップセールスの状況はいかがでしたか。また、前市長が就任後、船社へのトップセールスについてどのような行動をとられていたか。また、今後の予定についてお示しください。

小樽の歴史を振り返ると、港のにぎわい、発展は、まちの発展と連動していることは紛れもない事実です。日本遺産に認定された2件のテーマについても、小樽港が鍵となっている内容です。現在、小樽の基幹産業と言われる観光に対しても大きな影響を与える小樽港ですし、後背地で営みを続ける企業にとっても大きな経済効果を生む可能性を持っている小樽港の活用について、より一層スピード感と具体性を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（前 俊哉市長登壇）

○市長（前 俊哉） ただいま、港湾について御質問がありました。

初めに、港湾計画改訂のスケジュールなどにつきましては、港湾計画の改訂に当たっては、小樽港長期構想検討委員会での議論を踏まえた長期構想の策定が必要となります。このため、一時中断となっておりました検討委員会を本年度から再開することとし、現在、本年10月の第2回検討委員会の開催に向け、改めて委員の委嘱を行うとともに、資料の準備を進めているところであります。この後、2回程度の検討委員会開催を経て、来年8月ごろを目途に長期構想を策定する予定ですが、これと並行して順次港湾計画の改訂作業も進め、最終的には令和2年度末での改訂を目指したいと考えております。また、第1回検討委員会で取りまとめた資料や各委員からいただいた御意見につきましては、今後の長期構想策定作業において反映させながら進めてまいりたいと考えております。

次に、港湾計画改訂に関する関係団体への説明につきましては、港湾計画改訂の策定作業では、小樽

港湾振興会や小樽商工会議所の協力は必要不可欠なものと考えておりますので、現時点での市の基本的な考えや、今後のスケジュールについて小樽港湾振興会には8月7日に開催された理事会において、また、小樽商工会議所には8月27日に開催された運輸港湾委員会においてそれぞれ説明したところであります。今後とも、これらの団体と意見交換を十分に行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港と函館港のクルーズ船の寄港回数につきましては、平成28年に函館港に首位の座を奪われて以降、わずかな差で推移してきましたが、本年になって函館港の寄港回数が52回と大きく伸び、小樽港の29回に対して23回多い状況となっております、この差は外国船の寄港回数によるものであります。小樽港は、函館港と比べて外国船社の多くが横浜港などを発着としたさまざまな日本周遊クルーズを企画する際、寄港地の選定において、小樽港まで北上することにより日程が延びることが不利に働いていること、また、冬期間の厳しい日本海側の気象、海象条件の影響を早目に受けることから、クルーズ船寄港の終了時期が1カ月ほど早いことが考えられます。

しかしながら、ことしになって生じた寄港回数の大きな差の要因としましては、函館港において本年観光地に近接している若松地区に新たな客船岸壁を供用開始し、これとあわせてポートセールスを強化したことによるものではないかと分析しております。

次に、クルーズ船社へのトップセールスにつきましては、平成28年度、29年度はクルーズ船社や船舶代理店、旅行会社を対象に東京で開催しました小樽港クルーズ・プロモーションにおいて、小樽港のPRを行いました。私が就任してからは、昨年10月には外国船社のキーパーソン招請事業により、小樽に来られた船社の方との面談や情報交換を。11月には、東京で開催しました小樽港貿易振興懇親会のセミナーに船社の方々をお招きし、小樽港のPRを行っておりますが、私としては現状での取り組みが決して十分ではないと感じております。このため本年11月には、昨年度休止した小樽港クルーズ・プロモーションを東京で実施いたしますので、まずはこの場を最大限生かして、小樽港と周辺観光地の魅力や第3号ふ頭周辺の再開発を進めることにより、クルーズ船寄港時の利便性が大きく向上する点についてアピールするとともに、その後も機会をつくってクルーズ船社に直接赴くなど積極的にトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）

○5番（面野大輔議員） 観光について伺います。

前回、第2回定例会で少し触れましたアドベンチャートラベルについて、関係機関の中で進捗がありましたので質問いたします。

協議会をシアトルに置くアドベンチャートラベルの推進、振興に取り組む世界的最大機関と言われていたアドベンチャートラベルトレード・アソシエーション、通称A T T Aは、毎年9月から10月にかけてアドベンチャートラベルの国際サミットを世界各地で開催しています。このA T T Aという団体が定義するアドベンチャートラベルとは、アクティビティ、自然、異文化体験の三つのうち二つ以上で構成される旅行とされています。そして、国際サミットの概略としては、世界各国の旅行会社やアウトドアメーカーなどの関係者約800人が参加し、屋外スポーツの体験会や商談会を行うというものです。これまでの北海道や関係機関の動きとして、一昨年9月に道東エリアでのアドベンチャートラベルの取り組みを道内全体に広げていくため、A T T Aの公式イベントであるアドベンチャーコネクトをアジア初となる札幌にて開催しました。アドベンチャーコネクトとは、A T T Aがアドベンチャートラベルを軸と

した地域活性化を実現するため開催するアドベンチャートラベル関連事業者間の情報交換、ネットワーキングを目的としたイベントで、その札幌で開催されたイベントには、世界1,400のATTAメンバーのみならず、月間1万6,000PVを誇るATTAのホームページで告知され、全世界に北海道がアピールされる機会になったと言われています。

また、昨年9月に2回目のアドベンチャーコネクトが札幌で開催され、100名以上の道内関係者が参加し、アドベンチャートラベルの取り組み強化に向けた機運醸成を行っています。直近の動きとしては、北海道と北海道運輸局、北海道観光振興機構などがATTAが主催する国際サミットを2021年に北海道へ誘致する方針を固めたと6月に報じられています。

また、倶知安町で10月に開催されるG20観光大臣会合に向けた関連行事で来道したATTA最高経営責任者に対し、鈴木知事のほか、道運輸局長、道経済産業局長、道観光振興機構会長、観光庁長官、日本政府観光局の理事長とともに誘致の意向を伝えたと報道発表がありました。北海道を含む関係機関では、国際サミットの誘致に力を入れ、また、主催者側も北海道の自然や文化資源にいい印象を持っている。一緒に仕事ができることを願っているとコメントしています。

また、道内の具体的なアドベンチャートラベルによる世界ブランド化の実績として、2017年度より日本国内のアドベンチャートラベル先進地を目指して、ATTAの協力のもと、阿寒湖を中心として北海道道東エリアにおいてアドベンチャートラベルの取り組みが始まりました。およそ2年間の取り組みの末、ことし7月、地域DMOである阿寒観光協会まちづくり推進機構が主体となり、阿寒湖畔の国立公園の森の中で、照明、音響、プロジェクションマッピングを駆使したアドベンチャーツーリズム、阿寒湖の森ナイトウォーク「カムイルミナ」が開始され、ATTAと地域の観光事業者の連携、尽力によって、阿寒ではアドベンチャートラベルの先進事例が誕生しました。アドベンチャートラベルは、欧米圏などの富裕層を中心に人気が高まっており、長期滞在の傾向にあることから、地域経済にもたらす波及効果も高いと分析されています。

現在、小樽市が抱える観光課題として、長期滞在型への移行、消費額の上昇、そして、まだまだ入り込みが伸びていない欧米圏の観光客へのPRなど、小樽観光の課題解決に向けた新たな取り組みとして前向きに考えるべきだと思います。国際サミットを誘致する方針を固めた関係機関としても、サミットを開催する上で成功裏におさめることが最大の目標だと考えます。道内でも有数の観光地である小樽にも協力要請が来るものと考えますが、声がかかってから取り組むのか、声がかかる前に自発的にアプローチするかによっても情報の入ってくる内容やスピードに差が出てくることと思いますが、現時点での小樽市の見解はいかがでしょうか。

次に、国際サミットの誘致が決まった際には、ニセコを含む後志では、アドベンチャーツーリズムの趣旨に沿った観光事業を展開しているため、サミットへの参加に前向きな取り組みを行うものと考えます。サミットや実際のアドベンチャートラベルは、一つの地域にとどまらず、時間をかけてより多くの地域を周遊し楽しむだいたいご味もあると言われています。関係機関や後志圏の自治体とも情報共有を進め、サミットが開催された際には乗りおけないように取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

次に、サミットを構成するための自治体として、単にアドベンチャーツーリズムとして楽しめるだけではなく、環境に配慮した取り組みを行っていることも必須であると聞いていますが、そのほかにも参加するための要件が設けられていると考えます。それらの内容について、市として把握している点がございましたらお答えください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、観光について御質問がありました。

初めに、アドベンチャートラベル国際サミット開催に関連した情報収集に対する本市の見解につきまして、サミットの開催は欧米からの旅行者の増加とアドベンチャートラベル観光事業の発展につながると期待されております。本市にとっても滞在型観光の推進につながり、地域経済に高い波及効果をもたらす可能性があることから、北海道などの関係機関に対して積極的に情報収集を図ってまいりたいと考えております。

次に、関係機関や後志圏自治体との連携につきましては、本市ではこれまでも後志観光連盟や北後志広域インバウンド推進協議会を初め、広域的な連携を図って事業を進めていることから、その協力関係を生かして圏域自治体との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、国際サミットに参加する要件等につきましては、北海道観光振興機構に現在の状況を確認したところ、環境に配慮した取り組み以外の参加要件につきましては未定であると同っておりますので、引き続き関係機関からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

○5番（面野大輔議員） 再質問をさせていただきます。

まず、除排雪についてなのですが、最初の質問で、ホームページに掲載してある平成30年度の除排雪計画の中で、いろいろと関係部署を含めて、中央バスですとか市役所外の方との連携もしてこの計画をつくっているというお話だったのですが、掲載以上の情報量があるように答弁では聞かえたのですが、ホームページ上ではこの計画はもうクリックできなくなっていて、1面で終わっているのですが、それ以上の情報量がある計画なのか、もう1回詳しく示していただきたいと思います。

次に、銭函3丁目雪堆積場が使用できなくなった経緯についてと、今年度から運用する新設の雪堆積場について御答弁いただいていたのですが、今回は緊急事態というか、今期に限ってという時限的なものなのか、それとも来年度からこの水道用地と公園用地を恒常的に使っていく方向性なのか、それとも緊急退避的なものなのかというところを御説明いただきたいと思います。

それから次、総合体育館で、来年3月で指定管理者の期間が過ぎるということで、8月にその説明会を行ったというふうに御答弁いただいていたのですが、これは何社の方が来られていたのか、もし差し支えなければお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど総合体育館のIs値の値を答弁していただいたのですが、一番もろいというか、一番弱い数値が総合体育館の中から診断されたということで、ただ、災害対策基本法に沿って指定されているのですが、地震の場合は総合体育館の安全が確認された場合に開設するというので、ホームページ上、地域防災計画の中にも示されているのですが、この総合体育館の安全が確認された場合というその定義であったり、確認方法を示していただきたいのです。その趣旨としては、熊本地震はまれなケースだったのですが、前震と本震みたいなそういうまれな地震があったものですから、1回目の地震で大丈夫でも、2回目にさらに大きいものが来るということも想定されてのこういった安全が確認された場合という表記になっているのか。その辺の御説明をしていただきたいと思います。

それから、駐車場の件で、私は旧緑小学校跡地をできるだけ早く、公共施設の再編計画の中で考えるの

ではなくて別立てで考えていただきたいという要望なのですが、以前、山の手小学校を建設する際に、今の旧緑小学校の跡地の管理は教育部と建設部で、山の手小学校はもともと公園敷地、そして旧緑小学校は教育委員会の持ち物で、都市計画審議会の中でトレードしたというお話を聞いたことがあるのですけれども、その都計審の中では、あくまで今の旧緑小学校は小樽公園の駐車場で整備するという、そういった方向性で示されていたので、公共施設再編計画の中で議論するのは、そういった意味ではふさわしくないのかなというふうに思うのですが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員制度についてなのですが、新設された第22条第3項、臨時的任用職員、こちらの御答弁をいただいたのですが、今のところ職種の想定はしていないということなのですが、例えば、今慢性的に保育士が足りていないということで、足りていない、なり手がいないという原因が明らかで、まず賃金だったり、手当だったり、労働環境が余りよろしくないというそういったような御意見も直接保育士からも聞きますし、保育士の資格を持っているけれども保育士をやっていない方からもそういった御意見を伺うのですが、この臨時的任用職員については時限的で、1年間の任用というくりはあるのですが、例えば、今足りていない保育士には該当させるようにして、一時的ではあるのですが、導入を想定されるとかという考え方はないものなのかお聞かせください。

それから、港湾について、長期構想の委員をこれから委嘱するというふうにお伺いしたのですが、これは1回解散というか、なくなったという考え方でよろしいのかお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点、除排雪のホームページの関係でありますけれども、お尋ねは、掲載されている以上の情報はあるのでしょうかということですが、先ほど御答弁をさせていただいたとおりなのですが、概要をこの間お知らせさせていただきましたが、それだけでは市民の皆さんに提供する情報としては足りないだろうということで、さらに除排雪計画をお知らせするその内容を充実させたいというふうに思っておりますし、雪対策基本計画の策定にかかわるその懇話会ですとか、それから分科会での議論の内容についても発信をさせていただきたいというふうに思っておりますので、さらに内容の充実には努めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、銭函3丁目の雪堆積場が使用できなくなって、今回新たに2カ所雪堆積場といいますか雪捨て場を設けるわけでありますけれども、これが緊急的なのか、あるいは恒常的なのかということでございますが、この間の経過に少し触れますと、雪堆積場の代替地の確保に向けていろいろ当たってまいりましたが、それがなかなか手当てできなかったということになりますので、基本的には緊急的で、あるいは時限的ではないというふうに考えております。

それから、旧緑小学校の跡地の駐車場のお尋ねでございますが、公共施設の再編とは切り離して考えられたほうがいいのかということなのですが、これにつきましては小樽公園周辺の駐車場の不足については、もう早くから指摘をされている問題でありまして、ことしの例で言いますと、たしか7月だったかと思いますが、剣道の全道大会が体育館で行われて、花園公園では野球をやっている。桜ヶ丘球場では高校野球をやっているというような状況で、市役所の一般開放しているこの駐車場でさえもいっぱいになって、ほかにもうとめるところがないのだということで、それぞれの大会関係者、それぞれというのは剣道、それから高校野球の高野連の大会関係者からも、何とかこの駐車場をこの周辺に確保できないのかという要請も受けておりますので、私としてはできるだけ早い時期にこの花園、小樽公園周辺の駐

車場の問題については着手していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、長期構想の検討委員会についてであります。委員を新たに委嘱するという答弁がありましたので、少し誤解を招くかもしれませんが、この長期構想検討委員会については、中断していたものを再開するというところでございます。委員の方を委嘱するというのは、前回の委員会まで委員だった方が交代されたりする。要するに、役職がかわっていたり退任されていたりしておりますので、今回その方々を委嘱するために御答弁申し上げましたので、新たに設置するものではなくて、考え方とすれば第1回に続く第2回目ということで御理解をいただければというふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 大変申しわけございません。

港湾の長期構想の関係ですけれども、少し訂正させていただきたいと思います。

任期が切れているということで、改めて委員の方の委嘱を行うということでございますので、訂正させていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、総合体育館の関係と会計年度任用職員についてお答えさせていただきます。

まず、総合体育館についてなのですが、I s 値が低いということで、地震が起きたときには安全を確認して使うということになるわけなのですが、これは体育館に限ったわけではなくて、I s 値の低いところ、満たしていないところについては同じようなチェックをするわけなのですが、この指定避難所の安全確認については、建物の外部、内部の避難所開設チェックシートというものがございまして、目視で行うのですけれども、建物の周囲あるいは地盤状況、建物の損傷状況、これは確認しますと8項目あるのですが、これら全てが安全と確認されなければ開設しないということになっておりまして、体育館についても安全が全て確認されれば開設するということになります。

それから、会計年度任用職員のことで地方公務員法の第22条第3項で臨時的任用職員についてなのですが、本市ではまだこれについては想定していないということなのですが、保育士について該当させてはどうかということなのですが、現在も実は臨時保育士というのがいるわけなのですが、あるいは嘱託、延長保育の関係ですとか、週一で来るような短時間の保育士というのがいるのですけれども、この人方につきましては、会計年度任用職員に当然なるわけなのですが、この会計年度任用職員と実際のこの新しい制度の臨時的任用職員というのは、来年度からの臨時的任用職員は正規職員と同様の待遇になるということで、専門職ではありますが、1年以下の任期であるということも鑑みますと、今いる実際の嘱託の職員、会計年度任用職員にかわる人方は経験もかなりあるわけなのですが、この臨時的任用職員のほうが待遇がかなりいいということもありまして、そのバランスが保たれないということがあるものですから、会計年度任用職員での任用に統一したいと、そのように考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 面野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

総合体育館の指定管理者にかかわって、8月に実施した公募説明会に何社参加されたのかという御質問だというふうに思いますけれども、4社あったということで報告を受けております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

○5番（面野大輔議員） 二点だけ再々質問します。

まずは除排雪計画について、いろいろ市長から御答弁いただいたのですけれども、今までも情報量がいっぱいあったのだけれどもあれしか載せていなかったということでもよろしいのでしょうか。それとも、あれしか載せるものがなかったということなのか、そこを知りたかったのです。それがまず1点と。

保育士の臨時的任用職員なのですけれども、例で例えたのが保育士で、ほかにももしかするとそういう専門職で賃金や待遇が余りよくない方、よくない職種というのものもあるかもしれないですが、今の保育士の話だとバランスが保たれないからというような言い方をされていたのですけれども、逆に今のバランスを保っているからこそこういう状況になっているので、やはりそのバランスを解消というか、バランスを少し底上げするためにも、こういったような臨時的任用職員という制度を使って、やはり改善されなければいけないところはこういう制度を使って、職種の幅を、任用の幅を広げていくというような考え方はできないのですかという趣旨の質問だったのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 面野議員の再々質問にお答えをいたします。

私からは、除排雪計画につきまして、ホームページに掲載されている情報があれしかなかったのかとこの御質問ですが、あくまでも今までホームページに掲載していた情報につきましては、情報のほんの一部といいますか、概要のみを少し掲載をしていたということでございますので、情報量としてはまだほかにもございますので、今後につきましてはその内容の充実に努めていきたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、保育士も含めた臨時的任用職員についてなのですけれども、先ほどバランスの話を申し上げましたが、底上げをした上でのバランスでもいいのではないかとこの話でございました。一応、会計年度任用職員になる場合には、一応賃金的には今の賃金よりはやや高くなるということもございまして、それから期末手当の支給もございまして、それと、フルの会計年度任用職員であれば退職手当も当たるということでございまして、かなり待遇としてはよくなっているのではないかとこのことでもありますので、バランスという意味、底上げするという意味では会計年度任用職員も底上げはしているというふうに考えておりますので、臨時的任用職員については今のところ任用するような予定はないということでございますが、必ずしも今コンクリートしているわけではございませんので、それについてはまた今後お話をしていきたいと考えています。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 5時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、小樽市の災害医療についてお尋ねいたします。

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部を震源として発生した地震は、地震規模マグニチュード6.7、震源の深さは37キロメートル、最大震度は震度階級で最も高い7を北海道で初めて観測し、死者42人を出すなど厚真町を初めとする6市町で甚大な被害が出、ブラックアウトでの被害は全道に及びました。幸い、小樽、後志地区では大きな人的被害はありませんでしたが、全停電、物流途絶に伴う市民生活、各医療機関の停滞や混乱などを振り返り浮き彫りになった問題、課題とその対策にどう取り組み、今後どのように進めていくのかを確認させていただきたいと思います。

今回は、災害医療、災害救急の視点で質問させていただきたいと思います。

まず、災害拠点病院である小樽市立病院についてお聞きします。

地震発生時、小樽市立病院の初動態勢についてお知らせください。また、地震発生後の小樽市立病院の外来、救急対応等の状況についてお知らせください。今回のブラックアウトを経験し、停電時の課題とその対策についてお知らせください。

次に、北海道胆振東部地震における本市の災害医療に関する主な課題と対応についてお聞かせください。

次に、本市の医療機関を含めた今後の災害医療対応についてお尋ねします。

本年3月の災害医療フォーラムでは、小樽、後志地区での震災発生初期段階における最大の問題点は、通信の途絶により個人はもとより必要諸機関間の情報共有ができなかった点にあった。電気が遮断されることで大きな混乱を生じ、災害拠点病院を中心とする超急性期の情報収集に支障を来した。現在、関係諸機関が連携、協働して対策を進めていく機運が高まっている。今後は、今回の震災を謙虚に検証することにより課題を明らかにし、より実効性の高い医療救護計画に改訂していくことが肝要であるとの報告がなされています。

そのような中、昨年11月、医療機関における長期停電対応に関する手引きを市内医療機関に送付したとのことですが、その目的と内容、医療機関からの意見、感想などがありましたらお聞かせください。また、本年3月に小樽市医療救護計画の改訂がありました。その内容について御説明ください。さらに本年6月、市内医療機関の非常用電源の状況に関するアンケート調査を実施していますが、その目的、調査結果についてお知らせください。

8月22日、第1回地域災害医療ワーキンググループが開催されました。さらに、9月28日、災害医療スキルアップ研修会が開催されますが、それぞれの目的と内容について御報告ください。

最後に、今後の災害医療に関する課題について、どのようなものがあり、どのように対応していくのかお考えをお示しください。

再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市の災害医療について御質問がありました。

まず、北海道胆振東部地震における本市の災害医療に関する主な課題と対応につきましては、夜間急

病センターの運営について、非常用電源がなかったことや市外からの医師の派遣が得られなかったため、初期救急医療を維持することができませんでした。このため、今年度、急病センターに非常用発電設備を設置することとし、医師の確保については今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市内医療機関の被災状況や患者の受け入れが可能な診療科などの情報収集に時間を要したことから、本年3月に厚生労働省所管の広域災害救急医療情報システム、EMISの研修を小樽市立病院、医師会、保健所が共催で実施をいたしました。今後もEMISの活用を促進するとともに、災害時の医療機関との情報共有についても医師会などと協議をしてまいります。

また、医療救護対策本部、DMAT、小樽市立病院災害対策本部との連携及び情報共有が十分ではなかったため、医療救護対策本部の体制を見直し、関係機関との連携を強化し、災害医療に関する訓練を定期的に行ってまいりたいと考えております。

次に、本市の医療機関を含めた今後の災害医療対応についてですが、まず市内医療機関における長期停電に関する手引きにつきましては、各医療機関の職員や薬局等との連絡体制の整備、水、食糧、燃料の備蓄や、非常用電源の確保などの平常時からの備えについて参考にしていただくことを目的に本市が作成をいたしました。昨年11月に送付した後、医療機関からの御意見などは特ありませんでした。

次に、小樽市医療救護計画の改訂内容につきましては、医療救護活動を行う組織を、医師会長を本部長として、保健所に設置していた医療救護対策本部から、関係機関との連携を強化するため、保健所長を議長として、小樽市立病院内に設置する地域災害医療連絡会議へと改編をいたしました。また、大規模災害時には、医療救護活動を支援するDMATなどの外部支援機関との連携の重要性やEMISを活用した情報収集活動などについて明記するなど、全面的に改訂をいたしました。

次に、市内医療機関の非常用電源の状況に関するアンケート調査の目的と調査結果につきましては、災害等による停電と停電時の対応として、非常用電源の整備状況を把握することを目的に実施いたしました。調査結果といたしましては、回答があった76カ所の医療機関のうち、非常用電源ありと一部ありは25カ所、非常用電源なしは51カ所でした。非常用電源の整備を今後検討する医療機関に対しては、利用が可能な補助制度があれば情報提供するなど、必要な整備について働きかけてまいります。

次に、地域災害医療ワーキンググループと災害医療スキルアップ研修会の目的と内容につきましては、ワーキンググループについては8月22日に保健所において、災害医療の中心となる小樽市立病院を初めとした市内医療機関、医師会、保健所の関係者20名が北海道災害医療コーディネーターを助言者として、負傷者などの救護体制の構築を目的に開催し、課題の共有、各機関の災害対応の取り組みなどについて情報交換を行いました。

また、9月28日に小樽市立病院、医師会、保健所が共催で開催予定の研修会については、災害時の市内医療機関の情報収集及び共有を迅速に行うことを目的に、市内医療機関の職員など約50名を対象に、小樽市立病院でEMISの演習を行った後、減災を目的に防災用品専門業者による自家発電装置、蓄電池、非常食などの説明、展示などを行う予定であります。

次に、今後の本市の災害医療に関する課題とその対応につきましては、発災時に迅速に市内医療機関の情報を収集し、災害による負傷者の医療提供体制を確保することや、避難所や在宅で日常的に医療を必要とする人工呼吸器患者や透析患者などの状況把握や支援などが最重要課題と考えております。今後市民の生命と健康を守るため、平常時からの関係機関と連携した訓練や研修を行い、外部からの支援機関を受け入れる体制の整備などについて検討を進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市の災害医療についての御質問がありました。

初めに、災害拠点病院である小樽市立病院についてですが、まず、地震発生時の小樽市立病院の初動態勢につきましては、平成30年9月6日、午前3時7分の発災により全館停電となりましたが、当院は非常用電源を整備しておりますので、自動的に稼働し、非常用電源に切りかわったものであります。その後、速やかに小樽市立病院災害対策本部を立ち上げ、入院患者の安全と建物の設備に被害がないことを確認いたしました。

また、非常用電源への切りかえに伴い、医療機器等が正常に作動することの確認を行った上で救急患者の受け入れ態勢を整えました。並行して、小樽市医師会、保健所とともに連携を図りながら、市内医療機関の状況に関する情報収集に努めました。

次に、外来救急対応の状況につきましては、非常用電源の電力は通常時の約6割となっておりますので、外来診療については放射線機器などの使用が制限されるため、9月6日は通常の外来診療を行わず、投薬が必要な患者のみ診療、診察としました。また、翌日予定していた入院や手術は延期し、緊急な患者のみの対応としたものであります。

救急につきましては、通常の2次救急に加え、夜間急病センターの停電により4日間閉鎖となったため、当院で応急的に1次救急の受け入れを実施しております。

翌7日の外来については、夜間急病センターの代替機能を果たす必要があったことと、災害救急患者の受け入れを優先したため、前日と同じ体制を継続しましたが、一部の診療科では可能な範囲で外来診療を行ったところであります。

次に、停電時の課題とその対策につきましては、昨年のブラックアウトでは、当院は非常用電源により医療活動に大きな支障を来すことなく対応できました。しかし、燃料である重油の備蓄量が最大で3日間程度であり、停電が長期に及んだ場合不足が懸念されます。そのため、燃料が供給できる市内の4社と優先供給の協定を締結し確保を図ったところであります。

今後とも、災害拠点病院として役割を果たせるよう努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

（3番 小池二郎議員登壇）

○3番（小池二郎議員） 質疑及び一般質問をさせていただきます。

公園についてです。

小樽市の最大の課題、人口減少や少子高齢化は、市長を初め市民全体が問題認識していることだと思いますが、人が少ない、子供が少ないことでさまざまな問題が生じ、さらに人口減少のスピードを加速させてしまいます。この問題について、昨年7月に小樽商科大学との研究結果の報告によると、政策的ターゲットは子育て世代とすべきであると報告されています。

小樽市内に住む人々、特に子育て世代の定住志向を高め、小樽への満足度を上げていかなければなりません。満足度を上げるためにも、さまざまな課題がある中で、私は公園が重要な役割を果たしていると考えます。このアンケートでは、子供の遊び場、公園の充実度を見ても、「不満」、「やや不満」が圧倒的に多いのが現状です。公園は、子供からお年寄りまで幅広い年齢層が利用し、緑を中心とした憩いのスペース、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、高齢者の健康づくり、地域のコミュニティ活動の場など、多目的で重要な役割を果たしていますが、やはり子供たちが安心・安全で体いっぱい遊べること

が大きな役割の一つであり、子育て世代が子育てする上で公園はとても重要です。公園で遊ぶことで、体力、運動能力の増加、また、遊びは心の発育、発達、創造性や主体性の向上、さらにさまざまなスポーツに対しての基礎的な体力向上にもつながります。

近年、一部の子育て世代は、市外の公園にわざわざ連れていく傾向が見られます。特に、ことしは30度を超える暑い日が続き、水遊びができる公園はとても需要があったと聞いております。小樽には海があり、海水浴に連れていくこともできますが、小さい子供であれば手軽に安心して水遊びができる公園があればとの要望もありました。他都市の公園を見ると、複合遊具はもちろん、パークゴルフなどスポーツ施設のほか、水上アスレチック、滑り台などの水遊びができる施設。また、美術館、図書館、キャンプ場が公園内にあるなど魅力ある個性的な公園があり、観光スポットとしても人気の公園があります。

旭川市は、昭和59年に旭川市公園緑地協会が設立され、協会と行政の連携により、委託された公園において円滑な維持管理運営に取り組んでいることから、公園に対する重要性を感じます。公園は、多くの役割を持ち、市民生活環境に直結する大事な基盤になり、重要性は高いと考えますが、今までの小樽市の公園の取り組みと評価について、市長はどうお考えでしょうか。

先日の定例記者会見で、市長は公園についての言及をされておりましたが、具体的にどのように整備されるお考えでしょうか。今後の公園整備を考えると、子育て世代の視点を重視し、また、さまざまな関係者と協議会などで取り組むべきだと考えますが、お答えください。

第7次小樽市総合計画基本計画原案では、公園のさまざまな機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備と示されています。これを踏まえて、現在の緑の基本計画、公園施設長寿命化計画を含めた市民ニーズに合う新しい公園計画が必要となると考えますが、お答えください。

次に、総合体育館と駐車場についてです。

まず、駐車場についてですが、総合体育館やその他周辺施設の利用者にはとても不便な状況が続いております。先日、公共施設再編素案の説明がありましたが、これから計画を策定し、実行するまで相当な時間がかかると思われます。しかしながら、それまでの期間も公共施設が利用されることを考えれば、少しでも市民の皆様にとって利用しやすい環境を整備するべきだと考えます。その中で、総合体育館周辺にはグラウンドや市民会館、公会堂、小樽公園、野球場などさまざまな施設があり、そのほとんどの駐車場は小さく、大会や行事が重なるとすぐにいっぱいになり、その影響で路上駐車がふえ、通行の妨げとなり、安全面にも問題が出ております。大会などが行われる際に、現状の対策は、その主催者が市役所の駐車場や市教委の駐車場、旧緑小学校の駐車場の許可をとり、主催者側が対応しなければならない状況になり、利用施設の駐車場で賄い切れない状況が続いております。山の手小学校の敷地は、以前第2駐車場があり、敷地が広がったため多くの方が利用できました。当時、それまで駐車場について大きな問題ではなかったと思います。都市計画では、平成26年に第2駐車場の配置変更で旧緑小学校に変更していますが、山の手小学校新設後、第2駐車場は旧緑小学校の解体が行われないことで使用できず、現在大幅に駐車場が足りていない状況になっております。

そこで質問ですが、旧緑小学校の解体費用額と、なぜ解体がおくれているのかお答えください。また、解体する予定はいつだったのか。今後、解体の予定はいつになるかをお答えください。さらに、以前の第2駐車場と現在の旧緑小学校の駐車場の駐車台数と、校舎を解体した場合何台駐車できるのかお答えください。

いずれにしても、できるだけ早く旧緑小学校を解体し、駐車場にすることが一番有効な対策だと考えますが、お答えください。

小樽総合体育館は、全道大会、また、全国大会が開催されるほどの大きな体育館であり誇らしい一方、駐車場が少ないことで市民や遠方から来られた利用者にも不便をかけています。以前、市外からの利用者が路上駐車をし、駐車禁止で切符を切られてしまうことがあり、個人の責任ではありますが、こういったことで市外から来られる方の小樽へのイメージも悪くなります。大会などで小樽に来る方は観光される方も多く、さまざまな影響があります。総合体育館だけではなく、市民会館など周辺施設も同様と考えますので、早急な対応が必要と考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

また、体育館の冷房設備がないことで、ことしのアリーナはもちろん、第四体育室の室温は30度を超えた日が続き、とても厳しい環境でスポーツが行われ、トランポリン教室や子供体操教室など、無料の子育て支援も高温の中で行われました。人気のあるよい企画も、このような状況では子育て世代の満足度にもかかわります。利用者の安全も考え、気化式冷風機や移動式冷風機の購入など、今までと違う対策が必要と考えますが、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公園について御質問がありました。

まず、今までの公園に対する取り組み等につきましては、明治時代に開設した小樽公園では、小樽公園再整備計画に基づき平成18年から昨年にかけて再整備を行うとともに、街区公園などでは、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき遊具の更新などを行っております。しかしながら、アンケート調査の結果では公園に対する不満の声が多いことから、今後はより市民ニーズに合った整備を行う必要があると考えております。

次に、公園整備につきましては、若い世代を中心に公園整備の要望が多いと感じており、地域や世代によって公園に対する考え方も違うことから、単なるブランコや滑り台などの画一的な整備ではなく、地域の皆さんの御意見や御要望を聞いた上で整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公園整備の取り組み方につきましては、これまで長寿命化計画に基づき順次整備を進めてきたところではありますが、昨年度より子育て世代などの皆さんから御意見を伺った上で整備を行っているところであります。今後は、公園の利用形態に合わせて、関係するさまざまな団体の御意見も伺いながら、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな公園計画の策定につきましては、公園整備に当たっては、現計画に基づき国の交付金を導入しながら進めておりますが、これらの計画は近く計画期間満了を迎えることから、その更新に当たっては、第7次小樽市総合計画を十分踏まえた計画として策定してまいりたいと考えております。

次に、総合体育館と駐車場について御質問がありました。

まず、旧緑小学校の解体費用につきましては、平成28年時点の概算額で2億5,000万円となっております。また、解体時期につきましては、山の手小学校が開校する平成30年4月以降に解体するということになっておりましたが、具体的な時期については決まっておりませんでしたので、解体がおくれているという認識は持っていません。なお、今後の解体時期については具体化をしておけません。

次に、駐車台数につきましては、旧第2駐車場では約120台、旧緑小学校跡地では約90台、校舎解体後の駐車場は約150台であります。

次に、旧緑小学校の早期解体による駐車場の整備につきましては、総合体育館の建築と合わせて旧緑小学校を解体することで仮設工事や基礎工事等の経費を削減できることなどから、公共施設再編計画の中で協議することが望ましいと考えておりますが、一方で、駐車場不足の問題は十分認識しておりますので、解体工事に係る財源も含め、駐車場の確保についてできるだけ早期に検討する必要があると考えております。

次に、周辺施設も含めた駐車場の早急な対応につきましては、周辺施設も総合体育館と同様に駐車場が少ないことは十分認識しておりますので、ただいま申し上げましたとおり、駐車場の確保についてできるだけ早期に検討する必要があると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、総合体育館と駐車場について御質問がございました。

総合体育館の冷房設備につきましては、アリーナや体育室に冷房設備がないため、夏季には適宜窓をあけて換気を行っておりますが、卓球やバドミントンなど風が影響を及ぼす競技につきましては窓を閉め切る必要がありますことから、夏場の暑い日には厳しい環境になるものと承知をしております。特に、地上2階部分に設置されております第四体育室につきましては熱がこもりやすい状況となっております。

新たに冷房設備を導入することにつきましては、多額の経費を要するため難しいものと考えておりますが、今後総合体育館を建てかえる際には導入を検討してまいりたいと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問をさせていただきます。

まず、公園について、今後の公園整備については単なるブランコや滑り台だとかではなく、画一的な整備ではなく、市民の声を聞いて変えていくというふうにお答えになったのですが、それは小さい公園に関してはそういうふうにやってくべきだと思うのですが、大きい公園に関しては、やはり複合遊具のほかに水遊びができる施設や、子育て世代の視点を取り入れた、やはり多目的な公園を取り入れていくべきだと考えておりますが、どうでしょうか。

あと、駐車場の件なのですが、平成26年に小樽公園都市計画変更により駐車場の変更がされましたが、そのときの変更理由は、市民レクリエーションの充実に資するため、地域の学校再編により統合新校建設計画にあわせて小樽公園第2駐車場を変更するものであり、主要な公園内施設に小樽公園第2駐車場を近接させることで、公園利用者の利便性を図るものであると変更理由に示されているのです。そもそもこの変更理由は、もちろんこの山の手小学校をつくるための変更でもありましたが、主な変更理由としては、やはり小樽公園の利用の利便性を図るための変更だったと思うのです。山の手小学校を建てることと、旧緑小学校の校舎を解体することが決まっていて初めて変更が行われると思うのですが、それについてお答えください。

あと、旧緑小学校解体以外に何かほかにも有効な対策の、お考えがあるのかお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 小池議員にお聞きしますが、先ほど変更理由については本質問では触れていないです。ですから、何でなのですかということについては、答えられるなら答えていただきますけれども、その件はお答えがなくてもしょうがないといたします。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公園整備の問題なのですが、公園に対する特に若い世代の方々の要望が大変強いというのは、私も選挙期間中を通じて感じておりました。それで、今回、ことしの公園整備に当たっても、担当する職場には、十分に地域の声を聞いて整備を進めていくようにという指示を与えまして、先ほど質問の中にもありましたけれども、やはり多目的な機能を持った遊具を望む声が多かったという声もありまして、そういった形で整備をさせていただくことにしておりますが、小さい公園にしる、比較的大きな公園にしる、しっかりと地域の特性だとか地域の皆さんのお声を聞きながら、水遊び場という御意見もありましたけれども、地域の皆さんの声を聞きながら、行政主導ではなくて地域の皆さんの声を聞きながら公園の整備に当たっていきたいというふうに思っております。

それから、小樽公園周辺の駐車場の確保についてであります。旧緑小学校を解体して駐車場を確保する以外にまとまった土地はないというふうに考えておりますので、基本的にはいろいろな財源の問題もありますけれども、旧緑小学校の解体について早期に検討させていただきたいのと、このように思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 小池議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、都市計画変更の理由についてということで御質問がございましたので、その点についてお答えをしたいと思います。

確かに、都市計画変更した時点での理由というのが、公園の利便性を図る必要があることから駐車場の整備という形で理由づけをさせていただいております。ただ、その後、いろいろな市の公共施設、体育館の議論だとかというのが進んでまいりまして、旧緑小学校跡地も一つの体育館の建てかえ候補地ということにもなりましたので、そういった意味で当初、都市計画変更したときとの状況が変わってきているということでございます。ただ、当然、体育館をそこに持って行ったとしても、それにかわる代替の駐車場というのは整備しなければならないという、これはもう間違いなくそういった事実がございますので、場所も多少変更はあるにしても、利便性を図るための駐車場整備というのは考えていかなければならないと思っております。

また、それに伴って、もし都市計画変更の手続等が必要であれば、それについてはしっかりと行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時46分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 横 尾 英 司

議 員 中 村 誠 吾

令和元年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和元年9月11日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副	市	長	小	山	秀	昭		並	木	昭
水	道	局	加	賀	英	幸	総	務	部	長
財	政	部	前	田	孝	一	産	業	港	湾
産	業	港	湾	部	佐	藤	文	俊		
港	湾	担	当	部	相	庭	孝	昭		
医	療	保	険	部	貞	本	晃	一		
保	健	所	長	土	田	和	豊			
消	防	長	森	貴	仁					
教	育	部	津	田	義	久	教	育	長	林
総	務	部	総	務	課	長	病	院	局	長
							並	木	昭	義
							日	栄		聡
							上	石		明
							阿	部	一	博
							勝	山	貴	之
							西	島	圭	二
							金	子	文	夫
							林		昭	雄
							笹	田	泰	生

議事参与事務局職員

事務局 長	中 田 克 浩
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	柴 田 真 紀
書 記	北 岡 尚
書 記	河 崎 仁 美

事務局 次長	佐 藤 典 孝
議事係 長	深 田 友 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、須貝修行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 一般質問をいたします。

1点目として、公共施設再編素案についてお聞きいたします。

先日、本市における公共施設の再編についての素案が示されました。この小樽市役所を初めとし、老朽化が進んでいる施設も少なくありません。地方自治法第244条には、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と公の施設について示されています。どの施設も市民にとってそれぞれの立場から重要なものであり、建てかえをしなければならないものがふえていながらも潤沢な予算がないという根本的な課題があるのは、皆さん御承知のとおりです。つまり、今あるものを今の場所に再度つくることができない状況下で、機能や地域などのバランスを勘案して再編、複合化を図ることは必要であり、そこに異論はありません。公共施設の運営に当たっては、平成11年にPFI法ができてから、全国で数百にも上る官民連携の事例が生み出されました。行政と民間企業がうまく連携を行うことで行政コストの削減につながる事例もあると同時に、事業者側の疲弊を招いているケースや実質的に失敗事例と言われるものが出ていたこともまた事実です。財政的な負担を軽減しつつ住民の福祉に供する施設を建物ではなく機能としていかに維持していくかが再編の肝であり、同時に難題であると考えます。そして、このたびの公共施設再編についてはあくまで素案であり、建設費の財源確保等いまだ決まっていない部分も多分にあると認識しておりますが、このタイミングだからこそさまざまな可能性について議論していきたいという趣旨で質問させていただきます。

代表質問での質問と重複する点もあろうかと思いますが、通告に従ってお聞きしますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

まず押さえとして、素案が意味する優先度についてです。

この素案にある再編対象となる39施設の優先度についてどのように捉えてつくられたものなのでしょうか。例えば耐震性などの安全面、市民の方々の利用頻度、行政としてのまちづくりの戦略性などさまざまな観点があると考えます。そのどれもが市民のためであり、正解、不正解でははかれないとは思いますが、重要視した点の基本的な考え方をお聞かせください。

この素案が正式な計画となった後に再編を行っていく期間はどのくらいと考えているのでしょうか。また、動き出しとして早いものはいつのタイミングから手がけていくのでしょうか。加えて、着手の順番としての優先度はどのようになっていますか。再編素案の中では、公共施設における投資的経費は過去5年平均で16.67億円であると記載があります。その中身のうち、費用がかかった重立ったものを御説明ください。

公共施設の老朽化については、本市に限ったことではありません。高度経済成長期に建設した施設が一気に耐用年数を迎えることなど同様の問題を全国の自治体が抱えています。そのような背景から、平成26年に公共施設等総合管理計画の作成をするよう国からの指示もあり、それを受けて本市においても

平成28年に小樽市公共施設等総合管理計画が策定されたものと認識しています。その本市の総合管理計画の中で、このままの施設を40年間維持した場合には年間約63.3億円の更新費を要するという大変な額の試算がなされています。では、この素案にのっとって施設を再編した場合には、年間どの程度の費用が公共施設に費やされると考えますか。現状は公共施設に対しての年間の投資的経費が16.67億円、40年間維持した場合には前述のとおり平均63.3億円です。再編や長寿命化により年間どの程度の費用の圧縮が可能となるのか。素案の中で選択するケースなど幾つかの要因で試算には幅も出てくると思いますが、可能な範囲でお示してください。

次に、本素案において、とりわけ大きな規模の施設についてはおおよその費用も出されています。その財源についてはどのようにお考えですか。この素案では大きく三つの案をベースとして示されていて幾つかの分岐があります。その最終判断は、誰が、どのタイミングで、どこで行うのでしょうか。決定に際しての判断材料としては何が重要視されますか。

市の考えの方向性としては、この素案にある三つのパターンの中から選んでいくのが原則という意味であることはわかります。この3パターンについてはいずれも庁内でのコンセンサスがとれているということで理解してよいのでしょうか。つまり、計画に示されているものはどの形になったとしても市役所庁内において不都合は生じないと考えてよいのでしょうか。目下の課題である人口減少や住民ニーズまたは政策的になど市役所の組織改革が行われることと聞いております。そうした将来的な組織のベクトルに関しては、この再編素案はどこまで勘案しているのでしょうか。加えて、再編素案と第7次総合計画との整合性についても考えをお示してください。

次に、施設機能の複合化についてお聞きします。

施設の再編に当たっては現状の施設の持つ機能別の稼働率をもとに計算し、新施設は100%近い稼働率にするということです。各施設の稼働率は、素案の中では平日と土日、祝日全て含んでの稼働率であるようにお見受けいたします。単純にキャパシティと稼働率だけで計算してしまうとうまくいかないのではないのでしょうか。特にホール機能などに顕著にあらわれるのではないかと危惧するところです。多くのキャパシティを要するコンサートやイベントは一般的には開催が週末に偏ると考えられます。さらに、規模が大きいほど代替地も限られてしまいます。ならしの稼働率で考えた数字上には問題がなかったとしても、ふたをあけてみると予約がとれないイコール使いづらいということにならないのか懸念があります。複合する各施設の繁閑がどのようなバランスになっているのか、過去の利用状況を重ね合わせたときにウエートが偏っていないか。曜日や月別に考える必要があると感じますが、この点について説明を求めます。

次に、子育て機能は生涯学習プラザ「レピオ」に放課後児童クラブととみおか児童館を集約するという形で示されていますが、市長公約にも挙がっていました子育て世代包括支援センターはこの再編素案の中に入っていないのはなぜでしょうか。

次に、市民プールについてお聞きします。

新・市民プールについて素案の中に示されているのは、三つのうち二つの案では民間のプールを活用と書かれています。この民間のプールを活用という表現はどういった意味合いなのでしょう。民間プールを利用する際に補助を出すことやそもそもプールの運営に対して資金を投入することなのか、連携の方法についての考えをお答え願います。

また、新・市民プールを建設した場合ですが、案の中にはPPPやPFIの記載がありません。市民プール新設についてはどのような見解なのでしょう。

この項最後に公共施設の利便性についてお聞きいたします。

施設の使いやすさは建築物としての施設そのものが持つ機能と、その中で行われる事業としてのソフト面での機能とによるものがあります。さらに、公共施設の場合は特にアクセスのよさが重要なリソースとして加わります。再編を行うに当たって、駐車場の確保もそうですが、公共交通とりわけバスの利便性が高くてはなりません。複合化を果たしてきれいな建物に生まれ変わっても、バスの本数が少なく、なかなか行きづらくなっては元も子ありません。ある程度計画が見えた段階でバス路線やダイヤに関して事業者と協議をし利便性の確保に努めていただきたいと考えますが、いかがですか。

いずれにしても、これから地域の方々の御意見もお聞きするということですし、今後示される長寿寿命計画も含めてさらに議論を深めてまいりたいと考えております。

質問を次の項に移します。プログラミング教育についてです。

来年度から小学校でのプログラミング教育が必修となります。それが始まることについて民間企業が行ったアンケートにおいて、小学生の保護者で約65%が知っていると回答し、令和3年度から同様にプログラミング教育の始まる中学生の保護者では十数%しか知られていないという結果を拝見いたしました。まだまだ周知が進んでいないということであり、プログラミング教育の必修化については知っているものの中身としてどういったことが行われるのかを理解している方は非常に少ないものと推察いたします。

まず、基本的なことからお聞きをいたしますが、本市においてはプログラミングを含む新学習指導要領によって大きく変わる点の周知は、児童・生徒並びに保護者にはそれぞれどのように行っているのでしょうか。

次に、各学校において現場からの声はどのようなことが挙げられていますか。私が聞き取った範囲内では不安の声も多く聞かれますが、本市としてどのような受けとめでしょうか。

プログラミングについて小学校学習指導要領の総則には、情報活用能力（情報モラルを含む）学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。また、情報活用能力の育成を図るため、児童がプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施するという記載があります。その文章から、情報活用能力やリテラシーを育むこと、既存の教科の中にプログラミングを取り入れた授業を行うこと、実際に児童がプログラムを組むこと、プログラム構築に必要な論理的思考が重要になることを読み取ることができます。既存の教科に組み込むのも理解いたしましたが、別途教科が新設されるわけではないとも認識しています。つまり、国、算、社、プロのようになるわけではなく、算数、理科、総合的な学習の時間などにプログラミングの要素が入ってくるということです。

それでは授業はどのように行われるのでしょうか。算数や理科の教科書の中に論理的思考等の要素を従前以上に盛り込むことがわかりますが、総合的な学習の中で費やすべき時間数の目安などは国で設けられるのでしょうか。もしくは市教委として基準を定める方向性ですか。文部科学省の例示では、既存の教科への取り入れは、算数の正多角形の問題や理科では物質やエネルギーの単位について書かれており、いずれも5、6年生での学習内容であると記憶しています。その他の教科においてプログラミング教育はどのように取り入れられるのでしょうか。また、今申し上げた例示のとおり、5、6学年が対象なののでしょうか。

次に、総合的な学習の時間の際の教材はどのようになりますか。先ほどの授業時間の質問にも通じますが、学校の裁量の範囲はどの程度になるのかお示してください。

ここからもう少し踏み込んだ話をします。今回のプログラミング教育必修化の決定に至る経緯の中で、

中央教育審議会からは、情報化が進む中で変化に向き合うことなどが答申に挙げられています。確かに今の時代、ICT、IoTなど情報技術は欠かせないものとなっています。ここで思い浮かべていただきたいのですが、皆さんの家にコンピューター機器は何台ありますか。このように聞いたとき、パソコンやタブレットなどを思い浮かべて四、五台ほどと答える方が多いそうです。しかしながら、その実、テレビやスマートフォン、エアコン、洗濯機、冷蔵庫などコンピューターが内蔵されるものを数えていくと、1世帯に30台を超える機器があることも珍しくありません。ただ、それらの機器がどんな仕組みで動いているのかについて詳しく話せる方はごく少数で、ある種ブラックボックス的な感覚です。それらの仕組みや情報収集や活用についての理解を深めることで、これからの社会を生きていく力を身につけることがプログラミング教育の趣旨であると解します。論理的な思考を養うことやコンピューター機器は不思議な箱ではなく大まかな機構は知識として身につけておくべき時代が来たということです。

では、そもそもプログラミングとは何でしょう。シンプルに言うと、人がコンピューターにお願いをすることがプログラミングです。人が人にお願いをするときには、日本語や英語、手話などの言語を使うのと同様に、コンピューターにお願いをするときはプログラミング言語というものをを用います。プログラミング教育の中ではこの言語も学んでいくことになろうかと思います。人間も地域などによって言葉が異なるように、プログラミング言語も一つではなくOSやつくるものの性質などによって使い分けをされます。基本的な文法は比較的似ているとはいえ、汎用性や習得の難易度には差があります。

冗長な説明になってしまいましたが、ここでお伺いをいたします。

新学習指導要領には、今、御説明申し上げたプログラミング言語については何を使うかは書かれていないと認識しています。例えば、視覚的なオブジェクトを使ってプログラミングを行うビジュアルプログラミング言語と呼ばれるものもあります。長いコードを打ち込むよりも直感的にできるため、子供たちには向いていると考えますし、こうしたものを取り入れることで格差が開きづらくなる側面もあるかと考えますが、その採用について市の見解を伺います。

プログラミングの能力そのものは情報化社会の発展が目覚ましい今、大いに必要性を感じています。AIの活用範囲も急速に広がりを見せ、多くの産業で今後さらに構造の変革がもたらされることでしょう。子供たちがそうした技術に理解を深めることは、さらなる技術革新に寄与するであろうことも想像にかたくありません。その観点からここまでは主に教わる側、つまり児童・生徒の側面からの質問をさせていただきます。

ただ、義務教育における必修化に当たっては、そもそも児童・生徒が学ぶ以前に、その子供たちに指導する教員の知識や技能はどのように身につけるのでしょうか。その点についても非常に懸念があります。

ここで伺います。教員へのプログラミングの指導は、誰が、どのように行うのでしょうか。そして、それにはどの程度の期間を要しますか。また、全ての教員が学ぶことになるのか、または各学校の代表者であるのかをお示しください。仮に一部の教員が代表ということであれば、その選出方法はどのようなかもあわせて御説明ください。

ここから来年度までの短い期間の中で教師たちが学ぶとすれば、ソフトランディング的に無理のない範囲からまず始めることが現実的であろうと思います。小学校の英語も必修となる中で、さらに別のジャンルのことを学ぶこととなるとできる限り負担を軽減していただきたいと考えます。新しい理科や算数の教科書の内容を一部拝見した限りでは、その中でプログラミング的思考を育成するような工夫もなされていて、全てがパソコンを必要とするものではないことも理解できました。あとは総合的な学習においてどこまでのことを行うのかによって指導する側に必要とされるスキルにも幅が出てくるのだらうと考えます。

それらを踏まえ、教員たちのベースにあるＩＣＴへの理解の差が子供たちの習熟度の差にならないよう、ここで提案をいたします。専門的知識を有する人材を配置することが最もシンプルかつ効果的な解決策であると考えます。ＩＣＴ支援員を導入することは視野に入れていますか。仮にそうした場合、国や北海道からの補助メニューを活用し、市が単費で賄う以外の予算の捻出方法はないのでしょうか。もし常駐が難しいのであれば、今は遠隔での授業も可能であると考えます。パソコン室など通信環境の整ったところならばテレビのモニターに映す、またはプロジェクターからスクリーンに中継映像を投影することもできます。単なる教材ＤＶＤのような一方通行ではなく、マイクを用いたリアルタイムでの質疑もでき、授業の深化にもつながります。これは単なる思いつきではなく、こうしたＩＣＴの活用を行っている事例は現に存在します。都市部の大きな学校でも、地方の小規模の学校であっても、同じ学びが得られる技術が確立されているのです。この件についても御検討いただきたいのですが、御見解を求めます。

今回は新学習指導要領の中から主にプログラミング教育について抜き出してお聞きをいたしました。来年度から小学校で変更される点として、英語の必修化や道德の時間の教科化などほかにもあります。市教委においては文部科学省からの動向の示され方によって大変な面も多々あることと思いますし、現場の教師たちは時数の細かな規定によるタイトなスケジューリングが現状であるとも聞きます。できる限りスムーズにそれぞれの役割を果たすことができるよう、専門性の高い分野においてはそこに特化した人材配置をしていただき、子供たちの教育環境がよりよいものになるよう御配慮いただきますようお願いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共施設再編素案について御質問がありました。

まず、優先度にかかわる基本的な考え方につきましては、再編対象の39施設は平成29年度に開催した市民意見交換会での意見や各施設のデータ分析による耐震性や老朽度などの課題を重視し選定をしたものであります。

次に、再編計画期間と優先度につきましては、公共施設等総合管理計画の計画期間を令和40年度までとしており、来年度策定を予定しております長寿命化計画もこれに合わせた計画期間となっておりますが、具体的なスケジュールは直近の10年間で整備する内容をお示しし、その後の30年間は中長期間単位での整備内容をお示しする考えであります。また、動き出しで早いものとしては、既に実施設計に着手した（仮称）消防署手宮支署のほか、小樽商業高校跡利用の具体的な検討が挙げられます。

なお、着手の優先度ですが、長寿命化計画の中で対象施設の状況を勘案するとともに別途策定される市営住宅や学校施設の長寿命化計画を踏まえながら、費用の平準化も考慮して検討していく予定であります。

次に、投資的経費の主な内容につきましては、公共施設等総合管理計画では平成22年度から26年度までの5年間の投資的経費をもとに算出しており、主なものとして、学校給食センターやオタモイ住宅4号棟、手宮中央小学校や奥沢及び銭函保育所の建設のほか、小・中学校の耐震改修などがあります。

次に、この再編素案により施設を再編した場合の費用等につきましては、先ほども申しましたとおり、

市営住宅や学校施設もあわせて費用の平準化を図りながら、再編施設の整備時期を長寿命化計画策定の中で検討いたしますので、再編後の年間費用等については現時点でお示しすることはできませんが、適切な時期に費用の圧縮についてはお示ししなければならないと考えております。

次に、大規模施設の建てかえに伴う財源につきましては、国庫補助制度や有利な起債を積極的に活用することやPPP、PFIなど民間資金の活用についても検討を行い、本市の財政負担が少なくなるよう努めてまいります。

次に、再編素案を一本に絞る際の最終判断につきましては、今定例会の議論や10月に実施する市民意見交換会を経ていただいた意見を踏まえ、庁内で組織する検討委員会で協議を行った上で、私が最終判断をした再編計画案を第4回定例会に報告したいと考えております。

また、再編計画案については、市民の皆さんの御意見や将来の本市財政において負担可能なケースを組み合わせることに重点を置きながら、最適なものとなるよう判断してまいりたいと考えております。

次に、再編素案の庁内のコンセンサスにつきましては、庁内で組織する検討委員会において議論を重ねた上で策定した素案としておりますので、コンセンサスはとれているものと認識しております。

なお、再編の実施段階においては、その時々での社会情勢等の変化に対応する必要もあると考えております。

次に、組織改革と再編素案との関連性につきましては、組織改革は、人口減少が進み、財政状況が厳しくなる中、市民の利便性の向上が図られるよう効率的な行政運営を行うことが大きな目的であります。また、公共施設の再編におきましても、統合化や複合化により施設運営を効率的に行うことを目指しておりますので方向性は一致しているものと考えております。

次に、再編素案と第7次総合計画との整合性につきましては、第7次総合計画の基本計画原案では、「行政運営の基本姿勢」において公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化についての総論を掲載し、このたびの再編素案では具体的な手法を示すという関係となり、整合が図られることとなります。

次に、各施設の稼働率の考え方につきましては、稼働率は平日と土日、祝日も含めてその施設の最大利用率を用いており、試算に当たっては現在の利用者数をベースとしておりますので、将来の人口減少により、結果として稼働率には余裕が生まれるものと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターにつきましては、子育て世代への切れ目のない包括的な相談支援を行うため、まずは令和2年度中に保健所内に開設するよう準備を進めておりますので、今回の再編素案には入っておりません。

次に、新・市民プールにつきましては、民間プールの活用策として、民間プール事業者運営費として補助する方法や市民プールとして賃貸借契約を締結する方法、さらに、市民の皆さんに対して民間プールを利用する際に補助する方法などさまざまな手法が考えられます。

また、新・市民プールにPPP、PFIの記載がないことについては、新・市民プールは、市で建設する場合、体育館との複合で整備する案をお示ししておりますが、新体育館の整備に当たっては国庫補助制度や有利な起債の活用が可能であることから、現時点ではPPP、PFI手法の導入を行わない案としております。

次に、バスの利便性の確保につきましては、公共施設の立地には交通アクセスの利便性は大切な要素と考えておりますので、バス事業者とは路線の維持や運行本数の増便も含めて、適切な時期に協議を始めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋龍議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまプログラミング教育について御質問がございました。

初めに、プログラミングを含む新学習指導要領の児童・生徒や保護者への周知につきましては、今年度の当初に各学校が文部科学省から送付された新しい学習指導要領を周知するための保護者向けリーフレットを児童・生徒を通して全家庭へ配布し周知をしております。今後も、学校便りや保護者会等で説明する機会を設けるなどして児童・生徒や保護者へ周知徹底を図るよう指導してまいります。

次に、各学校からの声につきましては、プログラミング教育が導入されることに伴い、どのような準備が必要で、どのような授業を実践していけばよいかなど不安の声があることを認識しております。市教委といたしましては、本年度からプログラミング教育に関する研修講座を開催し、教員が指導方法について学び、不安を解消することができるよう努めているところでございます。

次に、総合的な学習の時間に費やす時間数の目安につきましては、新学習指導要領では、プログラミング教育に関する時間数の目安などは設けられておらず、学校の教育目標や児童の実情等に応じて工夫することが求められておりますので、市教委といたしましても、時数の基準を定めることは考えておりません。

次に、プログラミング教育の学習内容につきましては、新学習指導要領には5年生の算数と6年生の理科、総合的な学習の時間が例示されておりますが、文部科学省の小学校プログラミング教育の手引におきましては、各教科での指導例として、4年生の音楽科においてプログラミングによってさまざまなリズムパターンを組み合わせる音楽をつくる学習や、3年生以上の総合的な学習の時間において、まちづくりを課題にして探究活動を行い、わかったことや考えたことをプレゼンテーション形式で発表することなど5、6年生以外の学習活動も示されているところでございます。

次に、総合的な学習の時間に使用する教材につきましては、本市で導入するタブレット型のパソコンにインストールしたアプリケーションを主に使用することとなりますが、児童の実情や指導する内容に応じて文部科学省などが推奨しているさまざまなアプリケーションを各学校が適切に選択して使用することとなります。

次に、ビジュアルプログラミング言語の採用につきましては、新学習指導要領には、プログラミング言語を覚えたりプログラミングの技能を習得したりといったことではなく、論理的思考力を育むことが求められておりますので、本市におきましては児童が短時間で簡単にプログラミングができるよう、文部科学省の小学校プログラミング教育の手引に示されておりますビジュアルプログラミング言語を使用してまいりたいと考えております。

次に、教員へのプログラミングの指導につきましては、市教委では、今年度からプログラミング教育研修講座を開催し、北海道立教育研究所の職員を講師としてプログラミング教育の理論と実践、指導方法について学ぶ機会を設けております。期間につきましては、今年度は夏季休業と冬季休業に各1回の講座を5時間ずつ実施し、次年度以降も引き続き多くの教員が参加できるよう研修の機会を設定してまいりたいと考えております。

次に、全ての教員が学ぶことにつきましては、研修には市内全ての小学校から参加することとしており、その研修に参加した教員が研修の成果を校内研修等において他の教員へ還元することで全ての教員が学ぶ機会を設けることといたしております。

次に、ICT支援員の導入につきましては、現在、国や道でプログラミング教育に関する支援員の配置を促進する補助事業はございませんが、今後、プログラミング教育の充実はもとより、児童・生徒の情報活用能力の育成を図るため、タブレットなどICT機器の環境整備やメンテナンス、デジタル教材

作成の支援などの業務を担うICT支援員を配置する必要性を感じており、国からも情報化推進の取り組みが強く求められておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、プログラミング教育における遠隔授業につきましては、現在、道内の小・中学校においては実践校がないことから、今後、国のモデル地区の取り組みを参考とするなど、全国の先進事例を研究してまいりたいと考えております。

本市におきましては、今年度、道教委のプログラミング教育事業の研究実践校として手宮中央小学校が指定されましたので、そこに配置される専門性の高い加配教員を中心として指導体制の強化や先進校への視察、指導計画の作成、プログラミングに関する公開授業などを通して研究実践の成果を広く市内へ普及することで、全ての小学校においてプログラミング教育の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

○6番（高橋 龍議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、公共施設再編素案に関して伺います。

再編素案で示された39施設はこの10年間で更新されるという理解でよろしいのかをまず確認をさせていただきたいと思います。

次に、稼働率の件なのですが、少し御答弁で私わからない部分があったのですが、曜日についての稼働率は考えていないけれども最大値をとっているというような答えだったと思うのですが、この最大値というのが少し理解できなかったのと、あとは人口減少がこれから進んでいくからこの稼働については少し余裕ができるというようなお話でありましたが、人口減少が進んでもそもそもその場所をシェアできるというか最大の利用人数がどうこうという話ではなくて、その部屋であるとかその場所を使う頻度の問題、これが稼働率になってくるので、少し私の意図した質問と御答弁がずれていたのかと感じるので、もう一度ここに関してお聞かせいただきたいと思います。

そして、続きまして3点目の質問ですが、子育て世代包括支援センターに関して、令和2年度中に保健所内に開設するという事でお答えをいただきましたが、私としてもこれは必要なものだと考えておりますし、また、市民ニーズの高さというのも感じていますので、ぜひこのまま進めていただきたいと思います。

ただ、これはその再編素案の外側にあるものと考えているというのも理解をいたしました。その少し前の質問に対しての御答弁では、再編素案は組織改革等組織のベクトルとの整合性も図られているという旨の御答弁をいただきました。シンプルに整理をいたしますと、今後の組織のベクトルと素案の整合性はまずとれている。次に、子育て世代包括支援センターは保健所の中に開設をする。そしてそれは再編素案の外側にあるということになります。ただ、ここにもう一つその要素が組み合わされるのかと思うのですが、保健所の建物自体は再編対象であるということです。保健所を移すときに子育て世代包括支援センターも含めて丸ごと新市役所庁舎に移すということになるのか、機能として切り離して別の公共施設に移すのか、素案になくても今後計画にのせていく必要があると思うのですが、この点に関していかがでしょうか。

次に、教育について伺うのですが、プログラミングに関して御答弁をいただきました文部科学省推奨のアプリの話です。補足的に少しお話をいたしますと、これはMITメディアラボというところで開発をされたもので無料で誰でも使えるという利点があるのですが、私も使ってみたことがあります。それで、オンラインとオフライン両方に対応していて、Wi-Fi環境等今の小樽の現状を考えると、事前にイ

インストールをしてオフラインでの使用になると思うのですが、いずれにせよ使い勝手のいいものであって、細かい話なのですが、インストールとセッティングというのは誰が行うことになるのでしょうか。そしてまた、このスクラッチに関しての欠点といいますか、スクラッチ自体にカリキュラムが入っているわけではないので学校側で組んでいく必要が出てまいります。文部科学省側でユーチューブにこういう使い方をするとよいという動画を公開しているのですが、再生回数が1万回にも満たないぐらいで、教育関係でも見ていない方が多いのかというふうに認識をしているのですが、ぜひ市教委としては関係者の方々に一度ごらんをいただきたい、これは要望として申し上げておきます。

次の質問として、この夏に行われた教員向けの講座の件ですけれども、この中身としてどのようなものであったのか、もう少し具体にお答えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

あと最後、ICT支援員の導入については前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。支援員の配置について現時点でもしお考えがあればということでお伺いをするのですが、プログラミングを含めて全市的なICT推進を担うために最もよいと考えるのは、どこかの学校に常駐というよりも、教育委員会に所属をした上で全校の支援を行っていくというのが現実的であると思うのですが、この点のお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問についてお答えをいたします。

私からは、公共施設再編素案に関して2点、先にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、今回、再編の対象施設を39お示ししておりますが、これを10年間で更新するのかというお尋ねでしたけれども、この公共施設等総合管理計画の計画期間というのは令和40年度までですので、具体的なスケジュール、この39の施設をどのような形で再編をしていくのかということにつきましては、直近の10年間で整備するもの、あるいはその後の30年間で中長期単位で整備をするもの、こういったものを議論しながらお示しをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、子育て世代支援包括センターにつきましては、先ほども御答弁をさせていただいたように、令和2年度中に保健所内に開設をする準備を進めておりますけれども、将来的にはこの子育て世代包括支援センター、場所ですとか機能を、どこに配置していくかということにつきましては、これからワンストップを重視した組織改編なども行いますし、この後の議論の中で最終的にどこに配置をしていくのが市民の皆さんにとって使いやすいというふうになるのか、その辺を含めて議論させていただきたいというふうに思っておりますので、これで固定をするということではございません。御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○財政部長（前田孝一） 私から、公共施設の稼働率の関係の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

確かに曜日や月別に考えるというふうな趣旨での御質問ではございましたが、現実問題として今回の稼働率については、あくまでも曜日ごとではなくて全体の稼働率をもとに算定していますということでの御答弁でございます。確かにそれぞれ曜日、季節、それによって稼働率は大きく違ってくるというのは承知はしてございますが、マックスに合わせた整備ということになりますと、効率的な施設の運営等も考慮いたしますと、なかなかそういうふうなところには至らないというふうなこともございますの

で、あくまでも稼働率については土日も含めた最大の利用率という視点で施設規模を算定しているということでございます。

また、人口減少の絡みでございますが、この計画自体が将来的なそういった人口減少あるいは財政の厳しさ、そういったことが前提にある計画でございます。そういった中で、あくまでも現在の利用率をもとに計算しているという、そういったことで、将来的な部分の人口減少についてはあえて触れない中で利用率の考え方で進めているということで御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

プログラミング教育にかかわって再度の御質問でございますけれども、まずインストールとセッティングは誰が行うことになったのかということでございますけれども、このたび導入することといたしましたタブレットにつきましては、市教委が契約をいたしました業者がインストールとセッティングを行った上で納入することになっております。

それから次に、夏に行いました教員向けの講座の具体的な内容についてでございますけれども、夏季休業中に実施したプログラミング教育研修講座で、先ほども御答弁をいたしましたように北海道立教育研究所の職員を講師として実施をいたしました。まず午前中ですけれども、受講者が新しい学習指導要領におけるプログラミング教育の狙いや資質、能力についての説明を受講者が受けまして、午後からは文部科学省推奨のアプリの一つでございますスクラッチを用いて正方形を描くという課題を設定しまして、実際にコンピューターを使用しましてプログラミングの体験を教師たちが行いました。その後、各学校での研修の方法や授業実践に生かす方策について協議を行ったという報告を受けております。

それから、ＩＣＴ支援員の配置の検討につきましては、ＩＣＴ支援員は、プログラミング教育のみならず情報活用能力の育成にも大きな効果が期待できますことから、本市の実情に合った配置の仕方や業務内容について、今後、関係者としっかり協議をしまいたいというふうに考えております。

（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） ６番、高橋龍議員。

○６番（高橋 龍議員） 再々質問を１点だけさせていただきます。

まずもって冒頭の再質問１点目で、私、捉え違いをしていました。１０年間で更新されるということではないと。丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

１点だけお伺いしたいのは稼働率の点なのですが、財政部長からお答えいただきましたが、再編に当たってマックスに合わせてとはならないというお答えで、つまりその稼働に関して曜日ごとに見ていく、繁閑の差を見ていくということはなかなか難しいというような御答弁だったと思います。

ただ、素案の中で稼働率は１００％に近づけるという考え方を他方で示されています。ここの整合性が、今いただいたお考えの中ではとれていないのではないかと感じるところです。

つまり、例示のようになってしまうのですが、金土日だけ１週間の中で毎週埋まっている施設があるとして、稼働率でいうと大体４３％ですね。数字上でいくと、これ二つ合わせて８６％可能なのですが、ただ、どちらも金土日にそれが偏っていた場合に、ふたをあけてみたら、結果、金土日しか埋まらないから４３％のままですよということにならないのでしょうかという意味合いなのです。拙い説明で申しわけないのですが、もう一回少しそこに関して、使いづらい施設ができないように、やはりまだ懸念があるものですからお考えをお聞かせいただきたいと思います。この１点に絞ってお聞きしますので、お答えをお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○財政部長（前田孝一） 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

確かに先ほど言いましたように、今回のこの再編素案をつくる際の稼働率につきましては、あくまでも曜日ごとのそれぞれマックスではなくて、平日、土日を含めた年間の最大利用率を用いて計算しているということでございます。

ただ、施設総量そのものにつきましては、今回は主に類似している機能を持つ施設を再編する、複合化する、統合する、そういったことに着目して再編素案をつくってございます。規模につきましては、もちろんこれから今後長寿命化計画あるいはさらに実施計画と進める中で、適切な規模というものについては今後も検討しながら実際の事業は進めていく、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 高橋龍議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 一般質問します。

最初に、市営住宅の充実についてです。

国土交通省は昨年3月30日付で、「公営住宅管理標準条例（案）についての改正について」を各都道府県知事、政令指定都市の長に送付しました。この主な改正点は、入居手続での保証人の義務づけを行わないとしたことです。

理由として、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきと述べています。

小樽市営住宅条例施行規則では、保証人が証明する書類を提出しなければならないことになっており、ただし書きで、特別な事由がある場合は保証人を免除しています。小樽市の規則も保証人規定を削除する必要があると考えます。市長の見解を示してください。

市営住宅条例では、入居資格者は公営住宅法第23条第2号に掲げる「現に住宅に困窮していることが明らかであること。」に加え、規則で定める者以外は、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」と定めています。しかし、この規定がさきに述べた管理標準条例（案）で削除されました。小樽市も削除してはいかがですか。

あわせて、現行の入居収入基準も引き上げて、若い世代も入居できるように対応すべきです。市長の見解を示してください。

市営住宅には網戸がついていません。必要ならば自分でつけなければならないし、退去のときは外さなければなりません。生活保護法ではどうなのか、生活支援課に問い合わせたところ、現に居住する家屋に網戸がなく、網戸設置の必要が認められる場合には住宅維持費で網戸設置が可能との見解でした。生活保護法における住宅扶助は困窮のための最低限度の生活を維持することができない者に対して実施されます。いわば網戸設置は憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」の範囲内です。

過去30年の気象データを気象庁のホームページで確認したところ、単年度ごとでは異常気象等があるため、1989年から2018年まで5年ごとにデータをとると、1989年から1993年の5年間で夏日以上の日数は181日、以下5年ごとに、188日、209日、240日、266日、そして2018年までの直近5年間は238日です。夏日以上の日が年間平均11.4日ふえています。最高気温の平均は同じく5年ごとに、31.7度、

32.1度、31.7度、32.4度、32.6度、32.8度と近年、小樽でも気温が高くなっている傾向にあります。

この暑さの中、虫が入ってくる覚悟で窓をあけるか、窓を閉めて暑さを我慢するかという状況が生まれています。公営住宅法にある「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備」との法の目的からも外れます。新たな長寿命化計画において網戸設置を計画的に進めるべきではありませんか。市長の考えを聞かせてください。できないとすれば、その法的根拠を示してください。

特定目的住宅において住宅困窮度を採点して入居者の選考を行います。国の通知では、障害者世帯、著しく所得の低い世帯、ひとり親世帯等の優先入居対象世帯が示されています。そして優先入居の方法として倍率優遇、戸数枠設定、ポイント方式が挙げられています。このポイント方式が小樽市の困窮度調査に最も近いと考えます。このポイント方式には「障害程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる」と記されています。小樽市の困窮度の採点についても障害の有無などを判断できるよう改善すべきと考えます。お答えください。

小樽市の市営住宅は築40年以上が1,500戸を超え、約半数になります。老朽化している住宅が多数なことは言うまでもありません。直近3年間の市営住宅申し込みの倍率は、2016年には若竹住宅で63倍、2017年には勝納住宅で60倍、2018年には若竹住宅で54倍と高倍率でした。公営住宅法第3条では、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」と定めています。2014年に実施したアンケートでは、町なか居住について、町なかが住みづらい理由について約1割の方が公営住宅が足りないと答え、建築関係者、庁内関係者、町会関係者、福祉関係者からの記述回答の主な意見では、公営住宅の建設と答えています。ところが、長寿命化計画で計画したオタモイ住宅の5号棟については建設を取りやめるなど、計画で定めた建てかえも実施してきませんでした。民間住宅での低廉な家賃の住宅が今後残っていくのか、家賃が低い民間アパートの多くは築年数がたっています。安い家賃では管理できなくなる住宅が多くなり、戸数減少がスピードアップしていくことも想定されます。それらの住宅を建てかえたときに安い家賃で貸し出すとは思えません。だからこそ人口減少の中で市営住宅の役割が大きくなっています。市営住宅の老朽化のため、建てかえはもちろんですが、市営住宅の戸数削減ありきではなく、市営住宅の戸数をふやすことも検討すべきです。お答えください。

次に、市税の滞納について質問します。

納税は国民の義務であることは言うまでもありません。しかし、滞納してしまった税金を納めてもらうに当たり、滞納している方にも生活があることを踏まえて納めてもらうことが重要です。税金の滞納があり、納税の相談に来る方と一緒に納税課に行くと、「あと何カ月で全額支払ってください。」「法律で決められています。」と言われます。職員の方はうそを言っていない。そのとおりですが、余りにも冷た過ぎる。なぜその収入で市が求める金額を納税することができないのか、生活はどうしているのか、どこに支出しているのか、その生活を把握することが必要です。その相談なしに、「納期限内に支払っている市民がほとんどです。」「決まっています。」「差し押さえします。」では、何のための相談かとなります。

先日、相談に来た方は、一定収入もある、でも生活が厳しく払えないと言います。客観的に見れば払える収入があります。しかし話を聞くと、働いている先での勤務状況、医療機関への通院状況、税の未申告があり、申告すれば所得税も市民税も還付されるなど、話を聞くことで解決していかなければならない問題も出てきます。このような問題にも対応していくことが必要です。税法上の期限ありきで納税を迫る対応ではなく、市民の生活に心寄せた納税相談に努めることを求めます。

小樽市の税金滞納の状況は、2013年度は4万2,106件、49億4,356万円でしたが、2017年度は1万

7,374件、50億9,170万円となり、件数で約半分に、金額で微増となっています。どの税目で増加になっているか。市民税は34%と大幅減、軽自動車税は70%、固定資産税は106%、2億4,312万円の増、都市計画税は105%、4,414万円の増です。固定資産税の件数もほかの税目と同じように約半数に減っています。なぜこのようなことになるのか、多くの市民から滞納分を容赦なく取り立てる一方で、一部の高額納税者が滞納額をふやしているからです。市長に確認します。固定資産税について滞納額がふえている理由は、一部の高額滞納者が滞納額をふやしているからではないですか、お答えください。

一般論として伺います。これらの固定資産税高額納税者にも原則1年、延長して2年という税の納付計画を立ててもらっているのですか、お答えください。

もし立てているのなら、固定資産税の滞納額がふえることがないと思われるので、理由を示してください。立てていないのであれば、その根拠となる法令や通達を示してください。また、一部の高額滞納者に長年納付を完納させない対応をとることは市民税の滞納に対する対応と比べて優し過ぎるのではないですか、お答えください。

最後に、洋上風力発電について一つだけ質問します。

石狩湾新港では港湾区域内での洋上風力発電建設が進められている中、昨年、一般海域での建設を促進する法律も成立しています。7月30日、一般海域における風力発電設備の建設の促進区域を国が指定しました。指定の結果、北海道沖はどこも指定されていません。促進区域に指定されていない一般海域において風力発電設備の建設は考えられませんが、新たに石狩湾に風力発電事業を展開しようとしているコスモエコパワー株式会社の配慮書が縦覧されています。

日本共産党は、自然エネルギーの普及については、自然環境に配慮し、住民合意が大前提だと考えます。風力発電などについて、銭函風力、石狩湾新港洋上風力など市民から多くの意見が出されてきました。事業者は、配慮書段階での説明会を予定していないと聞いています。しかし、自治基本条例に市民と協働のまちづくりをうたう小樽市として、説明会を開くよう事業者に要求してはどうですか、市長の見解を示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市営住宅の充実について御質問がありました。

まず、市の規則における入居手続での保証人規定の削除につきましては、国の通達を受けて、北海道では身寄りのない単身高齢者がふえていることから、保証人を確保できないために道営住宅に入居できないといった事態が生じることのないよう、来年4月に道営住宅条例を改正し、保証人に関する規定を削除する予定と聞いております。市営住宅においても同様の事態が想定されることから、保証人規定の削除に向けて対応してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅条例から同居親族規定を削除することにつきましては、同居親族規定を削除した場合、友人・知人同士での入居が可能となるため、家賃の支払いに対する責任が曖昧になり、滞納家賃発生のおそれがあること、入退居の管理が困難になることが予想されることから削除は考えておりません。

また、入居収入基準の引き上げにつきましては、現行の基準は住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として国の参酌基準をもとに条例で定めておりますが、仮に基準を引き上

げますと、倍率の高い住宅の公募時に応募者がふえてしまい、低額所得者の入居が困難になってしまうことが予想されることから基準を引き上げることは考えておりません。

次に、網戸の設置につきましては、網戸を設置することは居住性の向上につながるものでありますので、改善項目の優先順位を検討するとともに、財源確保も含めて現在策定中の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中で判断してまいりたいと考えております。

次に、特定目的住宅の困窮事情採点につきましては、現在、市の採点は公営住宅法施行令に定める入居者選考基準にある項目で行っておりますが、障害程度区分や子の年齢に応じた配点はしておりません。

一方、国からの技術的な助言では、優先入居の決定に当たって、障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、その障害程度、子の年齢等で点数に差を設けるなどの取り扱いが考えられると示されていることから、今後、この方式を実施している他都市の事例を研究してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅の戸数につきましては、現在策定中の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画では、戸数削減ありきではなく、あくまでも国が策定した公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき、将来人口推計や住宅・土地統計調査などの結果を用い将来の目標管理戸数を設定しており、今後、人口減少が進む中、目標管理戸数が減少することはやむを得ないものと考えております。

次に、市税の滞納について御質問がありました。

まず納税相談につきましては、相談に当たってはその方の財産状況や生活状況などを確認した上で、病気や失業など特別な事情があり、どうしても納められない場合などはその方の実情に応じた納税方法を進めることや状況に応じて納税を猶予するなどの対応をしております。

また、納税相談の中で税法上の控除が判明した場合には、そのアドバイスを行ったり、生活困窮の状況に応じて小樽市生活サポートセンターを紹介したりするなど柔軟な対応に努めているところであります。

次に、固定資産税の滞納額がふえている理由につきましては、固定資産税は現在の収入の有無にかかわらず、資産を保有していることにより課税される税であることや、所有する不動産によっては税額が非常に高額となる場合もあることなどから、それらがふくそうして高額滞納の事例が生じる場合があり、滞納額が増加する一因となっていると認識しております。

次に、固定資産税の納付計画につきましては、本来滞納した税は一括納付が原則であります。災害や病気などにより納付が困難な場合には1年ないし2年の猶予制度が地方税法で定められております。これに準じて市では財産状況等を勘案し、早期に完納が見込めないことが明らかである場合には原則として1年ないし2年の分割納付も認めております。これらの適用に当たっては滞納額の多寡にかかわらず、納税相談に基づき計画的に納付が履行されることを促すために納付計画を立てることを基本としております。

次に、納付計画と滞納額の関係につきましては、税法に基づく猶予やそれに準じた分割納付を行う場合には財産状況等の確認を行い、現実的に即した納付計画を立て認めているところであります。また、1年ないし2年の納付計画期間で完納できない特別な事情がある場合には、滞納額にかかわらずその事情を十分に考慮した上でさらに期間を延長し、分割納付を含む事実上の猶予を行う場合もあり、滞納額がふえる一因ともなっております。

次に、長期に完納できない場合の対応につきましては、財産状況等を勘案し、徴収猶予や分割納付などによる計画的な滞納の解消を促しますが、その計画が守られない場合などは差し押さえなどの滞納処分をできる範囲で実施しながら徴収に努め、公平公正な対応に取り組んでいるところであります。

次に、洋上風力発電について御質問がありました。

配慮書段階での事業者への説明会開催につきましては、環境影響評価における配慮書の手続は平成25年4月に創設され、市内の事業では初めて適用されますが、環境影響評価法では、この段階での住民説明会の開催は義務づけしておらず、次の方法書及び準備書の段階において住民説明会を開催し住民意見を取りまとめることとされております。

現在、配慮書は公表され、本市においても本庁舎別館1階において縦覧されていることから住民意見の提出が可能となっており、また、次の方法書の段階で住民説明会が規定されておりますので現段階で住民説明会の開催を要請する考えはございません。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再質問をします。

まず、市営住宅の関係ですけれども、保証人の削除は来年4月に道が改正するから市も対応していくという答弁でしたが、具体的にスケジュールとしては道が改正した後になるのか、改正した後ということになると大体来年の第2回定例会という話になるし、同時期ということになると来年の第1回定例会という話になるのですけれども、どのくらいのタイミングで考えているのか、お示しいただきたいと思います。

同居親族の関係ですけれども、友人・知人と住む可能性だとか滞納家賃の関係が答弁でありましたけれども、ただ、家族の形態というのは多種多様に今なっていますから、一律に考えていないとばっさりやるのではなくて、現時点ですぐ判断しますという答弁はできなくても今後考えていく必要があるのではないかと思います。

長寿化計画の中で網戸設置についてはこの中で判断していくという答弁がありました。判断していくという段階ではないような気がします。既に小樽市の条例の施行規則では、借り上げ住宅の基準として、居室の窓には網戸が設置されていることと、このように定めているわけです。借り上げ住宅の場合は網戸設置が必要だと、ところが市が建てる住宅はまだ判断しないのだと。こうではなくて、もう長寿化計画の中でどうやって実施できるかを検討する段階ではないかと。そこで是非を判断するのではなくてもう設置に向けて検討すべき段階ではないかと思いますので、その辺を改めてお答えください。

あと、住宅の戸数のことで私はふやすべきだという聞き方ではなくて、住宅の戸数をふやすことも検討すべきだというふうに質問をしたのです。人口減少だからやむを得ないのだというのが答弁だったと思いますけれども、この人口減少の中で公営住宅、市営住宅を少なくするというのが、本当にそれが施策として合っているのかという見地で検討してほしいということを聞いたわけです。やはり市営住宅を建てて埋まれば40世帯から50世帯がその地域に居住することになるわけです。1棟だけではなく、2棟、3棟と立てばそれなりのコミュニティーというのが生まれてきます。やはり人口減少の中でどういうまちづくりを進めていくのかということと一体にこのことは検討していく必要があると考えますので再度答弁をお願いします。

次に、市税についてです。

少し私の質問の中で、一律にこのような対応をしているような形で質問になってしまったのですけれども、時にはこういう対応があるということで質問するつもりが、そこが抜けてしまいましたので申しわけなかったのですが、実情に合わせた対応をやっているのだということをおっしゃっていました。それで滞納額の多さによらずやっていますよと、納付計画を立てて実情を考慮しながらやっていますよという話なのです。ところが質問で取り上げたように、もう何年も相談していた方がことしになって私のところに来てみたら、5年分還付の申請をしてみたら税が戻ってきたと。そうしたらこの5年間はどう

いった相談していたのだと、本当に実情をよく聞いていたのかということが疑問になったわけです。きちんと、やはり今市長の答弁にあったようなことが必要だと思うのです。考慮して、実態を踏まえて対応していくと、このことが必要だと思います。納税者の視点に立ってしっかり話し合いをして信頼関係を醸成しながら進めていくと。しっかり納めてもらうことはもちろんですけども、そういった対応をきちんとしていただくように改めてお願いをいたします。

次に、洋上風力発電の関係です。

法律では、方法書の段階から改めて説明会が義務づけられているということなのですが、北海道の条例がありまして、この北海道の条例はこの法対象の事業というのは除外されているのですが、配慮書の段階で説明会を実施することになっているのです。もう一つ、日本海側では檜山地方で電源開発株式会社が洋上風力発電を計画しているのですが、これは配慮書の段階で説明会を実施するとしているのです。やはりいかに住民の意見を、事業者としてきちんと準備の段階で聞いてもらうということが重要だと思うのです。

この間、何人かの議員の方から市内の太陽光発電についての議論がありました。事業者としては用途地域の規制からは問題ないと、法的には問題ないということなのです。ただ、そうではなくて、法的に問題なくても住民のやはり意見を吸い上げるという点では問題があるのです。そういうことが再び起こらないようにするためには、市として、行政として実施を要請していくと。これは別に金かからない話ですよね。事業者はどう判断するかわかりませんが、小樽市としては実施を要請していくということは十分可能ではないかと思いますので再度答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員にお聞きをしますけれども、2番目の同居親族の規定については考えていく必要があるのではというぐらいで終わっています。これは質問なのですか。

（「答弁は要らないです」と呼ぶ者あり）

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

住宅の問題については担当部長から説明をさせていただきたいと思います。

市税の関係で、これは御質問であったのか、要望だったのか、少し定かではございませんけれども、それぞれの世帯のいろいろな事情があろうかと思いますが、そういった事情に寄り添った形でしっかりと納税相談には応じていくような形で職員にもしっかりと指導していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、洋上風力発電の関係について最後にお尋ねがございました。

最初の答弁では、方法書の段階で住民説明会が規定されているので、改めて市として住民説明会の開催を要請する考え方はありませんということでお答えをさせていただきましたけれども、他の自治体などでは審議会などで事業者を呼んで事業を説明させていただいて、その中で一般市民の皆さんが傍聴を可能にしている、こういったケースもあるのだというふうに伺っておりますので、市としてもこのような形で対応できるかどうか検討させていただきながら、準備の段階で市民の皆さんに意見を聞いてもらう、こういったことも検討させていただければなど、このように思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、市営住宅に関する御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の保証人規定の削除につきまして、北海道の4月のタイミングに合わせるのかどうかという御質問ですが、これにつきましては本市におきましても4月に道と同じタイミングで保証人規定の削除をすることで今検討を進めているということでございます。

それから2点目の網戸につきましては、先ほど市長の答弁の中にもございましたが、あくまでもその網戸につきましては居住性向上のために必要というか向上につながるものでありますので、それについてはいろいろと検討を進めるのですが、市営住宅に関してはその他の改善項目もかなりございますので、その財源を確保するという一番大きな問題もございます。そういった中で今後どのような財源を、どうやって確保するかも含めて検討して、何とか長寿化計画の中に、今策定していく段階でその辺を判断していきたいというふうにお答えをさせていただいてございます。

それから住宅の戸数につきましては人口減少対策という観点からも一体となって考えるべきではないかというお話ですが、まず、根本的にあるのはその公営住宅法の趣旨でございますけれども、あくまでも住宅に困窮する低額所得者への低廉家賃での住宅供給、こういった大前提がございますので、まずこれを考えていかなければならないということが一つございます。ですから、人口減少対策というのは少しまた別な部分での議論になるかというふうに思っていますので、まずは今我々が立てております公共賃貸住宅の長寿化計画における目標管理戸数というのは、そういった住宅の困窮者がどの程度いるか、それに合った住宅を確保しようということが大前提になっているということでございますので、その辺で御理解をいただきたいというふうに思います。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再々質問をいたします。

1点だけ、最後の住宅の問題なのですが、住宅に困窮している世帯のためというのが公営住宅だと。そのとおりなのですが、今議論されている、本質問でも述べましたけれども、結局低廉な家賃での住宅供給というのが、本当に市営住宅を減らしていったら、将来的に困窮世帯を拾い切るだけの住宅が残るのかというのを私は非常に心配しているわけです。本質問で言ったように、もう古いから家賃が安いと、お風呂がないと。ところが今市内の銭湯はほとんど廃業していつてきていると。地域に結局お風呂に入る場所もなくなってきていると。そういうことで民間の住宅だけでは、そういう今部長が言ったような住宅に困窮している方を拾い切れなくなってくるだろうと私は考えます。

ただ、今そのことをどうやって聞こうかということなのですが、だから減っていくのだということだけで考えてしまうと、そういう住宅に困窮している人たちを十分に拾い切れない、そういう意味で入居の条件ももっと広げていったら新しくすればどんどん入居募集というのは倍率が高くなるのは事実ですので、今回の長寿化計画までいかなくても、その先あたりでふやすまでいくのか住宅維持ぐらいいいくのか、その辺も含めて検討していただきたいなと思います。再々質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 小貫議員の再々質問にお答えをいたします。

将来的に住宅困窮者に対する住宅の供給が足りるのかということでございますけれども、我々もこれは将来のことは推計するしかございません。その中で今回の計画策定において将来の住宅困窮者世帯数を国の指針に基づく方法で推計をしてございます。その世帯数を将来の公営住宅、これは市営住宅と道

営住宅、それと民間住宅のそれぞれでカバーし切れるかということを一応推計しております。その結果として現在目標管理戸数を定めているということでございますので、当然先ほど議員がおっしゃっていました、今は古いから安いのだというお話があるかもしれません。そういった建物がなくなっていったときにどうかという問題は確かにありますけれども、逆に言いますと、今あるアパート等が古くなっていけば当然家賃相場というのも下がらざるを得ない状況にあるのかというふうに思っています。そうしないと新しいほうにばかり流れていくということもございますので、そういった経年変化というのものもある程度あるのではないかというふうに思っております。

ただ、これはあくまでも推計でございますので、これが間違いなくそれで賄えるかということはここでは断言できませんので、そのためにもこの計画、長期構想を一応40年、そのうちのこの先10年の部分の計画を立てておりますけれども、5年ごとにやはり社会情勢の変化、そういった住宅の供給数の変化などを見ながら見直しをしていくということも規定してございますので、その中で対応をしていきたいというふうに思っておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時20分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 令和元年第3回定例会一般質問を行います。

初めに、人口減少対策の20歳から29歳の社会減についてであります。

本市は少子高齢化による自然減と、主に20歳から29歳の世代が市外へ流出し転出先の地域に定着してしまう社会減により年間およそ2,000人の推移で人口が減少していることが長年課題として挙げられております。国立社会保障・人口問題研究所の発表によりますと、このままでは26年後の2045年に本市の人口が約6万人に半減する見通しであり、連鎖的にまちの活力が低下し悪循環に陥ります。それゆえ消滅可能性都市にも指定されております。

私は25歳で小樽市議会議員に当選をいたしました。私のような若い世代は将来の責任世代であり、人口問題に大きく影響を受けます。また、私は札幌市西区で生まれ育ち、東京で仕事をし、現在は小樽に住んでおりますので結果的にJターンをした若い世代となります。そのため体験的に本市を離れ東京や札幌に定着する方の気持ちがよくわかります。第7次小樽市総合計画では、子育て世代に焦点を当て、若年者の地元定着に努めると示しています。理想的ですが、実際には特に転出者の半数が隣接する札幌市西区、手稲区へ流出しています。どのように定着に努めていくのでしょうか、改善策や目標値などを伺います。

次に、本市の住環境についてであります。

私が小樽に引っ越してくるとき、家賃が札幌並みの相場であることを知り驚きました。その上、物件数が少なく築年数の古い物件が多いので、周辺の利便性も勘案すると総合的に本市より西区や手稲区のほうが魅力に感じてしまいます。そこで、本市独自に最近の家賃相場や物件に関する調査などを実施されていれば、その結果をお示してください。

私の場合は空き家の活用を検討いたしました。しかし、2年ほど前の本市の空き家・空き地バンクに

は空き家物件の登録情報が1件もありませんでした。市内を歩いていると空き家が点在するにもかかわらず、民間の不動産会社にも登録されていない放置された空き家も多く、借りたくても所有者と接点を持つことができないために活用が進んでいない印象を受けました。本市には何件の良好な状態の空き家がありますか。また、この制度がうまく機能していない原因、今後行う予定の新たな取り組みについてお示しください。

次に、就業支援についてであります。

ハローワークが公表している札幌圏と小樽管内における令和元年7月の月間有効求人数を調べたところ、札幌市が4万548件に対し小樽管内は2,760件でした。都会のほうが選択肢は豊富で賃金も高い傾向にありますので、本市が選ばれる可能性は下がってしまいます。そのため求人を出しても応募が来ない、後継ぎ不在で廃業を検討するなど困っている市内事業者も大変多いです。中には外国人技能実習生を既に受け入れている企業もあります。この状況を本市はどう捉え、改善を図る考えなのか伺います。

本市では、市内の高校や大学などにおいて就職を希望する生徒や学生に対し、市内の企業を結びつけるような施策として若者就職マッチング支援事業を本年度から始めていますが、その目的と具体的な事業内容、目標数値について伺います。

次に、移住・創業支援事業についてであります。

私は、本市が総合的に魅力的な地域であったとしても、地元出身の若い世代に定着を求めるのは少々難しいと考えています。なぜなら進学や就職を機に一度は市外に出て、新しい出会いや経験をすること、仕事のキャリアを積むことなどを望む若者が多いからです。一方で、小樽商科大学との共同研究では、若年層の移住志向が高いという調査結果も出ています。そうすると、我々が目指すべきはまちの魅力を総合的に底上げし、U I J ターンの受け入れ体制を整えることが重要になってくると思いますが、本市ではどのような施策をこれまで実施してきたのでしょうか、実績などを伺います。

さらに、若年層の利用がふえているインスタグラムを活用した情報発信を平成31年3月20日から開始されておりますが、小樽での暮らしをイメージできる画像等を子育て世代の方々と情報として共有することが本市の人口減少対策にどのようにつながっていくのか伺います。

移住に関しては支援サイトも多数存在しております。例えば、一般社団法人移住・交流推進機構では、ほぼ全ての全国自治体の行政サービスを一度に閲覧、比較することができます。本市でも、市民も利用可能な創業支援補助金が用意されておりますが、創業を決意するまでに乗り越えなければならないことが多く、活用に踏み切れないという声も聞きます。全体の利用件数、そのうち移住者の利用件数、また今後、支援策の改善や見直しなどをお考えなのか伺います。

創業支援の一例を挙げますと、徳島県神山町では移住を促進したくとも町内に雇用がない状況を打破するために、仕事を持った人に移住してもらい、神山ワーク・イン・レジデンスという事業を展開しました。例えば町内に住民が望むパン屋がなければ、商店街でパン屋を創業することが可能な移住者に限定して募集します。移住希望者は地域にパンの需要があるとあらかじめわかりますので、神山町の創業支援制度を受けながら持ち前の腕を生かしたパン屋を開業し、住民は待ち望んだパンを食べることができます。これらの取り組みで人口4,700人の神山町が社会増を達成いたしました。全く同じ取り組みを本市で実施してもいいくらいだと思いますが、市長の所感を伺います。

若い世代の人口対策については、官民のシンクタンクを中心にあらゆる分析や提言がなされています。本市は他の自治体に比べ、あらゆる資源や環境に恵まれ過ぎています。一方で、神山町のように資源や財源が乏しくとも知恵と工夫で人口を増加させている自治体も多数あります。これまでの議論の中で、本市が人口減少対策として明確なブランディング戦略などは行っていないと答弁されております。地域

間競争が激しさを増している状況で、議会や市役所庁内の議論には限界があると考えます。財源不足は理由にできません。なぜ行わないのか。行わないとするならほかに何か検討しているのか伺います。

次に、小樽商科大学の学生の小樽定着についてであります。

学生の多くが札幌から通学しているということですが、具体的に何人、何割の学生が札幌から通学しているのか把握されていれば伺います。

私が学生に札幌から通う理由を伺うと、家賃相場やアルバイト先の少なさ以外にも娯楽施設の少なさ、札幌のほうが他大学の学生との交流も図られる点が挙げられました。通学でしか小樽に来ないため、小樽のことをほとんど知らずに卒業される方も多く、子育て世代になる前の学生の定着が進んでいないのです。小樽で就職する学生は毎年何人いるのでしょうか。直近の数値と市内での就職に向けて何か対策をされているのか伺います。

学生定着の例では、大学のない自治体でも近隣自治体の学生をまちに呼び込むために、家賃補助などによる定住促進事業を行っております。私は本市も独自の条件を設けて同様の事業を実施することで確実に定着が図られると考えます。財源確保以外にも条件の設定など検討事項は多いですが、このような定住支援を構築していく考えはないのか伺います。

さらに、近隣の余市町や仁木町では、高速道路の延伸も相まって地域活性化が進んでいます。このままでは学生が後志の魅力に触れて、後志から通うようになることも今後十分にあり得ると思いますが、市長の所感を伺います。

次に、新たな住宅地域の創出についてであります。

昨年10月、千葉県流山市の井崎市長が講演のために来樽されました。流山市では、つくばエクスプレス沿線自治体として駅周辺の高層マンション建設と大型商業施設の設置などにより人口増加を達成しています。講演前の市内視察ではJRほしみ駅周辺の広大な土地を目の当たりにし、マンションと商業施設を整備すれば若い人は定着するという旨の発言をされたとのことでした。近隣地は工業専用地域と準工業地域に指定されておりますが、その一部について用途地域の変更などを行うことなどにより、市営住宅の建設を含め住宅の建設が促進され、札幌市への人口流出のダム機能を果たすと考えられます。JRほしみ駅周辺の用途地域の変更なども含めた土地利用について市長の所感を伺います。

また、土地利用が進んでいくことになれば、当該地域の教育や通学環境の整備も必要になると考えますが、教育長の所感を伺います。

次に、小児医療についてであります。

今月27日に市内の小児科医院が閉院するとのことでした。私は院長に直接お会いしてさまざまなお話を伺ってまいりましたが、御高齢のため、このたびの閉院を決断されたとのことでした。SNSでも調べてみますと、親子2代、3代にわたり通院されていた方も多く、ほかの小児科が併設されている病院は診療時間の短さが指摘されています。一方、この医院はバス停が目の前にあり、交通アクセスもよく、長年の信頼関係も築かれている中で、閉院することに困惑している保護者が多数いらっしゃるがありました。本市には、ほかにも小児科を併設した病院が複数ありますので、1軒の小児科が閉院したことで直ちに本市の小児医療が成り立たなくなるとまでは断言できません。しかし、人口減少によって今後さらに小児科が閉院することも考えられますが、本市はどのようにお考えか伺います。

小樽市医師会に伺いますと、日本医師会の地域医療情報システムJMAPでは、本市の医療介護需要予測指数の低下が示されているとのことですが、JMAPの概要と全国、全道、本市の推移予測、低下によって本市に考えられる影響について具体的に伺います。

本市では、平成27年に医師不足のため、地域周産期母子医療センターの小樽協会病院が分娩の取り扱い

いを中止し、市内で出産ができる施設は診療所の1カ所だけとなりましたが、多くの皆様の要望活動により平成30年から分娩が再開されました。しかし、この分娩取り扱いを中止したということが与える影響は大きく、小樽で安心して子供を産み育てることができるのだろうかと不安に思う保護者の気持ちはSNSなどを通じて瞬く間に広まっています。口コミによって子育て環境のイメージが悪化し始めていると言えます。そんなときに、例えば千葉県流山市のキャッチコピー「母になるなら、流山市」をSNSなどで目にし、流山市の子育て支援体制を知った保護者たちはどのように思い、行動するでしょうか。この状況について市長の所感を伺います。

大項目最後の質問は今後の取り組みについてです。

これまで人口減少対策について伺ってまいりました。人口減少対策のターゲットとする子育て世代が本市に定住していただくためには、まず若年者が定着し安定した生活を送れなくてはなりません。また、育児や教育の課題も山積しており、これらを同時に解決し、足りなくても偏っても結果には結びつきません。子育て世代になる前の世代への施策と子育て世代への施策を二段構えで用意することが重要だと考えますが、市長の所感を伺います。

また、市長は、「安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもたちが能力や可能性を発揮できるまちづくり。」の公約実現に向けて、今後どのようなことをお考えでしょうか。具体的に伺います。

次に、観光振興の質問に移ります。

初めは、小樽運河の商業利用についてであります。

本市の主な観光課題は滞在時間が短く、観光消費額の少ない通過型から滞在型に移行させなければならない点です。これも長年議論されていますが、なかなか解決できずにいます。2019年8月24、25日、一般社団法人小樽青年会議所が北運河ルネサンス2019とおたる運河マツリを開催いたしました。どちらのイベントも小樽の象徴である運河とその周辺の利用方法を考える機会を創出する目的で行われ、雨模様の天候でしたが、2日間で1万人以上の来場を記録いたしました。実際に小樽運河は毎日観光客が絶えることなく訪れ親しまれています。ですが、よく観察してみると、全長約1,140メートルの小樽運河は、有名な写真スポットの浅草橋からカナルボートの乗り口がある中央橋までの約300メートルの間に観光客は集中しており、それに比べ中央橋から先の北運河方面までの約840メートルは観光客がほとんどいないのです。この状況について本市は把握されていたか伺います。

私も小樽青年会議所の現役会員としてこのイベントに携わっておりまして、さまざまな課題に直面いたしました。北運河ルネサンスの会場となった運河公園は市の所有ということで比較的簡単な手続で使用許可を得ることができます。しかし、おたる運河マツリの会場は運河の散策路が中心ですが、その大部分が道の建設管理部の所管であります。1986年に現在の運河の形になってから33年間、一度も商業利用の許可が出されておらず、いわゆる前例のないイベントであったため、許可を得るまでに規制が多く手続に大変苦勞いたしました。小樽青年会議所にはアドバイザーとしてことは本市の職員を4名派遣していただき、地元選出の道議会議員にも助言を得ながら、最終的には火気を使わない、調理をしない、ガソリンが運河に漏れるおそれがあるから発電機にはオイル吸着マットを整備するなど道が示した細かな条件を全て守るような形で何とか開催が実現しました。市内の高校生から要望のあったスターバックスコーヒーを初め多数の御出店をいただき、観光客を北運河まで導く人の流れをつくり、新たな運河の利用方法を示すことができました。

小樽青年会議所ではこのイベントを受けて、本市と道に運河利用について何らかの政策提言を行うと検討しています。これまで商業イベントが一つも行われてこなかったのが不思議でなりません。主な部

分が道の管轄であり、道と市の連携がなかったためにこれまでに利活用が進んでこなかったのではないかと考えます。人が来ているのに物販ができないのは宝の持ち腐れです。民間による運河散策路の商業利用を含む活用について、道と市の連携、規制緩和の要望、国の観光特区申請などを行い、公衆 Wi-Fi などの環境整備も行くと、新たなにぎわい空間の創出や地域経済活性化につながると考えます。ぜひ本市のまちづくりの計画に盛り込んで早急に対応していただきたいと考えますが、現状の課題と今後市としてどのような行動をしていく予定か伺います。

さらに、小樽運河に関しては主に外国人観光客が石垣の上に登る、植え込みに侵入するなどして破損が多く見られます。近年は外国人のレンタカーを利用した観光も多く、交通量の多い交差点に隣接しているため、いつ事故やけが人が出てもおかしくありません。運河は場所によっては道と市の管轄ということではありますが、観光客や市民に行政の縦割りは関係ありません。本市ができ得る対応策を伺います。

次に、小樽港第3号ふ頭及び周辺の再開発についてであります。

現在、第3号ふ頭は国の直轄事業が終われば大型クルーズ船が停泊できるようになります。第3号ふ頭及び周辺再開発計画には具体的な現状分析と再開発の方向性が示されており、特に施設配置計画図には2隻のクルーズ船が停泊し、商業施設や駐車場の場所が具体的に描かれております。また、第3号ふ頭の利活用については市民の間でもさまざまな議論がされており、小樽商工会議所では第3号ふ頭周辺の活用方法を提案したDVD「港を巷に」を制作し、再開発の機運が高まっています。しかし、この再開発計画は平成26年6月に策定されて既に5年が経過しています。いつ実現できるのか伺います。

市内の方々に伺うと、この再開発計画について知らない方がほとんどで、本市が港の再開発について全く取り組んでいないと感じている市民が多いことがわかりました。特に若者世代を中心に港に何か新しい施設を誘致すればまちが活性化し、新たなにぎわいの場を創出できると考える方も多くおられます。本市における第3号ふ頭の早期再開発実現は多くの市民が待ち望んでいることがうかがえます。クルーズ船の乗客にとっても先ほどの運河の商業利用とあわせ、クルーズ船の出航ぎりぎりまで小樽での時間を楽しめるにぎわい空間が誕生します。

こうしたことを踏まえ、本市が第3号ふ頭の再開発計画を実現するに当たり、埠頭及び基部の整備の具体的なビジョンを明確に示してほしいと考えます。市長公約のにぎわいあるまちづくりの起爆剤になり得るとも考えますが、具体的なポイントを示しながら市長の所感をお示しください。

次に、北照高等学校のワインづくりについてであります。

北照高等学校では、ブドウの栽培から製造、販売まで手がけることにより、農業の6次産業化を学ぶ取り組みとして、「北照ワイン（旅路）プロジェクト」を始めました。この取り組みを支援する仕組みとして、文部科学省が実施する地域との協働による高等学校教育推進事業が挙げられますが、この仕組みを活用するには、高等学校が自治体や産業界などと協働してコンソーシアムを構築しなければならないとされています。産業界では北海道ワイン株式会社が2017年6月に教育支援の契約を締結しております。また、道はことしの8月19日に佐藤禎洋道議会議員、道経済部食関連産業室と道農政部生産振興局農産振興課の担当者が北照高等学校と具体的な支援策を協議し、その後、現場の畑を視察したと伺っております。北照高等学校が文部科学省の事業を活用した場合、本市として協力や連携を図ることはできないのでしょうか、本市の見解を伺います。

次に、市職員の人事交流についてであります。

本市においても職員の各種研修などは行っているものと認識しておりますが、人事交流は職務上の幅を広げ、活性化の点で大変重要なことだと考えております。特に前市長時代は経験豊富なベテランの管

理職員が大量に早期退職をされ、迫市政でその空白を埋めるのは大変苦慮されていることと考えます。そういった意味においても庁外からの人的支援を求めていくべきと考えますが、何か具体的な検討はされていますでしょうか、伺います。

最後に、国土強靱化地域計画についてであります。

内閣官房の国土強靱化地域計画の策定状況一覧を見ますと、本市は予定を含む策定中の部分に記載があります。昨年の北海道胆振東部地震の大規模停電を受け、本市も発電機の配備やFMおたる難聴区域の解消、沿岸の防災無線整備などを行っておりますが、市役所庁舎を初め老朽化した公共施設も多く、地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて地域の経済成長にも資するものと考えますが、国土強靱化に関する本市の取り組みと計画策定の進捗状況を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策について御質問がありました。

まず、20歳から29歳の社会減対策についてですが、若年層の地元定着の改善策などにつきましては、本市では、転出地域を限定した取り組みは行っておりませんが、子育て世代包括支援センターの開設などによる安心して子育てできる環境づくりや創業支援、販路拡大などによる地域産業の活性化による安定した働く場の確保などにより、若い世代の転出超過を抑制させたいと考えております。

また、目標値については、20歳代が半数以上を占める転出超過について、策定中の第7次総合計画基本計画原案では、この期間における年間平均転出超過数を第6次総合計画期間の825人から535人へ減少させることとしているところであります。

次に、住環境についてであります。本市独自の家賃に関する調査につきましては実施をいたしておりません。

次に、市内にある良好な状態の空き家につきましては、平成27年度に本市が実施した空家実態調査によりますと985棟となっております。

次に、空き家・空き地バンクが十分に機能していない原因につきましては、中心市街地や新興住宅地など立地条件がよく比較的良好な空き家については、所有者が宅建業者に直接売買、賃貸を依頼するケースが多く、空き家・空き地バンクが活用されていない状況にあります。その一方で、空き家・空き地バンクに登録を希望する物件のほとんどは郊外で立地条件が悪く、老朽化した空き家であり、流通する可能性や不動産価値も低いことから仲介する宅建業者からの協力が得られず、登録に至らないことが主な原因であると考えております。

次に、空き家の活用に対しての新たな取り組みにつきましては、本年8月19日に北海道宅地建物取引業協会小樽支部及び全日本不動産協会北海道本部と本市との間で、空家等の利活用推進に係る協定をそれぞれと締結し、市内の空き家の利活用を推進するため連携・協力することとなりました。このことにより、本市が持つ空き家情報と両協会が持つ市内の不動産流通に関するノウハウを連携させ、より多くの空き家の流通、活用を目指していきたいと考えております。

次に、就職支援についてですが、まず市内企業の人材確保につきましては、ハローワーク小樽管内の

求人数は増加する一方、生産年齢人口の減少を背景として求職者数は減少するなど職業別に違いはあるものの厳しい状況にあり、小樽商工会議所の調査においても幅広い業種において経営上の課題に挙げられているものと認識しております。このため、本市では、企業と求職者のマッチングや若者の地元定着などに取り組むほか、事業承継への対応では小樽商工会議所がワンストップ相談窓口を設置し、市や金融機関などの関係機関と連携を図り取り組んでいるところであり、今後は外国人材受け入れに向けた情報の周知にも一層努めてまいりたいと考えております。

次に、若者就職マッチング支援事業につきましては、市内の高校、大学等において就職を希望する生徒や学生の就職率向上と地元定着を図ることを目的に、企業への見学会、企業が高校等に出向いて自社をPRする説明会、職業体験のためのインターンシップ、企業の採用担当者や高校等の進路指導担当者などが参加し、就職状況などについて情報交換をするなどの取り組みを実施いたします。また、市内高校における就職内定者のうち市内事業所への内定割合は、ここ数年45%前後で推移していることから、この割合を50%以上とする目標数値としております。

次に、移住・創業支援事業についてですが、まず移住の受け入れに当たっての施策とその実績につきましては、平成17年から移住ワンストップ窓口を設置し相談先を一元化したほか、27年から起業志望者を対象とした移住体験ツアーを実施し、今年度からは東京圏から移住し就業した方に対する移住支援事業を開始いたしました。これらの取り組みにより移住された人数は、移住ワンストップ窓口で相談された方では、28年度は23人、29年度は8人、30年度は3人、移住体験ツアーに参加された方では、30年度の3人となっております。

次に、インスタグラムによる情報発信と本市の人口減少対策との関連性につきましては、現在、市では若い世代を中心に普及が進むインスタグラムを活用し、小樽らしい町並みや風景、イベント、食文化のほか、小樽ならではの暮らしの場面を市内外にアピールしております。この取り組みにより、市内在住の若い世代、とりわけ子育て世代の市内居住の満足度を高め、定住志向を向上させるとともにロコミ等によって市外在住者の誘引を図ることで定住人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、移住者への創業支援につきましては、平成27年度に制度を開始した創業支援補助金の利用件数は30年度までで50件となっており、そのうち移住による創業者数は7件となっております。本市へ移住し、起業を希望する方に対しましては、これまで空き店舗の視察などを行う移住・起業希望者の小樽体験ツアーや、東京で開催される北海道暮らしフェアにおいて補助制度の周知を行っているほか、小樽商工会議所が設置するワンストップ相談窓口など、市と関係機関が連携し、創業全般に関するサポートを実施しておりますが、今後も移住者のニーズを捉えながら効果的な支援となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、徳島県神山町の取り組みを参考に事業を実施してはどうかとの御提案につきましては、地域住民の困り事を解決することを目的として、事業を限定して移住を促す取り組みは地域の課題解決の一つの方策と考えられますので参考とさせていただきます。

次に、ブランディング戦略につきましては、これまでも本市の豊かな自然環境や食、歴史文化あふれる町並みと利便性を移住希望者へ訴求してきました。しかしながら、本市は資源に恵まれているがゆえに売りにする要素を絞り込むににくいことから、統一的なブランドイメージを固めることができておりません。今後の移住の取り組みにおいては、移住者などの御意見を取り入れながら、ターゲットに応じて訴求ポイントを絞り込むなど、これまで以上に戦略的に進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽商科大学の学生の小樽定着についてですが、まず札幌から通学している人数、割合につきましては、およそ1,400人で6割程度と伺っております。

次に、小樽で就職した小樽商科大学の学生数などにつきましては、市内での就職者数は平成27年度は4人、28年度は8人、29年度は6人となっております。

また、市内での就職に向けた支援としましては、今年度から支援の対象を大学生までに拡充した若者就職マッチング支援事業を開始したところであります。

次に、大学生への定住支援策につきましては、財源確保などの課題もありますが、第7次小樽市総合計画基本構想の総合計画審議会からの答申において、市外から通う学生の市内居住について検討するようにとの提言もありましたので、家賃補助を含め、どのような取り組みが可能なか検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽商科大学の学生が後志地域の町村から通うことにつきましては、学生の市内居住は市内での消費などを通して経済効果をもたらし、地域の発展につながりますので、本市の魅力づくりやその発信とともに大学とも協力しながら、より多くの学生に市内に住んでいただけるような取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、新たな住宅地域の創出についてですが、JRほしみ駅周辺の土地利用につきましては、当該区域は平地の少ない本市にとって重要な工業拠点であり、さまざまな企業が立地し、地域経済の振興や雇用の場の創出などに大きな役割を担っております。このことから、住宅が建築可能な用途地域への変更などを行う場合は、当該区域における企業活動とのバランスに十分配慮しつつ、近隣地の土地利用の動向などを踏まえ、土地所有者や操業している企業、地域の方々などの御意見も伺いながら慎重に検討していく必要があるものと考えております。

次に、小児医療についてですが、まず本市における小児科の現状につきましては、今月末に閉院する診療所以外に小児科専門医が勤務している医療機関は病院4カ所と診療所1カ所があり、専門医は合計7名おります。また、このほかに重度心身障害児等を対象とする病院が1カ所あります。今後、医師の高齢化等により市内の小児医療体制が厳しい状況になる懸念もありますので、小樽市医師会と協議するとともに各医療機関や医育機関等と連携を図り、小児医療の確保に努めたいと考えております。

次に、JMAPの概要と本市の指標推移予測と影響につきましては、JMAPは公益社団法人日本医師会により作成され、地域医療提供体制に関する情報を提供し、地域の将来の医療や介護の提供体制について検討を行う際の参考、ツールとして活用することを目的として公表されているものです。その中の医療介護需要予測指数は、40歳から64歳において支出された医療費及び介護費に対する各年齢層の費用の比率を係数とし、その係数と推計人口を掛け合わせたもので、2015年の数値を100として数値化したものであります。

この指数によりますと、医療需要は、本市は2045年に63となっており、全国平均は102、全道平均は96となっております。また、介護需要では、本市は2045年に80となっており、全国平均は133、全道平均は128となっております。このJMAPによる指数では、全国平均や全道平均と比較して本市の需要予測は大幅に減少することが示されております。しかしながら、本市における医療需給については、この指数のほか、市町村間の患者の移動、疾病別の受療率、医療従事者の充足状況等を勘案する必要がありますので、北海道が策定している地域医療構想に基づき病床の機能区分ごとの必要量を見据えるなど、近隣自治体、医師会や医療機関などと適切な議論を進めて、医療需給への影響を見きわめていきたいと考えております。

次に、本市で安心して子供を産み育てることにつきましては、平成30年7月に小樽協会病院で分娩の取り扱いが再開されたところであり、母親と赤ちゃんの健康を守る地域周産期母子医療センターである同病院の活用について、近隣自治体、医師会及び医育機関と連携しながら促進に努めてまいりたいと考

えております。

また、周産期医療の情報や子育てに関する情報の発信につきましても、市ホームページ、SNSやFMおたるなどを活用し、正しい情報を市民にわかりやすく提供するように一層努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の取り組みについてですが、まず子育て世代とその前の世代への施策を二段構えで用意することにつきましては、それぞれの世代に合った施策を講じることにより、本市での生活に満足感を抱き、また、愛着を持っていただくことが定住を促すこととなりますので、重層的に施策を用意することが大切であると考えております。

次に、子供に関する公約の実現に向けた考えにつきましては、安心して子供を産み育てることができるよう子育て世代包括支援センターの来年度中の開設や子育て支援アプリなどの新たな情報提供ツールの導入に努めてまいります。また、10月から開始する病児保育を初めとした各種保育サービスのさらなる充実や親子の集いの場と子供の居場所の充実のほか、地域の要望を踏まえた公園整備などを行う考えであります。

さらに、全ての子供たちが能力や可能性を発揮できるよう、ひとり親・生活困窮世帯の子供の学習・生活支援の充実に取り組むとともに、教育委員会と連携して教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光振興について御質問がありました。

初めに、小樽運河の商業利用についてですが、まず運河の中央橋から北側の散策路の状況につきましては、現状は撮影スポットになっている浅草橋街園を拠点とし、堺町通りなどへ向かう観光客が多い一方、御指摘のとおり、中央橋から北側の散策路には観光客が少ない状況となっているものと認識しております。

次に、運河散策路の商業利用を含む活用につきましては、運河散策路は基本的に道路の一部であり、営利を目的とした商業利用はできないものと伺っております。しかしながら、冬季の全市的なイベントである小樽雪あかりの路の会場として運河散策路を使用するなど、所管の北海道小樽建設管理部と連携を図ってきており、今回実施されたおたる運河マツリのイベントにつきましても、市民が北運河に足を運ぶきっかけづくりとなるもので、イベントの目的に公益性があることから散策路の使用許可をいただいたものと認識しております。

市といたしましては、運河散策路の使用には制限がありますので、日本遺産に認定された文化財が集積するなどポテンシャルが高い北運河周辺への観光客の回遊性を高める取り組みを進めることが結果として散策路のにぎわい形成にもつながっていくものと考えております。

次に、運河の石垣に上る外国人観光客への対策につきましては、近年、一部のバスが臨港線の緑地帯沿いに停車し、バスの乗客が緑地帯を通行している例が見られることから、北海道小樽建設管理部が臨時的措置として緑地帯への立ち入りを禁止する看板を設置したところです。市といたしましては、一般社団法人北海道バス協会宛てに北海道小樽建設管理部との連名で臨港線でのバスの乗降を行わないよう文書で周知を依頼するなど北海道と連携を図っているところであります。

次に、小樽港第3号ふ頭及び周辺の再開発についてですが、まず第3号ふ頭及び周辺再開発計画にある全体計画の実現につきましては、物流機能の移転・再配置、財政負担、さらには民間活力の導入など課題も多いことから、段階的に進めていく必要があると考えております。このため、目標年次をお示しすることはできませんが、現在、国直轄事業により大型クルーズ船対応の岸壁整備や岸壁前面の泊地しゅんせつを進めているほか、今後は市の事業として既存の上屋を改修した旅客ターミナルや大型バスの

駐車場の整備に向け、令和2年度から設計に着手いたします。また、埠頭基部につきましても、民間活力の導入を視野に入れながら順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画につきましては、クルーズ船の大型化への対応、小樽観光としての港を生かした新たな観光資源の創出、海上観光の集約化と陸上交通とのアクセス強化、練習船や特殊船などの景観資源としての活用を再開発のポイントとしており、この区域の将来の姿としては、第3号ふ頭は国際旅客船埠頭を核とする空間、その周辺は観光船乗り場と一体となった交流空間とし、全体としてにぎわいある国際交流空間の創出を目指しております。

私といたしましては、市内中心部に近接する第3号ふ頭及び周辺の再開発を推進することにより、クルーズ船の寄港増大はもとより、港を生かした観光拠点の形成が図れることで観光客の増加も見込まれ、小樽観光にとって大きな効果を生み出すものと考えております。

次に、北照高等学校のワインづくりについて御質問がありました。

文部科学省の地域との協働による高等学校教育改革推進事業につきましては、高等学校が自治体や産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取り組みを推進することで地域振興の核としての高等学校の機能強化を図るものであり、高校生のうちに地元地域を知ることによって地元への定着などが期待されるものと認識しております。現在、北照高等学校においては地元企業と連携し「北照ワイン（旅路）プロジェクト」に取り組んでおり、地元に貢献できる人材育成などを目指しておりますが、文部科学省の事業を活用される際には、本市といたしましてもコンソーシアムへの参画により協力してまいりたいと考えております。

次に、市職員の人事交流について御質問がありました。

人事交流の検討につきましては、職員の研修派遣や人事交流は、人材育成はもとより組織力の向上に資するものでありますので、現在、北海道運輸局、北海道銀行などへの研修派遣のほか、北海道及び北海道教育委員会との人事交流を行っております。さらに、今後は、札幌市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づき、実施時期や対象部署などを協議しながら札幌市との人事交流にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国土強靱化地域計画について御質問がありました。

本市の国土強靱化に対する取り組みと計画策定の進捗状況につきましては、まちの強靱化のため、御質問にあった取り組みのほか、小・中学校校舎の耐震化や道路施設、上下水道施設、港湾施設の老朽化対策などを進めているところであります。また、国土強靱化地域計画は、現時点では令和2年度中をめどに策定する考えであり、今後、策定スケジュールなどの具体的な検討に着手する予定としております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 松岩議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、人口減少対策について御質問がございました。

初めに、新たな住宅地域の創出についてでございますが、JRほしみ駅周辺の土地利用が進んでいくこととなった場合の教育や通学環境の整備につきましては、この地域の通学区は銭函小・中学校であり、近隣に小・中学校がないことから通学距離が長くなりますので、児童・生徒の安全・安心に向けた通学対策としてスクールバスを運行するなどの環境整備が必要であると考えております。また、小・中学校の教育環境の整備につきましては、市内どの地域におきましてもしっかりと取り組んでいく必要がございますので、今後ともより一層の学校教育の充実に努めてまいります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 細かな部分は今後の委員会で詰めていきたいと思いますが、1点だけ再質問させていただきます。

観光振興について、小樽運河の商業利用についてということですが、私が行った質問の趣旨としては、道が管理している散策路の部分をもっと商業利用を促進していくことでにぎわい空間を創出していくということが重要なのではないかという趣旨だったのですが、御答弁では、北運河への回遊性を高めることで運河の散策路のにぎわいが生まれるのではないかというような答弁だったかと私は受けたのですが、北運河の回遊性を高める具体的な策はまだないように思うのですが、それを進めるために具体的に今後どういうふうに取り組むのかという点をお伺いしたいと思います。例えば、協議会を設立するだとか、何かそういう具体的な施策を既に考えて御答弁されたのか、そこのあたりだけ1点お伺いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再質問にお答えいたします。

小樽運河の商業利用についてお尋ねがございましたけれども、私どもが御答弁を申し上げましたのは、運河散策路というのは基本的には道路でありますので、営利を目的とした商業利用ができないという制限がある中で、回遊性を高めていく手法をとりたいなというふうに考えているということで御答弁をさせていただきました。

たしか昨日も御質問があったかと思いますが、北運河周辺の回遊策については、具体的にはこれから考えていきたいなというふうに思っておりますが、日本遺産の選定をいただいた北前船ですとか、それから炭鉄港、これらを構成する文化財が軒を連ねている。あるいは新たに一万円に描かれることになる渋沢栄一氏ゆかりの建造物などがあるということで、こういった歴史的な建造物の連担、この地域を多くの皆さんに、具体的にはこれからになりますけれども、こういった歴史的な資産を活用しながら多くの観光客に回遊をしていただく、そういった具体的な施策を活用していただく中で、あわせてこの散策路も活用を視野に入れながら具体的なことを考えていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

初めに、人口減少問題についてであります。

人口減少問題は、多くの自治体が同様の課題を抱えており、日本全体においても少子化の影響により人口が減少しております。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（2015年推計）」によりますと、小樽市の人口は2015年12万1,924人に対し、2040年では6万9,422人まで

減少すると推計されました。また、日本創成会議が5年前に発表した指標の中で特に注目された20歳から39歳までの若年女性人口は2010年1万2,937人に対し、2040年では4,404人と大幅に減少すると推計されました。まず、これらの推計についてどのように受けとめられているのか。また、本市の人口減少についてどのように認識されているのか。さらに、若年女性人口のデータから、子育て世代の対策を最重要課題として早急に具体的かつ継続的に進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

人口の減少についてはさまざまな要因がありますが、本市の特徴として過去10年間の人口動態の状況はどのように推移してきたのか、主な要因はどのようなものがあるのか、また、どのような傾向性があるのかお示しください。

本市においてもこれまでさまざまな施策を行ってきましたが、人口減少に歯止めをかけるまでの顕著な成果はあらわれていない状況であります。人口減少問題に特効薬はありませんが、今後どのような人口減少対策を検討されているのか見解を伺います。

他都市では人口減少対策を喫緊の重要課題として再考し、総合計画の見直しや内部組織の中に人口減少対策室の設置や外部委員会の設置など具体的な対策に向けての動きが出ているようであります。この中では、現状の把握、アンケート調査、要因の分析、政策の提案となっており、取り組むべき課題の整理と実施に当たっての基本方針が掲載されております。本市でも人口減少に対する認識を改め、危機意識を持って具体的で継続的な対策を検討、実施すべきと考えます。また、交流人口の増加対策や今後、増加傾向が考えられる外国人労働者の受け入れ問題、そして2カ所地域の居住についても検討すべきと思いますが、これらについての市長の見解を伺います。

次に、人材育成についてであります。

最近の社会的な問題として、官民間問わず団塊の世代に伴う人材の損失が大きな課題と言われております。本市においてもこの団塊の世代に伴う退職の影響は大きいものであり、また、職員の世代別の構成がいびつのため、現状も含め今後の大きな課題となっております。年代別職員構成を見ますと、団塊世代の退職と新規採用が抑制された影響などから30代が少なく、係長職を担う職層が少ない状況にあります。この点についてどのような課題や問題点があるのか、今後どのように対策を考えていくのか見解を伺います。

さて、今後、地方分権が本格化する状況の中で、高度化、多様化する住民ニーズへの的確な対応も含めさまざまな施策を展開するためには、行政を担う職員一人一人の資質の向上、具体的には意識改革と能力開発を図り、思索、実行する職員の育成がますます重要になっている状況にあります。また、厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的な執行、適切な状況判断、迅速な対応、そして新しい政策形成能力が求められています。これらについてどのように認識されているのか、現状と問題について市長の見解を伺います。

最近では他都市でも見受けられますが、本市においても人材育成基本方針が定められ、平成30年にその改訂版が議会にも提示されているところであります。さて、今後の人材育成に当たっては、望まれる職員像とその能力について明確にしていくことが必要と考えます。前例や経験値だけでは難しい時代であります。人材育成の中で求められる職員像とはどのようなものなのか、また、職員に求められる能力では、共通項として業務に関する知識、技術、法務などのレベルの向上、対人能力、課題解決能力、情報化対応能力などがあると考えられますが、これらについては今までどのような体制で、何を基準として育成してきたのか、役職別に必要とされる能力育成も含め、それぞれ具体的にお示しください。

次に、人事制度の中の採用についてであります。

人材育成基本方針では、社会人枠の採用についての記載があります。職員の採用に当たっては年齢構

成を考慮し、将来を担う若手職員の育成に努めるとあり、社会人枠では即戦力が期待できる実行力があり、専門性の高い民間企業などの勤務経験者の採用について記載されております。直近5年間の採用人数の推移とその内訳をお示しください。

また、社会人経験者の年齢や専門性のある即戦力の業務内容についてお示しください。

さらに、適性の判断についてどのように行われているのか、お答えください。

次に、人事異動についてであります。

基本方針では、一つに異なるセクションを幅広く経験させ計画的に人事異動に努める。二つ目に業務に精通した職員が必要な職場もあるため、スペシャリストを育成、配置する人事異動の検討があります。以前にも質問しましたが、各分野での専門性を有したスペシャリストの育成は大事な視点であります。これは自己啓発だけでは難しいため、長期的な研修や専門的な研修、経験が必要であり、投資的費用、時間も不可欠であります。人事配置についても10年スパンの中期的な期間の考え方が必要だと考えます。専門性の高い人材育成について、これらの点についてどのように考えているのか見解を伺います。

次に、女性職員の登用についてであります。

基本方針では、「あらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、意欲と能力のある女性職員を政策形成や意思決定過程へ登用することや職域の拡大に努めます。」とあります。国の動きでは、平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、各地方自治体は女性活躍に関する定量的目標や取り組みなどを定めた特定事業主行動計画の策定が義務づけられております。また、同年12月の第4次男女共同参画基本計画により女性職員の登用の目標が設定されるなど、女性活躍の推進の動きは加速しているところであります。

そこで本市の状況について伺います。先ほどの特定事業主行動計画についてはいつ作成されたのか、主要内容も含めお答えください。

本市の管理職の現状についてであります。部長職、次長職、課長職の各級の女性管理職の人数及び割合についてお答えください。また、現状についてどのように捉えられているのか見解を伺います。

女性が活躍できる職場環境づくりについてであります。

基本方針では、「女性が職場において活躍できる環境づくりについては、男女ともに意識改革し、女性職員が十分に能力を発揮できるよう考慮する」とあります。この意識改革は大事な視点ですが、現状どのような意識改革を行っているのか、どのように変化しているのか、効果も含めお答えください。

また、女性職員の登用について今後どのように取り組んでいくのか、課題や問題点も含め見解を伺います。

次に、ワンストップサービスについてであります。

この問題は、これまで何回か質問してきましたが、重要な問題と考えておりますので改めて伺います。近年、他都市では市の総合窓口としてワンストップサービスの導入について実施あるいは検討されているところがふえているようであります。以前、我が会派視察で訪問した大野城市もこのサービス事業を進めた市の一つであります。また、道内では北見市が平成26年3月にワンストップサービス推進計画を策定しているところであります。いわゆるワンストップサービスとは、市民の方が多数の窓口に移動することがなく、ほとんどが一つの総合窓口業務で終了するという内容であります。ただ、各自治体においてシステム内容は少し相違があるようであります。

初めに、このワンストップサービスについてどのように認識をされているのか見解を伺います。

本市は、高齢化や核家族化が進んでおり、特に窓口業務についてはさらに細やかな配慮が必要な市民が増加している状況にあります。また、社会全体の高度情報化に伴い、情報取得の要望についても先進

的サービスが求められているところでもあります。具体的な内容でいいますと、転入、転出、結婚、出産、死亡などいわゆるライフイベントに伴って、その都度、住民票や国民健康保険、年金、税、学校、子供の手当など市役所で行わなければならない手続きが多岐にわたって発生する上に、必要な手続きや持ち物も世帯の状況によって異なるため、わかりにくさや負担感の要因となっております。また、担当する課の窓口へ行くたびに、説明、本人確認、記入、担当課からの説明と複数にまたがり、同じような説明を何回もしなければならないような経験をされた方が多く見受けられるところでもあります。

このような中、北見市では、来庁する市民の立場を考え見直しを行い、まず、平成3年から関連する手続きをまとめて受け付ける、まとめ受付を実施し、さらなる改善や見直しの結果、ワンストップ推進計画の策定に結びついたようでもあります。

窓口業務は市役所の顔であり、市民と多く接する場でもあります。市民サービスの向上や利便性、また、行政事務の効率化という観点から、ワンストップサービスの導入を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

さて、このワンストップサービスを考えるとき、問題点として、本市の現状は、まずハード面の問題や各種制度の複雑化により窓口業務量の増加傾向もあると認識していますが、このサービスの導入を検討する上で、現状の課題と問題点の整理が必要と考えます。これらについてどのように捉えられているのか見解を伺います。

他都市では導入の検討に入る前に現状の課題や問題点を整理、検討し、先ほど述べた北見市の例のように、現在でもできる対策や改善策を実施しておりますが、本市もこのような市民目線に立った対応が必要と考えますが、見解を伺います。

この中で、プライバシーに配慮した窓口の改善や繁忙期の窓口の確保としてフレキシブルな対応策の実施、また民間の人材会社による職員の気配りや説明能力といった接客能力の向上に資するスキルアップの講習や認定員の資格制度の制定など、導入以前から全体的な改善の実施が行われているようであります。ワンストップサービスの導入については即席でできるものではありませんが、だからこそ、そのような前向きな意識改革のもと、現状でも改善実施に向けた積極的な姿勢が求められていると考えます。これらについてどのように受けとめ考えられているのか見解を伺います。

また、ハード面、システム面、人材面などの観点から今後のワンストップサービスの導入を前提とした検討チームの設置を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、公用車の安全管理についてであります。

公用車は業務上必要なときに不特定多数の職員が使用しておりますが、残念ながら交通事故の報告を毎年受けている状況にあります。そこで、本市の公用車の安全管理について何点か伺います。

まず、現在市が使用している車種別の台数をお示ください。

また、直近5年間の公用車の交通事故の件数と本市の安全管理体制や安全講習などの対策についてもお答えください。さらに、事故に対応する公用車の自動車保険について、現在の状況と今後の考え方についてお示ください。

他都市では公用車のあり方の検討を行い、タクシーなどの利用や業務の見直しを行い、公用車の台数を削減する動きもあるようですが、本市の公用車のあり方についてどのように考えられているのか見解を伺います。

次に、公用車のドライブレコーダーの設置についてであります。

ドライブレコーダーの設置は、以前まではタクシーやトラックなどの運送業者に特定されておりましたが、最近あおり運転に関する事件が報道されており、交通事故の証拠記録としての効果もあり、一般

ドライバーにも多く普及している状況であります。また、全国的にも各自治体において公用車のドライブレコーダーの設置が進んでおり効果を上げているようであります。設置の理由として、職員の安全意識の向上、運転マナーの向上、事故時における責任の明確化及び処理の迅速化、そして動く防犯カメラとしての役割も期待されているようであります。本市でも設置されている公用車があるようでありますけれども、どのように対応されているのかお示ください。

また、先ほど設置の理由を述べましたが、本市においても全ての公用車にドライブレコーダーの設置を要望いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、天神の旧ごみ焼却場の解体であります。

新小樽（仮称）駅の予定されている場所に近接して天神の旧ごみ焼却場があります。この施設は昭和40年11月、道内では2番目の本格的なごみ焼却施設として建設されました。以後、施設の老朽化や法律改正により大規模な改修工事が数度にわたり実施され、用途廃止となった平成13年まで約36年間にわたってごみの焼却処理が行われてまいりました。2000年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準をクリアできない地方自治体の焼却炉が多くなり、全国でも多数の自治体の焼却炉が解体できず、そのまま放置されている状況が続いております。

さて、解体についてですけれども、他都市においてもごみ焼却場の解体が行われておりますが、一般論として同程度の規模ではどのくらいの費用がかかるのか、国などの補助メニューがあるのか、また、解体時のダイオキシン等の安全対策はどのように実施されているのかお答えください。

また、懸念される点として、煙突や焼却場の構造体の劣化やダイオキシンが含まれている焼却炉の残灰や煙突内の飛灰の状態が考えられますが、どのような状態なのかお示ください。

先ほど述べました新小樽（仮称）駅の周辺計画が策定されていることを考えますと、当然この旧ごみ焼却場の解体処理について具体的な検討が必要になってくるところでありますが、今後、環境保全の観点からできるだけ早期の解体が必要であります。この解体について今後の考え方やスケジュール、予算や財源も含め市長の見解を伺います。

次に、小樽市総合博物館についてであります。

小樽市総合博物館は2007年旧小樽交通記念館跡地に小樽市博物館と小樽市青少年科学技術館の機能を統合し開館いたしました。この施設の歴史をさかのぼりますと、関連する旧国鉄手宮線は開拓使時代に炭鉱開発のために北海道で最初の官営幌内鉄道として建設され、1880年、明治13年に手宮一札幌間が開業いたします。その後、2001年、国の重要文化財に指定された機関車庫や転車台などの関連施設が整備されておりました。国鉄では、重要な鉄道施設の保存の考え方から、1962年、日本鉄道開通90周年に記念事業の一環として北海道鉄道発祥の地である小樽の手宮駅に北海道鉄道記念館を開設いたしました。その後、JR北海道から小樽市に移管され、小樽交通記念館としてリニューアルし、そして13年前に総合博物館と変化してきたところであります。

さて、開館して10年以上が経過しておりますが、開業してからの入館者数はどのように推移しているのか、また、子供たちの利用拡大が重要と考えますが、その傾向性についてお示ください。

次に、展示内容についてであります。

館内外の展示については、企画展スペースは別にしても、多くの展示が開業当時と変わらず、一部では機器が故障している状況にあります。また、屋外展示では車両の傷みが進んでおり、今後の保全について危惧されている意見が寄せられています。今後の維持保全についての考え方と課題や問題点についてお示ください。

以前にも質問しましたが、今後の北運河地域の新たな観光資源の活性化や日本遺産でシリアル型とし

て認定された炭鉄港の動きがあり、今後の取り組みが注視されている施設であります。総合博物館の特徴である小樽の歴史遺産の大きな一つである鉄道遺産の魅力の発信、鉄道関係の貴重な資料が充実している、かつ鉄道の歴史がわかる博物館としてのさらなる取り組みが必要と考えます。また、近年整備された旧国鉄手宮線の散策路の活用とセットにして、いろいろなイベントのコラボレーションなど総合博物館の検討も急務であると考えます。これらについてどのように考えられているのか、今後の予定も含め見解を伺います。

最後に、日本遺産に関連して、以前日本遺産でシリアル型として認定された北前船寄港地・船主集落の関係で、本年10月に小樽市、石狩市で北前船寄港地フォーラムが開催されますが、総合博物館として運河館で今後、具体的な企画などどのように考えられているのかお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少問題について御質問がありました。

まず、国立社会保障・人口問題研究所などの人口推計につきましては、算定時の傾向が将来も続くなどの条件のもとに推計されていると認識していますが、本市において年間2,000人を超える人口減少が今後も続くとともに、少子高齢化も進行し、生産年齢人口が減少することや20歳から39歳の女性が30年間で3分の1になることで将来の出生数のさらなる減少が見込まれることから、人口減少に歯どめがかからないなど、本市にとって非常に厳しい推計が示されたと考えております。

次に、本市の人口減少に対する認識につきましては、本市の人口が国立社会保障・人口問題研究所の推計に近い形で減少している厳しい現状があります。人口の減少は労働力や購買力の減少につながり、地域経済の縮小や税収の減少が起きることまちの活力が低下し、さらに人口の減少を繰り返すという悪循環に陥ることが懸念され、まちの活力の低下によって悪循環が将来的に加速することも危惧される場所です。このため、人口減少問題にはさまざまな角度、視点から、スピード感を持って全庁的に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、子育て世代の対策を最重要課題として、早急に具体的かつ継続的に進めることにつきましては、将来の小樽を担う子供たちのため、子育て世代に対する取り組みの重要性は十分認識しておりますので、これまでも乳児家庭への全戸訪問やこども医療費の助成、小・中学生への学習支援など、福祉、医療、教育分野の取り組みを拡充しながら実施してきております。今後はさらに病児保育を初めとした各種保育サービスの拡充や妊娠期から子育て期にわたるワンストップで支援を行う子育て世代包括支援センターの開設、地域の要望を踏まえた公園整備など、今まで以上にこの世代への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、本市の過去10年の人口動態につきましては、平成20年と30年を比較した場合、2万264人の減少となり、毎年2,000人程度の人口減少が続けてきております。主な要因につきましては、社会減はほぼ横ばい傾向ですが、近年は死亡の増加と出生の減少に伴う自然減の拡大が挙げられます。また、本市の傾向としましては、合計特殊出生率は微増していますが、母親世代の減少により出生数が減り続けていることや転出先の半数が札幌市であり、特に西区、手稲区が多いことが挙げられます。

次に、今後の人口減少対策の検討につきましては、先ほど申し上げましたとおり、人口の減少は労働

力や購買力の減少につながり、地域経済の縮小や税収の減少が起きることによってまちの活力が低下し、さらに人口の減少を繰り返すという悪循環に陥ることが懸念されることから、人口減少の拡大に歯どめをかけるとする視点と、まちの活力を維持するという視点から対策を講じていく必要があると考えております。このため、人口減少の拡大に歯どめをかけるとする視点からは、移住政策や子育て環境の整備などを進めるとともに、まちの活力を維持するという視点からは、小樽の強みを生かした産業政策を進める必要があると考えております。

次に、交流人口の増加対策などの検討につきましては、さきに申し上げましたとおり、人口減少問題にはさまざまな角度、視点から検討する必要があると考えております。議員からも例示がありました交流人口については、歴史文化あふれる町並みやクルーズ船など本市の強みを生かした観光施策を実施し、外国人労働者の受け入れ問題については、雇用が適切に行われるよう受け入れ企業への周知・啓発や言葉の問題や生活をサポートできる環境を整備し、二地域居住については、移住希望者からの相談対応を行っていく中で二地域居住にもつながるよう小樽の魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

次に、人材育成について御質問がありました。

まず、30代の係長職ポストを担う職員層が少ないことの課題や問題点とその対策につきましては、今後、業務執行の要となる係長職への適正な配置ができなくなり、組織運営上の支障が生じるおそれがあることが問題であると認識しており、その人材確保が課題であると考えております。そのため、今年度から事務職採用の上限年齢を引き上げ、社会人経験者が受験しやすくするとともに、採用時に30歳を超える事務職員については、人事異動サイクルを短縮し多様な経験を積ませるなどの取り組みを行っており、今後とも30代の職員育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員に求められる能力の現状と課題につきましては、現在、人口減少や少子高齢化が進み、行政課題が多様化・複雑化している中で、限られた職員数で行政サービスを維持していかなければならない状況にあります。このため、職員一人一人の資質の向上を図ることが重要であり、特に5年後、10年後に組織の核となる中堅職員の人材育成は喫緊の課題であるものと認識しております。

次に、人材育成の中で求められる職員像につきましては、人材育成基本方針では、目指すべき職員像として、市民の目線に立った職員、チャレンジ精神を持った職員、行政のプロフェッショナルとしての職員、コスト意識・スピード感を持った職員、倫理感・使命感を持った職員の五つを示しており、各職場に掲示するなど職員への周知を図っております。

次に、職員に求められる能力の育成などにつきましては、小樽市職員研修規程に基づき、階層ごとに必要とされる能力を習得する基本研修、法制、接遇・クレーム対応などの専門的なテーマについて学ぶ特別研修、市町村アカデミーなど外部の研修施設への派遣研修のほか、所属部署で行う日常の職務に必要な知識や技能を修得する職場研修などを行っております。

また、役職別に必要とされる能力につきましては、主事・主任職には基礎的職務遂行能力のほか、経験年数に応じた政策形成能力が必要であり、係長職にはさらに監督者としてのマネジメント能力が、管理職には加えて行政運営能力が求められますので、今後ともそれぞれの階層に合った人材育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の採用人数等につきましては、医療職と消防職を除いた平成27年度から31年度までの5年間の採用人数、そのうちの社会人経験者の人数と年齢構成を順に申し上げますと、27年度は採用人数42名中社会人経験者25名、年齢構成では20代14名、30代11名、同じように28年度は47名中31名、20代18名、30代13名、29年度は54名中29名、20代15名、30代14名、30年度は39名中23名、20代17名、30代6名、31年度は31名中11名、20代7名、30代4名となっております。

社会人経験者の即戦力となる業務内容については、財政部門であれば金融機関、観光部門であれば旅行会社、福祉部門であれば社会福祉法人、建設部門であれば建設会社などで培った業務などが挙げられます。適正の判断については、採用に当たり1次の筆記試験で総合適性検査を実施するとともに、事務職については2次試験で集団討論、さらに3次試験で個人面接を実施し、技術職については、昨年度から2次試験として専門性を図るため、2段階による個人面接を実施しております。

次に、スペシャリストの育成につきましては、職員にとっては人事異動を通じて公務員としての幅広い知識や経験を積むことも大切ですが、特定の部門において業務に精通した職員の能力も必要であると認識しております。私といたしましては、これまで専門性が必要とされてきた税務や福祉部門のほか、災害対策、港湾行政などにおいてもスペシャリストを育成したいという思いがありますので、経験者や資格者の採用のほか、その実現のために必要な人員配置や専門的分野における研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画につきましては、本市では法の施行日である平成28年4月1日付で策定しており、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備や現状と課題、活躍の推進に向けた数値目標と取り組みなどを盛り込んでおります。

次に、女性管理職の人数等につきましては、病院局を除いた今年度における職位ごとの人数と割合を順に申し上げますと、部長職はおりませんが、次長職4名、14.8%、課長職13名、9.7%となっております。男性職員の管理職登用比率が16.7%であるのに対し、女性職員の管理職登用比率は5.9%にとどまりますが、今日の行政課題に取り組むためには女性の視点も必要となりますので、女性職員の活躍に期待しているところであります。

次に、女性が活躍できる環境づくりの意識改革等につきましては、男性職員への取り組みとしては、本年3月下旬に男性職員の育児休業を促進するリーフレットを全庁的に配布いたしました。これにより育児休業を取得した男性職員が増加したところであります。

女性職員への取り組みとしましては、平成30年度から女性職員の働き方ビジョン研修を実施し、今後のキャリアアップなどについて考えてもらう機会を設けております。

また、女性職員の登用については、昇任することに魅力を感じない、自分の能力で職責を全うできるか不安があるなどの意見も聞いておりますが、意識改革の取り組みを重ねながら、意欲と能力のある女性職員の登用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ワンストップサービスについて御質問がありました。

まず、ワンストップサービスについての私の認識につきましては、同じフロアで各種証明書の申請・交付や相談業務などを行うことにより、必要な手続を効率的に進めることができるとともに来庁者の待ち時間も短縮することができるなど、市民サービスの向上が図られるものと考えております。

次に、ワンストップサービスの導入につきましては、一つのフロアに業務を集約するスペースの確保など庁舎の構造的な問題のほか、ワンストップに対応するための組織体制や広範囲な窓口業務に専任で対応できる各種業務に精通した職員の養成と確保などの課題が考えられます。このように解消しなければならない問題や課題はありますが、ワンストップサービスの導入については市民サービスの向上に必要なものと考えておりますので、今後、組織改革を行う中でどのような形で実現することができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、市民目線に立った対応につきましては、これまで本庁舎別館1階の窓口番号表示盤の設置や介護保険課の窓口開設のほか、各フロアの庁舎案内板の設置などを行ってきましたが、今後もわかりやすい窓口案内看板の設置など市民目線に立った改善等を進め、可能な限り市民サービスや利便性の向上を

図ってまいりたいと考えております。

次に、窓口対応の改善実施に向けた姿勢につきましては、窓口に従事している職員は市役所の顔であり、その対応のよしあしにより、市民の皆さんが受ける市職員全体の印象が決まるほど重要であると考えておりますので、今後とも職場研修やミーティングなどの実施により、窓口に従事する職員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、検討チームの設置につきましては、業務の改善は必要であることから、今後、組織改革を行う中で庁内窓口業務の利便性向上策について、職場横断的な検討などを行ってまいりたいと考えております。

次に、公用車の安全管理について御質問がありました。

まず、市の公用車の台数などにつきましては、本年9月1日現在での公用車の車種別の台数は、貨物運送用車両50台、乗車定員11名以上の車両3台、普通小型自動車72台、消防車やロータリ除雪車などの特殊車両73台の計198台となっております。

次に、直近5年間の公用車の交通事故件数は、平成26年度16件、27年度22件、28年度26件、29年度23件、30年度17件となっております。

次に、安全管理体制や安全講習の対策については、安全運転管理者を市全体で1名のほか、建設事業室、消防本部、水道局にそれぞれ1名配置しております。また、毎年、公用車を運転する職員を対象に安全運転講習会を小樽警察署に講師を依頼し実施しております。

次に、任意自動車保険の現在の状況は、補償内容として、対人賠償、対物賠償、搭乗者傷害補償などとなっております。

今後の自動車保険の考え方については、このたび高額な修理費を伴う事故が発生したことから、保険料と事故発生に伴う市の負担額を考慮して補償内容の見直しができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の公用車のあり方についての見解につきましては、消防車や除雪車など業務に必要な車両については適正な台数を確保してまいります。一方、事務連絡などの連絡車として使用している公用車については、一定数確保しておりますが、車両が足りない場合には専用使用している部署の車両も活用するなど効率的な運用をしております。今後とも、より効率的な公用車の使用を推進するとともに、公用車の需要を見きわめ、共有化を拡大するなど台数の精査を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市公用車のドライブレコーダーにつきましては、一般の公用車には設置しておりませんが、消防本部の所有する消防車両35台中26台に設置しております。消防車両は緊急走行の際、赤信号であっても交差点への進入等を余儀なくされますので、一般の公用車よりも走行上の危険性は高いものと認識しております。このことから、消防車両につきましては、交通事故等の証拠として活用するほか、職員の安全運転に対する意識をより高めるためドライブレコーダーを設置しているものであります。

次に、本市の全ての公用車にドライブレコーダーを設置することについての見解につきましては、ドライブレコーダーの必要性はトラブル発生時などに職員を守るためにも有効であることは十分認識しておりますが、設置には一定の初期費用がかかることから、全車両に設置することは難しいものと考えております。しかしながら、車両の用途ごとにその必要性などを含めて設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、旧ごみ焼却場の解体について御質問がありました。

まず、解体にかかる一般的な費用につきましては、解体費用は焼却炉の規模や種類などにより異なるので一般的な費用はお示しすることはできませんが、本市の旧ごみ焼却場の解体費用につきましては、

昨年度業者から徴した見積もりでは約6億円となっております。また、解体に伴う国からの補助は、焼却炉の解体と新たな廃棄物処理施設の整備を一体として行うことを条件に、環境省の循環型社会形成推進交付金の対象事業となりますが、当該施設は解体後、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の利用者用駐車場として整備を行う予定ですので、この交付金には該当せず、他の補助等もございません。また、ダイオキシン等の安全対策は、厚生労働省の廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて行うこととされており、施工の際にはダイオキシン類が外部に流出しないよう、密封措置を講じることや空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング、施設の付着物を高圧洗浄等により除去した後も湿らせた状態で解体を行うなどの対策を講じることとされています。

次に、現在の旧ごみ焼却場の状態につきましては、平成13年3月の廃止時には、ダイオキシン類が含まれた灰の飛散、流出を防止するために、焼却炉開口部の閉鎖や建物内に立ち入りができないよう閉鎖措置を行い、平成17年12月には雨水の流入を防ぐため、煙突の先端を閉鎖したところであります。

なお、煙突自体は平成7年に内部をステンレスにより補強しましたが、煙突の外壁の劣化はある程度進んでいるものと思われます。また、道が策定した廃止済み焼却炉点検マニュアルに基づき定期的に閉鎖箇所の点検を行っているほか、上屋の屋根や壁の補修など施設の維持管理を行っており、後志総合振興局が毎年実施している立入検査においても管理上の不備は指摘されておりません。

次に、今後の解体に向けた考え方やスケジュール等につきましては、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区の整備に係るスケジュールでは、現時点で令和4年度末までの解体を目指しており、解体までに実施設計を含め一定程度の期間を要することから、早期の予算計上に向けて検討を進めております。解体にかかわる財源につきましては、国の補助等はございませんが、公共施設等総合管理計画に位置づけておりますことから、公共施設等適正管理推進事業債などの活用を視野に入れながら検討を進めております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋克幸議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、小樽市総合博物館について御質問がございました。

初めに、本館の平成19年度開館以降の入館者数につきましては、開館直後は9万人台で推移しており、その後、年度により増減はございますが、13万人を超える年もございました。28年度以降の3年間は9万人台で、若干の減少傾向となっております。

次に、子供の入館者数につきましては、学校等の団体利用数は年間で約3,000人であること、子供を対象とした夏季休業中の科学教育のイベントでございます「科学の祭典」の参加数は2日間で約3,000人を数えており、これらの合計で年間約6,000人という数は28年度以降も同様に推移しております。

なお、小・中学生以下の入館は無料となっておりますことから、個人も含めた正確な人数の把握はできておりませんが、近年市内の児童・生徒数が減少していることを考慮いたしますと、少なからずその影響は受けているものと認識をしております。子供の利用拡大を図っていくためには、科学教育に係る展示内容や教育普及事業などの充実努めていく必要があるものと考えております。

次に、総合博物館本館における展示物の今後の維持保全についての考え方と課題につきましては、まず、屋内展示につきましては、旧交通記念館や旧青少年科学技術館時代の展示設備をそのまま活用しているものが多くあり、既に部品などの調達が困難な機器も存在していますことから、修理が不可能なものが相当数あるため、今の時代に対応した魅力のある新しい展示にしていけることが課題となっております。今後の方針といたしましては、小樽における鉄道の歴史を紹介する展示や科学教育の充実のため、

館内の展示内容の更新に計画的に取り組む必要があるものと考えております。

また、屋外の展示物につきましては、旧交通記念館時代から展示をしております鉄道車両の劣化が著しいことが課題となっております。これまでふるさと納税制度である「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附金」を活用し、重立った車両から順次計画的に博物館ボランティアの皆様方と補修を行ってまいりました。しかしながら、経年劣化が加速をしておりますことから、今年度からはボランティアによる補修に加えまして、専門の業者による修繕を行うこととし、維持保全の充実を図っていくこととしております。

次に、鉄道の歴史がわかる施設として、また、北運河地域や旧国鉄手宮線の散策路のイベントなどとの協働した取り組みにつきましては、日本遺産炭鉄港の構成文化財のうち唯一の重要文化財、旧国鉄手宮鉄道施設が総合博物館本館の敷地内にあることから、鉄道遺産の魅力を発信できる日本遺産のガイドンス施設として、展示の更新や充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、北運河地域や旧国鉄手宮線の散策路などを活用したイベントとの連携につきましては、地域の団体が行う旧国鉄手宮線や北運河エリアを活用したイベントなどへの協力を行うとともに、実施に向けた環境づくりなど市民の学びの拠点である社会教育施設としてサポートや情報発信をしてみたいと考えております。

次に、本年10月に開催をされます北前船寄港地フォーラムに関連する取り組みにつきましては、総合博物館運河館は常設展示のテーマが北前船を中心に構成されており、また、運河館の建物である旧小樽倉庫を初め本市における北前船の構成文化財の大半が展示物に含まれております。フォーラム当日には参加者による見学ツアーの会場の一つとして運河館が指定されておりますことから、見学ツアーの機会に合わせ、展示している構成文化財に日本遺産との関連をわかりやすく表示したり、解説を行うなどして参加者の皆様に歓迎してまいりたいと考えております。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

○11番（高橋克幸議員） 2点だけ再質問させていただきます。

1点目は、公用車の安全管理についてです。

先ほど市長から御答弁いただきましたけれども、公用車の交通事故が毎年20件前後あるという、少し多いなというふうには私は思ったのですが、やはり他都市の例を見てもドライブレコーダーの効果というのは結構大きいみたいなのです。具体的な数値は今持っていませんけれども、先ほど市長が御答弁されて、認識はしていると。だけれども全部はつけられないのだというのがなかなか理解ができなくて、やはり私は一遍に、全ての台数というのは単年度では難しいとは思いますが、緊急性のあるものから、もしくは危険度のあるものから順次取りつけていくべきだというふうに思っております。市長が、防災とかいろいろな観点から備えが必要だというお話をされていますので、そういうことから、もう一度これは全車取りつけに向けての検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

もう1点は、旧ごみ焼却場の解体の件です。

補助メニューがないというのは少し大変だなというふうに思いますけれども、一つ懸念されているのが、この施工業者というのは非常にいろいろな環境の規制があって、いろいろな許可を持っている業者でないといけない作業がたくさんあるわけです。以前も他都市でありましたけれども、結局業者が見つからなかったり、なかなか、ぶつかって工程がおくれたり、そういうことがあったそうでございます。そういう面で、情報収集としてまだ時間があると思いますので、この施工業者の状況を把握するべきで

はないかというふうに思います。その点についても伺いたいと思いますので、この2点よろしくお願ひします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えいたします。

私からは公用車の安全管理について御答弁させていただきたいと思います。先ほども御答弁させていただきましたけれども、公用車による交通事故が年間20件ぐらいあるということについては大変私どもも申しわけなく思っているところでございます。今ドライブレコーダーについてのお尋ねがございまして、御答弁申し上げましたけれども、全車両に一度に配備するという事は難しいというふうに思っておりますが、車両の重要性あるいは用途ですとか、そういったものを鑑みながら、全車両にどういった形で配備できるのか、計画的に配備できるような形で内部で検討させていただければなど、このように思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（阿部一博） 高橋克幸議員の再質問にお答えいたします。

私からは、旧ごみ焼却場の解体につきまして、施工業者の確保の関係での御質問だったかと思ひます。確かに高橋克幸議員がおっしゃるように、この解体作業を行える業者というのは非常に限られてございまして、私どものほうでも、今回見積もりをいただいた業者といろいろと打ち合わせをしながら今回見積もりをとったような状況でございまして、今後につきましてもなるべく早目に工程を示すなどして業者の確保については行っていきたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 高橋克幸議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 一般質問を行います。

初めに、海水浴場に関連して伺ひます。

現在、小樽の海水浴場は6カ所で開設されています。昨年の人数では一番多い蘭島の海水浴場で10万3,850人、一番少ない朝里海水浴場でも7,000人、全体で23万人以上の方が海水浴場で家族や友人たちと一緒に海での遊びを楽しんでいます。海水浴場では、安心・安全に利用できる海水浴場として売店やトイレも設置され、ごみの清掃や砂場の整備などされていますが、海水浴場以外の海岸は監視・救援の設備が整っていない場所が多く、万が一の事故の場合も対応ができません。

現在、海水浴場は10年前に比べると3カ所減っています。海水浴場として開設されていない海岸では、開設されなくなった年に広報おたるや市のホームページ、市内の小・中学校などにも周知し、事故が起こった海岸では、危険性の周知と海水浴場での遊泳を促す看板を設置していると聞いています。しかし、海水浴場に訪れている人数が数千人いることから、小樽市内に幾ら周知しても、市外からも多くの方が遊びに来ているので、海水浴場ではないことを知らずに来る方も非常に多いと考えます。

豊井浜では、海水浴場として開設されなくなってから約10年が経過していますが、今もインターネットで海水浴場と検索するとヒットし、現在販売されている住宅地図にも海水浴場として掲載されています。また、多くの方が来ることで海水浴場と勘違いをし、個人ブログなどにも海水浴場として紹介する

方もいます。2年前には住民の方から不法投棄の問題で私に相談があり、市に対応をお願いしたところ、市も不法投棄が多い場所として認識していたこともあり、ごみ捨て禁止の看板設置や警察にもパトロールを強化するなどしていくという話でした。

しかし、その後の近隣住民のお話では、5月のゴールデンウィークから9月末までキャンプやバーベキューなど泳ぎに来る方などが後を絶たず、特に7月15日の海の日から8月末ごろまで1日100人ほど毎日のように人が集まっていると聞いています。その中にはテントを張ってそのまま置いていく方、バーベキューで使った火が残っていても道具や残飯などもそのまま海岸に置いていく方など、トイレや脱衣所がないからと人がいても構わず着がえを済ませてしまう迷惑行為も後を絶ちません。近隣の方からは、「暑い日でも窓をあければ排便などの匂いがすることもあって窓を開けられない、たき火の火も風に乗って家まで飛んでくることがあるから家が火事になるかもしれない」と不安の声も上がっています。

こうした事態を何とかしたいと、住民数人が市に対応の連絡をしても、うちの担当ではありませんなどとたらい回しにされ、再度連絡をしますと言ったきり一度も市から連絡もないと聞いています。市長は利用実態を聞いてどのように思いますか。近隣住民の方が大変困っているわけですから、市民の声にしっかり向き合う必要があるのではありませんか、お答えください。

豊井浜の海岸線では、祝津高島海岸線にある旧祝津トンネルが冬になるとつららができるなど危険のため、1990年に閉鎖となり、旧高島トンネルも1997年には閉鎖となっています。旧祝津トンネルのほうは柵がされており、トンネルの中には人が入ることができなくなっていますが、トンネルまでの数百メートルは民間もなく平地となっているため、道路で花火やたき火をして、道路のあちこちが穴が開いている状況があります。冬期間は雪堆積場として利用していることもありますが、冬期間以外は近隣住民の意見も聞いて、旧高島トンネルまでの道路も含めて閉鎖の検討も必要ではないでしょうか。

こうした海の問題は豊井浜だけの問題では決してありません。現在はSNSを活用している方も多いことを考えても、海水浴場ではなくなった場所の周知は一時的な周知ではなく、継続的な海水浴場として開設されていない海岸について、市としても、市内だけではなく近隣自治体とも連携して周知することも必要ではないでしょうか。また、海水浴場でなければどんな危険性があるのかも啓発していく必要があるのではないのでしょうか。事故が起こった海岸の場所だけに注意看板を設置するのではなく、事故防止という観点からも以前海水浴場だった場所には必ず看板設置する必要があるのではないのでしょうか、お答えください。

海洋プラスチックごみについてです。

現在、プラスチックごみによる海洋汚染が大きな問題となっています。世界のプラスチック生産量は10年足らずで1億トンもふえ、2050年には海の魚の量と海に流入したプラスチック廃棄物の累積数が同じになるとも言われています。プラスチックは丈夫なため自然に分解されにくく、一旦、海に入ると環境の中に長い間残り続けるという問題があります。海では波などの衝撃によってもろくなったプラスチックは少しずつばらばらになっていき、5ミリメートル以下の微細なマイクロプラスチックとなって動物性プランクトンの餌とともに取り込まれて蓄積し、それが生態系や人体にも影響が懸念されています。特にレジ袋は薄くてマイクロプラスチックになりやすく、素材もポリエチレンで有害化学物質を吸着しやすくなっています。

環境省の調査では、日本周辺の沖合海域で全体的にマイクロプラスチックは分布されており、東北の日本海側及び太平洋側沖合周辺などで高い密度を示す傾向が見られたことがわかっています。ことしの6月に行われたG20では、海洋プラスチックごみの対策が課題となり、プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すとした大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを決めました。

各国ではレジ袋から規制を始めており、既に127カ国で法規制がなされ、40カ国では配布自体を禁止し、フランスでは使い捨てプラスチック容器の使用を禁止する法案が成立、イギリス、アメリカ、中国でもマイボトル用の給水器が普及し、ペットボトルの削減にも取り組んでいるところです。日本は使い捨てプラスチックごみの発生量世界第2位、使い捨てプラ製品の1人当たりの廃棄量も2位となっており、環境汚染の責任は重大にもかかわらず、ごみ削減には消極的で、ほかの国と比べても進んでおりません。小樽は海に囲まれている地域でもあり、この問題は小樽市としても環境を守ることはもちろん、人体への影響のないよう実効性のある対策を進めることが必要不可欠です。

小樽市として海産物のマイクロプラスチックの汚染度など調査が行われているのでしょうか。また、行われていないのであれば、北海道とも協力しながら調査を行う必要があるのではないのでしょうか。市長は、人間の健康や生態系に影響を与えるとされている海洋プラスチック問題をどのように考えているのでしょうか、お答えください。

小樽市の資源物処理量を見ると、2011年はプラ製容器包装が1,548トンで、ペットボトルは284.8トンとなっており、2017年はプラ製容器包装が1,472.2トン、ペットボトルが284.4トンと、人口減に伴いプラスチックごみも若干減ってはきていますが、6年経過しても大幅な減りはありません。また、容器包装ではないプラスチック製品は燃やさないごみになるので、そう考えてもプラスチックごみというのは膨大な量と言えます。海洋プラスチック問題を解決するためには、プラスチックごみを減らす課題とともに不必要なプラスチック製品を生産しないことが必要です。

そこで伺いますが、プラスチックごみ減量対策は市としてこれまでどのように行われてきたのでしょうか。小樽の企業に対してもごみ削減が促進されるよう、市としても対策を考える必要があるのではないのでしょうか。プラスチック製品がポイ捨て等されて海洋プラスチックごみになってしまうことが問題であり、私たち一人一人がプラスチック製品を適切に扱う必要があります。市で脱プラスチックを啓発していくと同時に、市内の学校での環境学習など住民への啓蒙活動も必要ではないのでしょうか。海洋プラスチックを出さないためにはプラスチックの発生削減が必要です。国に対しても市として早急に対策を求める必要があるのではないのでしょうか。

次に、路線バスについて伺います。

市内の地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーで構成されています。中でも路線バスは、坂道が多く自転車での移動が不向きな小樽では通学や通勤、通院に買い物といった、市民生活に欠かせない交通手段となっています。現在路線バスを利用している市民からは、バス利用がしづらくなっていると聞きます。特に近年はバスの便数が減り、寒い日や天候が悪い日はバスが来るまで長時間バスを待つということになります。昨年行った地域公共交通に関するアンケート調査でも、一般の方と通勤者、通学者のアンケートをそれぞれ見ても、頻度・運行間隔の不満が高くなっており、バスを利用しない理由として、「運行便数が少なく利用しづらいため」が約30%から40%にもなっています。小樽市内線運行便数推移で見ると、2017年には全体で1,515便数が2019年には1,220便となっており、わずか2年間で295便も減りました。特に手宮発の小樽市内本線と最上線が一番便数が減っている状況があります。便数が減っている一般的な理由には、利用者の減少、バス乗務員の高齢化、乗務員不足などが挙げられています。市民が利用しやすいよう利便性を向上するためにもバスの便数をふやす必要があるのではないのでしょうか。

乗務員不足は、本市だけではなく全国的な問題にもなっており、乗務員不足で道内でも路線バスの減便や休廃止なども出ている状況です。乗務員不足は、バス路線、ダイヤの規模を強制的に縮小、事業者の経営状況も悪化させ、市民にとっても利用しづらくなります。バス乗務員不足の理由としては、低賃

金などが挙げられています。バス乗務員を確保するためにも、処遇改善も含めて、国や道に対しても早急な対策を求めること、また市としても乗務員確保に向けた対策が必要ではないでしょうか。

小樽市では、バス停留所が456カ所あります。上屋やベンチがない停留所では、重い荷物を抱え、雨や雪が降る中、震えながらバスを待っている方を見かけることがあります。市内のバス路線で上屋つきバス停は現在42カ所、待合所が28カ所となっています。4年前と比べると若干ふえています、まだまだ足りている状況ではありません。バス停留所に上屋やベンチを設置できるよう、市として補助も含めて上屋やベンチの新設はできないのでしょうか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、海水浴場に関連して御質問がありました。

まず、豊井浜の利用実態に関する私の認識につきましては、豊井浜の近隣住民が困っている状況についてお聞きをし、憂慮すべき問題であると考えております。今後につきましては、豊井浜は民有地も混在していると聞いておりますので、庁内の関係部署で状況を確認の上、対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、豊井浜の市道祝津高島海岸線の道路閉鎖につきましては、当該道路は近隣住民の通行や海岸管理者などの管理通路としての利用実態があるなど公共的な役割を持つ道路となっておりますので、閉鎖することは難しいものと考えております。しかしながら、今後におきましては、不法投棄や迷惑行為が行われないう、改めて近隣住民の意見をお聞きした上で、どのような対策ができるのかについて検討してまいりたいと考えております。

次に、海水浴場を開設していない海岸の周知と危険性の啓発につきましては、市といたしましては、これまでも海水浴場の届け出を北海道へ提出している海水浴場について、シーズン前に広報おたるや町会の回覧などでお知らせしているほか、各学校に対しては、市内はもとより隣接する札幌市の教育委員会を通じ各学校に周知を図っております。その際には、海水浴場となっていない海岸は、監視員が配置されず、仮設トイレも設置されないなど、遊泳者の安全や衛生的な環境を確保することが困難なため、海水浴場で遊泳するよう啓発をしております。

次に、以前、海水浴場だった場所への看板の設置につきましては、現地の状況を確認し、海岸管理者などと協議の上、看板の設置も含め、対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、海洋プラスチックごみについて御質問がありました。

まず、海産物のマイクロプラスチックの汚染度などの調査につきましては、海洋プラスチックの問題は世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題であり、海産物の汚染度調査につきましては、広域的な調査が必要となるため、国レベルで行うべきものと考えております。環境省では、本年9月から10月の間に石狩湾でマイクロプラスチックの採集を含めた漂流ごみ・海底ごみの現地調査を行うと聞いております。

次に、海洋プラスチック問題への認識につきましては、海洋プラスチック問題は、本年6月に開催されたG20においても、各国が連携して効果的に対策が促進されるよう取り組むことが確認され、国においても新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、率先して取り組むべき対策として、本年5月31

日に海洋プラスチックごみ対策アクションプランを示しております。海を有する本市にとっても水産業は重要な産業であることから、生態系に影響を与える海洋プラスチックごみは解決されるべき大きな問題であると認識しております。

次に、これまで市が行ってきたプラスチックごみ減量対策につきましては、平成17年4月の生活系一般廃棄物有料化実施に伴い、今まで廃棄物として扱っていたプラスチックごみを資源物として収集するとともに、資源回収ボックスの設置による資源物の排出環境整備などの取り組みを行ってまいりました。また、小樽くらしのガイドなどによる適正な分別排出への情報提供や市民意識啓発、マイバッグなどのエコ活動推進を目的としたエコショップ認定制度の導入などもあわせて実施した結果、分別収集開始後、30年度までの14年間で約2万5,700トンのプラスチックごみを資源化いたしました。

次に、企業に対するごみ削減の促進策につきましては、プラスチックは軽量で丈夫な素材であり、国においてはプラスチックによる生活利便性を損なうことなく、プラスチックごみの削減を行うべく、代替素材の開発への支援やレジ袋削減に向けた法整備などを進めており、各企業においてもプラスチックごみ削減に向けた独自の取り組みがなされております。本市といたしましても、従前からの排出抑制等の対策に加え、プラスチックごみの資源化によるごみの減量化にしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、学校での環境学習や市民への啓発活動につきましては、小学校高学年から中学校まで環境学習としてリサイクルやごみの減量などが授業で取り扱われていることに加え、環境教育の取り組みとしてボランティア清掃活動を行っている学校もあります。また、市民に対しましては、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」などへの参画やエコショップ認定制度の推進、適正な分別排出への情報提供や市民意識啓発などを継続して行うとともに、国や北海道の施策とも連携しながらプラスチックごみ削減につながるリデュース・リユース・リサイクルの3Rに対する市民意識の啓発活動を今後も継続して進めてまいりたいと考えております。

次に、国への要望につきましては、全国市長会を通じて容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築することやプラスチック製レジ袋の完全有料化などを要望しております。

次に、路線バスについて御質問がありました。

まず、バスの便数をふやす必要性につきましては、バスの増便は利用者の増加や利便性の向上につながるものではありませんが、一方で事業収支も考慮しなければならないことから、これまでバス事業者が減便という判断をしたと認識しており、市としてもやむを得ないものと考えております。

次に、バス乗務員の確保につきましては、労働環境の改善などについては全国市長会や全国知事会から既に国へ要請しているところであります。市もこれまで広報おたるを通じバス乗務員不足の問題をお知らせするなどしてきましたが、市内企業の人材確保は職業別に違いはあるものの、バス乗務員に限らず厳しい状況にあります。このため、市といたしましては、人口対策の観点からも、合同企業説明会を開催するなどして、企業と求職者のマッチングに努めておりますが、今後はバス乗務員確保に向け関係者間での協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、バス停留所での上屋、ベンチの新設につきましては、小樽市地域公共交通網形成計画においてバス停留所の整備は、バス待ち環境の整備を想定事業の一つとしておりますので、今後実施に向け、事業主体や財源の確保について検討してまいりたいと考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） それでは、何点か再質問をしたいと思います。

まず、豊井浜のことだったのですが、民有地もあって、道路の閉鎖は難しいというような話があり、今後は迷惑行為が行われないように検討したいという話でした。住んでいる方がいらっしゃるの、当然やはり住民の方にお話を聞いて、考えなければいけないというふうに思うのです。やはり道路に住民の方が車を出そうとしても、びっちり路上駐車されていて、車の出し入れもままならないという状況も生まれているわけですから、やはりそこら辺もしっかり住民の方に話を聞いて、完全な閉鎖ということではなくても快適なバリエーションができるのかどうかも話し合っ、ぜひしていただきたいと思っています。

あと、継続的な海水浴場として開設されていない海岸について、近隣自治体とも連携して周知することが必要なのではないかということを知ったのですが、何か具体的にそのお話がなかったような感じがしたのですが、しっかり周知する必要があるのではないかと思うので、そこら辺をもう一度お答えいただきたいと思っています。

あと、注意看板なのですが、対応を検討するというような答弁だったと思うのです。何か事故が起こってからでは、やはり遅いのですよね。海難事故で消防が出動しているというのは毎年十数件上がっているわけですよ。それで、ことしの8月25日現在でも14件があったというふうにも聞いています。しっかり来年に向けて、注意看板もしっかり設置するということは行っていただきたいというふうに思います。

あと、海洋プラスチックごみのことなのですが、市としての対応も聞いたのですが、マイバッグの推進だったり、資源物として回収をこれからもしていくというような答弁だったと思います。やはり本市としてもマイボトルやマイバッグの推進ももっと積極的に行う必要があるのではないかというふうに思います。

それで、企業に対しても、ごみ削減が推進されるようにというお話もしたのですが、企業ではやはり独自でプラスチック製品のストローをなくすですとか、努力されている企業もあるのですが、小樽市としてできることもたくさんあると思うのです。今、昨年からことしにかけて大阪や神奈川県など多くの自治体はプラスチックごみゼロ宣言を行っていて、亀岡市では、もう2020年にはレジ袋自体を禁止する条例もつくろうと、そういうふうにもう進んでいるわけです。

だから、小樽市として、小樽の水はおいしいということで小樽の水も商品化されたりしているわけです。やはり企業として、ごみ削減が推進されるように、いつでもどこでも小樽のおいしい水プロジェクトということで市内のお店をされている方とも連携して給水のスポットづくり、誘客につながる可能性もあるのかというふうに思いますので、マイボトル推進のためにも、そこは企業とも、小樽市内のお店をされている方とも一緒に話をし、こういうふうに進めて、ごみ削減が推進されるように対策を考える必要があるのではないかというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、豊井浜の市道祝津高島海岸線の道路閉鎖についてお答えをしたいと思います。

先ほど市長から答弁がありましたように、使用実態があるということでございますので、高野議員もおっしゃられたとおり、地域住民の方と十分話をしながら、どういった対応ができるのかについては検討していきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、まず周知及び啓発についてと、あと看板設置の件なのですがすけれども、まず、周知及び啓発につきましては、先ほど少し市長からも御答弁ありましたとおり、広報おたる、そして町会におきましては51町会、そして市内小・中学校、高校、そして幼稚園、保育所、保育園長宛てに文書は出しております。また、札幌におきましては、教育委員会を介して学校宛てにそういう注意喚起といいますか、文書は送っているところであります。

看板設置につきましては、少し繰り返しになりますけれども、まず海岸管理者ともきちんと協議をしていきたいと。それで、看板設置についてできるのかどうかも含めてきちんと管理者のほうと今後協議をしていきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（阿部一博） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、プラごみの削減の関係での御質問だったかと思いますが、マイバッグ等の普及について、もっと推進したらどうかという御質問が一つあったかと思うのですが、それにつきましては、先ほど申し上げましたエコショップの認定制度ですとか、そういう制度を取り入れることによりましてレジ袋の廃止ですとか、そういうことが推進されますのでマイバッグとかそういうものの推進につながっていくのかというふうに私どもでは考えております。

それと企業への呼びかけということで、一つは、企業につきましては、プラごみの流れというのは大体決まっておりますので、いわゆるペットボトルですとかそういうものを、例えば産業廃棄物最終処分場などに持っていきますと、私どもは受け付けられないような形になってございますので、事業者はきちんとそういったプラスチックごみの処理というのはしなければならぬ。そういった形になっておりますので、その対応を進めることによりまして、プラごみというのは一定程度削減されてくるのかというふうには思っています。

何を言いたいかといいますと、いろいろとごみの流れが、恣意的に言うと、これは日本中そうだと思うのですが、流れが決まっている中で、何が問題なのかということと不法投棄ですとかポイ捨て、そういったものによる海岸への流出というのが問題になっているのではないかとこのように私どもは感じていまして、そういったものへの対応として、企業が行う清掃活動への支援ですか、そういったものを進めていくことによって市として対応をしていきたいということで、議員がおっしゃるような御指摘に対して、少し答弁がずれるかもしれませんが、私どもはそうように考えているということでございます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） 再々質問したいと思います。

まず、豊井浜の件だったのですがすけれども、十分近隣住民と話をして検討したいというのですが、検討、検討なのです。毎年、住民の方は夏が来るたびに、本当にまたかというような感じがあるわけなのです。やはり来年の夏までしっかりと対策、結果が出るかどうか、きちんと考えていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

豊井浜の道路の件でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも地域住民との話し合いをさせていただきたいというふうに考えております。その中で、時期それから方法、そういったものについても住民の方々から御意見を聞いた上で、小樽市としてどうできるかということを判断してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第6号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号、議案第29号、議案第30号及び議案第33号並びに報告第1号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第7号ないし議案第20号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

松田優子議員、面野大輔議員、高橋龍議員、酒井隆裕議員、高橋克幸議員、松岩一輝議員、高木紀和議員、川畑正美議員、山田雅敏議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。

横尾英司議員、丸山晴美議員、秋元智憲議員、須貝修行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、佐々木秩議員、高野さくら議員、濱本進議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中事故がある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第31号、議案第32号及び議案第34号につきましては総務常任委員会に、議案第24号及び議案第26号につきましては厚生常任委員会に、議案第23号及び議案第28号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月23日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時06分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 須 貝 修 行

令和元年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和元年9月24日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
監	査	委	員	小	林	優		小	山	秀
病	院	局	長	並	木	昭	義	加	賀	英
総	務	部	長	日	栄	聡		前	田	孝
産	業	港	湾	部	上	石	明	佐	藤	文
生	活	環	境	部	阿	部	一	相	庭	孝
福	祉	部	長	勝	山	貴	之	貞	本	晃
建	設	部	長	西	島	圭	二	土	田	和
病	院	局	小	樽	市	立	病	院		
事	務	部	長	金	子	文	夫	森		貴
総	務	部	長	林		昭	雄	荒	木	逞
企	画	政	策	室	長			矢	田	泰
総	務	部	総	務	課	長		津	田	義
				久						

議事参与事務局職員

事 務 局 長	中 田 克 浩
庶 務 係 長	由 井 卓 也
調 査 係 長	柴 田 真 紀
書 記	北 岡 尚
書 記	河 崎 仁 美

事 務 局 次 長	佐 藤 典 孝
議 事 係 長	深 田 友 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、小池二郎議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第34号及び報告第1号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第1号小樽市一般会計補正予算における生活保護システム改修事業費は、国のマイナンバーによる進学準備給付金の情報連携に係るもののほか、生命保険会社に対する被保護世帯の資産調査に係る様式の統一化、国に定期的に報告する統計調査項目の追加に伴うシステム改修を行うためのものだが、今回のシステム改修は国からの求めに応じて行うものであることから、改修費用は国が全額負担すべきと思うがどうか。

また、マイナンバーの情報連携について、生活保護の申請の際、本人がマイナンバーを記入しない場合でも、市は、いわゆる番号法のできる規定を根拠に、本人の同意なくシステムにマイナンバーを登録しているというが、それでは今回の生活保護事務で新たな項目が情報連携の対象となることは、本人の同意がない中で、マイナンバーの利用範囲が広がることになり問題だと思うがどうか。

10月からの保育の一部無償化により、市では負担軽減が見込まれる一方、新たに給食費、副食費を徴収するようになることで、民間保育園では、これまで保育料が安く抑えられていた世帯の負担がふえるおそれもあるという。保育の無償化により浮いた財源は、そうした負担増となる子育て世帯への補填や、副食費への補填など、まずは保育のために使われるべきであり、さらに余った分は、こども医療費の助成拡充などに活用すべきと考えるがどうか。

また、函館市では、ひとり親家庭等雇用促進補助金という新たな制度をつくり、ひとり親家庭の雇用環境を改善する支援策を始めたと聞く。本市においても、ひとり親家庭への支援策の一つとして、ぜひこうした制度を調査、研究してほしいと思うがどうか。

議案第5号小樽市介護保険事業特別会計補正予算は、平成30年度決算で生じた剰余金を精算するものであるが、給付費が見込みより少なかったこともあり、補正後の基金残高は約10億7,140万円になるという。高齢者がサービスを使わなくとも十分元気に生活できているということであれば喜ばしいことだが、給付費が抑制されているのではないかと心配に思われる。

また、今後も年金がマクロ経済スライドでじわじわ下げられ、さらに本年10月からは消費税10%が導入されることから、高齢者の暮らしを応援するためにも、市には、積み上がった基金を活用し、できる限り介護保険料を引き下げよう努力してほしいと思うがどうか。

本年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い発行されることとなったプレミアム付商品券は、前回は対象者を絞らず、希望者全員に発行できたが、今回は市民税非課税者及びゼロ歳から3歳半までの子育て世帯が対象だという。この事業の目的の一つには、地域における消費の喚起があるとされているが、市は、今回のプレミアム付商品券でどの程度の経済効果を見込んでいるのか。

本市では年に一度、市長が移住者と話をする機会を設けているというが、移住者が移住先として小樽を選んだ理由などの情報を収集する仕組みはないという。しかし、本市に移住する移住者の特徴などを拾い上げる仕組みがあれば、移住促進に向けた効果的な取り組みを行うことができると思うがどうか。

また、今後、移住促進の取り組みを進めるに当たっては細かな目標を設定すべきであり、これまでよりもさらに踏み込んだ分析を行い、エビデンスを示した上で戦略を立ててほしいと思うがどうか。

人材育成について、市は、職員に多様な職を経験させることや、公務員として同じポストに長く置くことの弊害性などの理由から、人事異動サイクルを基本的には4年としているという。しかし、他市では10年以上同じ業務を担当し、深い知識を身につけた専門性のある職員が実際に活躍しており、また、本市においても、例えば港湾行政など、民間の事業者と長く付き合い信頼関係を築く必要がある職種もたくさんあることに鑑みれば、従来の4年スパンにこだわらず、部署によっては職員の異動を10年スパンにし、専門性のある職員を育成していくべきだと思うがどうか。

公用車による交通事故は、毎年約20件も起きており、その約8割が一般車両での事故だという。市は公用車での交通事故防止のため、毎年、安全運転講習会を開催し、職員に注意喚起を行っているというが、今までどおりの安全対策では、交通事故を防ぐには不十分なのではないか。職員の安全運転に対する意識向上のためには、公用車にドライブレコーダーを設置することが有効であると考えられることから、リース契約している公用車の契約更新時には、ドライブレコーダーが設置された車両でのリース契約を行うなど、いずれは全車両にドライブレコーダーが設置されることを見据えて具体的な計画を立ててほしいと思うがどうか。

クルーズ船誘致に関する本市の戦略は、大型クルーズ船対応岸壁の整備や旅客ターミナル機能の導入、駐車場整備を進めるなど、第3号ふ頭を優先して整備することだと考えるが、そうだとすれば市長には、例えば「小樽港へのクルーズ船入港数が全国トップ10に入ること」など、具体的な目標を明確に打ち出し、その目標に向かって職員を引っ張っていくぐらいのリーダーシップが求められるのであり、市長自身がリーダーとして高い目標を掲げ、その本気度を示すことで、職員一丸となってクルーズ船誘致を進めてほしいと思うがどうか。

10月25日から27日にかけて、俱知安町でG20観光大臣会合の開催が予定されており、その歓迎レセプションでは、本市の観光ポスターやパンフレットを紹介できるPR展示ブースが設けられており、地元の食材が食事に提供されるなど、小樽の観光資源や食材をPRできる機会があると聞く。そのような場で、地元の食材が食事に提供され、各国のVIPに食べていただければ、それ自体が一つのブランドとして付加価値が高まることから、その場で一度PRをして終わりにしてしまうのではなく、今後の本市のPRにもつながるよう、この機会を活用してほしいと思うがどうか。

ひとり親世帯や生活保護世帯など生活困窮世帯の子供たちに、学習の機会を提供するため実施されている「おたる子ども未来塾」は、勉強を教えるだけではなく、子供の居場所をつくるという観点も有しており、利用する子供たちや保護者から、「勉強が分かるようになった」、「子供から意欲を感じるようになった」など喜びの声が聞かれるという。現在、定員30名に対して17名の利用者がいるということだが、事業開始に当たってはどのような方法で周知し、申し込みを受け付けたのか。

また、この事業の対象が生活困窮世帯であることで、受講者が生活困窮世帯の子供だということを知られてしまうことが懸念される点についてはどのように配慮しているのか。

クアオルトは、ドイツ語で「療養地」を意味し、本市では朝里川温泉地区が適地と考えられ、朝里川温泉組合や朝里のまちづくりの会においても、朝里川温泉地区を日本型クアオルトとしてプッシュしていきたいという声が上がっていると聞く。

本市がクアオルトに着手するに当たっては、まずは首長がリーダーシップをとり、行政に担当窓口を設け、日本クアオルト協議会への参加を表明し、市の上位計画に盛り込んで検討を進めていく必要があると考える。

取り組みを進める上で必要な過程が多くあるものの、クアオルトができれば、市民の健康増進を図れるばかりか、質の高い滞在型の観光保養地にもなり、本市の観光産業の次の一手になると考えられることから、ぜひクアオルトへの着手を検討してほしいと思うがどうか。

除排雪について、本市には、人口減少や高齢化などの課題があることから、令和2年度の策定を目指している雪対策基本計画は、それらの課題を踏まえて策定すべきだと思うが、その対応策の一つとして、市外の若い人をボランティアとして呼び込むことが考えられると思うがどうか。

また、玄関前やバス停などの置き雪の問題など、毎年同様の苦情が市民から寄せられているとのことだが、各ステーションの除排雪についてのデータは毎年蓄積されているのだから、市は、そのデータを生かし、今期の除雪に当たっては、市民からよい除雪だったと言われるよう努めてほしいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度については、当初予算編成の際に計上は見送り、制度の抜本的な見直しを検討した上で、この第3回定例会で補正予算として計上するという説明だったはずだが、今回、部分的な見直しとなったのはなぜか。

また、制度の抜本的な見直しによる市の具体案はどういった内容なのか。

平成28年に無電柱化の推進に関する法律が施行され、無電柱化によって災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るという基本理念や、そのための地方公共団体の責務等が明らかにされているが、市はこれまで、財政面の問題からこの法律に基づく計画の策定や、地域の状況に応じた施策について議論を行うことができていないという。しかし、財政面の問題は計画の実施段階の問題であり、計画策定の議論はできたと考える。議論ができなかったのは財政面の問題ではなく、森井市政の3年3カ月において毎年担当者が変わってきたことなど、ほかにあるのではないと思うがどうか。

また、本市においては観光が基幹産業であり、景観への配慮が非常に重要だと感じるが、観光客がよく写真撮影をするような船見坂や堺町通り、北運河周辺といった町並みでも電線や電柱が目につく状態であり、ぜひ、本市に合った施策、計画を策定してほしいと思うがどうか。

桜ロータリーは、小樽八区八景に選定され、小樽市歴史文化基本構想の中でも貴重な文化遺産の一つとして記載されており、ロータリーの中央島は地域のランドマークとして活用することも可能だと言いながら、冬期間には、財政面等の理由により、雪置き場として利用し、高いときではおおむね2メートルから3メートルの雪を積んでいるという。

しかし、寒地土木研究所によると、ドライバーに対する支障度合いや走行速度の低下が著しいとの理由により中央島の堆雪の高さは1メートルとすることが望ましいとの調査結果が出ていることに鑑みれば、市には、ほかの地域にはない愛着や誇りの場所として地域住民に親しまれている桜ロータリーの除雪や堆雪のあり方について早期に改善してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線の札幌延伸について、既に延伸に向けた工事が進行していることから、運行する全便を新小樽（仮称）駅に停車するようＪＲ北海道に対し早期に要望すべきと考えるが、要望の時期についてはいまだに、「適切な時期に要望していく」という答えを繰り返すだけであり、その要望の時期についてはＪＲ北海道に停車してもらえるような戦略を整えてからだという。しかし、新幹線がとまらなければ、幾ら魅力的な整備をしても活用できなくなるのだから、要望の仕方としては逆だと考える。まずは早期にＪＲ北海道に対し全便停車の要望を行い、同社から停車の要件を伺えばよいと思うがどうか。

旧日本郵船小樽支店は、昭和 62 年に保存修理を行って以来、30 年程度が経過したことから耐震補強を含めた大規模な保存修理工事を行うことになっているが、この工事の入札については、2 回実施したもののいずれも不調に終わっている。現在、不調の原因は調査中とのことだが、近代建築の修復技術を持つ事業者は国内にいることから、技術的な問題ではなく、入札予定価格が工事内容に見合っていないのではないかと推測されるが、仮に不調の原因が価格だった場合は、どのような対応が行えるのか。

旧日本郵船小樽支店の工事だけでも相当な時間や手間がかかっているが、今後、色内の銀行街にある歴史的建造物など、同様の技術が必要となる修復工事が続くことが想定される。歴史的建造物の維持活用のためには、修復技術を持つ地元業者の育成は不可欠であり、地元業者による技術の開発、蓄積を図る必要があることから、市が地元業者を的確にリードし、具体的な施策を進めることを期待したいがどうか。

総合体育館の駐車場について、市長は、駐車場が不足していることは十分認識しており、公共施設再編計画の中で協議することが望ましいとする一方で、できるだけ早期に検討する必要があるとも考えているとのことだが、市長の考える「早期」とは、あくまでも公共施設再編計画の中で早期に検討することなのか、それとも再編計画とは別立てで検討するということなのか。

また、この問題については、平成 25 年に開催された都市計画審議会で、旧緑小学校を解体して平成 30 年後半に駐車場を整備すると示されているが、その方針どおりに事業が進められていない現状に鑑みると、その旨を都市計画審議会に報告すべきであると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 22 号、議案第 25 号及び議案第 27 号並びに報告第 1 号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、報告は承認と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8 番、酒井隆裕議員。

（8 番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8 番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 22 号、議案第 25 号及び議案第 27 号については否決、報告第 1 号は不承認、議案第 2 号、議案第 4 号、議案第 6 号、議案第 21 号、議案第 29 号、議案第 30 号及び議案第 33 号は可決の立場で討論を行います。

議案第 1 号一般会計補正予算、議案第 25 号特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、議案第 27 号児童福祉施設条例の一部を改正する条例案です。

いわゆる幼保無償化です。本制度にはさまざまな矛盾があります。保護者が負担していた利用料に含まれる副食費は、無償化の対象外として別途徴収されることです。年収 360 万円未満相当の子供や第 3 子以降の子供は無償となりますが、課税世帯での副食費は、保育所では 4,500 円を徴収するとしています。認可保育園等では、こうした考え方を目安として施設が定めるとしています。4,500 円といっても決して低い負担とは言えません。就学援助の対象となる世帯にも負担が生じる可能性があります。それどころか、これまでの保育料よりも負担がふえる逆転現象が生じる可能性を否定しませんでした。

実費徴収の負担増も大きな問題です。ただでさえ人手不足で苦しむ保育現場にとって職員や保育士へのさらなる負担増につながります。市立、民間、それぞれ月 4,500 円徴収するとした場合でも、市の負

担は年1,566万円で実現できます。国基準と比べて本市の保育料は安く設定されていました。答弁では、月1,000万円程度と述べられ、年間1億2,469万円が浮くことになります。もちろん全て浮くわけではありませんが、こうした財源を活用して負担軽減を行うべきです。

入所待ち児童は深刻化しないとしています。しかし8月1日時点でも昨年同時期と比べて18名増加しているのです。何よりも子育て世代にとって一番大変なゼロ・１・２歳児クラスの子どもで、課税世帯は対象外になっていること自体、無償化といっても看板に偽りありではありませんか。

生活保護システム改修事業費です。

国のマイナンバーによる進学準備給付金の情報連携に係る生活保護システム改修等に対応するためしていますが、マイナンバーについて、望んでいなくても利用され、さらに拡大していくことは賛成できません。

議案第3号国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第5号介護保険事業特別会計補正予算です。

高過ぎる国保料や介護保険料の引き下げこそ必要です。

議案第22号資金基金条例の一部を改正する条例案です。

この条例による基金は、国が制定する森林環境税がもとになります。これで2024年度から国民1人当たり年間1,000円の住民税を上乗せして徴収、市町村への森林環境譲与税を創設し、基金を積み立てるものです。また、森林を整備して、温室効果ガス排出削減の目標達成に資することもその大きな目的とされています。

本市では約5,100万円を市民からお金を取る一方で、約750万円しか来ないことが明らかになっています。そもそも木材輸入の自由化による海外産の安価な木材の流入への対策を怠り、林業を衰退させてきた責任は、歴代政府にあります。森林の管理・育成は国の責任で行うべきです。汚染元の大部分を占める企業負担がないことも不公平です。環境破壊の尻拭いを自治体に押しつけることは認められません。

報告第1号専決処分報告です。

プレミアム付商品券事業費です。対象者、期間、自治体の負担、どれをとっても天下の愚策と言わざるを得ません。安倍政権は、増税でいただいたものは全てお返しすると言います。お返しするぐらいであれば増税しなければいいだけです。そもそも消費税10%への引き上げが低所得者と子育て世帯の消費に与える影響を緩和する目的で実施するとのことですが、緩和する目的になりません。消費税増税した一部を還元するくらいなら、そもそも消費税増税をやめ、プレミアム付商品券事業もやめるべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第3号、議案第5号、議案第22号、議案第25号及び議案第27号並びに報告第1号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15 番、中村吉宏議員。

（15 番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15 番（中村吉宏議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る 9 月 11 日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、議案第 7 号ないし議案第 20 号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22 番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22 番、濱本進議員。

（22 番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22 番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

議案第 32 号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数を改定するものであるが、そもそも、消費増税が行われなければ手数料を改定する必要がなかったことに鑑みると、消費増税に伴う手数料の改定には問題があると思うがどうか。

組織改革に係る市民のワンストップ相談窓口の設置について、過去の組織改革での検討では、本庁舎別館 1 階のスペースが手狭なことに加え、広範囲な窓口業務に対応する職員の養成や、専任で対応するための職員の確保などを理由に実施を見送った経緯があるというが、今回予定している組織改革では、これらの課題を克服できる見通しはあるのか。

一方、兵庫県朝来市では、来庁者に対して、庁舎内の総合案内窓口に必要な部署の職員が来て対応するなど、ワンストップサービスを実施できている事例もあることから、市がワンストップ相談窓口の設置を進めるに当たっては、現在、公共施設再編の検討対象施設になっている市役所庁舎の新たな建設を待つことなく、組織改革で対応できるところから進めてほしいと思うがどうか。

昨年 9 月の北海道胆振東部地震を踏まえ、小樽市地域防災計画が改訂され、その中に新設された停電対策計画には、全道に及ぶ大規模な停電の経験から、北海道電力と市との役割を明確にするため、事前対策と応急対策の項目が示されていると思うが、情報収集や集約の面では、北海道電力との間で具体的にどのような体制を構築しようと考えているのか。

また、災害時に市民が情報を取得する手段の一つとして、市は、FMおたるの送信局を増設し、難聴地域の解消に取り組むとしているが、災害時にはラジオ放送だけでなく、インターネット環境を利用したサイマル放送でも FM おたるを聞けることから、サイマル放送の市民周知も行いつつ、難聴地域の解消に取り組んでほしいと思うがどうか。

公共施設再編素案について、市は再編方針の中で、安全性の確保のため、「耐震基準を満たしていない施設は、優先的に再編を進めます。」としており、現在、耐震基準を満たしていない施設は 6 施設あ

るが、この6施設は、再編検討対象施設として挙げられているどの施設よりも優先して再編が進められるものと認識してよいのか。

また、素案に関する市民意見交換会を市内7カ所で行い、市民の声を聞いた中で、素案の組み合わせの変更や、新たな案を盛り込むこともあり得るというが、市内7カ所の地域から出された意見にばらつきが生じた際には、それらの意見をどのように集約するつもりなのか。

全国のまちづくりの事例には、高校生や大学生などの若い世代が行政や地元企業と連携し、地域の事情を生かした取り組みを行うことで、人口増加や地元定着が進むだけでなく、学校教育では得られない教育効果が得られた事例があるという。

本市においても、例えば公共施設再編計画策定に関する議論に参加してもらい、現在の若者目線と、将来自分が子を持つ親になったときの目線で考えてもらうことで、将来の小樽における暮らしが想像できることや、小樽の財政状況や将来予測などを学べることなど、実社会のよい経験となることから、高校生や大学生などの若い世代をまちづくりに参加させることも検討してほしいと思うがどうか。などがあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第34号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第32号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第32号消防手数料条例の一部を改正する条例案に否決、議案第34号非核港湾条例案は可決を主張し、討論を行います。

議案第32号です。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い審査の手数を改定するものですが、消費税増税に伴うものであり賛成できません。

議案第34号です。

核兵器禁止条約は2017年7月7日、122カ国によって採択されました。50カ国目の批准書が国連に寄託された後、90日で発効します。先日、カザフスタンが批准書を国連に寄託し、批准国は26カ国になっています。世界が核兵器廃絶へ歩みを着実に進めているというのに、唯一の戦争被爆国の政府が背を向けています。政府が背を向けるのであれば、自治体独自に核兵器搭載艦艇を入港させない取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第32号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番（中村誠吾議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

中断していた小樽港長期構想の策定を再開し、並行して港湾計画の改訂作業も進めるというが、策定に当たっては、港には物流や貿易面だけではなく、交流や防災などさまざまな役割が求められていることを踏まえれば、市民が港を大切に思い、親しめるといった観点も必要ではないかと考える。

また、国土交通省から防波堤などの多目的使用に関するガイドラインが出されており、さまざまな可能性があると思われることから、今あるものを生かし、市民や本市近郊の方が来てよかったと感じてもらえるような構想や計画にしてほしいがどうか。

観光税については、導入に向け本市の実情に合わせて検討しているというが、本市の実情を考えた場合、観光税の用途はいろいろ想定されることから、税目は1種類ではなく複数あってもよいと考えるがどうか。

また、観光税導入の方向性が見えたものの、導入に向けたスケジュール感が見えてこないが、市は、今後どのような協議を経て導入の最終決断を行い、条例制定を進めていくつもりなのか。

増加する観光客への環境整備のための財源として観光税の導入を検討しているとのことだが、仮に税目を宿泊税とした場合、宿泊事業者が宿泊者に税負担を転嫁できず、負担することで経営を圧迫することも想定されることから、事業者への影響についてしっかり考えるべきだと思うがどうか。

そもそも税目や税収の見込みなど何も決まっていない段階で、観光税の導入を前提に議論を進めていくことについては問題があると思うがどうか。

観光税の導入について、税収増を期待する議論が先行しているように感じるが、議論を進めるに当たっては、観光施策の課題解消に向けた事業を実施するために、誰から、どのような目的で、どのくらいの税収が必要なのか、その金額を徴収するために期間はどのくらい必要なのかということを提示し、受益者、負担者、関係者に理解してもらうことが重要であると思うがどうか。

また、本市として観光税導入を前向きに検討するのであれば、有識者会議からの報告や答申があった際には、すぐに決定し、実行に移せるような段取りを準備してほしいと思うがどうか。

おたるドリームビーチの駐車場の運営は、今シーズンからおたるドリームビーチ協同組合が行っているが、市は組合に対して収支報告書の提出は求めているという。しかし、運営状況がある程度把握できなければ、駐車場の円滑な管理運営などに向けた課題解決に結びつけることができないと思うがどうか。

また、海水浴場対策委員会への貸付金について、市は駐車場の利用料収入以外の返済方法を検討するとともに、放棄することも選択肢の一つとして検討しているというが、その取り扱いについては現在も検討中だという。しかし、貸付金は大切な税金なのだから、どのように返済していくのかしっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張して討論します。

森林が果たしている多面的機能は、国民にさまざまな恩恵をもたらしており、これらの機能を十分に果たすために間伐など森林整備をすることは必要です。しかし、陳情者が求めている天然林に戻すために皆伐をすることになれば、環境負担を含めて適切ではありません。

また、陳情者は、森林環境税及び森林環境譲与税の活用で天然林に戻すことを求めています。政府が導入した森林環境税は、国や温室効果ガス排出企業が引き受ける負担を2024年度から住民税納税者に年1,000円上乗せし徴収して、個人負担として国民、個人に押しつけ、市町村や住民の負担によって解決しようとしています。環境税というのであれば、二酸化炭素排出量に着目した汚染者の負担の原則や温室効果ガスの排出抑制効果も考慮して国が責任を持って取り組むべきです。よって、不採択といたします。

以上、各議員の皆様の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時20分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第26号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、この条例による基準は家庭的保育事業などに適用されるというが、7日間程度の研修を受け、見学実習をするだけで家庭的保育者の資格を得た者が、ゼロ歳児から2歳児までの3名の乳幼児を1人で預かることができ、さらに、6畳一間の広さでよいとされ、給食も連携施設等からの搬入が認められているという。しかし、入所待ちの児童がいることから対応の必要性は理解するものの、保育環境の面で大きな懸念があると思うが、今後、本市にこの基準を適用する事業所が設置される予定はあるのか。

今後の介護保険事業において重要な視点は、居宅サービスをいかに充実させるかということであり、さらには、いかに介護度を重症化させないよう介護予防に取り組むかということだと思うが、さまざまな居宅サービスがある中で、市は、どこに力点を置いて取り組もうと考えているのか。

また、今後の居宅サービスの充実には相当な人手が必要になると思うが、介護保険事業における人手不足の現状をどのように認識しているのか。

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成が義務づけられたが、作成済みの施設は全国でも約2割にとどまり、本市においても、浸水想定区域内にある施設が多いにもかかわらず、計画の作成はなかなか進んでいない状況であるという。しかし、三重県津市のように市の取り組みにより、浸水想定区域の243施設のうち76%が計画作成を終えたという事例があることや、日本全国、災害がいつ起きてもおかしくない状況であることに鑑みれば、市は、該当施設が早急に計画を作成できるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

ふれあいパス事業の目的は、高齢者の積極的な社会参加であり、外に行く目的がない高齢者に、ふれあいパスがあることによって外に出てもらうというのが制度本来の趣旨であると思われる。現在、市は、新しい制度を検討しているとのことだが、限られた予算の中で、最大限制度本来の趣旨に沿うためには、利用者の個別の事情に応じた利用制限を行うことも考えられるが、新しい制度の考え方について市はどのように考えているのか。

また、利用制限を行う場合、所得や曜日、路線や時間帯を限定することが挙げられるが、それら以外にはどのような方法が考えられるか。

おたる子ども未来塾は、家庭の事情により学習環境が整わない子供に夢と希望を与える大変よい事業であり、一人でも多くの勉強したいと思っている子供をこの事業に参加させるべきだと考えるが、登録人数は予定していた30名に達していないという。

市は、これまで担当課が対象世帯に直接制度の周知を行ってきているというが、今後、より多くの子

供にこの事業に参加してもらうためには、中学校との連携を図り、子供の家庭の事情等を把握している担任の先生から、こうしたすばらしい事業があることを示唆してもらうことなども考えられるので、担当にしばられることなく、横とのつながりをしっかり持って、この事業を発展させていってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号並びに陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第26号については反対の立場で、議案第24号と現在継続審査中の陳情第2号及び陳情第3号については採択を求めて討論を行います。

議案第26号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案です。

この条例は、待機児童解消を目的として、家庭的保育事業や小規模保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めているものです。小樽市ではゼロ・1・2歳の待機児童は、今年度4月に21人、月を追うごとにふえて、8月に38人となっています。一方で利用定員に満たず保育士が確保できれば児童を受け入れ可能な保育所、幼稚園があります。本来であれば保育士を雇い入れて待機児童解消を図るべきところです。ところが条例では、1週間程度の期間で既定の研修と見学実習を受け、保育士と同等か、それ以上の知識及び経験を有すると市町村長に認められれば、たとえ保育士の資格を有していなくても家庭的保育者として児童を預かることが可能となります。特に小規模保育事業C型及び家庭的保育事業では、ゼロ・1・2歳児を最大で3人、たった1人の保育者が保育できるという内容です。ゼロ歳児は産後休暇明けから預けることができますが、例えばまだ首もすわらないゼロ歳児とイヤイヤ期に突入しようという2歳児では、睡眠時間、食事の時間、体を動かす時間など生活リズムが全く違います。このような複数の児童を1人で保育する状況では、児童に十分な保育を提供できません。

さらには、給食についても児童にはさまざまな配慮を必要とすることから、本来、園内で調理されたものを提供すべきでありながら、提携施設からの搬入を可能としております。

今回の改正案では、この経過措置をさらに5年延長しようとする内容であり、保育の質の低下が心配されるため、到底賛成することはできません。

これらの理由から、議案第26号に反対します。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

今定例会の議論の中で、小樽市において歯どめがかからない少子化の一端が明らかになりました。小樽市の合計特殊出生率、2005年には0.94、最低になっています。2017年には1.14と回復しているかに見えますが、しかし出生数は、2005年は756人でした。2017年は544人と実に212人も減っています。その間、15歳から49歳の女性が減っていることが合計特殊出生率と出生数の間に逆転現象が起きてい

る原因の一つと示されました。こうしたことから子育て支援は最優先の課題です。

よって、陳情第2号の採択を求めます。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

周辺地域は市内でも人口の多い場所でありながら、児童館もコミュニティセンターありません。2002年の第1回定例会に8,500筆余りのまちづくりセンター建設を求める署名が提出されて以来、実に18年目となる長い運動が続いており、住民の強い要望となっています。

また、地域の子供たちがいつでも気軽に立ち寄り、友人たちと過ごしたり、勉強したりする場所、家庭や学校とは別の第三の居場所がこの地域に待たれています。ことしの夏も暑い日が続きました。周辺に住む学生が新光1丁目にある朝里中央病院で勉強をする姿が見られています。こうした若い世代の要望に応える小樽市政であるべきではないでしょうか。

以上の理由から、陳情第3号の採択を求めます。

各議員の皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第26号並びに陳情第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智恵議員。

（9番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

○2番（秋元智恵議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、次のとおりであります。

陳情第5号「星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について」において、当該地域は、給水区域外であることから上水道が整備されておらず、安定的な飲料水の確保が困難であるため、近隣のゴルフ場の水をタンクに分けてもらう形で飲料水を確保しているという。深川市では、給水区域外で飲料水の確保が困難な地域に給水施設整備の補助を出す制度を設けているとのことだが、本市においても、同様の制度を設けることが可能なのか検討してほしいと思うがどうか。

また、当該地域の住民からは、安定的な水の供給を行ってほしいという要望が出ていることから、市として上水道の整備が難しいのであれば、住民との橋渡しとして、近隣のゴルフ場との関係などについ

て積極的に関与してほしいと思うがどうか。

当該地域には現在5戸の住宅があり、4世帯が居住しているが、市民生活に不可欠な上水道が整備されていないとのことである。当該地域は給水区域外であり、法的にも水道局に給水義務はないとのことであるが、当該地域ではライフラインとしての飲料水の安定的な確保を切実に願っており、陳情趣旨に鑑みれば、今後、市として当該地域に居住する対象者の相談に乗るほか、調査や検討を行うなど、何らかの対応をとることが必要であると思うがどうか。

水を確保するために厳しい環境に置かれている小樽市民がいるという現実があり、当該地域以外にも同じような環境に置かれている市民がいないかどうかあわせて調査を行った上で、陳情趣旨にあるようにライフラインとしての飲料水を安定的に確保できるよう、今後の施策に生かしてほしいと思うがどうか。

また、市民は平等で文化的に生活する権利があるので、上下水道が整備されている地域との整合性をとる必要があると考えるが、莫大な費用を必要とする工事であることから、単年度ではなく複数年度で事業を継続しながら段階的に整備することも一つの方法と思うがどうか。

陳情第6号「天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について」に関し、当該箇所は勾配が非常にきつく、雪が多く降ったときや冷え込みが厳しいときには、ロードヒーティングが敷設されていても、雪が完全に溶け切らない可能性があると聞く。バス事業者としては、100%安全を確保することは困難との判断のもと、冬期間はバス停留所を開設できないとのことであるが、近隣住民が冬道を歩くことに困難を感じており、公共交通が果たす役割の重要性が増しているという陳情趣旨に鑑みれば、市として、ロードヒーティングの出力を上げることにより融雪を促進するなど、何らかの対応を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第5号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が裁決し、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第28号並びに陳情第4号及び陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第28号は否決、陳情第4号ないし陳情第6号は採択を求めて討論を行います。

初めに議案第28号です。

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案です。興行場等として新規建設ができない地域は、住宅地や工業地域となっています。例えば400席未満の興行場を建設する場合、6メートルの道路に接することなどが基準となります。しかし、それらの基準について、既存の建築物を一時的に利用する場合、要件を緩和することで興行場として許可するものです。ですから、新規建設が規制されている住宅

地などでは、路上駐車や騒音などの近隣住民に不利益が生じることが考えられることから反対です。

次に、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。

塩谷地域には総合病院がなく、スーパーも存在しません。乗り継ぎは病院に通う方にとってみれば大変な苦労がかかります。駅前への路線だけでなく、陳情にある各病院を回るばるて築港線の延伸は必要です。

次に陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。

古くから住んでいた方が給水に困難を来しており、水道の整備が求められています。対象住民の方の願いは、安定した給水の確保が願いであり、原因者であるチサンカントリークラブとの調整や住民が困難に感じていることを、市も積極的に関与し、住民の願いに応えていくことが必要です。

次に陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。

市として冬期間もバスが安全にとまれる環境をつくるなど、事業者と協力した上で冬期間もバスがとまれるよう対応が必要です。

いずれの陳情も願意妥当であり、採択を求めます。

以上、討論といたします（拍手）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、千葉美幸議員。

（10番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○10番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号は継続審査を主張し、討論を行います。

初めに、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。

本陳情は、塩谷、桃内とオタモイ3丁目に居住する高齢者が、小樽市立病院、小樽協会病院、済生会小樽病院などに通院する場合の乗り継ぎの不便さや交通費の負担軽減を訴え、北海道中央バスへ、塩谷ばるて築港線として運行することの働きかけを要望するものです。

本市では、将来にわたり持続可能な地域公共交通の構築を目指し、小樽市地域公共交通網形成計画を策定し、市民生活を支え利便性を確保していくことはもちろん、少子高齢化などにより公共交通利用者の減少が与える公共交通事業者への影響を整理し、今後、小樽市地域公共交通活性化協議会で基本方針に基づく施策の具体的な取り組みについて検討することになっています。

本陳情にも関わるバス路線網については、令和7年度までは現状維持することを前提としながら、具体的な取り組みについて検討していくこととなっているため、陳情にあるばるて築港線を含めた市内バス路線についてなど、今後も慎重な審査が必要と考えます。

次に陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。

陳情にある地域には現在5戸の住宅があり、4世帯が居住し、近隣ゴルフ場の給水をタンクに分けてもらっていますが、渇水時の給水制限などがあるため飲料水の安定的確保を願うものです。

この地域は小樽市の給水区域外であることや、仮に給水区域を拡張するとしても将来における水の需要や財政的な負担等を鑑みると国の許可を受けるためのハードルは高く、現時点での上水道整備そのものは難しいと考えます。しかしながら、安心・安全な飲料水の確保に行政として何ができるのか検討することは必要と考え、今後、市が陳情者と給水を行っている近隣ゴルフ場との間に入るなどして意見を聞くことや、他の自治体で行っている給水区域外の給水施設整備等の助成制度を調査、研究するため、継続審査を主張いたします。

最後に陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。

本陳情は、冬期間も最上団地停留所にバスを停車することを北海道中央バスに要請してほしいという陳情です。天狗山からの下りの市道千秋通線は、坂道になれ親しんでいる小樽人でも冬期間は怖さを感じる、勾配が15%の坂道です。私自身も天狗山スキー場に出かけ、軽自動車である坂道をおりた経験が何度もありますが、どんなにスピードを落としながら走ってもブレーキを踏むのが怖い急な坂道であり、この通りにはロードヒーティングが設置されているとはいえ、冬期間中の気温や降雪量、雪質などによって道路状況が変わるため、大型バスが安全に停車することができるのか疑問です。バス事業者が乗客の安全確保のため冬期間停車できない理由もあり、ほかに解決策があるのかどうかも含め、その検討も含め継続的な審査が必要と考えます。

以上、各議員の賛同を呼びかけ、討論といたします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、林下孤芳議員。

（18番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○18番（林下孤芳議員） 立憲・市民連合を代表し、ただいまの委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

議案第23号及び議案第28号は可決、陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、陳情者の趣旨にもありますように、今、小樽市内の公共交通は、利用者の減少や燃料の高騰、乗務員の不足など経営環境は厳しさを増しており、現在、地域公共交通活性化協議会が設置され、利用者数の維持や持続可能な公共交通を維持するための協議が進められております。その中で陳情の趣旨も踏まえた協議もなされておりますので、地域公共交通活性化協議会の趣旨を踏まえて継続審査といたします。

陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について、これまでの陳情でも、事業者からも急傾斜地のバス停の安全の確保という問題点の指摘もあり、安全の確保は利用者や当該地域住民にとっても大変重要な課題であります。今後も安全運行を確保するためにどのような対策がとれるのか、なお慎重な検討が必要な事柄であり、継続審査といたします。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方については、現在、4世帯の住民が居住しており、市民のライフラインの確保という点においては疑問の余地はありませんが、陳情趣旨にもありますように、ゴルフ場の建設により生活飲料水として利用できなくなり、ゴルフ場が設置した給水施設で飲料水を確保してきたとのことであります。契約満了後は給水施設を譲り受けたものの、平成22年に使用不能となり、現在は再びゴルフ上から給水を受けているとのことです。そうした長い経緯を踏まえれば、小樽市の給水区域外における給水の義務は誰が負うべきなのか、大変慎重に検討すべき課題であると考えます。

また、小樽市には、給水区域外で生活する住民もあり、給水区域でもさまざまな理由で給水を受けていない世帯もあり、負担の公平性からも慎重に検証、検討が必要と考えますので、継続審査といたします。

以上、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第28号並びに陳情第6号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第35号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第35号小樽市教育委員会委員の任命につきましては、荒田純司氏の任期が令和元年10月12日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号については、同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、小樽市選挙管理委員会委員に平口山和弘氏、浅田勲氏、相場和子氏、山口信吾氏を、同補充員に、黒坂典弘氏、斉藤陽一良氏、田中新一氏、岩崎弘修氏を、それぞれ御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることとし、なお、補充員の順序につきまし

ては、ただいま議長において指名した順序といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案1号ないし意見書案第7号」を一括議題といたします。

意見書案第3号ないし意見書案第7号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、意見書案第1号マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）及び意見書案第2号令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と、幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書（案）の提案説明を行います。

意見書案第1号です。

もともと年金額は、初めて受け取る人は賃金の伸び率に応じて、今、年金を受け取っている人は物価の伸び率に応じて改定するとされてきました。しかし、自民・公明政権が2004年に年金法を改悪し、物価、賃金が上がっても、その分より年金引き上げ幅を低く押さえ込み、実質的に年金を削減する仕組み、マクロ経済スライドを導入しました。さらに2016年に年金カット法を強行し、確実に年金を削減できる体系としました。まともな生活も保障できない年金を放置し続けるなら、将来不安をまねき、内需を冷え込ませ、日本経済を大破綻させてしまいます。年金支給額を減らすマクロ経済スライドは廃止して、それにかわる年金改革案に踏み出すべきです。

意見書案第2号です。

幌延深地層研究計画は、当初20年程度とされてきました。しかし、8月2日に期間延長が提案され、約束違反だという声が上がっています。提案では2028年度までがめどとありますが、日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターは、さらなる延長を否定しません。研究はやろうと思えばいつまででもできるのだと、なし崩し的に延長が行われ、最終処分地になるのではないかという不安に応えない姿勢は余りにも不誠実です。国や関係機関は計画案を撤回し、センターの廃止を行うべきです。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び意見書案第2号の可決を求め、討論します。

初めに、意見書案第1号マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金の実現」を求める意見書（案）です。

自民・公明政権のもとで100年安心の年金と言って国民を欺き、2004年の年金改悪が実施されました。ところが、ことし6月に公的年金だけでは老後資金2,000万円不足すると記載した金融庁審議会の報告書が大問題になり、国民の年金への不満と批判が広がる中、参議院選挙で政権に不利にならないよう国民に事実を隠し、5年に1度の年金財政の検証を参議院選挙後におくらせたといわれています。

検証結果では、厚生労働省のモデル世帯の場合、所得代替率は現在の約6割が27年から28年後には

5割程度まで低下するとしています。基礎年金は年金自動削減期間が延長され、年金水準は約3割も減らされることになります。2040年ころまで7兆円規模で年金が削減されるという深刻なことです。

物価、賃金が上がっても、その分よりも年金の引き上げ幅を低く抑え込むマクロ経済スライドの弊害を示しています。この年金自動削減の制度を廃止し、減らない年金への改革は待ったなしの課題です。

次に、意見書案第2号令和2年度以降の幌延深地層計画（案）の撤回と、幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書（案）です。

高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究する日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターが研究期間の10年もの大幅延長方針を決め、住民の不安が高まっています。同センターは、放射性廃棄物を地下約300メートルまで埋め、地層処分を行う研究を2000年から続けています。地域との約束として、幌延町の深地層の研究に関する協定を北海道と町と締結、放射性物質を持ち込まない。研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すと言っていました。当初計画で、全体の研究期間は20年程度と明記、ところが機構は、令和2年、2020年度以降の幌延深地層研究計画案を北海道と町に申し入れ、研究終了期間を2028年度末まで大幅延長したい旨伝えてきました。これでは、研究には終わりが無いと言って、際限なく研究期間を延長させ、センターの固定化につながります。幌延町と周辺地域にはサロベツ断層帯があり、マグニチュード7.6程度の地震が4,000年から8,000年の間隔で発生するといわれ、地層処分場としても、研究施設用地としても、幌延は明らかに不適地であり、今回の計画を撤回し、研究施設を閉鎖、撤去すべきです。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時06分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 田 優 子

議 員 小 池 二 郎

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和元年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和元年5月、6月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)
- (2) 監査委員から、令和元年7月分の各会計例月出納検査について報告があった。(9月9日印刷配付分)

以 上

マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	丸山晴美
	同	酒井隆裕
	同	高野さくら
	同	川畑正美

今年6月の金融庁の審議会報告書では、「高齢夫婦無職世帯」の収支が月5.5万円の赤字となり、公的年金だけでは老後30年で約2千万円不足すると指摘。現在41歳以下の夫婦が将来受け取る年金は、更に1千6百万円減り、3千6百万円足りなくなります。

同報告書では、公的年金で足りない分は、元本割れリスクもある投資制度や貯蓄による資産運用を勧めるという内容で、国民の大きな怒りと不安を呼び起こしました。

こうした試算は、政府が2004年に導入した、物価や賃金があがっても年金額をあげない仕組み、マクロ経済スライドが前提となっています。実際に2019年度の年金額は、物価が1.0%増だったにもかかわらず、賃金の伸び0.6%増を基準にして調整率0.5%が差し引かれ、年金額は0.1%増にとどまりました。物価は1.0%増なので、実質0.9%の削減となりました。

この仕組みを続ければ、2040年代に基礎年金（国民年金）の給付額は、約7兆円も削減されると、政府は、閣議決定した質問主意書への答弁書で明確に認めています。

厚生労働省も6月18日の参院財政金融委員会で、マクロ経済スライドについて、2043年には、基礎年金は今の給付水準よりも3割低下すると認めています。政府がいう「額そのものは下らない」などという言い訳は通用しません。

食品や日用品が値上がりしても年金はほとんど上がりず、国民のくらしは苦しくなるばかりです。幾ら制度が安定しても、国民の暮らしが減んでしまえば、公的年金の役割は果たせません。将来不安の増大から、内需も消費も冷え込ませるばかりです。

マクロ経済スライド廃止と、それに代わる年金改革案に今こそ踏み出すべきです。

高所得者優遇の保険料見直しでは、既に厚生労働省の審議会でも導入をめぐって議論されています。また、約200兆円に上る年金積立金を、株価をつり上げるための資金として運用するのではなく、国民への年金給付のために計画的に取り崩すことや、年金の支え手である働く人の賃上げと正社員化で、年金保険料を増やして、年金財源を安定させることも検討課題とされるべきです。

年金支給額を減らすマクロ経済スライドは廃止して、「減らない年金」の実現に踏み出すことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和元年9月24日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）の撤回と、幌延深地層研究センターの廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	酒井隆裕
	同	中村誠吾

日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）・幌延深地層研究センターは2019年8月2日、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を北海道と幌延町に提示し、令和2年度以降、第3期及び第4期中長期目標期間（令和3年度～令和10年度=2028年度）を目途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究を進めることを申し入れました。

原子力機構の提案は、延長と言いながら、これまでの協定や合意から見ても看過できない内容が含まれています。

第1は、地層処分技術の確立が確認できない場合の埋め戻し工程を示すとの明記はなく、事実上研究終了期限を示さないものとなっています。深地層研究計画スタート時に、研究計画期間はおよそ20年としてきた道民との合意を全面的に反故にするものです。

第2は、高レベル放射性廃棄物の放射線量が、天然ウラン鉱石の水準にまで低下するのに数万年ないし10万年もの長期間を要するとされ、その安全な処理・処分技術は世界的に未確立であるということです。この20年余りの期間に、2011年の東日本大震災や北海道胆振東部地震など数々の地震が発生し、世界有数の地震列島、火山列島である日本には堅固で安定した地層や岩盤はないとする地質関係の有識者の見解や、一連の地震活動の知見が全く考慮されていません。

第3は、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すという内容になっていることです。日本では、原子力機構が岐阜県瑞浪市の東濃地科学センターと幌延深地層研究センターで深地層の研究を行ってきましたが、東濃地科学センターは、立地している岐阜県や瑞浪市、その周辺自治体などが、これ以上の研究続行には反対を表明し、今年4月に深地層研究施設の埋め戻しを決定、原子力機構も埋め戻し工程を公表しています。こうしたもとでは、地層処分の研究を進める唯一の場所である幌延深地層研究センターが、核のごみの処分場の最有力候補地として絞られることになります。

幌延深地層研究センターは、100万年前には海底であった場所とされ、塩分を含んだ水やメタンガスなどが発生しやすく、地質的にも崩れやすい泥質砂岩からなります。このような地層を核のごみの深地層処分場やその研究地にしている国は世界には例がありません。

今回の原子力機構・幌延深地層研究センターの終了期限も示さない研究計画の延長提案は、余りにも非科学的で無謀かつ無責任、到底認められません。

以上を踏まえ、国及び政府に対し、以下のことを強く要望します。

記

- 1 国及び原子力研究開発機構等関係機関は、直ちに今回の「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を撤回すること。
- 2 原子力機構・幌延深地層研究センターは、研究期間およそ20年間というスタート時点での約束を守り、速やかに廃止を決断し、閉鎖・撤去に踏み切ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和元年9月24日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	尾	英	司
	同	小	池	二	郎
	同	面	野	大	輔
	同	川	畑	正	美
	同	濱	本		進

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和元年9月24日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	丸山晴美
	同	高橋克幸
	同	林下孤芳
	同	山田雅敏
	同	前田清貴

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いています。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者による死亡事故の割合は高まっており、単純な操作ミスによる事故も目立ちます。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計しています。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保有者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けましたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題です。

また、過疎地域を中心に、いまだ移動手段として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な課題です。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援を直ちに実施すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」の更なる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和元年9月24日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

水産業の体質強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	面野大輔
	同	秋元智憲
	同	松岩一輝
	同	高野さくら

今年度から始まった水産政策の改革に伴う水産資源管理は、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、最大持続生産量の概念をベースとする方式に変更になりました。これを着実に実行するには、国全体としての資源管理指針を定める必要があります。その上で、適切な資源管理に取り組む漁業者は、漁獲量を削減する場合があるため漁業経営のセーフティネットとして漁業収入安定対策の機能強化が必要です。

また、水産政策の改革では、IUU（違法・無規制・無報告）漁業対策や水産物輸出促進のためにトレーサビリティを推進することになっており、それには漁獲証明の法制化による流通改善や水産物の消費拡大が必要です。そこで、漁業者らが安心して水産改革に取り組めるよう下記の事項の法制化を求めます。

記

- 1 沿岸漁業者・小規模漁業者の操業、経営が守れるよう漁業収入安定対策の機能強化を図るために必要な法整備を行うこと。
- 2 水産物のトレーサビリティを推進するに当たっては、小規模漁業者等が排除されないよう漁獲証明に係る法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和元年9月24日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松	田	優	子
	同	高	橋		龍
	同	高	木	紀	和
	同	高	野	さくら	
	同	前	田	清	貴

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされています。

こうした中、太陽光発電は再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（F I T）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、健康、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、F I T買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかと懸念が生じています。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を更に促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて下記のとおり要望します。

記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者が義務付けるとともに、その具体的な手続を法制化するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての義務化や、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和元年9月24日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

筋痛性脳脊髄炎患者の救済を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	小池二郎
	同	高橋龍
	同	酒井隆裕
	同	中村吉宏

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（以下「ME／CFS」という。）は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降強度の疲労感とともに、微熱や頭痛、筋肉痛や脱力感、思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期に渡って続くため、健全な社会生活が送れなくなるという疾患です。患者数は、総人口の0.1％と推定され、その半数は治療を受けても回復が見られず、4分の1近くの方が通常の社会生活や軽労働が不可能という深刻な実態があります。

こうした中、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班により、平成28年に臨床診断基準案が示されるなど、病因、病態の解明や治療法の開発が行われており、更には平成31年4月に、同機構の障害者対策総合研究開発事業神経・筋疾患分野から出された公募に対して、国立精神・神経医療研究センター（NCNP）神経研究所免疫研究部室長の佐藤和貴郎氏の「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）の血液診断法の開発」と題する研究班が採択されており、研究は進められていますが、いまだ病因が特定されず、治療法や根治薬も確立されていないため、患者は有効な治療が受けられない状況です。

また、診断がついた後でも、病名により、ただの疲労との誤解や、詐病の扱いを受けるなど、患者の多くは社会からの偏見や理解不足により傷つけられ、二重に苦しんでいるのが現状です。さらに、指定医師の当該疾病への理解不十分等により障害認定を受けられないことや、そもそも診断基準が明確でない等の理由から難病指定がなされていないため、必要な医療助成、福祉サービスや就労支援を受けられない患者が多いのが現状です。

加えて、若年者では学校生活を送ることが困難となり、教育を受けることが制限されてしまう場合もあることから、教職員への病態、症状の周知、学習環境の整備など、学校における適切な配慮が必要です。

よって、国及び政府においては、ME／CFS患者の支援のため、以下の事項について取り組むことを強く要望いたします。

記

- 1 ME／CFSの病因、病態を解明し、診断基準及び治療法の確立、根治薬の完成、使用のための研究をより一層推進すること。
- 2 ME／CFSの実態を医療、福祉、教育関係者や国民に周知するとともに、全国どこでも患者が診療を受けられる環境を整えること。
- 3 日常生活や社会生活上制限があり、支援の必要が認められる患者の実態に即した福祉サービスや、就労支援制度の整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日
小樽市議会

議決年月日	令和元年9月24日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

令和元年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会 期 令和元年9月3日～令和元年9月24日（22日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
2	令和元年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
3	令和元年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
4	令和元年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
5	令和元年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
6	令和元年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計補正予算	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
7	平成30年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
8	平成30年度小樽市港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算認定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
9	平成30年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
10	平成30年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
11	平成30年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
12	平成30年度小樽市住宅事業特別会計 歳入歳出決算認定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
13	平成30年度小樽市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
14	平成30年度小樽市産業廃棄物処分事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
15	平成30年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
16	平成30年度小樽市病院事業決算認定 について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
17	平成30年度小樽市水道事業決算認定 について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
18	平成30年度小樽市下水道事業決算認 定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
19	平成30年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
20	平成30年度小樽市簡易水道事業決算 認定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	決 算	R 元 . 9 . 11	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
21	小樽市職員の分限についての手続及 び効果に関する条例等の一部を改正 する条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
22	小樽市資金基金条例の一部を改正す る条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
23	小樽市手数料条例の一部を改正する 条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	建 設	R 元 . 9 . 18	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
24	小樽市災害弔慰金の支給等に関する 条例の一部を改正する条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	厚 生	R 元 . 9 . 18	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
25	小樽市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例 案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
26	小樽市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	厚 生	R 元 . 9 . 18	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
27	小樽市児童福祉施設条例の一部を改 正する条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
28	小樽市建築基準法施行条例の一部を 改正する条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	建 設	R 元 . 9 . 18	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
29	小樽市下水道条例の一部を改正する 条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
30	小樽市消防団条例の一部を改正する 条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
31	小樽市火災予防条例の一部を改正す る条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	総 務	R 元 . 9 . 18	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
32	小樽市消防手数料条例の一部を改正 する条例案	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	総 務	R 元 . 9 . 18	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
33	損害賠償額の決定について	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	可 決	R 元 . 9 . 24	可 決
34	小樽市非核港湾条例案	R 元 . 9 . 3	議員	R 元 . 9 . 11	総 務	R 元 . 9 . 18	否 決	R 元 . 9 . 24	否 決
35	小樽市教育委員会委員の任命につ いて	R 元 . 9 . 24	市長	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	同 意
報告 1	専決処分報告〔令和元年度小樽市一 般会計補正予算（全国高等学校野球 選手権大会出場補助金、低所得者・ 子育て世帯向けプレミアム付商品券 事業費及び施設維持補修費に係る予 算）〕	R 元 . 9 . 3	市長	R 元 . 9 . 11	予 算	R 元 . 9 . 17	承 認	R 元 . 9 . 24	承 認
意見書案 第 1 号	マクロ経済スライドの廃止で「減ら ない年金」の実現を求める意見書	R 元 . 9 . 24	議員	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	否 決
意見書案 第 2 号	令和 2 年度以降の幌延深地層研究計 画（案）の撤回と、幌延深地層研究 センターの廃止を求める意見書	R 元 . 9 . 24	議員	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	否 決
意見書案 第 3 号	林業・木材産業の成長産業化に向 けた施策の充実・強化を求める意見書	R 元 . 9 . 24	議員	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	可 決
意見書案 第 4 号	高齢者の安全運転支援と移動手段の 確保を求める意見書	R 元 . 9 . 24	議員	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	可 決
意見書案 第 5 号	水産業の体質強化を求める意見書	R 元 . 9 . 24	議員	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	可 決
意見書案 第 6 号	太陽光発電の適切な導入に向けた制 度設計と運用を求める意見書	R 元 . 9 . 24	議員	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	可 決
意見書案 第 7 号	筋痛性脳脊髄炎患者の救済を求める 意見書	R 元 . 9 . 24	議員	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	可 決
陳情 第4号	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方 について	R 元 . 8 . 9	議長 付議	R 元 . 9 . 11	建 設	R 元 . 9 . 18	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
陳情 第5号	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・ 172地域）の上水道整備方について	R 元 . 9 . 5	議長 付議	R 元 . 9 . 11	建 設	R 元 . 9 . 18	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
陳情 第6号	天狗山ロープウェイ線最上団地停留 所に冬期間も停車することの要請方 について	R 元 . 9 . 6	議長 付議	R 元 . 9 . 11	建 設	R 元 . 9 . 18	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
その他会議に 付した事件	小樽市選挙管理委員会委員及び同補 充員の選挙	—	—	—	—	—	—	R 元 . 9 . 24	当 選
	行財政運営及び教育に関する調査に ついて（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R 元 . 9 . 18	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R 元 . 9 . 18	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚 生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R 元 . 9 . 18	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R 元 . 9 . 18	継 続 審 査	R 元 . 9 . 24	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R1. 5. 13	R1. 9. 18	継続審査	R1. 9. 24	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R1. 6. 7	R1. 9. 18	継続審査	R1. 9. 24	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R1. 6. 10	R1. 9. 18	継続審査	R1. 9. 24	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R1. 8. 9	R1. 9. 18	継続審査	R1. 9. 24	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R1. 9. 5	R1. 9. 18	継続審査	R1. 9. 24	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R1. 9. 6	R1. 9. 18	継続審査	R1. 9. 24	継続審査

小樽市議会会議録

令和元年 第3回定例会

令和元年12月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）(0134)32-4111